

衆議院議員 浅野 哲

国会質疑全集 1

2017年12月～2018年12月

衆議院議員 浅野哲事務所 編

【委員会質疑】

二〇一七年十二月一日 経済産業委員会「一般質疑」……………	1	二〇一八年四月十日 経済産業委員会「産業競争力強化法等改正案について」参考人質疑 増島正和参考人、富山和彦参考人、神津里季生参考人……………	27
■ Society 5.0の実現に向けた対応について		■ 規制のサンドボックスについて	
■ 中小企業支援について		■ 産業革新気候について	
		■ 会社法の特例について	
二〇一八年二月二十六日 予算第七分科会……………	7	■ 第四次産業革命における地方人材の必要性について	
■ 中小企業支援について			
■ データ利活用について		二〇一八年四月十一日 経済産業委員会	
		「生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部改正案」……………	33
二〇一八年三月三十日 経済産業委員会「一般質疑」……………	13	■ 革新的事業活動実行計画について	
■ アメリカと中国等の貿易摩擦が我が国にもたらす影響と対応方針について		■ 中小企業の投資促進策について	
■ 地域未来けん引企業の選定背景と選定方法、関連する支援策のあり方について		■ 産業革新気候の組織・運営見直しについて	
■ 今後の再エネ比率改善及び普及促進策とEPC期限切れ設備への対応について			
■ 第四次産業革命時代の人材育成方針における地方大学の位置づけについて		二〇一八年四月十三日 経済産業委員会	
■ 第四次産業革命時代のデータのオープン化への対応について		「生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部改正案」……………	39
		■ 産業革新気候の組織・運営見直しについて	
二〇一八年四月三日 本会議		■ 会社法の特例措置について	
「生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部改正案」……………	19	■ 就業構造転換への対応について	
■ 生産性向上特別措置法案による規制の見直し・創設支援について		■ 本法案の効果を評価するKPIについて	
■ 生産性向上に向けた投資の促進について			
■ 株式会社産業革新機構の組織運営の見直しについて		二〇一八年五月九日 厚生労働委員会（質疑要旨なし）……………	45
■ スピンオフの円滑化		「労働契約法の一部を改正する法律案」の提案理由及び概要説明	
■ 就業構造転換への対応			
■ 公文書改ざんの再発防止に向けた対応		二〇一八年五月十一日 経済産業委員会「不正競争防止法党の一部改正案」……………	49
		■ データの不正取得に対する差し止め請求の創設について	
		■ 工業標準化法の一部改正について	
		■ 特許法等の一部改正について	

二〇一八年五月十八日 経済産業委員会

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正案」…………… 59

■ 基本的課題認識と法整備の必要性について

■ 業界の変化に応じた制度の見直しについて

■ 生産性向上特措法と省エネ法の連携について

二〇一八年五月十八日 厚生労働委員会(質疑要旨なし)

「労働基準法の一部を改正する法律案」に対する質疑への答弁」…………… 65

二〇一八年五月二十二日 経済産業委員会

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正案」参考人質疑

矢野裕児参考人、万場徹参考人、田中信一郎参考人、中上英俊参考人…………… 67

■ 輸送部門における積載効率について

■ 複数事業者間での連携した省エネの取組について

■ 省エネにおけるデータ活用利用の位置づけについて

二〇一八年五月三十日 経済産業委員会「一般質疑」…………… 73

■ 電力多消費産業の課題と対応について

■ 第四次産業革命時代における国内経済の好循環に向けた課題と対応について

■ 産業界における元号改定対応作業の円滑化について

二〇一八年六月八日 厚生労働委員会「一般質疑」…………… 81

■ 長時間労働対策について

■ 地方における医師不足対策について

二〇一八年十一月二十九日 原子力問題調査特別委員会「一般質疑」…………… 87

■ 新規制基準の運用に関する基本的考え方について

■ バックフィットルールの明確化への対応状況について

■ 使用済み燃料の低害化・減容化技術の研究について

二〇一八年十二月五日 経済産業委員会「一般質疑」…………… 91

■ 生産性向上特別措置法の法人の適用範囲について

■ 高レベル放射性廃棄物の地層処分技術研究開発について

■ 仏国のASTRID計画凍結と日本の小型原子炉開発について

■ 元号改訂作業の円滑化の進捗状況について

【党所属調査会資料】

■ エネルギー調査会…………… 98

■ 経済財政調査会…………… 99

■ 税制調査会…………… 100

【スタッフ名簿】

二〇一八年十二月三十一日付…………… 102

委員会質疑

2017年12月～2018年12月

主な質疑内容

1. 投資に関わる高いレベルの人材確保を求める

これから第4次産業革命で世界にリードしていかうとしている中で、投資に関わる高いレベルの人材の確保が非常に重要だと考える。

また、3年間に限定した集中的施策であることから、報酬体系などにおいてメリハリのつけた機動的で柔軟な運用を求める。

2. 労働組合への必要な配慮を求める

経営判断の円滑化の必要があるとはいえ、働いている人の理解を得なければ現場に混乱が生じる。

労使協議などを通じて日常的に現場の理解浸透を図っていく必要性があると考えため、各民間企業への十分な周知を求める。



政府に見解を求める、浅野議員

3. PDCAをしっかりと回した目標設定を求める

今回の「生産性向上特別措置法案」及び「産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」の効果を評価するためのKPIについて政府の見解を求める。

回答

1. 産業革新機構が担うべき役割を果たすためには、これまで以上に優秀な人材の獲得が不可欠である。このため、社会的意義の高さなど、共感を得られるミッションを投資基準において明確化するとともに、現場においても投資のフロアエツシヨナルとして機動的に責任を持った意思決定ができるよう、ガバナンスのあり方を見直していく。

報酬体系のあり方についても、より良い人材が確保できるように検討する。

2. スピンオフの手続きにおける詳細については、非常に技術的な面もあることは事実。

労働組合などとの協議による十分な話し合いや雇用安定に十分配慮することなどをしっかりと周知していく。

3. 最終的な目標は、生産性を倍増させて2%にするということ、そして2020年度までに設備投資額を10%増加させ、2018年度以降の3%以上の賃上げにつなげることである。

今後、施策ごとにKPIと設定し、PDCAをしっかりと回した体制を進めていく。



世耕経済産業大臣

衆議院 第九十五回国会 経済産業委員会 會議録 第二号

平成二十九年十二月一日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 稲津 久君

理事 城内 実君 理事 平 将明君

理事 辻 清人君 理事 富樫 博之君

理事 吉川 貴盛君 理事 落合 貴之君

理事 田嶋 要君 理事 富田 茂之君

理事 穴見 陽一君 理事 石川 昭政君

理事 泉田 裕彦君 理事 上野 宏史君

理事 尾身 朝子君 理事 大串 正樹君

理事 大見 正君 理事 岡下 昌平君

理事 勝俣 孝明君 理事 神山 佐市君

理事 神田 裕君 理事 国光あやの君

理事 小寺 裕雄君 理事 小林 鷹之君

理事 國場幸之助君 理事 佐々木 紀君

理事 佐藤ゆかり君 理事 田畑 毅君

理事 穂坂 泰君 理事 星野 剛士君

理事 松本 洋平君 理事 三浦 靖君

理事 三原 朝彦君 理事 八木 哲也君

理事 中谷 一馬君 理事 松平 浩一君

理事 山崎 誠君 理事 浅野 哲君

理事 吉良 州司君 理事 齊木 武志君

理事 山岡 達丸君 理事 太田 昌孝君

理事 國重 徹君 理事 菊田真紀子君

理事 筈井 亮君 理事 谷畑 孝君

経済産業大臣 世耕 弘成君

経済産業大臣政務官 大串 正樹君

政府参考人 (金融庁総務企画局参事官) 井藤 英樹君

政府参考人 (経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官) 福島 洋君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 中石 齊孝君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 木村 聡君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 中川 勉君

政府参考人 (経済産業省産業技術環境局長) 末松 広行君

政府参考人 (経済産業省製造産業局長) 多田 明弘君

政府参考人 (経済産業省商務情報政策局長) 寺澤 達也君

政府参考人 (資源エネルギー庁次長) 保坂 伸君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー部) 高科 淳君

政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 小野 洋太君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君

政府参考人 (特許庁長官) 宗像 直子君

政府参考人 (中小企業庁長官) 安藤 久佳君

政府参考人 (原子力規制庁原子力規制技監) 櫻田 道夫君

政府参考人 (原子力規制庁原子力規制官) 片岡 洋君

政府参考人 (経済産業委員会専門員) 佐野圭以子君

委員の異動

十二月一日

辞任

神山 佐市君

神田 裕君

補欠選任

小寺 裕雄君

泉田 裕彦君

八木 哲也君 三浦 靖君

國重 徹君 太田 昌孝君

同日 辞任 補欠選任

泉田 裕彦君 国光あやの君

小寺 裕雄君 神山 佐市君

三浦 靖君 八木 哲也君

同日 太田 昌孝君 國重 徹君

同日 辞任 補欠選任

国光あやの君 神田 裕君

同日 補欠選任

同日 神田 裕君

企業庁長官安藤久佳君、原子力規制庁原子力規制技監櫻田道夫君及び原子力規制庁長官官房審議官片岡洋君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲津委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○稲津委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。城内実君。

○城内委員 自由民主党の城内実でございます。吉川筆頭理事のもと、自民党会派の理事を拜命いたしました。今後とも、稲津委員長初め与野党の委員各位の御指導、御鞭撻のもと頑張つてまいる所存でございますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、先般の世耕弘成経済産業大臣の所信の挨拶に関連する質問もさせていただきたいと思ひますが、本題に入る前に、世耕大臣が、経済産業大臣だけでなく、産業競争力担当大臣、ロシア経済分野協力担当大臣、原子力経済被害担当大臣、原子力損害賠償及び廃炉等支援機構の内閣府担当大臣をされていることに、改めて敬意を表したいと思ひます。

一人で五役という超人的な仕事をこなしていらっしゃるわけでありまして、また、海外出張も多いでしょうから、どうか、国家国民のために今後とも御自愛ください。

それでは本題に入らせていただきますと思ひます。

名目GDPが過去最高となるなど、多くの経済指標が示すとおり、我が国の経済は、安倍内閣のアベノミクスによつて確実に回復しております。

このアベノミクスをさらに確かなものにしていく上で目下最大の課題は、生産性革命と人づく

る

こと

です

こと

です

こと

です

こと

です

こと

です

こと

です

こと

しようと呼ぶ)プールが壊れるとおっしゃいますけれども、いきなり水が落ちる、なくなるということはなかなか考えがたいですし、水がなくなるというような状況が起きる場合におきましても、そこに対して水をまた注入する、こういうような設備もごいます。

加えまして、万が一の場合、どうしても放射性物質の放出が防げなかったという場合におきましても、その放出をなるべく緩和させる、その影響が大きくならないように水を速くからかける、こういうような設備も要求してございまして、これによって、周辺の住民の方々に影響が及ぶことがないような措置を講じることを要求している、こういうこととございまして。

○稲津委員長 山崎君に申し上げます。

申し合わせの時間が経過しておりますので、まとめてください。

○山崎委員 終わります。

もう、世界最高水準とか、そういう言葉を使うのをやめてください。危なくてしようがないじゃないですか、全然。今のお話で誰も納得しませんよ。また、規制庁とかをお呼びして、徹底的にやりたいと思います。

世耕大臣、使わないでくださいよ。よろしくお願います。世界最高水準という言葉は使わないでください。要望です。

○稲津委員長 次は、浅野哲君。

○浅野委員 希望の党の浅野哲です。

私は、これまで、電機産業の一企業で研究者として働きながら、日本のものづくり、そして、グローバル市場における厳しい競争現場に身を置いてきました。また同時に、労働組合の活動や国会議員の秘書としての仕事を通じて、懸命に働く人々の生の思いを聞いてまいりました。こうした現場の声を政治に反映させて、誰もが将来展望とやりがいを持って働き、安心して暮らせる社会の実現に貢献していきたいと考えております。

きょうは、こうした思いのもと、これからの産

業発展の鍵を握る第四次産業革命、そして、これまで日本のものづくりを支えてきた中小企業の後継者問題について質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず初めに、ソサエティー五・〇の実現に向けた対応について質問をさせていただきます。

国内産業が再び活力を取り戻すための最大の鍵は、第四次産業革命の実践、すなわち、コネクテッド・インダストリーズの構築を通じてソサエティー五・〇を実現することであると認識しております。ここで乗りおけますと、成長と分配の好循環サイクルが構築できない。つまり、少子高齢化対策や社会保障政策などの社会政策を拡充するためにも、第四次産業革命を通じて着実な経済の好循環を実現しなければならぬ。この取り組みの役割の一つは、稼ぐこと、言いかえれば、グローバル競争の中で勝ち得る産業を創出することであると認識しておりますが、まず、大臣の認識を伺いたいと思っております。

○世耕国務大臣 第四次産業革命が進んでいく中で、本場に産業が大きく構造転換していく時期だということふうに思っています。そういう中で、日本のものづくり、あるいはサービス産業が国際的に競争力を持って、しっかりと世界のトップランナーとしてやっていけるように、いろいろな取り組みをしていかなければいけないと思っております。

ドイツはインダストリー四・〇というのを掲げているわけですが、日本はコネクテッド・インダストリーズという考え方で、特に製造、サービスの現場に日本はたくさんデータが蓄積をしております。そのデータが、まさに品質の高いものづくりから生まれてきたデータであるわけでありまして、それが、ただつながれずそれぞれ現場に宝の山が置いたままになっておりますので、これをコネクテッド・インダストリーズの概念のもとでつないでいって、ビッグデータとして活用してさらなる製品の品質向上につなげていって、世界に勝っていくというのが我々の基本戦略

であります。

経産省としては、企業と企業、そして企業と個人、そして日本と海外とか、そういったものを全部データでつないで、新たな連携を起こすことによつて、リアルなデータから付加価値の高い製品、サービスをつくって、それを社会課題の解決につなげる、コネクテッド・インダストリーズを通じてソサエティー五・〇を実現していきたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

コネクテッド・インダストリーズという概念を通じて、さまざまなリアルデータを有効に活用して、より生産性の高い産業を実現していこう、そういう考え方であるというふうに理解をいたしました。

先ほど、これまでの質疑の中でも、例えば、自動運転、データの共有、そういうデータ共有プラットフォームをつくったり、あるいはプラントでいえば、予兆診断技術、こういうことにも活用可能であるというような言及がありましたけれども、こういうコネクテッド・インダストリーズという考え方、そしてデータ利活用の環境を整えれば、必ずしもそういう産業の活性につながるかというと、実は、現場レベルではそれは認識がされておられません。

それをこれから質問させていただきたいんですけど、配付させていただいた資料の図一、図二をごらんください。これは、出願特許の観点から、日本と米国の特許の内訳を可視化したものになります。

例えば図一を見ていただきますと、日本において、当面のビジネスと無関係な新技術の研究による発明、いわゆる革新的な技術、これが占める割合は約八%とされているのに対して、アメリカは、これが二四%であるというデータが出ております。

また、出願件数自体においても、図二を見ていただきますと、中国や米国、日本、韓国、欧州といった各地域の出願数の推移としてあらわしてお

りますけれども、中国の右肩上がりの程度が極めて著しくて、直近でも、日本の約三倍以上の出願をしているという状況にあります。

こういった現実を踏まえる中で、日本がどうやってこのグローバル競争の中でイニシアチブをとっていくかというところか。知財戦略の観点から、競争優位を実現するための考えについて伺いたいと思っております。

○宗像政府参考人 お答えいたします。

日本の特許出願の数が海外に凌駕されているという御指摘がございました。

日本から、しかも革新的技術がなかなか生まれにくくて、改良が多いのではないかと御指摘もあります。ただ、つぶさに見ますと、もちろん、ノーベル賞も出ておりますし、LEDとかIPSとかオートファジーとか、そういう画期的な技術が生まれていることは事実ではあります。

ただ、日本でそういう基本技術がせっかく開発されたにもかかわらず、特許出願に対するサポートが不十分だったため、日本からの出願よりも外国からの出願が多くなってしまったというように、もったいない事例もございまして。

そこで、特許庁といたしましては、遺伝子の組み換えであるとか燃料電池、ナノカーボンなど、産学連携などによりまず最先端の研究開発プロジェクトに、知財紛争など経験豊富な専門家を派遣をいたしまして、事業で勝てる特許の取得に向けて支援をいたしております。

中心となる特許だけを取って周辺を取らないで済ませてしまうと、そこにわっと海外の企業が出願をしようとか、そういう事態が起こっておりますので、そういうことにならないように、戦略をアドバイスをする、紛争の経験豊富な専門家を派遣するというようなことをやっておりまして、その効果が上がるように努めてまいりたいと思っております。

また、創業間もないベンチャー企業の中には、革新的な技術を持ちながら知財まで手が回らないとか、あるいは、そもそも知財を経営者がよく御

存じないといったような例もあります。

そこで、来年度から、ベンチャー支援経験のある弁護士、弁理士、あるいはベンチャーキャピタルの出身者など、ベンチャーの事情に詳しい専門家のチームによりまして、そういう革新的技術を持つベンチャー企業がしつかりした知財戦略を立てられるよう支援できますよう、予算を要求しているところでございます。

そのほか、中小企業も、長年技術を磨いたところが革新的な技術を生み出している例がございます。しかし、国内からの特許出願に占める中小企業の割合が一五％程度となっております。これはアメリカなどよりも低いということで、中国も中小企業のイノベーションをしつかり支援していくということも政策として掲げておりますので、日本といたしましては、これまで赤字企業に限定をされておりました特許料金の半減というものを、全ての中小企業を対象に半減するというところを検討しております。これによって、財務諸表の提出も不要になるなど、手続も大幅に簡単になると思っております。

さまざまなお知らせから革新的な技術は生まれておりますので、これが無駄にならないで、イノベーションとして結実するように、知財の面からしつかりと支援をしたいと思います。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

確かに、要素技術の基本特許化というのは極めて重要なことですけれども、近年、グローバル化が進む中においては、応用技術の特許化、これをしつかり押さえていかないと、民間の企業も含めて、このグローバルマーケットの中で、この第四次産業革命の中で勝っていくことは非常に難しくなると思っております。今おっしゃっていただいたような点での支援は、引き続き御検討いただきたいと思っております。

加えて、中小企業、今特許に占める出願の内訳は一五％という数字を挙げていただきました。中小企業の皆さんが、いろいろな応用特許につながるさまざまな技術を持っていられたいです。

こうしたことを戦略的に特許化できるような例え、国の責任で、そういう特許インテリジェンスのような集約をして、こういう分野の特許がこれから強くなる、育っていく、そういうインテリジェンスの提供のようなこともぜひ御検討をさせていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、研究開発税制についてお伺いをしたいと思います。

今お話をさせていただいた、日本企業が、日本の産業がグローバルな中でしつかりと勝っていく、そういう環境をつくっていくためにも、今、研究開発税制といった視点でさまざまな国の施策が行われております。

ただ、先ほど申し上げたような特許の出願内訳を見ますと、必ずしも諸外国をキャッチアップするような成果につながっているのかどうか、こういった部分でいささか疑問が残るものもあります。

そこで、今の研究開発税制がしつかりと狙った効果を発揮できているのか、利用実績を含めたその実態についてお聞かせください。

○末松政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、企業の競争力を強化して経済成長を実現していくためには、中長期的な安定的な研究開発投資が不可欠であるというふうにお考えしております。

研究開発税制でございますが、企業の研究開発投資の一定割合を、法人税額から、税額から控除する制度でございます。企業規模とか業種を問わず、企業の研究開発投資を後押しするものでございます。

本税制の適用額の実績でございますが、平成二十七年で六千五百五十八億円というふうになってございます。また、活用企業数は九千三社というふうになっていくという実績でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。今、九千件近くの利用実績があるということをお答えをいただきました。

私の本日の配付資料の図三をごらんください。

これは、平成二十六年及び二十七年の研究費の主体別構成比というのを示しております。これを見ていただくとわかりますように、企業が全体の七割以上を占めるような現状があります。こういうことを踏まえまして、この研究開発税制をしつかりと有効に活用することが研究開発力の増進につながることは間違いないと思っております。

そこで、これからの第四次産業革命という時代のうねりにしつかりと追従していくために、この研究開発税制が今のままでいいかと言われると、やはりこの特許の状況を見ればまだまだ改善の余地はあると思っております。現在の税制に対して今後の動向を踏まえた課題認識、あるいは検討している内容がありましたら、お答え願います。

○末松政府参考人 先ほど提出いただいた資料でございます。企業が研究開発において企業の占める役割というのは非常に大きく、かつ重要でございます。企業がより革新的な研究開発に取り組めるよう環境整備をしていくということは、税制、ほかの制度を含めて、いろいろなことをしていくことが重要であると認識しております。

この観点から、研究開発税制においては、企業が自前主義にとらわれることなく、外部からも新たな技術や知見を取り入れた技術革新を起こすことを促進すべく、平成二十七年より、特別試験研究費税額控除制度、いわゆるオープンイノベーション型というものを拡充してきてございます。こういうことも活用していければというふうにお思っております。

さらに、委員御指摘のとおり、平成二十九年で税制改正におきましては、新たな分野の研究開発も支援していくということで、従来の支援対象に加えて、第四次産業革命型のサービスの開発を支援対象に追加したところでございます。

また、さらなる改善に向けては、きょうの御指摘も踏まえて、現在用意されている税制の利活用状況を正確に把握するとともに、有識者や実務者の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えて

おりますし、なお、これらに加えて、委員御指摘のコネクテッド・インダストリーの推進に向けて、産業データを活用する取り組みについて必要となる情報システム、センサー、ロボット等のIoT投資を促進する税制措置の創設について税制改正要望を行っているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

これは意見として述べさせていただきますけれども、今、研究開発税制をサービス分野にも幅を広げていくというお話をさせていただきました。ただ、第四次産業革命をしつかりと実践していくための産業をつくっていくためには、必ずしもサービスだけではないと思っております。すぐれたサービスを實現する際には、必ずすぐれたプロダクトも必要になります。

例えば一例を挙げますと、アメリカのアップル社の場合は、もともとアイポッドですとか 아이폰というすぐれた革新的なプロダクトと、あとはアイチューンズですとかアプリストアという極めて革新的なソフトウェア、プラットフォームがあつたからこそ、これだけの世の中の変革をもたらしたというふうにお話されております。

ですので、日本もこれから、サービスだけでなく、しつかり、ものづくりというリアルな現場での積み上げがありますから、このプロダクト分野に対する税制面での拡充といったものもぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移させていただきます。

次は、第四次産業革命に伴う就業構造転換について質問させていただきます。

お配りした資料の図四をごらんください。お配りした資料の図四には、これは、経済産業省が発表した新産業構造ビジョンの資料の中のワンスライドでございます。これは、各職業別に、二〇一五年度と比較して、二〇三〇年になつたときどの職業がどれぐらい従業者数が増えるのかというのを見積もった資料であります。

例えば「製造・調達」という職業を見ますと、A Iやロボットによる代替が進み、変革の成否を問

わず、このまま、第四次産業革命が起らないまま進んでも二百六十二万人の従業者数が減りま
す、もし第四次産業革命が軌道に乗った場合には
二百九十七万人の従業者数の減となる、こういう
ことが書いてあるんです。ただ、これを素直に見
ると、物すごい失業者数があるんじゃないか
とか、そういう率直な不安を持つ方も少なくあり
ません。

ですので、ここではまず、この数字をどうい
うふうに解釈すればよいのか、ぜひ国民の皆様
にわかりやすい説明をお願いいたします。

〔委員長退席、富田委員長代理着席〕
○中石政府参考人 お答えします。

委員御指摘の「職業別の従業者数の変化」につ
きまして、これは、独立行政法人労働政策研究・研
修機構が二〇一四年五月に公表した二〇三〇年
における労働力人口の推計に基づき、経済産業省に
おきまして、さらに職業別従業者数の内訳を予測
したものでございます。

同研究機構の推計に基づき計算しますと、人口
減少の中で現状放置をしますと、労働力人口
が年率〇・八％全体で下がってしまい、そして、
経産省の予測を加えますと、ほぼ全ての業種で従
業者数が減少するという結果が、まさにお配りい
ただいた資料に書いてあるとおりでございます。
他方で、産業、就業構造の変革を進めれば、
労働力人口の減少は年率〇・二％程度にとどま
るということで、職業別に見ますと、従業者数を減
らす分野がある一方で、従業者数をふやす分野も
あると予測しております。

この中で、委員が御指摘のとおり、「製造・調
達」については、変革が行われたとしても、二〇
三〇年に二百九十七万人減少と私ども試算いたし
ました。しかし、これは同時に、この表の上下を
見ていただきたいんですけれども、例えば製造の
「上流工程」、すなわち研究開発や商品企画の業
務、あるいは製造ラインのIoT化、セキュリティ
対策等の「IT業務」、さらには、人工知
能、ビッグデータを活用したソリューションビジ

ネスとも呼んでおりますが、営業、企画、販売と
いったような分野におきましては、従業者数
増加を見込んでおります。

このように、製造業全体としても見た場合に
は、第四次産業革命に対応する中で、必ずしも失
業者を生むのではなくて、従業者数の、職種を多
角化していくことが重要というふうに考えており
まして、この構造変化に円滑かつ迅速に対応す
るために、まさに人材育成に取り組んでいくことが
急務の課題というふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。
今のお話ですと、実際に特定職業の従業者数は
確かに減るんだけれども、そのかわり、ほかの職
業分野への変換を推進していく、そのための人づ
くりが重要だということだと思っております。

それに関連して、今、第四次産業革命スキル習
得講座認定制度という、そのスキルチェンジに備
えた新しい制度の創設が検討されていると思いま
す。これについて質問させていただきますかと思
うんです。

この第四次産業革命スキル習得講座認定制度に
ついての事前相談が、ことしの八月十四日から九
月二十二日の期間に受け付けられたということ
を聞いております。これに対してどのぐらいの相談
があったのか、及び、こうした講座を今後運用し
ていくに当たって、どれぐらいの予算規模を国と
しては見積もっているのかについてお聞かせ願
います。

○寺澤政府参考人 お答えします。

委員御指摘のとおり、第四次産業革命のもと
でいろいろな新しいニーズが出てきて、それに対
する新しいスキルが必要になってくる。このため
に、ITとかデータ分野を中心に、社会人の学び
直しが必要になってくるということでございます。

こうした観点から、御指摘があった第四次産業
革命スキル習得講座認定制度というのをことしの
七月に創設しております。制度としては創設し

ています。

この制度は、AIとかデータサイエンスとかセ
キュリティー等のIT分野と、製造業等の個別業
務分野、個別業界におけるITの利活用分野、こ
の二つの分野について、社会人向けの専門性、実
践性の高い教育訓練講座を経産大臣が認定す
るものであって、こと十二月、今月ですけれど
も、講座の初回の認定を行い、来年四月から第一
回の講座の受講を開始する予定でございます。し
たがいまして、制度はできていくわけですから
も、認定はこれからで、受講はこれからです。

数について御相談があったんですが、今審査中
でございますので、ちよつとこの段階で数字につ
いてコメントするのは控えさせていただきますとい
思っています。

なお、本制度により認定を受けた講座のうち、
厚労省が定める一定の要件を満たし、厚生労働大
臣の指定を受けたものは専門実践教育訓練給付の
対象となり、受講者が支払った費用の最大七割が
助成されます。これについては、昨年度の初回受
給者数は、専門実践教育訓練給付を受けた者は、
約一万人となっております。

〔富田委員長代理退席、委員長着席〕

○浅野委員 ありがとうございます。

専門実践教育訓練給付制度ですか、昨年の受講
実績としては一万人ということで、恐らく、この
第四次産業革命に対応した講座もこの枠組みの中
でやられるということなんですか。

先ほど、四四の表でお示ししたとおり、一万、
二万の話じゃないんです。第四次産業革命とい
うのを実践するに当たって、二〇三〇年までの間に
何十万人、何百万人という規模での従業者数の
影響があるわけですね。

ですから、既存の枠組みを応用した、そういう
一万人、二万人規模の施策というのでは、とても
じゃないけれども間に合わないんじゃないか、そ
んな危機感を持っておられますので、ぜひとも、多
くの働く人々の不安を払拭して、なおかつ、将来
に向けて、しっかりと安定した雇用、そして

安定した生活を実現するためにも、こういった部
分についても、国として責任ある計画的な対応を
お願いをさせていただきたいと思っております。
そして、最後に、この件について大臣にお伺
いをしたいと思います。

今お話をさせていただきましたように、第四次
産業革命、コネクテッド・インダストリーズの構
築、そしてソサエティー5.0の実現に向けて
は、知財分野でも、また就業構造転換に関して
も、かなりの大きな日本の産業界の変革が求めら
れていく、そんな時代が目の前にやってきてい
ると思っております。

そういった中で、特に、働く人たちの暮らしを
守って、しっかりと継続的に国民生活の安定を維
持することも国の重要な役割だと思っております
けれども、例えばスキルチェンジということが起
こったとしても、雇用の安定や生活の安定を守ら
なければいけない。繰り返しになりますが、これ
は国の責任で行わなければいけないと思いま
す。ですから、労働市場の流動健全性を担保するよう
な雇用法制あるいは雇用ガイドラインの整備も当
然ながら必要になっていくと思っております。

ですので、これは厚生労働省の範疇にも入って
いくと思っておりますけれども、ぜひとも、こういった
テーマに対しては、組織横断型の対策チームを組
織して、時間軸を意識した着実な検討を進めてい
ただくように大臣にお願いをさせていただきます
と思っております。

○世耕国務大臣 今御指摘のように、AIとか口
ポットによって、かなり非定型業務まで自動化さ
れていくという形になっていくんだろうと思いま
す。

この間もコンピュータ雑誌を読んでいた
ら、RPAといって、ロボティクス・プロセス・
オートメーション、エクセルの表づくりとかパワ
ポの資料づくりとかウェブの検索とかは、もうワ
ンクリックで全部人工知能を中心としたコン
ピューターがやってくれる。今、残業規制問題に
悩んでいる大企業が続々とそのシステムを導入し

ているということでありまして、本当に、人の要求されるスキルというものがこれから大きく変わっていくことを実感していますし、もう一つ大きいのは、スキルの賞味期限が短くなってきたということだと思えます。

きのう、官邸で、人生百年構想会議、人づくり革命の会議がありました。そこでプレゼンされた有識者の方が、今までの人生というのは、学校、仕事、引退となっていて、学校は文科省が面倒を見て、仕事は経産省と厚労省が見て、そして引退後は厚生労働省が見るというようなことから、これからは仕事と学びがまた模様に出てくる時代になってくる。だから、人の人生そのものもかなり変わってくる。

そういう中で、我々も、今までみたいな画一的な省庁縦割りではなくて、省庁が連携をしてスピード感を持って取り組まなければいけないというふうにも思っています。

先ほど寺澤局長が答弁した第四次産業革命スキーム習得講座というのは、これは実は画期的でして、厚労省の予算を使うものを経産大臣が認定するという、霞が関の常識では今まで考えられなかったことも始めておりまして、その辺、いろいろな柔軟な取り組みもしたいと思えます。

今委員から御言及のあった労働法制も、いろいろとこういつた時代の変化に合わせて、人が生きやすいように、人がより豊かで幸せな人生を送れるように考え直していかなければいけない。これはぜひ与野党で建設的な議論をして、単に首切り法案だとか残業青天井法案と言わないで、どうやって働きやすい環境を第四次産業革命の中でつくっていくかということ、ぜひ野党の皆さんとも議論ができればというふうにも思っています。

○浅野委員 ありがとうございます。
ぜひとも、この第四次産業革命のうねりというのは、大きな時代を変え得るうねりだと思えますので、それに向けて今後も建設的な議論をさせていただきたいと思えます。

第一類第九号 経済産業委員会議録第二号 平成二十九年十二月一日

て、中小企業支援について質問をさせていただきたいと思えます。

国の試算によれば、今後十年の間に、経営者の年齢が七十歳を超える中小企業・小規模事業者というのは約二百四十五万者、うち約半分の百二十七万者、これは日本企業全体の約三割を占める数字ですけれども、が後継者未決定という状況にあるということなんです。この現状を放置すると、先ほども出ましたけれども、二〇二五年までに約六百五十万人の雇用、そして約二兆円のGDPが失われる可能性があるということでありまして、事業承継については本当に喫緊の課題であると認識をしています。

そこで、改めてお伺いしたいんですけれども、現在検討が進められている事業承継税制の見直し、来年度に向けた見直しの内容について、改めて概要をお伺いしたいと思います。特に、事業承継後の雇用維持要件、条件つき撤廃という部分がございます。この詳細についてぜひとも知りたいという声を私も地元から聞いておりますので、その部分について特にお伺いできればと思えます。

○安藤政府参考人 お答えを申し上げます。
現在の事業承継税制は、先ほど来大臣からも御答弁いただいておりますけれども、まだまだ利用率が大変低いという問題でございます。私ども、いろいろな形で中小企業の皆様方の生の声を聞きますと、一つは猶予のお話等々ございますけれども、やはり雇用の五年平均八割ということが大きな制約になっておるといってお声もございまして、委員御案内のとおり、現在、中小企業におきましては、まず、近年の深刻な人手不足問題、これはもう大変な問題でございます。努力をいたしまして、結果としてこの雇用要件を切ってしまうと、事業承継そのものをちゅうちゅうする大きな要因となつていとお声もございまして、

中小企業・小規模事業者の事業承継を円滑に進めるため、承継そのものをしっかりと確保していただくということが雇用の受け皿となつていく

あろうというふうにも考えております。五年平均八割というものをどういう形で緩和をさせていただくのか。撤廃を含めて、現在、今政府内で検討させていただいている、このような状況でございます。

○浅野委員 どうもありがとうございます。
この事業承継税制については、本当にかなり多くの、百二十七万者を超える多くの中小企業の経営者の方々が固唾をのんで見守っているような現場の状況もございまして、ぜひとも、より中小企業の経営者の方々の立場に立った制度としていただきたいと思っておりますし、それに向けて我々も建設的な議論を重ねてまいりたいと思えますので、よろしくお願いたします。

時間が参りましたのでこれで最後にいたしますけれども、後継者を育成するという観点で、中小企業大学校という制度がございまして、
現在、全国に九カ所あるんですけれども、ただ、きょうお配りした資料の図八及び図九を見ていただくと、立地地域の近郊で働いている方は比較的受講されている一方で、少し離れた場所働いている方々はなかなか受講できないという現実がございます。それに受講料も、二日間研修だと二万二千元というのがあります、経営管理者研修というコースになると、六十日間、五十四万七千円という、極めて長期間、高額な時間的、経済的コストを求められることとなります。

中小企業の後継を育成する必要性はわかりながらも、こうした時間あるいはコストを負担できずに泣く泣く諦めてしまったという実際の声も私は聞いております。

ぜひとも、こうした部分で、今後、より使いやすしい制度、より通いやすい助成制度といったものを検討していただきたいと思えますが、最後に、これについてよろしくお願いたします。
○稲津委員長 申し合わせの時間が経過してしまつたので、答弁は簡潔にお願いします。
○安藤政府参考人 お答えを申し上げます。
今のアクセス改善の問題、また小規模事業者の

方々も含めた利用のしやすさ、こういうものをしっかりと検討し、実施に移させていただければ、このように思っております。
○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○稲津委員長 次に、山岡達丸君。
○山岡委員 山岡達丸と申します。
御質問の機会をいただきましたことにまずもって心から感謝を申し上げます。先ほど浅野委員からは、グローバルの中で企業がいかに勝っていくか、そうした世界を見据えたさまざまなお話もございました。

私は、地元の話も含めさせていただきますながら、こうした企業が、合理化とかあるいは合併、効率化を進めていくって力強くなっていく一方で、地域の中でそうしたさまざまな問題とありますが、波紋を呼ぶこともあるということも実例ももつてお伝えをさせていただきますながら、そのことについて、また、地方経済への影響とか、どう対処していくか、そしてまた大都市や地方との調和のあり方、こうしたことについて、大臣を初め皆様御質問をさせていただければと思えます。

実例なんですけれども、私は北海道の南側を選挙区として活動させていただいてる中でありますが、ことし九月末、そちらの地域の北海道室蘭市という、南側にあります港町の町、港の町なんですけれども、こちらで、JXTGエネルギーの室蘭製造所が製造を中止するというのを発表されました。
JXTGエネルギーは、石油元売の国内最大手の企業でございます。合併を繰り返しながら今に至っているわけでありまして、北海道のこの室蘭は、先ほど申し上げましたけれども、立地上、大変昔から恵まれていたということもあつて、一九五六年、六十年以上前でありまして、日本石油精製株式会社室蘭製油所を建設されて以来、非常に地元の企業として、何と申すのか、親しまれてきたというのか、そうした企

主な質疑内容

1. データ流通環境の整備を求める

第4次産業革命において、今後、国内企業の総合力を発揮するためにはデータの利活用環境の整備がカギを握る。一方で、データというものは取扱う立場によって定義が異なるケースも出てくるため、データを守る仕組みの整備や、不正データの定義などを整理していく必要がある。

2. 事業承継の審査基準の整備を求める

現在検討されている事業承継税制の改正において、雇用要件の緩和(5年間の間に雇用の8割を維持できなかった場合でも認定支援機関による指導と都道府県の審査を通過すれば適用される)があるが、公平性を保つ観点から審査の判断基準に一定のガイドラインを整備する必要があると考える。



政府の考えを問う、淺野議員

3. 公設試験研究機関(公設試)の支援強化を求める

地域産業の中核的な支援機関である公設試は、近年、設備の老朽化や更新の必要性に加え、事業化や市場開拓等の新たな支援が求められており、公設試の維持や機能強化に対して自治体の負担が重くなっていると聞いています。公設試に対する支援強化が必要と考える。

回答

1. 日本は強みは中小企業を含めてIT導入が進んでいること。弱みはそのデータは企業内で閉じていること。今後、データ共有ということを切り口にして企業間の協調領域を広げ、日本の産業競争力強化につなげていきたい。

また、データを利用する際に、その権利や責任の範囲をどう規定していくか明確にしていかなければならない。
今後、議論させていただきたい。

2. ご指摘の通りと認識している。

今後、判断基準には最大限統一性を持たせるためにQ&Aもしくはガイドラインのようなものを整備して、運用に万全を期させて頂く。

3. 地域の中小企業の生産性向上やIoT社会への対応を促進することとは大変重要と認識しており、平成29年度の補正予算では地域における中小企業の生産性向上のための共同基盤事業として10億円計上している。

ご指摘のあった公設試等の機関がしっかりと中小企業を支援できるように取組んでいく。



答弁する世耕経済産業大臣

衆議院 第九十六回国会 予算委員会第七分科会議録 (経済産業省所管) 第二一号

平成三十年二月二十六日(月曜日)

午前九時開議

出席分科員

- 主査 宮下 一郎君
- 石川 昭政君
- 山本 幸三君
- 伊佐 進一君
- 兼務 末松 義規君
- 兼務 平野 博文君
- 佐藤ゆかり君
- 岡島 一正君
- 遠藤 敬君
- 浅野 哲君
- 高橋千鶴子君

経済産業大臣

政府特別補佐人

(原子力規制委員会委員長)

政府参考人

(内閣府知的財産戦略推進事務局長)

政府参考人

(文化庁次長)

政府参考人

(経済産業省大臣官房総括審議官)

政府参考人

(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人

(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人

(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人

(経済産業省産業技術環境局長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官)

政府参考人

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部)

政府参考人

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部)

政府参考人

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部)

政府参考人

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部)

政府参考人

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部)

政府参考人

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部)

政府参考人

- 政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)
- 政府参考人 (中小企業庁長官)
- 政府参考人 (中小企業庁事業環境部長)
- 政府参考人 (中小企業庁経営支援部長)
- 政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官)
- 政府参考人 (防衛省地方協力局長)
- 経済産業委員会専門員
- 予算委員会専門員
- 村瀬 佳史君
- 安藤 久佳君
- 吾郷 進平君
- 高島 竜祐君
- 片岡 洋君
- 深山 延暁君
- 佐野圭以子君
- 石上 智君

分科員の異動

二月二十六日

辞任

原田 義昭君

山本 幸三君

阿部 知子君

伊佐 進一君

遠藤 敬君

同日

石川 昭政君

岡光あやの君

岡島 一正君

濱地 雅一君

杉本 和巳君

同日

辞任

森 夏枝君

同日

第五分科員平野博文君、第六分科員高橋千鶴子君、第八分科員末松義規君及び浅野哲君が本分

補欠選任

石川 昭政君

岡光あやの君

岡島 一正君

濱地 雅一君

杉本 和巳君

同日

補欠選任

原田 義昭君

山本 幸三君

阿部 知子君

伊佐 進一君

森 夏枝君

同日

補欠選任

遠藤 敬君

科兼務となった。

本日の会議に付した案件

- 平成三十年度一般会計予算
- 平成三十年度特別会計予算
- 平成三十年度政府関係機関予算
- (経済産業省所管)

○宮下主査 これより予算委員会第七分科会を開会いたします。

平成三十年度一般会計予算、平成三十年度特別会計予算及び平成三十年度政府関係機関予算中経済産業省所管について、前回に引き続き質疑を行います。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。高橋千鶴子君。○高橋(二)分科員 おはようございます。日本共産党の高橋千鶴子です。

さようは、青森県六ヶ所村で建設工事中の再処理工場、核燃サイクル問題について質問したいと思います。

朝早くから、原子力規制委員会の更田委員長にもおいでをいたしております。ありがとうございます。

それで、その前に、二月二十日、三沢米軍基地所属のF16戦闘機が離陸直後にエンジン部分から出火し、燃料タンク二本を小川原湖に投下した問題について、防衛省に伺います。

小川原湖は、七市町村にまたがる青森県最大の汽水湖であり、ワカサギ、シラウオ、天然ウナギ、シジミもトップクラスの漁獲量を誇る、まさに宝の湖と言えるものであります。当日も百隻のシジミ漁が出ておりましたけれども、タンクが落ちて十五メートルの水柱が上がったと証言する漁師は、わずか二百メートルのところの距離でありました。

離陸三秒後に火が出たといえますから、燃料も満タン、一トン近かったと思われれます。それだけのタンクが直撃すれば、大惨事になったかもしれません。米軍は、人けのないことを確認してタンクを投下したと述べており、訓練はうまくいった程度の認識しかないのではないか。二十日の予算委員会、私は総理に対して、小川原湖は米軍の訓練場ではありませんと指摘をしました。このことを改めて強く指摘したいと思っております。

さて、タンクの回収作業は海自大湊の部隊が当たっており、二十四日には湖底から燃料タンクの破片二十五個を回収し、米軍に引き渡したとされております。ただ、破片なので、それが一体回収すべき全体の何割くらいになるのか。また、二個目は全く見つかっていないのではないかと思うんですけれども、どのようになっているのか。また、小野寺防衛大臣自身が述べているように、本来なら米軍が回収すべきところをなぜ海自に任せているのか。回収の進捗状況とあわせてお答えください。

○深山政府参考人 お答え申し上げます。二月二十日に発生いたしました燃料タンクの投棄の問題につきましては、大湊御地元にも御迷惑をおかけしているところでございます。

燃料タンクが投棄された現場の燃料等の回収につきましては、本来は米側がみずから行うべきものであるという認識は、我々も持っております。しかしながら、米側と調整を行っている中で、二月二十一日、青森県知事から海上自衛隊大湊地方総監に対して災害派遣要請がありました。これを受けまして、防衛省としては、燃料等を早期に回収すべく活動を開始いたしましたところでございます。

委員会質疑

8

我が国はなかなか、島国であり、かつ地政学的にそう簡単にいかないわけでありまして、やはり火力に調整力を頼らなければいけない。

その火力のコスト負担とかを今後どうしていくかというのは、今のところは送配電事業者にきちっと供給義務を課すということでそこはカバーできていくわけでありまして、これからもっと再エネが入ってきたときどうしていくかというところは、中長期的に考えていかなきゃいけないと思います。

その蓄電というのが、私は日本にとっては一つの大きなブレイクスルーだと思っておりますし、それも、資源のこととかをいろいろ考えたときに、やはり水素の形で蓄電をしていくというのが非常に日本にとっての一つの活路ではないかというところで、そういったところに政策を少し集中をさせていきたいと思っております。

○平野分科員 時間が来ましたので、最後の最後に、通告しておりますが、大臣、今、送配電は交流で送っていますよね。我が国は、五十ヘルツ、六十ヘルツでやっております。

これはなぜ交流なのか。私は、直流の方がいいんじゃないかという気がするんですね。交流がゆえに三線で送っているんですね。三線をダブルで送っているわけです。直流だったら、プラス、マイナスで二線でいいんですよ。

トータル、いろいろな意味で、私は直流の場合の方が、太陽光を含めて、変換しなくていいし、いいんじゃないかと思っておりますが、通告していませんが、もし思えば伝えてください。最後にします。

○世耕国務大臣 電気にお詳しい平野先生に突然聞かれて、ちょっと、なかなかお答えできない。ただ、そういう話があるというのは、そっちの方が効率がいいんじゃないかという話は以前から伺っております。よく研究させていただきたいと思っております。

○平野分科員 終わります。ありがとうございます。

○佐藤(ゆ)主査代理 これにて平野博文君の質疑は終了いたしました。

次に、浅野哲君。
○浅野分科員 希望の党の浅野哲でございます。本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本日、予算委員会第七分科会ということで、私の方からは、大きく二点、中小企業支援、そして第四次産業革命について質疑をさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

まず、昨夜のことになりますけれども、平昌オリンピックが閉会をいたしました。今回は、過去最多となる九十二カ国が参加をいたしました。日本選手の皆さんも十三個のメダルを獲得されたということで、長野オリンピックを抜いて過去最高となったことは、日本国民多くの皆様にとってうれしいニュースだったのではないかなというふうに思っております。

これからパラリンピックでも、同様に日本の選手たちの活躍を応援してまいりたいと思っております。そして、その次はいよいよ東京オリンピックということ、東京オリンピックでは日本らしさを十分に発揮して、そして世界じゅうの人々が東京オリンピックを楽しめるように、国を挙げて取り組むべき課題が数多くあると思っております。

まずは、それに関連して、第四次産業革命の方から質問させていただきます。
第四次産業革命については、昨年の特別国会での経済産業委員会の中で世耕大臣の方から、日本にはすぐれたものづくりから生まれた多くのリアルデータが存在している、そしてこれらのデータを生かすことで付加価値の高い製品やサービスをつくってほしい、そういった意気込みをお聞かせいただきました。私もこの方向性には共感をしておりますが、やや抽象的、概念的な理解にとどまっているようにも感じております。

そこで、まずは改めて、コネクテッド・インダストリーズという、その実現のために、なぜデータの利活用、データの共有が必要なのか、その社

会的な必要性や、現在検討されている具体的な対象分野などもあれば、答弁願います。

○世耕国務大臣 やはりドイツのインダストリー四・〇というのは、これは完全にものづくりの最初から最後まで、いわゆるCADによる設計から最終的に在庫管理のようなことまで、一つの会社が全部押さえています。一方で、会社間の取引というのが、これまた別の一つの会社が押さえているのは、ドイツの場合は、このシステムの中にどうやって中小企業も含めて組み込んでいくかというのが課題、これがまさにドイツのインダストリー四・〇の取組だというふうに思います。

日本の場合には、残念ながらそういうベンダーは存在をしないわけでありまして。そういった中で、しかし一方で日本の強みは何かといったら、やはり中小企業も含めて結構機械化、IT化がこれまでの政策の効果もあって進んでいて、どんな現場へ行っても機械が動いていて、モニターのところへだあっと、毎日、データが時々刻々出てきているわけですね。

そのデータが、結局、現場で、はっきり言って工場単位でほんたうに活かされている、よくてもせいぜい企業の中に閉じている。これをビッグデータとしてしっかりと活用することによって、日本のもので、ものづくりだけじゃなくてサービス産業のクオリティも上げていくことができるといふように思っています。

これがコネクテッド・インダストリーズの考え方なんです。このコネクテッド・インダストリーズの考え方をやっていくに当たって、日本企業の一つの問題点も解決できていくというふうに思っています。

日本企業というのは、はっきり言って同業他社間で全ての分野で競争してきたんです。みんな国内予選でへとへとになって世界へ出ていくので、世界で負けてしまっ。これを、もう少し協調領域というのをしっかりと広げて、データ共有ということの切り口にして、例えば保安の部分ですとか製品の品質の部分なん

かはある意味協調していてもいいんじゃないかということ、データ共有を進めていくということも非常に重要だ、データ共有をすることによって企業間の協調領域を広げて、本当のハイレベルのところまで競争するというのも、企業文化を変えていくという点でも重要なのではないかなというふうに思っています。

そういう意味で、我々は、まず、自動走行とかモビリティサービスとか、ものづくり・ロボティクスとか、五つの分野を重点的にこのコネクテッド・インダストリーズで取り組むということも決めていきたいというふうに思いますし、いろいろな環境整備もやっていきたいと思っております。

例えば、データ利用をするというときに、その権利とか責任の範囲をどういうふうに規定していくかというふうな契約をしっかりと明確化していかなければいけないというふうに思いますし、あと、データ連携の取組について、特にそういったための投資を行う事業者に対しては減税措置を講じるとか、あるいは、今度は逆に、データはしっかりと守っていかなければいけません。ルールに基づいて共有はするけれども、不正に取得をする人に対してはやはり対抗していかなければいけないということ、データの不正取得に対する差止めを可能とする不正競争防止法の改正案というものが今国会で御議論いただきたいというふうに思っています。

こういうことを全部総合的に取り組んで、コネクテッド・インダストリーズというのをしっかりと日本の産業競争力強化につなげていきたいというふうに思っております。

○浅野分科員 ありがとうございます。まさに今大臣がおっしゃった、中小企業の皆さんのところに蓄えられているさまざまなデータ、そして、日本の企業の中にある過剰な競争意識、そこを協調に変えていきながら総合力を発揮していくような仕組みづくりというところが重要なんだというふうに理解しております。

私もそこに関してはいくつも同じ意見でございます。

て、今後それを更に推進していくための課題として、まさにデータの共有の環境整備、これが重要になっていくのではないかとこのように考えております。

今、一部大臣からも触れていただきましたが、データを守る仕組み、あるいは、しっかりと共有できる、管理ができる方に管理をしてもらう、そんな枠組みの整備、そういったことが考えられているということでございますけれども、データというものは、そもそも厄介なところは、物理的な実体を持たないところだと思っております。

金庫にしまったりできませんし、盗まれても、実は、コピーをされるということなので、自分がつくったデータそのものはそこに、もとの場所にあつたりします。そして、一度ネットワーク上に拡散してしまつたら、全ての複製データを消すことが非常に難しい。そういった特徴を持つているのがデータであろうというふうに思っておりますが、こうしたデータの不正流通を防止するには、データが流通する経路自体をしっかりと掌握する、そんな必要性があるのではないかとこのようにも考えております。

今後、データの健全な流通と活用を推進する上で、例えば、データ流通プラットフォームを構築するといった方針があるのか、そして、万が一に備えて、不正流通したデータに対する予防措置について、現在の検討状況等を伺えればと思っております。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

おっしゃるように、データは、さまざまなデータがございます。それをどうやってデータの提供者あるいは利用者が安心してあるいは安全に取り扱うのかというのは、データの流通を促進する上の前提条件であるというふうに考えております。私ども、官民合同でIoT推進コンソーシアムというのをつくつておりまして、その中に、データ流通促進ワーキンググループという専門部会がございます。その中で、例えば車の走行履歴のデータ、工場にあります機械の稼働データ、こう

いったものの具体的な使われ方に即しまして、どういうプライバシーの保護をしたいのか、あるいはどのような契約締結がいいんだ、どのようなデータの管理方法がいいんだということを議論してまいりまして、一つの事例集をつくりまして、それを踏まえまして指針までつくつております。指針を受けまして、一般社団法人でございますけれども、データ流通推進協議会、まさしく議員御指摘の団体ができております。その中で、データの提供者と利用者がどういう形で簡便に使えるのか、安心して使えるのかという技術的なあるいは制度的な環境の議論をしております。

その中では、現在、ガバナンスとか違法性の観点から認定する仕組みまで検討しているということでございます。こういった民間団体の活動を支援することを通じて、データの安心、安全ということについて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○木村政府参考人 私からは、データの不正流通対策について御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、データは複製や提供が容易であり、不正な流通による被害は急速に拡大いたしますことから、データを提供する事業者からは、未然の防止や事後的な救済措置がないと安心してデータを外部に提供できないという声がございます。

そこで、例えば、IDやパスワードによって管理をした上で、相手方を限定して提供されるデータを不正に取得する行為や、そのデータを使用する行為などにつきまして、差止め請求権などの民事上の救済措置を創設いたしますために、先ほど大臣からも答弁させていただきましたが、不正競争防止法を改正する法案の提出を予定しているところでございます。

差止め請求権では、例えば、不正取得されたデータの使用、提供の停止や廃棄によりまして被害拡大を予防することが可能となります。また、損害賠償やその額を推定する規定によりまして、

事後対応として適切な被害回復が可能になるものと考えてございます。

以上でございます。

○浅野分科員 ありがとうございます。プラットフォームの整備については、やはり民間の声を聞きながら、しっかりと国として、日本の産業全体が健全に、そしてすぐれた生産性で活動できるようなプラットフォームの構築が重要だと思っておりますので、引き続き御検討をよろしくお願いいたします。

また、あわせて、不正流通に対する対策に関しては、これは少しまだ今後議論をさせていただきたいと思っております。不正なデータ、流通させるべきでないデータの定義というのは、実は、そのデータを取り扱う人、あるいはそれを提供した側の立場によって微妙に異なるケースも出てくると思っております。このデータは流通させてもよいという契約の範囲内なのか範囲外なのか、その部分の定義をしっかりと定義をしなければ、実質的な流通の管理というのは難しくなると思っておりますので、その部分について、今後ぜひ議論させていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、中小企業支援について、政府参考人の方々を中心に質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、第四次産業革命をこれから進めていくということですが、これまで、第四次産業革命以前より、日本のものづくり業界に対しては非常に大きな業界の変遷というのがあります。

例えば、内燃機関を中心とした自動車、電動化されたり、ハイブリッド、EVが普及したり、こういったことで、日本の産業界には大きな影響が及んでいるということは皆さんも御承知だと思っておりますけれども、地方の工業団地など、従来型の製造業を中心とした地方産業界の現場では、現在、そういったことを背景に大きな経営上の課題を抱えております。

例えば、私の地元茨城県北部では、自動車部品を手がけていた工業団地がございまして、昨今の

電動化の影響を受けて、非常に事業が縮小している、受注量が減っている、そんな現状があります。

また、これに対して、もちろん個社での努力、あるいは団地としての努力は重ねてはいるんですけども、なかなかこれに対応できず、経営が苦しいといった声も多く聞いております。

こうした工業団地、あるいは複数の企業が力を合わせて取り組むような活動に対する国の支援がや弱いのではないかとこのように聞かれるわけですが、こうした自主的な取組というのは、地域産業の活性化を推進する観点からも非常に重要ではないかとこのように考えております。

こうした取組に対する行政支援のさらなる強化の必要性があるのではないかとこのように思いますが、これに関して答弁を求めます。

○松尾政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のように、地方を担う若者が大幅に今減少する中におきまして、地域の人材への投資を通じて、中小企業を含めて地域の生産性の向上を目指す、これは非常に重要なことだと思っております。

これまでも、地方大学と地域の企業、産業界との間での連携というのが行われてきたところでございますが、今般、こういったこともあわせて地域主体でございまして、首長のリーダーシップのもとに、産官学連携によりまして、地域の中核的な産業の振興、また専門人材の育成、そういったことを通じて若者の雇用機会の創出を行う、そういったすべを取組に重点的に支援する新たな交付金の制度を創設することとしてございます。こういったことを通じて、地域の若者の就学及び就業の支援をしていきたいと思っております。

また、これまでも、政府におきましては、地元在住する学生の地方定着、それから東京圏に行つてしまつた、在住する地方出身学生の地方還流を目的として、地方企業でのインターンシップの

推進をしてございます。大学とそれから地方公共団体の連携、そういったポータルサイトの運用、マニュアルの作成、シンポジウムの開催などをしているところでございます。

更につけ加えますと、若者が地元の企業に就職するための、促進するための奨学金の返還支援制度を構築しているところでございます。まして、こういったことを通じて、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

○浅野分科員 ありがとうございます。
ちよつと、私がお聞かせいただきたかった趣旨と別の答弁をいただいたと思うんですが、まあ、関連なので。

現在、確かに地方における人材確保、大きな問題となっております。私もその点に関しては課題意識を持っておりまして、きょうぜひこの分科会の中でも議論したいというふうに思っていたんですが、地方大学の連携に関して言えば、現在検討がされている交付金制度の中を見ますと、国から都道府県や政令指定都市などに交付金を付与して、それを活用した人材育成等、地域の雇用創生につなげていくという趣旨であろうと思っております。

地方によっては、例えば私の地元の日立市なんかはそうなんですけれども、市町村単位の自治体が地元の大学と密に連携を既にしておりまして、その関係からできること、更に深い取組に発展をさせられることというの、数多く地元からの提案がございます。

この制度を、現段階では都道府県、政令指定都市等ということが対象として定義をされていますけれども、自治体の大小、あるいはプロポーザルのスケールだけではなくて、地域内での連携のこれまでの強さだったりあるいは深さ、そういった部分にも目を向けながら、ぜひ、今回のこの検討いただいている制度はより効果的な制度運用としていただきたいということをお述べさせていただきます。それでは、続いて、事業承継について質問をさ

せていただきます。

ことしの法改正では、事業承継税制の適用要件の中で、雇用要件の緩和が含まれていると認識をしております。事業承継から五年間の中で雇用の八割を維持できなかった場合に、認定支援機関による指導、そして都道府県の審査を通過すれば、引き続き納税猶予が適用されるといったような中身と理解をしております。

この、八割を維持できなかった場合に、認定支援機関による指導、そして都道府県の審査を通過する、こういった条件があるんですけれども、その審査の基準、これについて、公平性を確保する観点から、この判断基準あるいは判断のガイドライン、こういったものを整備する必要性を感じておりますが、その状況についてお伺いをいたします。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。
まず、そもそも今回こういった要件を外させていただきましたのは、御案内のとおり、現在深刻な人手不足の中におきまして、将来の雇用を確保していかなければいけないということが過度な制約になって、事業承継そのものをちゅうちょさせているのではないかと、このような問題意識から改善を図らせていただいた次第でございます。

他方、御指摘のとおり、これが逆に解雇を助長するということになりますと、これはいわゆる本末転倒になってしまうというふうに認識をしております。また、大変重要な税でございますので、全国でできるだけ統一した基準で運用を図っていくということも大変重要だと思っております。

今御指摘がございましたように、事業者の方が平均八割を承継後五年後切ったその理由につきまして、認定支援機関が確認を行う理由書の提出を猶予継続の要件とさせていただきます。その場合に、例えば、高齢化が進んで後を引き継ぐ者をどうしても確保できなかった、こういったような事例、あるいは、採用活動を頑張った行なったけれども人手不足から採用に至らなかった

理由、あるいは、周辺の経営状況の悪化によりどうしても雇用を継続できなかった、さまざまな理由があるかと思っております。

これができるだけ明確な形で、しっかりとした活字にさせていただきまして、全国の判断に最大限統一性を持たせるために、ある種のQ&AのAのようなもの、あるいは、場合によってはガイドラインのようなもの、こういったようなものを整備して、運用に万全を期させていただきたい、このように思っております。

○浅野分科員 ありがとうございます。
この第七分科会が始まってから何人かの委員の方々がこの事業承継についても触れておりましたが、やはり全国どここの地元を歩いても、恐らくこの事業承継税制の今回の改正内容に対して集まっている注目は非常に高いものがあるというふうに認識をしております。

私の地元も例外ではなく、多くの中小企業の経営者の皆様がよく使いやすい、そして、より実態に沿った形での制度運用になることを期待しておりますので、ぜひとも、公平性は確保した上で、今の中小企業の皆様を抱えている課題を後押しできるような運用としていただきたいということをお願ひさせていただきます。

続きまして、こうした中小企業の皆様の経営を支援する現在の制度について質問させていただきます。中小企業庁が行った調査の内容を見ますと、中小企業が新たな成長領域の開拓に求める支援の内容として多いのは、まずはお金の確保、そして販路の拡大を始めとする経営革新、こういったものが主要なものであるというふうに認識をしております。

そこで、特に、経営に対する現在の支援体制についてまずは質問させていただきますというふうに思っています。
現在、中小企業の経営を支援する機関は数多くありますけれども、支援を受ける側の立場からすると、さまざまな経営課題の解決に向けて、地域

の支援機関がワンストップで、一括で対応してくれる、そして、何でも相談できてすぐに解決してくれる、そういった対応を期待しております。そこで、現在の支援体制の概要あるいはその実績についてお伺いをいたします。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。
今御指摘のように、さまざまな支援機関が存在しております。今お触れになりましたよろず支援拠点、これが、私どもとしてはまず最初に御相談をお願ひしたい、こういった窓口だということに認識をさせていただきます。

全国四十七都道府県に設置をさせていただいておりまして、経営改善、税、会計、IT、さまざまな課題が今中小企業、小規模事業者の皆様方を取り巻いておりますので、こういった方々に対して適切な御指導、御助言を与えられるような専門家を配置させていただいております。

ちよつと一例を申し上げますと、二十八年度の数字でございますけれども、相談をさせていただいた実績が約十八万八千件に上ります。今お触れになりました、例えば販路の開拓でございますが、例えば販路の開拓につきましては約一万六千件、商品開発につきましては約一万二千件弱、こういったような数字がございます。

また、よろず支援拠点を中心といたしまして、現実に専門家が足を運んで中小企業、小規模事業者の皆様のところに出かけさせていただく専門家を派遣事業がござります。これは、原則三回まで無料でさせていただきます。これは、原則三回まででございますけれども、これはまたいろいろ課題が複雑でございますので、事業承継につきましては原則五回まで無料で派遣をさせていただきます。こういった無料の専門家派遣事業が、同じく二十八年度でございますが、二万五千五百件強ということでございます。

○浅野分科員 ありがとうございます。
今、よろず支援拠点の状況についても御説明をいただきましたけれども、このよろず支援拠点、

利用者のアンケートを見ると、八割以上の方がその対応内容に満足をしているという結果が出ておりますし、私が地元の方々から声を伺っているのも、おおむね満足をされている方が多いような印象を受けております。

ただ、一つ支援体制についての課題を申し上げさせていたただきたいと思いますが、地域密着性の強化というのが重要になるのではないかとこのように考えております。

今、派遣もされているという話をいただきましたが、具体的に私の地元の声として例を挙げさせていただきますと、よろず支援窓口のサテライトの開設というのを、都道府県に一カ所本部があつて、そこから各地域にサテライト窓口を設けている、それによって各地域密着型の相談対応もしているということなんですけれども、月一回なんですか。

月一回という頻度がどうかということなんですけれども、ユーザーサイドから見れば、中小企業の経営者さんというのは非常に忙しい方が多くて、その月一回のタイミングに、そこにいろいろな相談内容を準備して持つていくということができない方もいれば、もちろんできない方もいらっしゃると思います。そういったところで、サテライトをやるのであれば、開設頻度をもっと高めるべきなんじゃないかというふうに思っています。

また、地域産業に精通することでより適切かつスピーディーな支援につながると思いますので、専門家の派遣だけでなく、専門家、その地域に精通した方々にしっかり相談対応に当たってもらえるような受入れ体制の拡充といったものも引き続き検討していただきたいと思います。

残り時間も少なくなつてまいりましたので、最後の質問に移りたいと思います。

中小企業を支える仕組みとして、今、よろず支援拠点等をはじめさまざまな支援機関の御紹介をいただきましたが、もう一つ、公設試験研究機関、通称公設試と呼ばれるものがあります。各地域に、産業支援センターという呼び方もされる

場所もありますし、いろいろな呼び方があると思っておりますが、この公設試のあり方について、今後見直していかなければいけないんじゃないかと思っております。

公設試は、地域産業の中核的な行政機関として、資金力の弱い中小企業や小規模事業者では持てないような高価な設備、これを保有して利用機会を提供するなど、主に設備面で支援をしてきましたけれども、最近では、設備の老朽化や更新の必要性に加えて、事業化や市場開拓、販路開拓、こういった新しい支援がこの公設試にも求められているということでもあります。

公設試の維持や機能強化に対して自治体の負担が重くなっているという声も聞いておりますので、地方産業を支援する枠組みの中で、この公設試に対する支援能力の強化をしていくべきと思いますが、これに関して御意見を伺います。

○飯田政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘いただきましたとおり、公設試等に、地域の中小企業が共同で利用でき、かつ中小企業の方では単独では利用が困難な先端設備を導入して、地域を支える中小企業の生産性向上やIoT社会への対応を促進することは大変重要だということに思っております。このような観点から、平成二十九年度の補正予算におきまして、地域における中小企業の生産性向上のための共同基盤事業ということで十億円計上いたしました。地域の公設試などに対して、IoT対応機器ですとか高精度3Dプリンターなどの最先端の設備の導入を支援することになっております。また、導入した設備を中小企業者がちゃんと使えるように、講習会や活用指導も実施を支援していきたいというふうに考えております。

御指摘ありました公設試等の支援機関がちゃんと中小企業をしっかりと支援できるように後押ししてまいりたいというふうに考えております。

○浅野分科員 これで終わりますが、最後に、この公設試の問題、今、地域の計画に沿った形で、しっかりと支援していくことですので、引

き続き、十億円という予算枠がどうかということも議論させていただきたいんですが、ぜひ、地域の提案してきた内容を後押ししていただけるような、そういった制度にさせていただくことをお願い申し上げます。質問を終わります。

○佐藤(ゆ)主査代理 これにて浅野哲君の質疑は終了いたしました。

(佐藤(ゆ)主査代理退席、主査着席)

○宮下主査 次に、石川昭政君。

○石川(昭)分科員 おはようございます。自由民主党の石川です。

きょうは、第七分科会で質問させていただきました。昨夜、平昌の冬季オリンピックが閉会したわけでございます。日本選手団は健闘して、冬季オリンピックでは過去最大の十三個のメダルということ、非常に選手団の皆さんが頑張っていたことにもまず敬意と感謝を申し上げます。

世耕大臣におかれましては、御就任以来、日米の経済対話あるいは日口の経済共同活動等、大変海外ともパイプを強くして御活躍いただいております。また、今回、国内では事業承継問題を大きく進展させていただきました。世耕大臣になってから日本の経済産業政策は大きく進展しているなど、一経済産業委員として本当に実感しているところでございます。

そんな観点から、きょうはまず、今国会の最大のテーマであります働き方改革、とりわけ中小・小規模事業者の皆さんに対する働き方改革について、政府の考え方、取組についてお伺いしたいと思います。

我が国の生産性というのは欧米と比較して低いというのは、残念ながら周知の事実でございます。労働生産性を比較したスケールがございまして、米国を一〇〇といたしますと、日本の化学産業、それから機械分野の産業は大きく上回っております。非常に競争力が高い分野でござ

います。その一方で、小売・卸あるいは飲食・宿泊業などサービス業、日本の経済の中で非常に大きくウエートを占めておりますサービス業の分野が非常に生産性が低いということで、労働生産性の底上げというのが日本経済の課題だということ、今回、国会に法案が出されるというふうに承知をしております。

とりわけ、中小零細企業の皆さんにとっては人手不足というのが非常に深刻でございます。これが一つの長時間労働の要因ともなっているわけでございます。従業員が多い大企業は、ある意味、残業規制というの何かやりくりできるとも思いますけれども、中小零細企業というのは、法律が決まったからといってすぐに対応できるわけではございません。

長時間労働を規制する、残業規制する場合、やはり企業の規模というのを十分に政府において勘案していただきたいというのが私の考えでございます。もちろん、中小零細で働く皆さんの健康を守ることを前提に、やはり一定の配慮が必要ではないかなと思っております。

○吾郷政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、中小企業、小規模事業者の働き方改革を進めていくに当たっては、生産性の向上あるいは人手不足対策などが非常に重要でございます。私どももいたしまして、補正予算、税制等を活用しながら、こうした分野についても、後押し、環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

具体的には、生産性向上につきましては、二十九年度補正予算で御措置いただいた、ものづくり・商業・サービス業補助金を活用いたしました。中小企業一万家の設備投資を支援したいと考えております。また、IT導入補助金によりまして、バックオフィス業務の効率化や、新たな顧客獲得による付加価値向上等に資するITの導入を支援していく所存でございます。

また、税制におきましても、中小企業の生産性

主な質疑内容

1. 中小企業に対し平等な機会の提供を求める

昨年末に、約2000社の地域未来牽引企業が認定されているが、これ以外にも意欲のある、素晴らしい企業がたくさんある。

意欲のある地域の中小企業の皆さんが平等な機会の中で国の制度を活用できるような環境整備を求める。

2. 地方大学を活用した人材育成を求める

今、第4次産業革命の波に日本の産業として乗っていくためには、その主戦場である地方において社会課題の解決、そして人材の育成を同時に行なっていくことが必要であり、将来の日本の産業競争力の基盤強化に欠かせないためにも地方大学を活用した人材育成への積極的な取り組みを求める。



政府の考えを問う、淺野議員

3. 公共データの開放により技術開発の促進を求める

データについては利活用を促す仕組みと保護する仕組みを同時に考えていく必要がある。

その上で公共性の高いデータの一部開放によって、民間の技術開発機会をつくり、産業を育成していくような施策が必要と考える。

回答

1. 約2000社については先の国会で成立した、地域未来投資促進法に基づき認定している。

今後、それ以外の会社でも地域の活性化を牽引していただけるような事業計画を立てて頂ければ、積極的に追加の選定を行なっていく。

2. 第4次産業革命に対応していくため、人材育成というものは極めて重要であると理解している。

その中で、地方大学の果たす役割は非常に大きく、各地の経済成長の重要な原動力になると考える。

地方大学の強みを生かした実証プロジェクトなども進めながら現場人材の育成を図っていく。

3. 同左の取り組みは非常に重要であり、その中でも特に重要なのは、

国が持っている情報をオープンにして、利活用を進めることである。

今、国会に提出している生産性向上特別措置法案でも同左の制度の創設を盛り込んでいますが、中小企業もすっかり参加できるように、補助金や減税措置などを通じて支援していく。



答弁する世耕経済産業大臣

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第三号

平成三十年三月三十日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 稲津 久君

理事 城内 実君 理事 平 将明君

理事 辻 清人君 理事 富樫 博之君

理事 吉川 貴盛君 理事 落合 貴之君

理事 田嶋 要君 理事 富田 茂之君

理事 穴見 陽一君 理事 石川 昭政君

上野 宏史君 尾身 朝子君

大串 正樹君 大見 正君

岡下 昌平君 勝俣 孝明君

神山 佐市君 神田 裕君

小林 鷹之君 國場幸之助君

佐々木 紀君 佐藤ゆかり君

田畑 毅君 穂坂 泰君

星野 剛士君 松本 洋平君

三浦 靖君 三原 朝彦君

八木 哲也君 石川 香織君

神谷 裕君 中谷 一馬君

松平 浩一君 山崎 誠君

浅野 哲君 吉良 州司君

斉木 武志君 山岡 達九君

太田 昌孝君 國重 徹君

菊田真紀子君 笠井 亮君

谷畑 孝君

經濟産業大臣 世耕 弘成君

經濟産業大臣政務官 大串 正樹君

政府特別補佐人 杉本 和行君

(公正取引委員会委員長)

政府参考人 濵谷 和久君

(内閣官房T.P.P.等政府対策本部政策調整統括官)

政府参考人 南部 利之君

(公正取引委員会事務局官房統括審議官)

政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 官原 隆君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房年金管理審議官) 高橋 俊之君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房統括審議官) 飯田 祐二君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 松尾 剛彦君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 上田 洋二君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 前田 泰宏君

政府参考人 (經濟産業省通商政策局通商機構部長) 渡辺 哲也君

政府参考人 (經濟産業省貿易經濟協力局長) 石川 正樹君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 高科 淳君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君

政府参考人 (特許庁長官) 宗像 直子君

政府参考人 (中小企業庁長官) 安藤 久佳君

参考人 (株式会社国際協力銀行常務執行役員インフラ・環境ファイナンス部門長) 弓倉 和久君

参考人 (日本銀行理事) 前田 栄治君

委員の異動 佐野圭以子君

三月三十日

辞任 補欠選任

神田 裕君 三浦 靖君

中谷 一馬君 石川 香織君

國重 徹君 太田 昌孝君

同日 補欠選任

辞任 三浦 靖君 神田 裕君

石川 香織君 神谷 裕君

同日 補欠選任

辞任 太田 昌孝君 國重 徹君

同日 補欠選任

神谷 裕君 中谷 一馬君

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

經濟産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○稲津委員長 これより會議を開きます。

經濟産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として株式会社国際協力銀行常務執行役員インフラ・環境ファイナンス部門長弓倉和久君及び日本銀行理事前田栄治君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房T.P.P.等政府対策本部政策調整統括官濵谷和久君、公正取引委員会事務局官房統括審議官南部利之君、財務省大臣官房審議官官原隆君、厚生労働省大臣官房年金管理審議官高橋俊之君、經濟産業省大臣官房統括審議官飯田祐二君、經濟産業省大臣官房審議官松尾剛彦君、經濟産業省大臣官房審議官上田洋二君、經濟産業省大臣官房審議官前田泰宏君、經濟産業省通商政策局通商機構部長渡辺哲也君、經濟産業省貿易經濟協力局長石川正樹君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長高科淳君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君、特許庁長官宗像直子君及び中小企業庁長官安藤久佳君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲津委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○稲津委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。吉良州司君。

○吉良委員 おはようございます。希望の党、吉良州司でございます。

きょうは、世耕大臣中心に、胸をおかりしながら、昨日から急に物議を醸し出していましたが、T.P.P.のことについて、そしてインフラ輸出、その中でも特にベトナムを特出してして質疑をさせていただきますというふうな思っています。

まず、T.P.P.11、取りまとめ、大変お疲れさまでございました。

このT.P.P.11の意義について、そして、T.P.P.11が成立するという、取りまとめたことの意義について、そして、T.P.P.の今後について、どうなっていくのか、どうしていくつもりなのか、このT.P.P.11の今後の展開について、まずはお聞きしたいと思います。

○濵谷政府参考人 お答え申し上げます。

T.P.P.11は、二十一世紀型の自由で公正な新たな共通ルールをアジア太平洋地域につくり上げ、人口五億人、GDP十兆ドル、貿易総額五兆ドルという巨大な一つの經濟圏をつくり出すものでござ

議官飯田祐二君、經濟産業省大臣官房審議官松尾

すし、それから、さつき言った最後の元本償還のところも、J B I C が全部又は一部の外貨転換のリスクを負うことで、この社債を使った事業が前に回るというふうに思っています。

もう時間が来たんですが、ちょっと一言、最後にお伺いして終わりたいと思います。

○世耕国務大臣 今お話のあった委員の御提案も含めて、今ちょうど、私、最近、省内でちゃんと検討しろということも言っているんです。こういうインフラ案件の資金調達を、ローンだけじゃなく、もう少し多様なものを組み立てられないか。それで、今おっしゃったようなことも含めて、やはり投資家から見ても投資するに値するプロジェクトに仕上げなければいけない。

そういうことを少し今省内で検討を始めさせていますので、今あった御提案も含めて、しっかりと前向きに検討していきたいと思えます。

○吉良委員 前向きな答弁、ありがとうございます。

これで終わります。

○稲津委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 希望の党の浅野哲でございます。本日は、先日行われました世耕大臣の所信演説に対する質疑を行わせていただきます。

先日行った所信演説、聞いておきますと、最初の一言目が人工知能、IoTの技術の登場というところで始まり、まさに今、日本が迎えている大きな産業転換を象徴するような、そこを強調されているような演説であったように私は聞かせていただきました。

ことしは平成三十年、来年には年号が変わるということなんですけれども、先日、ちょっと、平成元年に世界の経済状況はどういう状態だったかということも調べましたところ、時価総額でいうと、世界の時価総額トップテンのうち八社が日本企業でありました。今どうかと申しますと、平成の最終段階である今日、そのトップテンどころかトップ五十にも入っている企業が数社しかないという状況でありまして、今、我が国の産業が置か

れている状況というのは、この平成が始まったときと今とで大きく変わってしまったんだというのを改めて感じているところでもあります。

しかしながら、大臣が演説で触れていらつしゃったIoT、ビッグデータ、人工知能、こういった新しい技術をどう使っていくか、それによつて我々の、我が国の産業がこれからまだまだ伸びていける、成長していける、そういうふうな考えておりました、そういう思いを持ちながら、本日、時間の中で質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、一問目ですが、第四次産業革命に入つていく前に、直近の状況について二、三、確認をさせていただきたいと思えます。

アメリカと中国によるいわゆる貿易摩擦、輸入制限をかけているという件についてであります。

三月の二十三日、アメリカは、中国から輸入している鉄鋼製品及びアルミニウムに、それぞれ二五%、一〇%という関税をかけるという措置をするというふうに発表いたしました。この措置なんですけれども、EUや韓国といった国々に対象から外された一方で、日本というのは対象のままであったということも言われております。

こういう状況に対して、国民あるいは産業の現場からは、これからどういった影響が国内産業に及んでくるのか、今一体どういった状況なのかといった情報に対するニーズというのが高まっているように思っております。

そこで、一問目ですが、このアメリカと中国等による貿易摩擦が我が国にもたらす影響と、それに対する我が国の対応方針について、まずはお伺いいたします。

○世耕国務大臣 米国の通商法二百三十二条に係る関税、追加関税の措置に関して、日本が国として除外にならなかつたということは、これは大変遺憾でありますし、私も、おととももライトハイザー通商代表と電話会談を行いました。精力的に粘り強くこれからは除外に向けて働きかけをやつていきたいと思えます。

ただ、この問題は冷静に考えなければいけない、余り感情的に反応してもいけないというふうに思っています。

今回除外された国々というのは、例えば、オーストラリア、ブラジル、アルゼンチン、こういった国々は、アメリカから見ると貿易黒字の国であります。あるいは、メキシコ、カナダ、これももうNAFTA交渉を抱えているわけでありまして、ある意味、その交渉の成果としてこの除外というのが働いている可能性もある。

韓国もそうですね。今、米韓FTA、KORUSと言われますが、この見直し作業の中の一つの出来事として今回の除外があつて、私ども報道で見ている限りでは、自動車の関税あるいは非関税の部分でも韓国が何らかのコミットをした、あるいは、鉄鋼の輸出数量に関しても、これはどういうスキームを使っているか、私もまだ詳しくは知りませんが、一定の約束をした。

そういうことがあつて除外ということでありまして、日本とその国と比べて日本が何かすごく不利になつているとか、そういうことはないんだらうというふうに思つていまして、冷静に対応していかないとはいけません。

ただ、同盟国である日本を安全保障上の理由でこの鉄鋼、アルミの輸入制限の対象にするということは、これはもうとんでもないことでありますから、引き続き求めていく。

また、これは品目別除外というのがあります。日本のアメリカに出ている鉄鋼製品というのは、かなり、アメリカの例えば製造業あるいは石油産業から見ると、これは代替不能な商品が多いわけでありまして、品目別に適用除外というのでも、これはまた別の手続で今進んでおりますので、これも出てくる可能性があるというふうに思っています。

本日の日本の影響という意味でいきますと、一番警戒しなければいけないのは、まず一つは、今後、各国が対抗措置の応酬をし始めると、まさにこれは自由貿易体制の崩壊ということになり

ます。

そしてまた、アメリカで関税を課されることになつたので、それからあふれた他国の鉄が例えばアジアとかそういう国に流れ込んでいってそのマーケットが崩れることになると、これは日本の鉄鋼産業にとつて影響がかなり出てくると思えますし、また、そういった国々が今度は逆にセーフガードだということでもまた鉄鋼の輸入規制をかける出すと、ドミノ倒しのように自由貿易が崩れていきかねないということでもありますから、冷静に対応しつつも、そういうことがないように、きちつと日本としてやるべきことをやつていかなければいけないというふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、今々の時点では具体的な影響というのは、市場において、産業の現場においてはまだ大きなものは確認されていないと思えますけれども、一部、マーケット、株価等に影響が出ている。これが示すものというのは、今後、少し中長期的な時間をかけて影響が国内産業に及ぶ可能性があるということ、きょう、あしたの対策というよりは、むしろ周知、情報の提供、こういったところが当面の大きな求められていくことになるのかというふうに思っておりますので、ぜひ経済産業省から、国民、産業に対する適時適切な情報発信、重ねてお願いをさせていただきますと思えます。

では、二問目に移りたいと思えます。

大臣の所信の中に、昨年末、約二千社の地域未来牽引企業を選定したという内容がございました。

これは、経済産業省のホームページを見ますと、地域未来牽引企業についてのプレスリリースがされておりました。この地域未来牽引企業というのは、地域の経済を牽引する事業の担い手の候補となる地域の中核企業というのを選出をしまして、今後、さまざまな情報提供や、あるいはいろいろな対象企業が一堂に会する機会をつくつて、そこから新しい事業を生み出していく、そう

いった構想があつての取組だといふふうにかかれておりました。

具体的に申し上げると、二千四百四十八社が今回選定をされたこととありますが、まず初めに、この地域未来牽引企業をそもそも選定をしようとした背景、そしてその選定方法、また選定された企業に対する支援のあり方について御答弁をいただきたいと思ひます。

○世耕国務大臣 これは、さきの国会で成立させていたいただいた地域未来投資促進法というものに基づいておるわけでありませう。

この地域未来投資促進法というのは、今まで地域の経済を活性化するというと、よそから大企業の工場を誘致してということだったんですが、ちよつと発想を切りかえて、地域にある光り輝く企業、あるいは地域のいろいろなお金の流れ、人の流れ、物の流れの中核にいろいろな会社を核にしなから地域経済牽引事業というのを推し進めていって、それを支援するということの発想なわけでありませう。

ただ、これをいきなりばつと各地方にやれと言われても、じゃ、どういふ会社が中核になるのかわからないということとありますから、これは、我々の方で例えばこういう企業が中核になり得ますよというのを選んだのがこの地域未来牽引企業二千四百四十八社ということになります。

選ぶに当たっては、例えばRESEASのようなデータベースを活用して、地域経済への波及効果をずつと見ながら、一体その中核にいる企業はどこなんだらうかということもビッグデータ解析で選んでいったという方法が一つ。

それだけではちよつと数字の議論だけになるかわかりませんで、自治体ですとか、あるいは商工団体、あるいは地域の金融機関といった関係者から、逆に彼らの目で見ても、やはりこの地域の中核になっていけるかという会社だよということとを、貢献度とか地域での評価というのを教えていただいで推薦をいただくという経過を経て、この地域未来牽引企業二千四百四十八社を選ばせてい

ただきました。

○浅野委員 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、地域未来牽引企業の選定方法、これはホームページに簡単に書いてございましたが、データベースに基づく客観的な評価と、そしてその地域の商工会、あるいは自治体による推薦、こういった主観的な手法、これ二つを組み合わせて選定をされたということとでございますが、ここに私の地元の茨城県で選出された地域未来牽引企業のリストがあります。

これはホームページで全都道府県ダウンロードして自由に閲覧ができるものになっておりますけれども、ざつと拝見したところ、私がお察しにこれまで何回か足を運ばせていただいた企業もございました。経営者の方のお話を伺った企業もございませう。その上で、率直な感想を言えば、確かに今回の選定方法、しっかりとした企業が選ばれている、そんな印象を持たせていただいております。

しかしながら、地元の多くの企業を歩いてみますと、これ以外、ここに掲載されている企業以外にも、まだまだたくさん、意欲のある、そしてこれからのいろいろなアイデアを遂行に移そうとしたいと思つている企業さんもあるんです。

この地域未来牽引企業を選定して、そしてそういう企業の皆様が地域未来投資促進法を適用し、地域産業の活性化につなげていくという基本方針は賛同できるものだと思つておりますけれども、その一方で、中小企業の皆さんに平等な機会を提供する責任というのにも行政にはあると考へております。

そういう点で、今回二千四百四十八社ということとですけれども、今後この対象企業を拡大していくおつもりがあるか。また、ぜひ私としてはそうしていただきたたい、意欲のある地域の中小企業の皆さんが平等な機会の中でこうした国の制度を活用できるような、そういう環境をつくつていただきたたいと思ひますので、それに関して大臣の御意見を伺ひます。

○世耕国務大臣 まず御理解いただきたいのは、この地域未来投資促進法に基づく支援措置というのは、何も地域未来牽引企業二千四百四十八社だけというわけではないわけでありませう。この二千四百四十八社が中心になっていくことをある程度想定はしていますが、それ以外の会社でも、中心になつて地域の活性化を牽引していきけるような事業計画を立てていただけたら、我々は、それは積極的に認定をしてみたいというふうにか考へております。

また今後、もう一度、これを進めていく中で、地域の経済状況がまた変わつてきて、新たな、これは牽引企業にあつた会社だということが出てくれば、それは追加の選定の可能性というものは否定するものではないというふうにか思ひます。

○浅野委員 前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

経済産業省のホームページには、この地域未来投資促進法を活用して、今後三年間で約二千社を支援することを目標としていまして、そういう一文が書かれているんですね。ですので、今御答弁にあつたように、必ずしもこの二千四百四十八社に限らず、意欲のある、そして可能性のある中小企業の支援を展開していただくように、体制面も含めて、引き続きの御検討をよろしくお願ひいたします。

それでは、三点目の質問に移りたいと思ひます。

再生可能エネルギーについて質問をさせていただきます。

現在、再生可能エネルギーをつくり出す機器、普及促進がとられておりますが、これは二〇〇九年からFITが始まりまして、間もなく十年がたとうとしております。今、一つ言われているのが二〇一九年問題、いわゆるFIT期限が到達した機器に対する今後の対応についてであります。これに関連して、私、本日、三つの懸念をお伝えさせていただきます。一つ目の懸念は、新規設置案件がこれからも維

持、獲得できるのかという懸念であります。

FIT価格は新設コストと連動して設定をされているというふうにか認識をしておりますが、その装置を導入することのコストは相殺できるものの、当初ほどのインセンティブが消費者に対して伝わりづらい状況になつていけるもの、これまた事実であると思ひますが、今後、新設案件の維持に向けた懸念というのが一点目。

そして、二点目の懸念は、FIT期限切れ設備が継続利用をしっかりとされる環境をつくれるかどうかであります。

直近のさまざまな報道を見ますと、FIT期限が切れた後の機器に関しては、電力会社による購入義務が消滅をする。それはすなわち、それ以降は個別契約で売買契約を結ばなければいけません。ところが、法律的には担保されておられません。こうした環境の中で、FIT期限が到来した機器をしっかりと今後も継続できる環境をどう国として整備をしていくのか、これが二つ目でありませう。

三つ目の懸念は、使用済み設備への対応であります。

当然、寿命がやつてまいります。そうすると、更新時期が参りますけれども、そこで大量の廃棄物が発生をする。また、中には、設置をしたままそれを放置するケースが出てくるとも考へられます。また、再利用、再活用といった方法も検討していかなければならぬのではないかと考へております。

この三つの懸念、整理をしますと、新規案件をどう維持していくのか、そしてFIT期限切れの設備に対する国の対応、また使用済み設備に対する対応、この三つについて、国の今の方針、御見解をお伺ひいたします。

○世耕国務大臣 まず一点目の御懸念の、今後再生可能エネルギーの新規投資をしっかりとやらしていただくことについては、まず、国民の負担を抑制しながら最大限の導入を図つていくというのが引き続き政府の基本方針でありますので、

それを堅持しながら、コスト効率的な導入を促すように、改正FIT法が今も施行されていますので、これをしっかりと適切に運用していくということ。また、やはり系統制約というのが今大きな問題になっていますので、これも、コネクタ・アンド・マネージの考え方の導入とかを使って何とか克服をしていくということ。規制改革、研究開発、そういった総合的な政策も講じていくことで新たな投資を促進する取組をしっかりとやっていきたいというふうに思います。

二点目は、買取期間が終わった後の対応であります。

おっしゃるように、買取義務というものがなくなりまして、これは、しっかりと再生可能エネルギーの事業者が自立をして経営をしていかなければいけないということになります。

そういった中で、まず一つは、例えば、電気自動車ですとか蓄電池と組み合わせることによって、自家消費を始めとするいろんなビジネスモデルをやはり組み立てていくということも重要だということに思いますし、あとは、小売電気事業者に対して相対契約、自由契約をしっかりと結んで電力を売っていくというような取組も重要になってくると思いますし、新たなビジネスモデルですとか新たな売買契約といった、そういった環境整備をする上で、我々としても、やるべきことをしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

最後の御懸念点の、終わった後の廃棄をどうするかということでもあります。

実は、FITの調達価格には廃棄に必要な費用というのもちろんと計算をして盛り込んであるわけですけれども、でも、その買取価格の中に入っちゃっていますので、必ずしも、太陽光を中心とする事業者が、廃棄をするときに必要な費用というのを今積み立てているかどうかというのは、これはわからない。このことをしっかりと担保をしていくことが必要だと思っております。例えば、きちっと会計を分けて外部で積立てて

行っていくような仕組みとか、こういったことをとし一月から審議会で今検討を開始しているところでもあります。平成三十年度中を目途に、可能な限り早期に結論を得たいというふうに思います。

それを待たずに、やれることにはしっかりと着手をしていくということで、事業者は毎年報告を義務づけている年次報告というのがあるんですが、その報告の中で、発電コストなどの報告に加えて、来年度からは、廃棄費用の積立て計画とその進捗状況についても報告をしてもらって、そしてその内容を公表するというのを考えています。特に悪質な事例が生じた場合には、報告徴収、指導、改善命令を行うことになってまいりたいというふうに考えています。

○浅野委員 非常に明快な御答弁、ありがとうございます。

この再生可能エネルギー、これから日本としても主力のエネルギー源にしていきたいという方針も先般出されたこと何とおりますが、この使い終わった後の問題あるいは制度の期限が来た後の問題、ライフサイクル全体を見通した国の制度設計、施策の展開といったものは、やはり時間軸を意識しながら我々も議論していかなければいけないと思っております。

特に二〇一九年問題というのは、もう二〇一九年というのはすぐ目の前にあるわけで、そこに対して今検討を進めているということでありまして、その時間軸をしっかりと意識した上で、私たちも引き続き議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

第四次産業革命に関連した人材育成についてお伺いをいたします。

今回、コネクテッド・インダストリーズの重点分野、五つあるというふうに伺っております。自動車・モビリティサービス、そしてものづくり、プラント・インフラ保守、またスマートライフ、素材・バイオといった、こういう分野だと認

識をしておりますが、この多くの分野が、主に地方において社会的課題の解決に寄与をし得る、そんな分野ではないかというふうに考えることができると思っております。

今のこの第四次産業革命の波に日本の産業としてもしっかりと乗っていかなければいけない、こうしたことを考えると、これもまた時間軸を意識した取組、施策の展開というものが必要だと思っております。

こういった新しい事業をつくり出すためには、一般的に、まず研究開発がありまして、実証、そして製造、また社会実装、その後、運用、こういった段階を踏んで進めていかなければいけませんけれども、これらの全てが、今、地方が主戦場になるのではないかとこのように考えられております。

こういったことを念頭に置くと、これからの第四次産業革命時代の人材育成というのは、やはり、その主戦場である地方において活発に行っていくような施策が検討されるべきではないかというふうに思っておりますが、そこで注目をしておりますのが、地方大学の活用であります。

そこで、お伺ひいたしますが、地方には競争力のある産業、企業がたくさんございます。また、これからの社会課題は主に地方から発生している中で、地方大学を活用した人材育成について、大臣の御所見を伺ひたいと思っております。

○世耕国務大臣 まさに第四次産業革命に対応していくための、我々はコネクテッド・インダストリーズという構想で今進めているわけでありまして、その中で、人材育成というのは極めて重要だということに思っております。

特に、デジタルはわかるんだけどものづくりはわからないとか、あるいはバイオには詳しいんだけどデジタルがだめとか、これがやはり横断的に、ものづくり、バイオがわかるんだけどデジタルもわかるというような、そういう人材を育成をしていくということが極めて重要だと

いうふうに思っています。

そんな中で、地方大学の果たす役割というの也非常に大きいと思っております。第四次産業革命、コネクテッド・インダストリーズは日本各地で展開していきたいと思っておりますし、各地の経済成長の大きな原動力になるというふうに思っております。地方大学の強みを生かした実証プロジェクトなども進めながら、現場人材の育成にも取り組んでいきたいと思っております。

例えば、広島なんかでは、地元の大学が自治体や企業と共同で、自動車産業で今まで実機をつくっているいろいろなことをやっていたわけですが、それをつくらずに、デジタルシミュレーションの活用によって自動車のモデル開発を進めるモデルベース開発と呼ばれる手法の、これは講座を大学と企業が連携をして開設をして、地域での人材育成の取組というのが進んでいる。こういう例も出てきておりますので、こういった例が全国にしっかりと広がっていくように後押しをしてまいりたいというふうに思っています。

○浅野委員 ありがとうございます。

繰り返しになりますが、本場にこれからは、地方における社会課題の解決、現場での開発、そして同時に人材の育成、こういったことをしっかりと進めていくことが将来的な日本の競争力の基盤強化にもつながるというふうに思っておりますので、ぜひ、この地方大学の活用も含めて、人材育成への積極的な取組をお願いしたいと思います。

では、次の質問に行きたいと思っておりますが、次は、データの利活用について質問をさせていただきます。

今、データ利活用環境を整えるために、政府でもさまざまな法案の整備、検討が進められていると思っておりますが、その大前提として、安心してデータをやりとりできる環境をつくるということがありたいというのは、大臣も所信演説で述べられておりました。

その一方で、過度にデータを守ってしまうこと

によつて、市場の寡占化といったものが懸念をされると思つております。特定の企業あるいは特定の事業者のみがデータを手にすることが出来る環境が続くことで、それ以外の国内企業の技術開発機会を失つてしまふおそれがあるのではないかと、そんな懸念を感じております。

またその一方で、世の中は今、人手不足で、人手が足りないだけども確保ができない、そういった環境もあります。

そこで、一つお伺いしたいのは、データの一部オープン化によつて、例えば公共性の高いインフラあるいは公共交通といった、そういったデータをオープンにして、民間の技術開発機会をつくり、そして産業を育成する、そんな施策も必要なのではないかと思つていますが、これに対する御所見を伺います。

○世耕国務大臣 やはり、オープンデータの取組というのは、これから極めて重要になってくるというふうには思つております。その中でも、特に国が持つて居る情報をオープンにして、利活用してもらうということも極めて重要だと思つております。経産省としては、例えば法人情報のオープンデータ化などについても取り組んでおりますし、今後より具体的なデータ利活用ビジネスの創出支援をしっかりと取り組んでまいりたいというふうには思ひます。

今、国会に提出させていただいて居る生産性向上特別措置法案において、一定のセキュリティの確認を経た事業者が、政府による認定を得ることとで、事業活動に直結する公的データの提供を国や独立行政法人に対して直接要請できる制度の創設を盛り込んで居るところであります。

また、こういった動きに中小企業もしっかりと参加できるように、これはIT導入補助金ですとか、あるいはデータ連携、利活用に関する減税措置などを通じて、中小企業もこういったオープンデータの動きについていけるように支援を行つてまいりたいと思ひます。

○浅野委員 時間が参りましたので、これで終了

とさせていただきます。

引き続き、この第四次産業革命、またそれに向けた人材育成や中小企業の支援、こういった幅広い施策について議論させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○稲津委員長 次に、青木武志君。

○青木委員 青木武志でございます。

このアベノミクスが始まってから今年六月、丸五年が経過いたしました。今の株価の動きを見てもおると、日本に本当に、経済成長期待が投資家から見えて来落してきて居るのではないかと私は強く懸念を持っております。本当にもう一度日本経済の真の成長を取り戻すためにどういった方策をとるべきなのかという点について、きょうは、日銀、そして世耕経産大臣に伺いたいというふうに思つております。

まず、日銀にお伺いをいたします。

おとこの日経新聞の記事ですけれども、日銀がETFを三月単月で最大に買つて居るといふ記事が載りました。三月二十八日まで、おとこに買つて居るといふことでございます。これは事実でしょうか。

○前田参考人 お答えいたします。

三月のETFの買入れでございますけれども、三月二十八日までで八千三百九億円の買入れを行ったということは事実でございます。○青木委員 この八千三百九億という数字ですけれども、これは、二〇一三年一月にアベノミクスが開始して以来最大の単月の買入れ額でございます。

また、今月、そして年初来の日経平均や世界じゅうの株式の動きを見ますと、日本、日経二五の下落率というのが一番、主要国、米国や中国と比べて、ハンセン指数やNYダウ、ナスダックと比べて、日経二五がやはり下落率が大きい。要するに、日銀が最大に買つて居るのに、一番下がつて居るのが日本の市場である。これはまさ

に、投資家が日本経済の成長力に疑問を持ち始めて居る証左ではないかと思ふんですけれども、この点、いかがでしょうか。

○前田参考人 お答えいたします。

本年入り後の海外株式市場の動きを見ますと、御指摘のように、二月以降、米国において金利上昇を契機に株価が調整され、これが投資家のリスク回避姿勢の強まりを通じて多くの国の株価下落につながつたということが指摘されております。その後も、米国の通商政策をめぐる不確実性が意識され、株価の振れが相応に拡大した状態が続いております。

こうしたもとで、委員御指摘のように、我が国の株価の下落幅がやや大きくなつて居るといふ背景としましては、さまざまな要因があるものと思われまますが、市場では、米欧の株価が大幅に調整したことに加えて、為替が円高に振れて居るといふことや貿易摩擦の広がりに対する懸念が意識されて居ることなどが指摘されて居るもの、このように私どもとしては理解して居ります。

○青木委員 米欧の株価が調整してなぜ日本株が最大に下がるのか、しかも、日銀がアベノミクスが始まって以来最大の買入れをして居るにもかかわらず、日本が突出して悪いのか、ここにやはり問題意識を持つべきだと私は思ひます。

ちよつと、短期だからさうだという御答弁だったので、きょうは年度末ですね、三月三十日、この一年間を、では、長期で俯瞰してみたいと思ひます。

この一年間の一番株価の大きいところ、米、中、日というものを比べてみましょう。そうすると、一番この一年間で上昇率が高かつたもの、これは中国のハンセン指数です。そして、二番手がアメリカのナスダック指数です。そして、三番手がNYダウ三十種です。四番手が日経二五。要するに、米、中、日の主要三市場の中で、最大に停滞して足踏みをこの一年間してきたのが日経平均なんです。これはやはり、成長期待というものがあれば投資家はお金を突っ込んできますの

で、日本企業が長期にわたつて、将来、売上げとEPSを伸ばしていけるという確信を投資家が抱けなくなつて居る証左ではないかというふうには思ひます。

株価の指数だけではちよつと物足りませんので、では、時価総額で比較してみたいというふうには思ひます。

今の、現状の世界株式時価総額、御存じのとおり、トップテンは全て米中の企業です。一位がアップル、アメリカ、九十兆円。そして二位が、二位と三位が大体は同じでグーグルとアマゾン、これがおよそ八十兆円。四位がマイクロソフトで、トップスリー、トップフォーまでがアメリカのIT企業が占めて居る。そして、次に来るのが中国ですね。五位が中国のテンセント。そして、八位にアリババ、これが大体五十兆円ぐらい。トップテンを見て居ると、全てアメリカと中国であつて、日本企業は一つも出てまいりません。

そして、日本企業が、じゃ、何位に位置しているのか。最高位がトヨタです。トヨタが四十位前後に位置をしております。二十兆円です。これは昨年もさうです。一六年、一七年と、このトップファイブ、世界の株式時価総額上位に名を上げて居るのは、トヨタ一社のみなんです。これは非常に寂しい、非常に危機感を持たなければいけない状況だと思ひます。

九〇年代は全然違ひました、このランキングというの。九〇年代は、五十社中にも必ず十社程度は日本企業が入つて居た。トヨタだけではなくて、金融機関、証券会社、多くの会社がランキングをして居たにもかかわらず、この二十年間で日本企業の経済的プレゼンスというものが、世界で見るとほとんどシリンクして居る。これに対する危機感というのは経済当局は持つべきだと思ふに私は思ふんですけれども、この点、世耕経産大臣、いかがでしょうか。

長期として短期で見ても、日本の株価がETFを日銀が最大買つて居るにもかかわらず下がつて

官報

号外

平成三十年四月三日

○第九十六回国 衆議院会議録 第十五号

平成三十年四月三日(火曜日)

議事日程 第十二号

平成三十年四月三日

午後一時開議

第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

情報監視審査会会長の情報監視審査会平成二十九年次報告書についての発言

日程第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

生産性向上特別措置法案(内閣提出)及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

情報監視審査会会長の情報監視審査会平成二十九年次報告書についての発言

議長(大島理森君) 情報監視審査会会長から、

去る三月二十八日、議長に提出された情報監視審査会平成二十九年次報告書について発言を求められております。これを許します。情報監視審査会会長額賀福志郎君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(額賀福志郎君登壇)

○額賀福志郎君 情報監視審査会は、去る三月二十八日に、衆議院情報監視審査会規程第二十二条第一項の規定によりまして、平成二十九年次報告書を作成し、大島議長に提出をいたしました。本報告書の概要について御説明をいたします。本報告書の対象期間は、平成二十九年二月一日から本年一月三十一日までであります。まず、当審査会の経過についてであります。

政府から、国会報告を昨二十九年五月に受けまして、当時の金田国務大臣から説明聴取を行いました。同報告におきましては、平成二十八年末時点で四百八十七件の特定秘密が指定された旨報告をされておりますが、それらを中心に、特定秘密保護制度の運用、管理の適正確保のための検証・監察等につきまして、また、特定秘密ごとにその内容や指定のあり方について調査を進めました。その上で、本年一月には、外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁から特定秘密の提示を受け、説明聴取及び質疑を行いました。

次に、調査の結果としての政府に対する当審査会の意見につきましてであります。

本報告書におきましては、重点的に調査を行った特定秘密文書の廃棄に係る問題を始めとする以下の三点につきまして、特定課題として中心的に取り上げたのであります。

第一に、特定秘密文書の廃棄問題であります。

特定秘密のような高度の秘密保全を要する情報が記載されている文書が、将来の検証の機会がないうまま廃棄されることについては慎重であるべきとの考え方から、これまでも当審査会におきまして議論をまいりました。特に、今回の調査によりまして、保存期間一年未満の特定秘密文書が既に大量に廃棄されてきたこと、また、特定秘密文書であっても、廃棄の際に、一般の行政文書と変わらない取扱いがなされていること、特段に慎重な判断がなされていない可能性があることといった実態が明らかになりました。

このような事態を受けまして、当審査会においては早急な改善を求めることになっております。

その主な内容は、特定秘密のうち重要な情報を記録した文書につきましては国立公文書館等に移管する歴史公文書等となるよう、特定秘密文書を保有する行政機関の文書管理規則等の内規を改めることを検討すること、また、政府として公文書管理に係る法令等を見直しをし、特定秘密文書を重要な行政文書として位置づけた上で、原則として、行政文書の保存期間として一年以上を設定するなどの規定の整備を検討すること、さらに、例外として、特定秘密文書の保存期間を一年未満とするのは、正本、原本の写しなどに限定すること及び各行政機関の文書管理規則等の内規に定めるよう政府として方針の作成を検討することなどでありました。

第二に、行政文書が不存在の特定秘密関係であります。

平成二十八年次報告書における当審査会意見などの調査結果を受けまして、当該特定秘密を指定する行政機関において、平成二十九年中に指定を解除若しくは文書を保有するなど所要の措置が講じられ、また、内閣官房より当該取扱い等に関する事務連絡が発出され、方針が示されるなど、政府において一定の対応がなされました。他方で、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものに関し、文書が不存在のものにつきましては、当該情報が職員の中身に存在している状態となつている可能性があるわけでありま

す。しかし、重要な情報は文書に記載して管理することが通例であり、取扱いの適正性にも疑義が生ずる懸念があることから、文書を保有してない行政機関の指定を解除若しくは文書を保有することを再検討することなどを政府に求めております。

第三に、作成から三十年を超える特定秘密文書関係であります。

作成から三十年を超える特定秘密文書については、当該情報が秘密として取り扱われてきた期間の長さを考慮し、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とし、国立公文書館等に移管することを検討することなどを政府に求めております。

最後に、今後調査すべき課題として、「今後の調査方針及び課題」をまとめております。

その主なものとしては、今回の報告書で特定課題として取り上げた特定秘密文書の廃棄に係る問題の調査、また、特定秘密を含む不開示情報の提出、提示を求める案件として、作成から三十年を超える特定秘密文書の取扱いの調査などを挙げております。

議員各位の御理解と御協力を得て、今後も必要があれば随時特定秘密の提出、提示を求めるなど、引き続き、立法府としての視点と国民の立場から、政府の特定秘密保護制度の運用の監視に努めてまいります所存であります。
以上、御報告を申し上げます。(拍手)

日程第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。法務委員長平口洋君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(平口洋君登壇)

○平口洋君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を五十人増加し、判事補の員数を二十五人減少するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十五人減少しようとするものであります。

本案は、去る三月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日上川法務大臣から提案理由の説明を聴取し、三十日、質疑を行い、質疑を終局しました。次いで、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

生産性向上特別措置法案(内閣提出)及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣世耕弘成君。

(国務大臣世耕弘成君登壇)

○国務大臣(世耕弘成君) ただいま議題となりました生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、生産性向上特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、第四次産業革命と呼ばれるIT分野における急速な技術革新の進展に伴い、これまでの産業構造や国際的な競争条件が著しく変化する中で、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するための措置が早急にとられなければ、我が国産業の国際競争力が大きく低下するおそれがあります。

す。グローバル競争の中で我が国産業が勝ち抜くためには、こうした技術革新の果実を取り入れ、世界に先駆けて新たな付加価値を生み出すことで、生産性を飛躍的に向上させる必要があります。

こうした現状に鑑み、政府として昨年十二月にとりまとめた新しい経済政策パッケージにおいて生産性革命集中投資期間とされた平成三十二年までの三年間に生産性革命を実現させるため、政府一丸となって計画的に取組を進める実行体制を確立するとともに、我が国産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を期間を限って集中的に行うべく、本法律案を提出した次第です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、生産性革命を政府一体となつて強力に実行するための仕組みを創設します。具体的には、政府が重点的に講ずべき施策の内容等を定めた革新的事業活動実行計画を策定し、生産性向上のための施策の集中的かつ一体的な実施を図ります。

第二に、新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、規制のサンドボックス制度を創設します。参加者や期間を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするともに、実証で得られたデータを活用できるようにして、規制改革を推進します。

第三に、事業者による革新的なデータ活用を促進するため、データの共有、連携を行う取組を認定する制度を創設し、こうした取組に用いる設備等への投資に対して減税措置等の支援を行い、コネクテッド・インダストリーズを実現してまいります。また、事業者が国や独立行政法人等に対してデータ提供を要請できる手続を創設し、協調領域におけるデータの共有を支援します。

さらに、中小企業における生産性革命を実現するため、中小企業の生産性向上に資する先端的な技術を活用した設備等の導入を後押しする仕組みを導入します。市町村が、中小企業における先端設備等の導入を促進するための計画を自ら策定し、これに基づいて中小企業の先端設備等の導入計画を認定して支援措置を講ずることで、地域の自主性のもとで、生産性向上のための設備投資を加速します。

次に、産業競争力強化法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。我が国は、アベノミクスの三本の矢を同時に実行した結果、設備投資の拡大、雇用の拡大など経済の停滞を打破することができました。しかしながら、我が国経済の成長軌道を確かなものとするためには、急激な経済社会情勢の変化に的確に対応して、引き続き、我が国産業の国際競争力を強化し、その持続的な発展を図ることが重要です。このため、業種を超えた事業再編、情報の適切な管理及び新事業の創出によるイノベーションの

促進、事業再生の円滑化、事業承継の加速化、経営基盤強化のための中小企業支援機関の支援能力確保、IT導入の加速化のための支援体制及びIT化に対応したセーフティネットの整備等のために必要な施策を講ずるべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。まず、産業競争力強化法の一部改正です。

第一に、業種を超えた事業再編の促進を図り、様々な手法による事業再編を行いやすくするため、株式を対価とする事業再編を認定し、会社法の特例を設ける等の支援措置を講じます。

第二に、情報の適切な管理の促進のための制度を創設します。競争力の源泉となる技術等の情報の漏えい防止措置に係る認証機関の認定制度を設け、事業者における情報の適切な管理を促します。

第三に、新事業の創出によるイノベーションの促進のための施策を講じます。産業革新機構を産業革新投資機構に改め、投資機能の強化等のため、投資基準の策定や事後評価の徹底等の見直しを行います。また、国立大学法人等によるベンチャー出資の対象を拡大するとともに、市町村が行う創業に関する普及啓発の取組みを支援します。

第四に、事業再生の円滑化を図ります。特定認証紛争解決手続において商取引債権を保護すべきとの確認がなされた事実について、裁判所の法的整理における判断において考慮されるよう措置し

ます。

さらに、産業競争力の強化に継続的に取り組むため、集中実施期間を廃止し、必要な支援策について、引き続き措置してまいります。

次に、中小企業等経営強化法、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律及び中小企業倒産防止共済法の一部改正です。

第一に、事業承継の加速化のための施策を講じます。中小企業者等が合併等により他の中小企業者等の経営資源を活用して経営力の向上を図る取組について、経営力向上計画の認定の対象とし、認定を受けた者について、各種の支援措置を講じます。また、親族外承継の増加に対応するため、他の中小企業者の事業を承継しようとする者に対して金融支援を講じます。

第二に、経営基盤強化のための支援能力確保のための施策を講じます。経営革新等支援機関の認定制度について、認定に有効期間を設け、期間満了時に改めて業務遂行能力を確認する更新制等を導入します。

第三に、IT導入の加速化のための支援体制整備のための施策を講じます。ITの活用支援を行う事業者に係る認定制度を設け、中小企業者等における更なるITの活用を促します。

第四に、中小企業者のIT化に対応したセーフティネットの整備のための施策を講じます。IT活用の高まりを見据え、電子記録債権に関する中小企業者の連鎖倒産防止のため、共済貸付対象を拡充します。

これらの法律の見直しに伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構法について必要な改正を行います。

以上が、生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の要旨であります。(拍手)

生産性向上特別措置法案(内閣提出)及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。城内実君。

(城内実君登壇)

○城内実君 自由民主党の城内実であります。

自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

我が国の経済情勢は、アベノミクスの成果により、ようやく明るい兆しが見え、二十年にわたるデフレを克服しつつありますが、なお断念を許さない状況にあります。

バブル崩壊からの経済の停滞により、国際競争力も相対的に低下し、二〇一〇年に世界第二の経済大国の座を中国に奪われて、現在GDPでは中国に倍以上の差をつけられております。

縮小するパイを奪い合い、勝ち組と負け組に分

期、大規模なリスクマネーの供給の担い手としての産業革新機構の重要性が増大していると認識をしています。

このため、産業競争力強化法の改正案においては、政府が投資基準を新たに策定し、ミッションを明確化するなど、投資機能の強化を図ることとしています。新たに策定する投資基準においては、コネクテッド・インダストリーズ及びソーサエティー五・〇の実現に向けた投資など、国の政策として重要な領域への対応などを定めることを予定しています。

グローバルにリスクマネー供給の環境が変化している中、こうした措置を講ずることにより、産業界が十分な役割を果たせるよう万全を期してまいります。

IOT分野における国際標準化戦略についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、ドイツなど欧州諸国は、世界市場を獲得するツールとして国際標準を活用する取組を戦略的に行っており、日本も、官民で連携して国際標準化に戦略的に取り組むことが重要です。

そのため、日独で合意したハノーバー宣言に基づいて、IOT分野における横断的なデータ流通の国際標準づくりを日独で先導して進めています。また、コネクテッド・インダストリーズの重要分野の一つであるスマート工場分野についても、実証事業を踏まえた国際標準化に取り組んでおります。

引き続き、IOT分野における国際標準獲得に向けて、官民が連携して強力に取り組んでまいります。

NEDOの助成金に関する不正受給事案についてお尋ねがありました。

ページ社の斉藤社長らがNEDOの助成事業に関連し詐欺の容疑で起訴されたことは大変遺憾であり、国民の皆様にも申しわけないと考えております。

NEDOは、これまでも不断の不正防止対策に努めてまいりました。例えば、平成十八年度には、NEDOのホームページに通報窓口を開設し、不正の早期発見や不正抑止に努めております。NEDOによるこれまでの処分事案二十五件のうち、三分の一が通報窓口への情報提供によるものであります。

また、平成二十六年には、助成先や委託先のみならず、外注先などの取引先にも帳票類の提出など必要な協力を求めることをルール化するなどの対策を講じてきております。

今回起訴されたページ社の事案は、平成二十六年の対策強化前の事案ではあります。外注先と結託をして、帳票類を偽って検査の目をくぐり抜けた可能性が高いと考えられ、検査のプロセスなどで改善すべき点があると考えております。

今後の対策の方向性としては、外注費が一定割合かつ一定金額以上の事業については原則として外注先までNEDOが検査をする、必要に応じて事業に関連する技術分野の有識者を臨時の検査職

員として活用する、通常の検査に加えて実施する抜き打ち検査について、頻度を高めて実施することになったことが考えられます。

いずれにせよ、公判を通じて事件の全容が判明してくるものと考えており、それに応じて、有識者にも御検討をいただきながら、徹底的な対策を行ってまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 浅野哲君。

(浅野哲君登壇)

○浅野哲君 希望の党・無所属クラブの浅野哲です。

ただいま議題となりました生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案につきまして、会派を代表し、質問をさせていただきます。(拍手)

平成が始まった一九八九年、世界の時価総額上位十企業のうち、八つは日本の企業が占めていました。今や世界のビジネス界のトップランナーであるグーグル、アマゾン、フェイスブックなどの企業は、当時まだ設立さえされていませんでした。

しかし、この三十年間にインターネットが急速に普及し、これら多くのIT関連企業が欧米を中心に急速に成長することで、我が国の産業を取り巻く環境は大きく変化をいたしました。

そして、平成に次ぐ新たな時代を迎えようとしている今日、私たちが直面しているのは、インターネットに次ぐ産業技術の大転換期でありま

す。あらゆるものがインターネットにつながるIOTと、それによって生み出されるビッグデータ、さらに、その膨大なデータから学習し成長する人工知能。これらは、これからの時代を生きる私たちが手にした大きな希望であり、この希望を現実のものとし、経済の成長、豊かな暮らしの実現、そして我々の子供たちの明るい未来につないでいく責任が、今この議場に在る私たち全員にあるのではないのでしょうか。

翻って、我が国の経済状況は今緩やかな改善傾向にあると思われていますが、民間企業の動きはまだまだ力強さを欠いており、生産性のさらなる改善は喫緊の課題であります。

このまま生産性を高めていけないと、それは我が国産業の国際競争力の喪失を意味し、世界の先行企業の下請と化してしまう懸念があります。今こそ政治のリーダーシップの発揮が求められます。

まず、世耕大臣に伺います。

我が国がグローバル化した今日、我が国産業の強み、弱みは何か。また、今回提出された二つの法案がどのように作用し、国内経済、産業活動、そして国民生活にどのような変化をもたらし得るのか、お答えください。

革新的な技術やビジネスモデルの中には、現在の法体系や規制では対応し切れないものが出現する可能性があります。また、日々目まぐるしい速さで変化していくビジネス環境では、経営判断の一瞬のおくれが市場でのイニシアチブを失うことにもつながりかねません。

本法案では、新しい技術やビジネスモデルにとつて望ましい規制のあり方をスピードディーに検証するための制度として、規制のサンドボックス制度の新設が盛り込まれています。

一方、過去にも同様の制度として二〇一四年に導入された企業実証特別制度がありました。しかし、この制度の活用状況は芳しくなく、現在までに十一件と低調にとどまっています。

そこで、世耕大臣に伺います。

本制度によつて規制の見直しや新たな規制の創設が期待される産業分野について、どのように認識されておりますでしょうか。また、本制度は申請から認定までどれほどの期間を要すると想定しているのでしょうか。また、過去の制度の利用実績が低調に終わった原因と、その原因を踏まえ、新たな制度ではどのような対策、工夫をとつていくのでしょうか。

以上、お答えください。

一般に、生産性を向上させる手段には、生産手段自体をふやす方法と、生産手段一つ当たりの生産効率を高める方法があります。本法案は、中小企業の設備投資支援のほか、企業のI・O・T投資を促し、生産設備の効率化やサービスの高付加価値化を進めるものと理解をしております。

これらいずれの施策についても、その必要性は理解できる一方で、実効的な施策としていくためには、幾つかの懸念を払拭しなければなりません。

第一の懸念は、中小企業の設備投資支援の一環

として計画されている固定資産税の減免措置の具体的中身が、地元自治体の判断に大きく影響を受けるという点です。

中小企業の経営基盤を強化し、生産性の向上に効果があるとされる一方で、減税割合は、二分の一から全額免除の範囲内で地元自治体が条例で定めることとなっており、自治体の判断が中小企業の投資判断を左右すると言つても過言ではありません。

そこで、世耕大臣に伺います。

中小企業の設備投資を促進するために、これまで国は、地方自治体に対して、本施策に関する助言や指導を行つてきていたのでしょうか。また、その中身についてもお答えください。そして、本施策に関する設備投資件数あるいは設備投資額の目標値についてお答えください。

第二の懸念は、企業のI・O・T投資の実現性についてです。

これまで政府は、企業の生産性向上のためにI・O・T投資支援を進めてきましたが、実際には低調であり、その最大の理由は、I・O・Tを導入できる人材がいなかったからだと思います。

世耕大臣に伺います。

企業のI・O・T投資の促進に向けて、こうした企業の悩みに国としてどのように対処していくつもりでしょうか。また、特に、人材の確保、育成に対する具体的な支援策についてお答えください。

第三の懸念は、企業のI・O・T投資が進むことに

よつて、複数の事業者をまたぐデータのやりとりが増加をし、データのセキュリティリスクが増大する点です。

国内産業の競争力の源泉ともなり得るデータです。使う能力ばかりでなく、守る能力も高めていかなければなりません。

そこで、世耕大臣に伺います。

データ流通の活性化に伴うセキュリティ対策強化に向けて、現在、国はどのような取組を行つており、また民間事業者に対してはどのような支援を行つていくつもりでしょうか。お答えください。

現在、企業の成長に向けたリスクマネーを供給する機能として、二〇〇九年に設立された株式会社産業革新機構があり、本法案では、その名称を株式会社産業革新投資機構に改め、新産業分野やベンチャー企業に対する投資機能が強化されることが定められました。

一方、産業革新機構の株式は約九五%を国が保有しており、官民ファンドといひながらも、民間の出資は約五%にすぎません。また、投資の詳細な収支状況などは公表されておらず、これまでも、業務内容の透明性を向上させるべきとの指摘がなされてきました。

最近では、アベノミクスの看板事業として、日本の漫画やアニメ、ファッションなどを海外に売り込むクールジャパン関連事業を始め、ベンチャー企業や新分野向けの投資では百八十四億円もの損失を出したとの情報もあります。

そこで、世耕大臣に伺います。

産業革新機構の投資終了案件のうち、ベンチャー企業及び新分野向けの投資総額及び総回収額の実績をお答えください。

産業革新機構に対する国費投入の効果や国民の納得感を高めるため、投資案件ごとの個別損益を公表するなど、説明責任を果たす透明性向上が必要と考えますが、これに対する大臣の見解をお聞かせください。

限られた経営資源を強み分野に集中させる事業構造改革は、企業の成長と発展のために必要な場合があります。本法案では、企業が特定の事業を資本関係のない別会社へ切り出すスピンオフを円滑化する措置を講じるものとされており、しかし、働く人々の雇用や労働条件などに与える影響にも配慮する必要があると考えています。

そこで、世耕大臣に伺います。

本法案では、特定の事業を資本関係のない別会社へ切り出すスピンオフを円滑に促すための措置が設けられておりますが、会社分割に当たつては、分割される会社で働き続ける人々の労働条件に大きな影響が生じ得ることから、労働契約法など労働関係法の見直しとセットで議論すべきと考えておりますが、大臣の見解をお聞かせください。

新たな技術革新は、企業の生産性向上や不足する労働力の補充といった面がある一方で、就業構造へ与える影響も大きく、円滑な就業構造の転換に必要な施策を講じていく必要があると考えております。例えば、第四次産業革命の到来に伴い、

我が国の労働人口の約半数がA工やロボットに代
替することができるようになる可能性が高いとの
研究結果が出されております。

そこで、世耕大臣にお伺いをいたします。

これから生じ得る就業構造の転換に備えて、国
としてどのように取り組んでいくおつもりなの
か、具体的にお答えください。

最後に、一言申し上げます。

今回、森友学園へ八億円の巨額の値引きをされ
て売却された国有地は、言うまでもなく国民の
大切な財産であります。その国有地の売却に関す
る公文書の一部が、あるうことが改ざんをされ、
原本が破棄されていたことは、まことにあるまじ
き行為であり、誰が、いつ、何の目的で、誰から
の指示によって行ったのか、徹底的に解明されな
ければなりません。

同時に、早期に再発防止策を講じることは、国
会に携わる我々全員の責務であります。我々希望
の党は、国などが過去に行った、あるいは現在
行っている諸活動を現在及び将来の国民に説明す
る責務を全うするため、公文書改ざん防止法案を
早期に取りまとめ、議員立法として提出する予定
であります。与野党の皆様の建設的な御議論のも
と、再発防止に向けた対策を早期に講じられるよ
う、ともに取り組んでいこうではありませんか。
この思いを本日ここに在る全ての皆さんと共有
し、その責任を果たすために全力で取り組んでい
くことを改めてお誓い申し上げます、私の質問を終わ
ります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣世耕弘成君登壇)

○国務大臣(世耕弘成君) 浅野議員にお答えいた
します。

日本の産業の強みと弱み、生産性向上特別措置
法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法
律案がもたらす変化についてお尋ねがありまし
た。

日本の産業の強みは現場力や現場の良質なデー
タにあるのに対し、IT人材の不足や起業への意
欲が低いことが弱みになってきているため、世界では
IT系の新興企業が急成長を遂げる中、日本では
こうした企業が生まれておらず、日本企業の内容
感が低下してきていると認識しています。

しかし、昨今、第四次産業革命をめぐる国際競
争の主戦場がバーチャルデータからリアルデータ
を活用したビジネスに移行してきていることは、
日本の強みを生かすチャンスであると考えていま
す。

こうしたチャンスを生かすため、今回提出した
二法案においては、データを活用した企業の取組
を支援するための革新的データ産業活用計画の認
定制度や、新ビジネスへの挑戦を後押しする規制
のサンドボックス制度などを導入することとして
おり、日本の強みである現場力、現場の良質な
データを生産性の向上、産業競争力の強化につな
げていきます。

これらの措置に加えて、予算や税制を含めてあ
らゆる施策を総動員し、生産性を劇的に押し上げ
るイノベーションを実現し、人手不足に悩む中
生産性向上特別措置法案外一案の趣旨説明に対する浅野哲君の質疑

小・小規模事業者など、企業による設備や人材へ
の投資を力強く促進することで、生産性革命を具
現してまいります。

規制のサンドボックスの対象分野、申請からの
認定期間、企業実証特例制度の課題と新制度にお
ける対策についてお尋ねがありました。

第四次産業革命が進展する中、さまざまな分野
で、IoTや人工知能を活用した新たな技術やビ
ジネスモデルの社会実装による構造変化が起きて
います。

このため、規制のサンドボックスである新技術
等実証制度においては、特定の分野に限定するこ
となく、第四次産業革命に代表されるような新技
術やビジネスモデルの実用化に向けた社会実証を
広く制度の対象として、日本のイノベーションの
社会実装を進めてまいります。

申請から認定までの期間については、評価委員
会における審議期間を加味する必要はあるもの
の、現行の新事業特例制度の計画申請から認定ま
での期間が一月と定められていることを踏ま
え、内閣官房に一元申請窓口を設置することなど
により、迅速に実証が開始できるよう仕組みを構
築してまいります。

企業実証特例制度においては、事業者が規制の
特例措置の整備を求める場合、規制を緩和しても
安全性などの目的を達成することが可能となる規
制の代替措置の検証のための実証ができず、検討
が進まないというケースがありました。

こうした課題を解決するため、今回の新技術等

実証制度では、期間や参加者を限定し、規制
が適用されない環境下でスピーディーに実証プロ
ジェクトを実施することを可能としております。

固定資産税の特例措置に係る自治体への助言指
導活動と設備投資の目標についてお尋ねがありま
した。

御指摘のとおり、本法案において、自治体の判
断により固定資産税をゼロとする新たな制度を導
入することとしております。

固定資産税の特例については、これまで、三月
末時点で三百七十二の市町村に経産省職員が足を
運ぶとともに、全国で四十回以上の説明会を開催
し、合計で千四百四十三の市町村に対して、直接新
制度について説明を行ってきており、その中で、
市町村が策定する導入促進基本計画の趣旨や記載
内容等についてお伝えをしているところです。

なお、平成二十八年七月に施行した中小企業
等経営強化法に基づいて支援対象となった設備投
資は、平成三十年一月末時点で約三万二千者によ
る約一・七兆円に上ると推計されておりまして、
そのうち多くの事業者が、固定資産税を三年間二
分の一に軽減する措置を活用していると考えられ
ます。

今回の措置についても、事業者に対してより一
層の周知を図り、一つでも多くの中小企業、小規
模事業者に本制度を活用していただき、生産性向
上をしっかりと後押ししてまいります。

企業のIoT投資を進めるための人材育成の支
援策についてのお尋ねがありました。

御指摘のとおり、IoT投資を進める上では、その担い手であるIT人材の育成、確保は極めて重要です。

経産省では、IT・データ分野における社会人の学び直しを促進する第四次産業革命スキル習得講座認定制度を平成二十九年七月に創設しました。ことし一月に、第一回の認定として、AIやデータサイエンス、製造業におけるIT利活用など二十三講座を認定しました。

また、ITを始め、いわゆるコネクテッド・イノベーションの重点分野における人材育成を進めるため、主要企業や業界団体、大学、学会、研修事業者などによるプログラム開発を支援してまいります。

経済産業省としては、これらの取組を通じ、引き続き、関係省庁や産業界とも連携しつつ、IT人材の育成、確保を図ってまいります。

データ活用の活性化に伴うセキュリティ対策の強化についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、複数の事業者をまたぐデータのやりとりが増加する中で、サプライチェーン全体のサイバーセキュリティを図り、守る能力を高めていくことが不可欠です。

経産省としては、ことし三月二十九日に、事業者が実施すべき対策を具体的に示したサイバーセキュリティ確保のためのフレームワーク原案を策定したところです。今後、パブコメを経て本案を決定した上で、事業者の具体的取組を促進して

まいります。

また、民間事業者に対しては、生産性向上特別措置法案に基づいて、一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータの連携、利活用のための投資に対する税制措置を講ずることとしております。

さらに、平成二十九年年度補正予算で措置したサービス等生産性向上IT導入支援補助金では、セキュリティ対策の実施を申請要件とすることで、IT導入の促進とセキュリティの取組を同時に推進してまいります。

産業革新機構のベンチャー及び新分野向けの投資の実績についてお尋ねがありました。

産業革新機構は、二〇一七年八月末時点において、お尋ねのベンチャー企業及び新分野向けの投資について、二千九百九十五億円の支援決定を行っております。このうち、既に株式売却を行った案件の実投資額は五百六十三億円、回収額は三百七十九億円、収支は百八十四億円の赤字となっております。

なお、ベンチャー投資案件以外を含む全ての案件の収支は三千六百八十五億円の黒字であり、実投資額の二・三倍の回収がなされております。

産革機構の透明性向上についてお尋ねがありました。

国からの資金が投入されている官民ファンドの性格上、産革機構の情報開示は適切に行われることが重要であります。

産革機構では、個別案件の支援決定ごとに記者会見を行っているほか、平成二十九年からは、半期に一回、機構全体の投資活動や収支状況などについて記者会見を行っています。また、最近では、株式売却案件の開示項目を見直し、全株式売却案件について新たな項目での開示を行うなど、積極的な情報開示に向けて不断の見直しを行ってきています。

個別企業への投資の損益を開示することについては、投資対象企業への影響なども踏まえ、慎重に判断されるべき面もあると考えますが、経産省としては、情報開示の必要性和投資対象企業への影響の双方の観点を踏まえながら、産革機構の情報開示について適切な指導を行ってまいります。

スピノフに関する措置についてお尋ねがありました。

今回の産業競争力強化法改正案において導入するスピノフに関する会社法特例の適用に当たっては、従業員の地位を不当に害するものでないことを法律上の要件としており、具体的には、労働組合などの協議による十分な話し合いを行うとともに、雇用の安定に十分な配慮を行うことなどを求めることとしています。

また、計画の認定を受けた事業者の責務として、労働者の理解と協力を得ることや、雇用の安定を図るため必要な措置を講ずることを定めております。

これらの措置を講じていることから、今回の法改正により、労働条件に大きな影響を生じさせる

スピノフが促されるようなことはないと考えております。

就業構造の転換への対応についてお尋ねがありました。

日本経済の最大の弱点は人口減少と言われますが、人口の減少という弱点は、むしろアドバンテージになり得ると考えております。

AIやロボットの活用により省人化が進展し、バックオフィス業務などが減少していく一方で、AIやデータを活用した新たな商品企画などの新たな雇用ニーズが生み出されていくことが想定されます。そういった観点から、こうした就業構造の転換に対応した人材育成や成長分野への労働移動が必要となります。

このため、経産省では、第四次産業革命の進展に伴い重要性が増す、データサイエンスやセキュリティといった領域ごとのITスキル標準の策定や領域の追加を行ってまいります。

さらに、IT・データ分野における社会人の学び直しを促進する第四次産業革命スキル習得講座認定制度を平成二十九年七月に創設いたしました。ことし一月に、第一回の認定として、AIやデータサイエンス、製造業におけるIT利活用など二十三講座を認定したところです。

これらの取組を通じて、第四次産業革命の進展に対応した人材育成や成長分野への労働移動を促進してまいりますと考えております。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

主な質疑内容

1. 規制のサンドボックスについて

規制のサンドボックス制度を活用して、実証したのちにいかにかスピーディーに規制改革、社会実装まで繋げていくことが一番重要と考える。今後の対策に期待することについて意見を伺う。

2. 産業革新機構について

本法案では投資基準を明確にして事後評価を徹底する方針が定められているが、重要なのは「誰が、どのように実行していくか」であると考ええる。これから投資能力を強化していこうとしている中で、人材の観点と機構内のガバナンスについて意見を頂戴したい。



3. 会社法の特例措置について

参考人から見解を伺う、浅野議員

スピンオフについては資本関係が別の資本に移ることからそこで働く人の労働環境、労働条件に与える影響は大きいものであると考える。本法案の中で配慮すべき点について意見を伺う。

4. 第4次産業革命における地方人材の必要性について

第4次産業革命時代の様々な技術革新は、地方における社会的課題の解決に大きく寄与するものではないかと考える。地方大学を活用した人材育成について意見を伺う。

回答

1. 個々の相談の中では、局長通達や課長通達などが妨げになって前進しないというものは聞いていますが、法律自体が妨げになっているというものは多くは承知していない。「実証をやった、よかったね」で終わらないことが非常に重要である。



増島参考人
(森・濱田松本法律事務所)

2. 今後投資機関として発展させるには、やはりグローバルに取り組むことができるような仕組みの構築が望ましく、かつグローバル人材の投入を促してガバナンスを強化していく必要がある。



富山参考人
(株) 経営共創基盤CEO)

3. 労使協議を含めて、しっかりと働く者の納得感を担保することが極めて重要である。本来の意味での経営スピードを担保するというのは労使協議が重要な鍵を握っている。



神津参考人
(日本労働組合総連合会会長)

4. 働き手の約8割は非製造業、その多くは(は)地方で地域密着型の産業で働いており、これは日本経済全体の底上げに関わる問題として非常に重要な視点である。地方において基盤人材を押し上げていくために、地方大学それぞれが明確に差別化を図っていくことが重要ではないか。



富山参考人
(株) 経営共創基盤CEO)

衆議院 第九十六回国会 經濟産業委員会 議 録 第 六 号

平成三十年四月十日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 稲津 久君
 理事 城内 実君 理事 平 将明君
 理事 辻 清人君 理事 富樫 博之君
 理事 吉川 貴盛君 理事 落合 貴之君
 理事 田嶋 要君 理事 富田 茂之君
 理事 穴見 陽一君 理事 石川 昭政君
 理事 石崎 徹君 理事 岩田 和親君
 理事 上野 宏史君 理事 尾身 朝子君
 理事 大串 正樹君 理事 大見 正君
 理事 岡下 昌平君 理事 鬼木 誠君
 理事 勝俣 孝明君 理事 門 博文君
 理事 神谷 昇君 理事 神山 佐市君
 理事 神田 裕君 理事 木村 哲也君
 理事 国光あやの君 理事 小林 鷹之君
 理事 國場幸之助君 理事 佐々木 紀君
 理事 佐藤 明男君 理事 佐藤ゆかり君
 理事 杉田 水脈君 理事 田畑 毅君
 理事 根本 幸典君 理事 百武 公親君
 理事 福山 守君 理事 藤井比早之君
 理事 船橋 利実君 理事 穂坂 泰君
 理事 星野 剛士君 理事 本田 太郎君
 理事 松本 洋平君 理事 三谷 英弘君
 理事 三原 朝彦君 理事 宮内 秀樹君
 理事 宮澤 博行君 理事 八木 哲也君
 理事 中谷 一馬君 理事 堀越 啓仁君
 理事 松平 浩一君 理事 山崎 誠君
 理事 浅野 哲君 理事 吉良 州司君
 理事 齊木 武志君 理事 山岡 達丸君
 理事 國重 徹君 理事 菊田真紀子君
 理事 笠井 亮君 理事 谷畑 孝君

經濟産業大臣

世耕 弘成君

環境副大臣 とかしきなおみ君
 經濟産業大臣政務官 大串 正樹君
 政府参考人 三角 育生君
 (内閣官房内閣審議官) 高橋 泰三君
 政府参考人 飯田 祐二君
 (經濟産業省大臣官房房長) 審議官 飯田 祐二君
 政府参考人 政府参考人 福島 洋君
 (經濟産業省大臣官房技術 審議官) 福島 洋君
 政府参考人 政府参考人 中石 齊孝君
 (經濟産業省大臣官房審議 官) 中石 齊孝君
 政府参考人 政府参考人 佐藤 文一君
 (經濟産業省大臣官房審議 官) 佐藤 文一君
 政府参考人 政府参考人 窪谷 敏秀君
 (經濟産業省經濟産業政策 局長) 窪谷 敏秀君
 政府参考人 政府参考人 多田 明弘君
 (經濟産業省製造産業局長 局長) 多田 明弘君
 政府参考人 政府参考人 寺澤 達也君
 (經濟産業省商務情報政策 局長) 寺澤 達也君
 政府参考人 政府参考人 吉本 豊君
 (經濟産業省商務情報政策 局長) 吉本 豊君
 政府参考人 政府参考人 保坂 伸君
 (資源エネルギー庁次長) 保坂 伸君
 政府参考人 政府参考人 高橋 淳君
 (資源エネルギー庁省工ネ ルギー・新エネルギー部 長) 高橋 淳君
 政府参考人 政府参考人 小野 洋太君
 (資源エネルギー庁資源・ 燃料部長) 小野 洋太君
 政府参考人 政府参考人 村瀬 佳史君
 (資源エネルギー庁電力・ ガス事業部長) 村瀬 佳史君
 政府参考人 政府参考人 高島 竜祐君
 (中小企業庁経営支援部長) 高島 竜祐君

委員の異動
 四月十日
 上野 宏史君 補欠選任 杉田 水脈君
 大見 正君 宮澤 博行君
 勝俣 孝明君 藤井比早之君
 小林 鷹之君 門 博文君
 國場幸之助君 佐藤 明男君
 佐々木 紀君 鬼木 誠君
 穂坂 泰君 百武 公親君
 八木 哲也君 福山 守君
 中谷 一馬君 堀越 啓仁君
 同日
 鬼木 誠君 補欠選任 佐々木 紀君
 門 博文君 岩田 和親君
 佐藤 明男君 神谷 昇君
 杉田 水脈君 上野 宏史君
 百武 公親君 本田 太郎君
 福山 守君 石崎 徹君

参考人 参考人 富山 和彦君
 (株式会社経営共創基盤代 表取締役CEO) 参考人 増島 雅和君
 参考人 参考人 森・濱田松本法律事務所 弁護士 参考人
 (日本商工会議所中小企業 経営専門委員会共同委員 長) 曾我 孝之君
 (前橋商工会議所会頭) 参考人 神津里季生君
 (日本労働組合総連合会会 長) 参考人 福家 秀紀君
 参考人 (駒澤大学名誉教授) 佐野圭以子君
 經濟産業委員会専門員 佐野圭以子君

藤井比早之君 宮内 秀樹君
 宮澤 博行君 船橋 利実君
 堀越 啓仁君 中谷 一馬君
 同日
 石崎 徹君 補欠選任 根本 幸典君
 岩田 和親君 小林 鷹之君
 神谷 昇君 国光あやの君
 船橋 利実君 三谷 英弘君
 本田 太郎君 木村 哲也君
 宮内 秀樹君 勝俣 孝明君
 同日
 木村 哲也君 補欠選任 穂坂 泰君
 国光あやの君 國場幸之助君
 根本 幸典君 八木 哲也君
 三谷 英弘君 大見 正君

本日の会議に付した案件
 政府参考人出頭要求に関する件
 生産性向上特別措置法案(内閣提出第二二号)
 産業競争力強化法等の一部を改正する法律案
 (内閣提出第二二号)

○稲津委員長 これより会議を開きます。
 内閣提出、生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
 本日は、両案審査のため、参考人として、株式会社経営共創基盤代表取締役CEO富山和彦君、森・濱田松本法律事務所弁護士増島雅和君、日本商工会議所中小企業経営専門委員会共同委員長・前橋商工会議所会頭曾我孝之君、日本労働組合総連合会会長神津里季生君、駒澤大学名誉教授福家

○山崎委員 ありがとうございます。
それでは、次に神津参考人にお伺いをしたいと思
います。

少し大きなお話をさせていただいて、生産性向
上というのをどういうふうにお考えになるか、
お考えをお聞かせいただきたいと思います。

今までもいろいろな形で出てきましたけれど
も、グローバル競争環境はやはり激変していま
す。発想の転換がやはり必要ではないか。

これまで日本は、どちらかというと高品質、低
価格を実現するための生産性向上というような発
想であったかと思うんですが、これからは、やは
り高品質、相応価格で、文字どおり、世界の市場
に高付加価値を提供する、そういう産業を目指さ
なければいけないのではないかと。

相応価格というものを考えたときには、その価
格の構成要素であります人件費について相応な価
格、すなわち働く皆さんが納得できる賃金の確保
というのが真の生産性向上の基本になると考え
ていますが、この点についてお考えをお聞きでき
ばと思います。

○神津参考人 ありがとうございます。
私は、山崎委員がおっしゃられる問題意識とい
うのは極めて重要なことだと思っております。冒
頭に意見として出させていただいた中でも、本来
の生産性三原則というのは、何も、人を減らすと
かコスト削減だとか、そういう概念とは全く違
います。むしろ真反対と言つてよろしいかと思
います。したがって、そのことの原点をもう一度し
かりと社会全体が見詰め直す必要があるんだらう
というふうには思っています。

分母と分子のうちに、ともすれば生産性とい
言葉が世の中に誤って捉えられている部分があ
つて、つまり、分母のところを減らせばいいとい
うことに長い間この日本の社会は陥っていたの
ではないかと思えます。本来、やはり分子のところ
を上げるといふことが重要なのでありまして、
まさにおっしゃられたところの相応の価格、本
当にいい製品、いいサービスを世の中に送り出

いるんであれば、それに相当する対価を得るとい
うことが極めて重要だと思えます。
本当に手前みそな言い方になって恐縮なんです
けれども、そういった生産性の向上ということ
を実現する上でいけばね力になるのが労使関係
だと思つていて、働く者、我々の立場からす
れば、一生懸命働いて価値を生み出すんだから、
経営マネジメントはそれをもつてしっかりと
けて、もうけた分を配分してくれというのが労使
関係の一つの側面だと思つています。

したがって、そのことを更に高めていかなきゃ
いけないんですが、一方で、これはもう極めてじ
くじたる思いも含めて言えば、日本の労働組合の
組織率というのは、最新の統計で一七・一%で
す。かつ、中小企業においては組織率は非常に低
いんです。百人未満の中小企業の組織率は〇・
九%。要するに、ほとんど労働組合がないとい
うことですから、そういったね力を持たないとい
うことがあります。

もちろん、世の中には意識の高い経営者、中小
企業の経営者、あまたおられますが、そうでない
方々も残念ながら多いということでありまして
で、ひとつ、今回の法改正もばねにしなから、そ
して、意見の中でも申し述べましたが、やはり公
正取引ですね。やはり、日本の社会にはどうも大
企業の方が上で中小企業の方が下にあるよう
な誤ったヒエラルキー的な雰囲気というものが支
配していると思えますから、それを払拭するとい
うこととあわせて、この法改正の趣旨を進めてい
きたいなというふうに思っています。

○山崎委員 ありがとうございます。
時間の関係で最後になりましたしわけござい
ません。もう一度神津参考人にお聞きしたいん
ですが、今もお話がありました、私は、大企業と中
小企業という図式の中でいろいろこの法案につ
いて議論はされていると思うんですが、もう少し
は、業界別だとか、あるいは地域を見据えた、
都会とあるいはもつと地方の企業、そういった視
点でも見ていかなければいけないと思うんです

が、傘下にたくさんある企業を抱える連合として、
何か御所見が、このあたりの、業界別、地域別、
そういった所見があればと思つて、お伺い
できればと思つています。

○神津参考人 ありがとうございます。
この点につきましても、おっしゃられた点とい
うのは非常に大事な視点だと思つています。
これは、もうそれぞれ皆さん方先刻御承知のこ
とだと思つていますが、生産性と一口で申しまし
ても、業種によつて、あるいは企業規模によつて随
分と違いがあります。本来、日本の生産性とい
うのは、統計上も高くしてしまふべきなかなと思
うんですが、これも御承知のように、OECD諸国
の中ではむしろ下の方にあるんじゃないかみた
いなことがあります。これは業種によつて、端的
に申し上げれば、特に地方のサービス産業、規模
の小さいところ、この生産性はかなり低いとい
うのが実態だと思つています。

これは、先ほど申し上げたような、ばね力がな
かなか働かないとか、あるいは公正取引の問題が
あるかと思つています。したがって、委員の御指摘
のように、少しそこは、業種ごと、地域ごと、そ
れと、今回の法の改正においても、それぞれ地方
自治体ごとという取組をするのかということ
もあるようでありまして、そこは一つ、切磋琢
磨のようなどころもあるかと思つていますが、私
は、地域ごと、あるいは産業ごと、労使を交え
た、そういった枠組みをきかせるということも一
つ大事な要素ではないかというふうに思つていま
す。

○山崎委員 ありがとうございます。
時間になりましたので終わりにします。
富山参考人、曾我参考人、福家参考人には御質
問できませんでした。失礼いたしました。
ありがとうございます。

○稲津委員長 次に、浅野哲君。
○浅野委員 希望の党の浅野哲でございます。
本日は、五名の参考人の皆様、御多忙のところ
この委員会にお越しをいただきまして、ありがと
うございました。

先ほど皆様からいただいたお話も、大変私に
とっても勉強となる中身であり、それを糧にこの
法案をしっかりと内容にしていけるようにこれ
からも議論をしていきたいと思つております。
本日は限られた時間ですので、早速質問に移ら
せていただきたいと思つていますが、今回テーマと
なっている法案、生産性向上特別措置法及び産業
競争力強化というところで、やはり産業の立場に
立った目線でこの法案は十分に審議をしていかな
ければいけないというふうには感じております。
その点から本日は何点か質問をさせていただきます
ですが、まず一点目は、規制のサンドボックス制
度についてお伺いをさせていただきますと思つて
います。

こちらの質問、増島参考人の方に御質問させて
いただきますが、この規制のサンドボックス制
度、これまでも同じような過去の施策がありまし
たが、実際には活用実績が低調に終わってしま
つたということ、その一つの原因は、先ほど参考
人もおっしゃっていましたが、遅い、スピード
感の問題であつたというふうには認識をしてお
ります。

そこで、今回はそのスピード感を担保するた
めの対応もとられているということなんです
が、もう御存じだと思つていますので簡単に申し
上げますが、今回は、まず、一元的な窓口を設け
て一括して相談に乗れる体制を構築した。また、
評価委員会というのを設けて専門的な知見から
的確、迅速に判断ができるように整備をしたとい
うところが大きな特徴になるかと思つています。
この制度を活用して実証を行ったという、後の
話をちよつとさせていただきたいと思つて
おります。けれども、例えば自動運転ですとかド
ローンですとか、今、こうしたサンドボックス制
度を使つていろいろ実証をしたい分野は多々ござ
います。問題は、実証した後、規制改革をしつ
かりと行つて、社会実装までをスピーディーに
していく、これが一番重要なのではないかと私
は思つております。

これまでの施策の実績といいますが、過去の事例を調べてみても、実証はしたけれども、実際、社会実装まで至らなかった事案の多くが、やはりこの規制の見直しに相当な時間を要してしまつた、そういった反省点があると思つて、けれども、今回、この規制のサンドボックス制度、幾つかの改善をして、法としてまた再提出をされました。これが施行された後、実証した結果をきちんと規制改革に迅速に、円滑につなげていく、そこまでを議論しなければいけないと私は思つてい

ます。そういつた部分で、参考人の、現在御認識をされている課題意識、あるいは今後の対策に期待をすることなどありましたら、お答えをいただきたいと思います。

○増島参考人 ありがとうございます。

まさに、この制度の本願とか本質は、規制のPDCAを素早く回す、ここにあるというふう

に承知をしております。これを行っていくに当たって、まさに、実証したデータがたまつた、でも動かない、こういう状態をどういうふうにするか、こういう御質問だといふふうにして、実はひかかっているものが何か運輸とか局長通達とか厚労省課長通達ですとか、こういうのが理由で前に進まないというものが結構いっぱいあったり、若しくは、いわゆる府令、規則のレベルですね、このレベルで、これがちょっと想定してないんじゃないかみたいな話で話が前に進まない、こういうことが実は結構多い、ございまして、法律のレベルで全然だめだといふものというの意外と少ないなといふふう

に思つております。もちろん、法律のレベルで大きな再編が要するといふことであれば、これは先生方によく議論をしていただいて法律を動かしていく、これはまさに先生方のリーダーシップだといふふうに承知をしておりますけれども、規則、通達、このレベル感での物の変更というのは、これももちろん先生方

からの強いリーダーシップと、あとは、民間側で、これは問題なかつたですすよねといふこの実際がある、今まで物が動かなかった、こういうふうになるおそれがあるみたいな話で物が動かないといふところに対して、いや、実際大丈夫だつたじゃないですかといふエビデンスを出すことができれば、これが恐らく、多分大事なんじゃないかと思つています。

そこでも推していくのはやはり民間であり、また先生方、政治家の方々とありというのが推していかないと、なかなか政策の方、官僚の方は動かない可能性はまたあるんだといふふうに思つたので、そこを捉えて、実証をやつた、よかつたねと言つて終わらない、これは非常にやはり大事な要素だといふふうに思いました。

ありがとうございます。

○浅野委員 ありがとうございます。しっかりと規制改革、そして、その先にある社会実装、事業としての離陸というところまでしっかりと見据えた制度にしていくために、今後とも御指導をよろしくお願い申し上げます。

次の質問に移ります。次の質問なんですが、富山参考人の方に、リスクマネーに関して、産業革新機構について御質問させていただきます。

先ほども出しましたけれども、現在、産業革新機構が投資をした案件に対する回収状況というのは、特にベンチャー企業、また新分野向けの産業分野、これに関しては損失の方が上回つていて、いふような状況が続いておられますが、それに対して、今回の法案では、投資基準を明確化して、そして事後評価を徹底するといふ方針がうたわれております。これはもちろん大変重要なことなものでありますけれども、それを誰がいかに行行していかかといふところが大変重要なのだと思つ

ます。参考人の方、過去にも、この官民ファンドの人材に関して、あるいはそのガバナンスに関していろいろ御提言をされておられますけれども、これ

から、産業革新機構が産業革新投資機構に変わつて、投資能力をどんどん強化していかうとして、今の状況で、この人材の観点、また機構内のガバナンスの観点に対する御意見を頂戴したいと思つております。

○富山参考人 どうもありがとうございます。

自分のことを言うのはちょっと言いにくいんですが、産業再生機構をつつたときには、あの組織は、どちらかというと日本の中ではオールスターでありました、人材のクオリティーでいうと、トップの斉藤さんを始めとして、かなり世界的にも名前が知れた人間が集まつていた。当時の日本としてはそういうメンバーでやつておりました。

要は、そのクオリティーの人をどう集められるかということになるのですが、今御指摘のあつたベンチャー投資の世界というのは、多分二つ課題があつて、基本的に、一番リスクの高いいわばクラスなんです。ということは、十中八九は失敗をします。そのうち、十のうちの二つが百倍、千倍になつて、トータルでリターンを上げるということになりますので、多分、先に出しちゃうのは、むしろうまくいかないものから出していきますから、今の段階でどうかといふのは、ちょっと評価は時期尚早のような気がしますが、そういうゲームです。

少なくとも、ベンチャーキャピタルの世界においてもう一つポイントが、日本の中で世界的に名が通つているベンチャーキャピタリストはほほいしません。唯一の例外が、日本人といふことと、あのジェネテックの創業メンバーでありました金子さんという方が、これは本当に世界的な一流の人ですけれども、ほほいしません。

そうしますと、これからああいう領域を本当に育てていこうということになりますと、要は、どうやったら、必ずしも日本人にこだわらず、要するに、世界一級の人材を集められる、そういうフォーカスがつけられるか。やはり一流の人が集まらないと一流にならないですよ、二流同士

でやつてもずっと二流なので。ですから、今後それをもし投資機構として発展させるのであれば、やはりグローバルに、例えばクライナーとか、さっきのルースさんとか、そういうところと組むようなフォーカスをつくれる、あるいはつくるようなことを私は試みた方がいいような気がしております、そうしますと、これはメジャーリーグの人とプレーすることになりますから、当然レベルは上がつてまいります。私は、その辺が今後課題かなといふふうに思つております。

ガバナンスについても同じく、となると、これは本当に高度なことをやることにますますなつてまいりますので、そのガバナンスは、やはりプロはプロでないとガバナンスがきかないんですよ。ですので、余り細かく、例えば議事録を開示するとかそういう話ではなくて、むしろプロをちゃんとガバナンスする側にも担わせて、もしそれが機能しなかつたら、どちらかといふとその人を交代させるというのが私は本来のあり方のような気がしております。

○浅野委員 ありがとうございます。時間が残りわずかとなつてまいりましたので、

次回の質問に移りたいと思つております。続いての質問なんですが、会社法の特例措置に関して、神津参考人の方にお伺いをさせていただきます。

今回、産業競争力強化法の中では、会社法の特例措置を設けて、M&Aによる事業再編をやりやすくしたり、あるいはスピノフを円滑化するような措置が含まれております。そうしますと、経営者視点からいえば、これから将来性のある事業が効率のいい、生産性のより高い状況に変わっていくといふことで、望ましい、それは評価ができると思つておられますが、その一方で、やはりそこで働く人々のことを考えたときに、何点か懸念が残つております。

特に、事業の分割あるいはスピノフといったことになりまして、もともと資本関係が別の資本

関係に移るといふことで、労働環境、労働条件にも影響を与える可能性が十分に考えられるわけですから、これに関して、参考人が現在あるいはこれまでの事例も含めて懸念をされていること、あるいは法令の中で配慮すべき点等ございましたら、この場で御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○神津参考人 ありがとうございます。

一般論として申し上げるならば、働く者の立場において、より安定的で、かつ発展の望める事業で仕事をできるということは、将来に向けて活力を持てるということですから、そのこと自体はあつてしかるべきだろうと思います。

ただ、浅野委員が御指摘されたような形というのは、やはり働く者にとっては不安を一方で持つことも事実であります。やはり、資本系列が離れてどういふことになるのかということ、これも一般論として言ったときには、大きい不安を持つことは事実でありますから、これもやはり労使協議を含めて、しっかりと働く者の納得感というものを担保することが極めて大事だと思えます。

労使協議というふうに申し上げますと、どうしてもある程度時間がかかる、丁寧さが必要だということ、まどろっこしさを感ずる方もおられるかもしれません。

しかし、確かに経営においてスピードというのは非常に必要なことだと思えますが、今回の一連の考え方の中で、行政手続においてスピード感を高めるということは、これは極めて大事なことだと思えますが、本来、働く者の納得感をしっかりと担保するという意味では、急がば回れといいますが、本当の意味でのスピードを担保するのは労使協議が重要な鍵を握っているということを申し上げておきたいと思えますし、また、あだんから労使双方がお互いになんかことを考えているのかということが共有されていけば、そのことがむしろスピード感を担保することにつながるというふうに思えます。

以上です。

○浅野委員 どうもありがとうございます。続きまして、最後の質問に移りたいと思えますが、先ほどから何回か出ておりました、今回の生産性特別措置法案というのは三年間という期限つきの法案でございますが、この生産性向上の取組というのは、三年以降も継続的に我が国は取り組んでいかなければなりません。そのための原動力が人材でございます。

先ほど人材の確保について参考人の皆様から御意見を伺いましたが、ちよつと別の観点から、地方において、どのようにこうした第四次産業革命時代の人材を育て続ける仕組みをつくっていくかという点について、富山参考人にお伺いをいたします。

私は、以前より、地方における社会的課題、これを解決するために第四次産業革命時代のさまざまな技術革新が活用できるのではないかと、そうであるならば、地方で地方大学を活用するなどした人材育成の必要性というのを訴えてまいりました。この地方での人材育成に関して、参考人の御意見をいただければと思えます。

○富山参考人 非常に重要な御質問、ありがとうございます。

私も全く同じ考えでありまして、現状、実際の働き手の約八割は非製造業、その多くは地方で地域密着型の産業で働いております。その賃金水準が極めて低い、かつ生産性が低いという状況でありますので、その生産性と賃金をどう上げられるかというのは、もう日本経済全体の底上げにかかわる問題であります。

そこでの鍵は、むしろそういったイノベーションを利用するある種イノベーションですね、そういった力が勝負になってくるわけでありまして、となると、やはり、地方においてそういった基盤人材が極めて希薄になっているということは、そこはずつと、各参考人ありましたが、ポイントになります。

超長期的、中長期的には、若者に関しては、や

はり地方大学がかなり真剣に、中途半端なアカデミックスクールではなくて、ちゃんとした職業能力、あるいはそういったスキル、これはリカレント教育を含めて、そういった底上げをする、私の言葉でいうL型大学なんですけれども、そこに徹してもらうということが大事だと思つていて、と

公立大学はミニ東大化しております。あんな中途半端なことをやっていっても私はしやうがないと思つておりますので、そこはもうかなり明確な差別化をして、基盤人材を押し上げていくところに彼らがフォーカスしていけば、恐らく地方大学に行く人はもつとふえます。私はそこを非常に期待しております。

○浅野委員 五名の参考人の皆様、ありがとうございます。

時間が参りましたので、終わります。

○稲津委員長 次に、菊田真紀子君。

○菊田委員 御苦労さまでございます。無所属の会の菊田真紀子です。

きょうは、参考人の皆様、お忙しいところお越しをいただきまして、それぞれの立場での貴重なお話を聞きすることができました。まことにありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきます。日本では、創業を希望する者が創業に至る割合がアメリカやイギリス並みである一方、そもそも創業に関心を持つ者が少ないということが一つ課題にあるということでございます。

市町村を中心に行う創業支援について、現状の創業を行うとする者への直接的な創業支援に加えて、今回の法改正で更に創業に関する普及啓発を行うということでありまして、これも、そもそも、なぜ日本では創業に関心を寄せる者が少ないのか、どういふ背景があるかと考えておられるか、そしてこれを変えていくためにはどんなことができるか、何をしなければいけないか、御指摘をいただきありがとうございます。全員の参考人をお願いいたします。

○稲津委員長 それでは、順次お伺いします。○富山参考人 貴重な御質問をどうもありがとうございます。

私、実は、東京大学の産学連携あるいは起業支援を二十年間サポートしております。事東京大学の産学連携においては、この数年で明らかに風向きが変わりまして、もう今は起業の大ブームであります。その最大の理由は、東京大学の卒業生が典型的に昔就職していた役所と大企業がグサイ就職先になったからであります。いいことだと思つております。とにかく大変なブームであります。特に、優秀な学生の第一希望はまず起業であります。起業のチャンスがなかった人間が、私どものようなコンサルディング会社とかそういうところにモラトリアムで来ます。でも、なので、数年の間にみんなやめちやいます。要は、創業の。そういう流れはやはり上の方では起きております。私は、このままどんどん推していけば、これは東大から京大へ、東工大へと広がっていくと思つているので大丈夫だと思つておりますが、もう一方で、地方、先ほど出ていました地方、地域において、まだまだ起業が少ない。

ここは、一つの要因は、今回の法案の中でも多少それが絡む部分がありますが、やはり、何だかんだいって、日本の現状は、会社を起そうと思ふと個人で連帯保証してお金を借りなきゃいけないんですよ。極めてリスクが大きいんです。大体、これどうもよくいえないと、毎回毎回破産であります。それからもう一つ、例えば企業との関係で、大企業向けのサービスなんかで始めますと、大体、押しつけられる契約書はまだまだとんでもない契約書です。とにかく守秘義務一方向的、それから知財全部持っていられるみたいなものが、平気で今でも横行しております。ですから、こういった問題というのは、実は草の根のところでは解決されておられませんので、ここが変わっていかないと、そういった地域における創業というのはまだまだハードルが高い現状だ

主な質疑内容

1. 革新技術の社会実装に向けて着実な実行を求める

重要なのは、サンドボックス制度を使って実証したのちに、いかにスピーディーに規制の見直しを行う社会実装に繋げていくか、である。

規制の見直しを行うスチーム、及び必要と考えられる課題と対策について伺う。あわせてスムーズな規制の見直しにつなげていくために、行政の立場でできる限りの支援と準備をお願いする。

2. 伴走型の支援体制構築を求める。

第4次産業革命時代を迎えるにあたって、中小企業経営者の意識をもっと上げていく必要性があると考えますが、現在、企業のIoTに対する投資を促進するために、各地方においてどのような支援体制が整っているのか、現状について伺う。



政府に見解を求める、浅野議員

3. 支援窓口が混乱しないような対応を求める

中小企業にはよらず支援窓口、IoT推進ラボ、スマートものづくり応援隊といった支援窓口があるが、支援する枠組みが多様化して複雑になっていくことが懸念される。こうした窓口をできるだけシンプルにユーザーフレンドリーな仕組みにすることを求める。

回答

1. 当該制度を所管する規制所管省庁が見直しを行い、加えて、革新的評価委員会についても実証後、当初の予定どおりに革新的事業活動の実施につなげたかどうか確認することとしている。

規制の見直しに要する期間について、一概に示すことはできないが、サンドボックス制度の実証で問題ないものと判断されたものについては速やかに対応できるように政府部内で連携していく。

2. IoT推進ラボによる各社の事例紹介、IoT導入補助金でのIT化に対するアドバイザー、情報処理支援機関の創設でITツール・ITベンダーに関する支援、こういった取組みで中小企業のIoT導入を後押ししていく。

3. 経産省で中小・小規模事業者向けのいろいろな施策を行うと、都度、個別の相談窓口ができることになる。

ただ、今後、地方までしっかりと施策を浸透させて窓口が混乱しないよう取組んでいく。



世耕経済産業大臣

衆議院 經濟産業委員會 議 録 第 七 号

平成三十年四月十一日(水曜日)

午前九時九分開議

出席委員

委員長 稲津 久君

理事 城内 実君 理事 平 将明君

理事 辻 清人君 理事 富樫 博之君

理事 吉川 貴盛君 理事 落合 貴之君

理事 田嶋 要君 理事 富田 茂之君

理事 穴見 陽一君 理事 石川 昭政君

上杉謙太郎君 上野 宏史君

尾身 朝子君 大串 正樹君

大見 正君 岡下 昌平君

加藤 寛治君 勝保 孝明君

神山 佐市君 神田 裕君

小林 鷹之君 國場幸之助君

佐々木 紀君 佐藤ゆかり君

田畑 毅君 福山 守君

穂坂 泰君 星野 剛士君

松本 洋平君 三原 朝彦君

八木 哲也君 中谷 一馬君

松平 浩一君 山崎 誠君

浅野 哲君 吉良 州司君

芥木 武志君 山岡 達丸君

國重 徹君 菊田真紀子君

笠井 亮君 谷畑 孝君

經濟産業大臣 世耕 弘成君

經濟産業副大臣 武藤 容治君

經濟産業大臣政務官 大串 正樹君

政府特別補佐人 杉本 和行君

(公正取引委員会委員長)

政府参考人 彦谷 直克君

(内閣官房内閣参事官)

政府参考人 矢作 友良君

(内閣官房情報通信技術(T)総合戦略室次長)

政府参考人 (内閣官房日本經濟再生総合事務局次長) 宇野 雅夫君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 林 幸宏君

政府参考人 (公正取引委員会事務局局長) 菅久 修一君

政府参考人 (公正取引委員会事務局局長) 菅久 修一君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官) 藤木 俊光君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官) 藤木 俊光君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官) 星野 岳穂君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 中石 斉孝君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 中石 斉孝君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 前田 泰宏君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 前田 泰宏君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 吉田 博史君

政府参考人 (中小企業庁次長) 吉野 恭司君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 吾郷 進平君

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 高島 竜祐君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 早川 治君

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣参事官彦谷直克君、内閣官房情報通信技術(T)総合戦略室次長矢作友良君、内閣官房日本經濟再生総合事務局次長宇野雅夫君、内閣府大臣官房審議官林幸宏君、公正取引委員会事務局局長經濟取引局長菅久修一君、經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光君、經濟産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官星野岳穂君、經濟産業省大臣官房審議官中石斉孝君、經濟産業省大臣官房審議官前田泰宏君、經濟産業省大臣官房審議官吉田博史君、經濟産業省經濟産業政策局長齋谷敏秀君、經濟産業省製造産業局長多田明弘君、經濟産業省商務情報政策局長寺澤達也君、經濟産業省商務情報政策局商務情報政策統括調整官吉本豊君、資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官小澤典明君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君、中小企業庁長官安藤久佳君、中小企業庁次長吉野恭司君、中小企業庁事業環境部長吾郷進平君、中小企業庁経営支援部長高島竜祐君及び国土交通省大臣官房審議官早川治君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲津委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○稲津委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。山崎誠君。

○山崎委員 おはようございます。立憲民主党・市民クラブの山崎誠でございます。

質問の時間をいただきました。ありがとうございます。

昨日も、本案に関しましては参考人の皆様から貴重な御意見をたくさんいただきました。今回の

○稲津委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

委員の異動

四月十一日

辞任 補欠選任

神山 佐市君 加藤 寛治君

辞任 補欠選任

加藤 寛治君 福山 守君

辞任 補欠選任

福山 守君 上杉謙太郎君

同日 補欠選任

てきた中で、日本はなかなか進めてこなかった。その結果、物すごい円高になって、七十円台までいって、日本の産業界は、製造業を中心に塗炭の苦しみを味わっていたわけでありました。アベノミクスは、まさにそこを解きほぐしたと思えますよ。そこを、金融緩和をしつかりやることによつて、これは日銀と連携をしてやることによつて、極めて高かつた円高の水準を今の水準のところまで戻した事によつて、やはり日本企業にとつては一息つけた。

それで、その一息をついてから、次、その一息をついて、キャッシュもふえた、そのお金をやはり設備投資に回してもらつて、いまだにOECD平均よりも下に在るわけです、成長率。これを、何とかOECD平均を追い越して、OECDの成長率を逆に引つ張つていくぐらいのポジションに持つていかなければいけない。それがまさに成長戦略の任務だというふうに考えています。

○吉良委員 今大臣が答弁されたことは、私自身も否定しません。ただ、資料十を見ていただきたいと思つています。これは、日本のGDPの推移を名目円ベース、それから実質円ベース、名目米ドルベースであらわしたものです。これを見ておわかりいただけるかとおり、確かに行き過ぎた円高というものは正しなればいけなかつた。私もそう思つています。けれども、ここまですべて日銀が介入する必要があつたのか、そういう思ひ。ちよつとここは、財務委員会でもないのでそこまではここでは問いませんけれども、世界から見たら、日本は安倍政権になってからGDPを大きく減らしているねという世界なんですよ。世界はドルベースで見ませんから。

さつき大臣が答弁された中で、一息ついたという言葉がありました。確かにそのとおりです。だから、過度な円高は是正しなければいけなかつたということについては、私も同感であります。けれども、大事なことは、前回、私、一般質疑でTPPIについて高く評価をしたコメントをさ

せてもらいました。それは、日本はサブプライチエーン、サブプライチエーンが面なんだ、その面を生かせるようにするということ意味で、TPPIというのは非常に大事なんだということ申し上げました。

日本企業は、苦しかったけれども、あの円高でもバリュエーションをつなぎ、サブプライチエーンを面でつなぐことによつて、それでも何とか耐え得るぐらいの体力、地力をつけたということもあるんですよ。だからこそ、今言つたように、少し息をつけたという状態。

ただ、繰り返しますけれども、ここでも財務委員会でもないのでそこまで経済政策、金融政策については言いませんけれども、アベノミクスの現在の金融緩和、黒田総裁の統括、それに伴う日銀の、出口まで全く見せようとする、このあり方、やり方というのは、私は行き過ぎだというふうに思つています。

さつき言つたように、あの円高の中でも日本企業がサブプライチエーン、バリュエーションをつなぎながらそれだけの地力をつけていた中で、正直言つて、繰り返しますが、過度な円高は是正しなければいけなかつたけれども、ここまですべていかなければ生きていけないような企業群にしてしまいかねないというのが私の大きな問題意識です。これについては、大臣、いかがでしょうか。

○世耕国務大臣 余り金融政策に私が言及するとあれなんですけれども、私は、やはり、黒田総裁を統括させて、今の金融政策を継続させるという判断、これは産業界からも強く支持をされていくというふうに思つています。

特に、二%インフレをしつかり起こしていく、二十年以上続いたデフレからしつかりと脱却していく。今、もはやデフレではないという状況になつていますが、道半ばでありますから、それをしつかりと進めていく。今のこのGDPのグラフでも、ようやく、久しぶりにも実質が逆転しているということも非

常に重要でありまして、ただ、それでもまだ幅は狭いわけでありますから、しつかりと今の金融政策を継続していくとともに、それに頼るだけではないで、やはり成長戦略もしつかりと実行していくことが重要だと思つております。

○吉良委員 最後に、資料の九を見ていただきたいと思つています。この資料は、一番下の棒グラフはマネタリーベースの推移、そして、すぐ上にある緑色で横になっているのが個人消費ですね、家計最終消費支出、そして、ブルーでジグザグしているのが株価、一番上のオレンジ色で横の線になっているのが名目GDPです。

これを見ておわかりいただけるかとおり、マネタリーベースをふやすことによつて、確かに株価は上がつています。けれども、個人消費はふえていない、横ばい。そして、個人消費が六割強を占める日本の名目GDPもほぼ横ばい。これが日本の現実です。

私がお先ほど、過度の円高はよくない、けれども、やり過ぎだと言つている理由は何かといつますと、今、何で個人消費が伸びないのかというのと、円安によつて輸入物資が上がり、生活コストが上がり、にもかかわらず賃金が上がらない、つまり、一般生活者から企業への所得移転が行われているというのが今の日本経済の現状なんです。だから、個人消費が伸びないんです。だから、個人消費が一番大きな割合を占めるGDPがふえない。そういう中であつて、企業、企業ということだけを後押ししても日本経済はよくなりません。

私が自分で最初に申し上げた、どうやって底上げするかというのは、一方で、企業の生産性を上げていくことも大変重要であります。そして、その生産性向上によつて取り残されなないための教育、人材育成も重要であります。と同時に、経済をもう一回、生活者を、懐をどう豊かにしていくかという観点で経済運営をしていかなければ、日本経済全体の、また日本社会全体の底上げにはならないということをお断りして、私の質問を終わります。

○稲津委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 希望の党の浅野哲でございます。本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、私からも冒頭、先日発生いたしました鳥根県での地震及び大分県での土砂災害、この被害に遭われました全ての皆様にお見舞いを申し上げます。また同時に、政府の皆様にも、迅速な対応、そして、今も不明となつております被害者の方々の一刻も早い救出に全力を挙げていただくことをまずは冒頭お願いを申し上げます。

それでは、質疑の方に入りたいと思つています。本日は、生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案について質疑をさせていただきますが、本日も、午前中から多くの委員の皆様が、この法案の具体的な疑問点、懸念点についていろいろな議論をしまつてまいりましたが、私も何点か疑問について皆様に質問させていただきます。この法案がより実効的なものとなるように、幾つか提案もさせていただきます。と思つていますので、どうぞよろしくお断り申し上げます。

それでは、一問目に入ります。生産性向上特別措置法案の資料を拝見しますと、法律案の概要のところ、括弧一、冒頭、こういつたことが書いてございます。我が国において国際競争力を早急に強化すべき事業分野に属する事業活動であつて、当該事業分野において革新的な技術又は手法を用いて行うものの促進に関する施策についての基本的な方針、重点施策等を内容とする革新的事業活動実行計画を作成するものとする、こういった計画をつくり出すというように、まず冒頭、書かれてございます。この計画は、誰が、何を、どのように、いつまでに実施するかを具体的に明らかにし、そしてその実行状況を定期的に検証、評価して、その結果を公表する、こういった内容になるようにござい

ますが、まずは、きょう一問目、この革新的事業活動実行計画とは何なのか、これがどういった位置づけなのかということについて答弁を願います。

○世耕國務大臣 IT分野における急速な技術革新に伴って、産業構造ですとか、あるいは国際的な競争環境が急激に変化しているこの第四次産業革命の時代において日本の産業の国際競争力を強化していくためには、コネクテッド・インダストリーズの促進などを通じて生産性革命を実現することが喫緊の課題であります。

こうした課題に対応するべく、生産性向上特別措置法案では、生産性革命の実現のためのまさにグランドデザインともいべき今御指摘の革新的事業活動実行計画を策定をして、必要な施策を盛り込んだ上で、担当大臣の責任のもと、これらの施策を迅速に実施する仕組みを確立するということになっております。

この実行計画には、新しい経済政策パッケージに掲げられました三年間の生産性革命集中投資期間に合わせまして、予算措置や税制措置なども含めて、特に短期集中で取り組むことが必要な施策を幅広く盛り込むこととしております。

この実行計画のもとで、関連施策を一体的、集中的に実施していくことで、生産性革命の実現に万全を期してまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。
担当大臣のもとで実行する計画、この計画はグランドデザインである、また短期集中型で行う、そういった御答弁をいただきましたけれども、それを聞いて、やはり非常に中心となる計画なんだろうというふうに思います。

この計画がしっかりと構築されているかどうか、実行できるかどうか、この生産性向上特別措置法案あるいは産業競争力強化の成否を左右すると言っても過言ではないのではないかと思いますけれども、では、この実行計画ですが、いつ、誰が、どのようにして、いつまでに作成するのか、こういった点について答弁を求めます。

○積谷政府参考人 革新的事業活動実行計画でございますけれども、生産性向上特別措置法の施行後速やかに、内閣官房を中心に案を取りまとめ、閣議決定することを予定しております。

実行計画に盛り込まれました施策は、それぞれの期限までに実施することを担当大臣の責務とした上で、毎年度その進捗評価を行い、その結果を踏まえて、実行計画の必要な見直しを行うこととしております。

○浅野委員 ありがとうございます。
法の成立後速やかに策定をするということでありますが、この速やかというものが一カ月なのか一週間なのか、そこは非常に大事だと思います。なぜならば、やはり短期集中型で三年という時間つきで行われる施策ですので、その時間軸を意識した取組、一刻も早い速やかなこの計画策定の方をお願いしたいと思います。

また、この件については最後となりますが、先ほども申し上げました、早急に強化すべき事業分野を策定するというのがこの計画の中に含まれております。これに関連すると思っておりますけれども、昨年、未来投資戦略二〇一七というのが確認をされておりましたが、これとの関係性、あるいは、今想定されている、この計画の中に盛り込もうとしている重点分野、ごさいましたら答弁を求めます。

○積谷政府参考人 生産性向上特別措置法案における国際競争力を早急に強化すべき事業分野といたしましては、未来投資戦略二〇一七で掲げられた戦略分野が含まれるものというふうに考えております。

この戦略分野については、具体的には、日本の強み、国内外での成長見込み、世界へのアピールといった視点を踏まえまして、五つの分野、すなわち、健康寿命の延伸ですとか、移動革命の実現、サブライチエーションの次世代化、快適なインフラ・まちづくり、フィンテック、こうした五つの分野を挙げて、これらを中心に政策資源を集中投

資をすることとしておりまして、この実行計画におきましても、こうした分野など国際競争力を早急に強化すべき事業分野において、革新的な技術や手法を用いて生産性向上を図る事業者の取組を支援するための施策を盛り込んでいくこととしております。

○浅野委員 ありがとうございます。
短期集中型ということですので、繰り返しになりますが、集中的に、効率的に進めていくことが重要だと思っておりますので、しっかりとその具体化をこれから進めていただきたいということをここで申し上げさせていただきます。

それでは、二問目に移りますが、二問目はサンドボックス制度について伺いをいたします。これまでの話とも関係がある施策となると思っておりますけれども、まずこのサンドボックス制度について、昨日は参考人の方に来ていただいて、サンドボックス制度に対する幾つかの検討事項というのを御教示をいただきました。

例えば、増島参考人の方からは、サンドボックス制度の本質は規制のPDCAをいかに素早く回すかということにある、そして、これまで実際の現場で起きていた問題としては、実は、ひっかかっているものが局長通達とか課長通達とか、こういうことが理由で前になかなかうまく進まない、規制改革がうまく進まない、そういうことが結構いっぱいあります。また、規則のレベルでそれが想定し切れていない事象だった場合にそこでもう話がとまってしまふ、そういうところがこれまで散見されている、そういうお話をいただきました。

やはり、サンドボックス制度を使って実証した方がいいけれども、その後、いかにスピーディーに規制の見直しを行って社会実装の環境を整えるか、ここまではしっかりと見据えながら制度運用をしていかなければいけないと思っております。それに関連して伺いますが、実証した後、規制の見直しを行うスキームについて、現時点で認識

をされている課題、あるいは必要と思われる対策について答弁を求めます。

○積谷政府参考人 法律上、実証終了後の規制の見直しにつきましては、第二十条において、主務大臣は、新技術等実証を踏まえ、規制の見直しを検討し、必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置等を講ずると規定しております。これを受けて、当該制度を所管する規制所管省庁が規制の見直しを行うことが期待されるわけでございます。

また、革新的事業活動評価委員会を中心にフォローアップを行うことも考えられるというふうに思っております。革新的評価委員会は、新技術等実証計画などが及ぼす経済全般への効果について評価をすることが役割でありまして、実証後、当初の評価どおりに革新的事業活動の実施につながったかどうかを確認するため、必要に応じて主務大臣に対して報告徴収を求められることができるわけでございます。

また、規制の見直しに要する期間でありますけれども、これはちよっと一概にお示しすることは難しいでございますけれども、しかしながら、根拠法令が法律であれば国会での御審議が必要でありまして、政省令や、先ほどおっしゃいました行政による解釈など、行政において判断できるものもいろいろあるかと思っております。こういったものについては速やかに対応できるように、政府部内で連携をして進めていきたいというふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。
今おっしゃっていたいただいているところに配慮するのは至極当たり前だと感じますけれども、それができなければ、もう最低限それはやっていたかなければいけないということでこちらは認識をしておりますので、着実なその実行をお願いしたいと思っております。

こちら、未来投資戦略二〇一七の中にこういう記述がございました。移動革命の実現、先ほどおっしゃっていた重点分野に関する記述ですけれども

ども、二〇二二年の高速道路でのトラック隊列走行商業化を目指し、中略、二〇一八年度に後続車無人システムの公道実証を開始する、また、二〇二〇年の無人自動走行による移動サービス実現を目標し、本年度、これは平成二十九年年度のことですが、平成二十九年年度から、地域における公道実証を全国十カ所以上で実施するという記述がございます。

私は、先ほども時間軸を意識した取組が大事だというふうに申し上げさせていただきましたが、これはまさに、まず、出口を意識した、二〇二二年に隊列走行の商業化を目指します、そのために二〇一八年にこれをやります、こういうことが国の方針で既に構築をされております。

当然、サンドボックス制度でいろいろな実証がされると思いますが、その実証がされた後、スムーズな規制の見直しに行くためには、段取り八割とよく言われますけれども、それまでの事前準備、並行して事前の準備をしていくことも大変重要なのではないかと思います。

それに対して、今、国はこうした幾つかの重点分野を既に定めておりまして、こうした分野についてはロードマップもしっかりとつくって、そして、それを実際に動かしていくこうとしていくわけでありまして、例えば、この既に国の重点分野に指定されている分野に関するサンドボックス制度の申請が、それにかかわるサンドボックス制度の申請があった場合には、しっかりとそこと連動をしてスムーズな規制緩和につなげていくなど、そういった行政の立場でのできる限りの支援、準備といったものを進めていきたいと思います。

○世耕国務大臣 本当に、時間軸の感覚、スピード感というのは非常に重要だというふうに思っています。

サンドボックス制度をやっている中で、その事業、実証が完全に終わってから何かを始めるのではなくて、やはり、途中でしっかりと状況もモニタ

リングしながら、ああ、これならこういう規制はもう撤廃していかなきやいけないなということをおぼえて考えていくという今の御指摘は非常に重要だというふうに思っています。

私も国会議員としていろいろな政策に取り組んでいく中で、特に役所の通達ですね、課長通達とか局長通達を変えるのはすごく大変でして、やはり無難性が前提になっている官僚の世界ですから変えたくない。どっちかという、法律を変える方が手取り早いんじゃないかというぐらいになつていますが、法律によらないいろいろな規制で、このサンドボックス制度で問題ないかわかったものは、てきばきと、先ほど補谷局長も答弁しましたように、スピード感を持って、やめるものはやめていくという形にしていきたいというふうに思っています。

○浅野委員 前向きな御答弁をいただきましたありがとうございます。

ぜひ、これは国の施策ということでありまして、やはり、やるのは現場、やるのは産業界で働いている皆様でありますので、その立場に立って、できる限り国がそのベースに合わせて、リアルタイムに求められたものを出していきけるような、そういった準備をしていただくようお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。次の質問は、企業の投資促進策についてであります。

先ほども少し出ました、中小企業がなぜ投資が進まないのか。いろいろな議論が本日もなされてまいりましたが、私の手元には、平成二十九年、昨年の三月に中小企業庁が行いました「中小企業・小規模事業者のIT利用の状況及び課題について」という調査資料がございます。

これを見てみますと、主に製造業を取り上げて一例としてお話をさせていただきますが、製造業に関して、ITシステムを入れている割合というのが、どんなITを入れているか、その種類ごとにどれくらいの比率が導入されているかというものが示されている表があるんですが、製造業は全体

の約六割が何かしらのITツールを入れている。例えば、ITツールといっても、事務用のワードとかエクセルとか、ああいうもの、パソコンで文書を作成するときのツールもITツールとしてカウントされているものですから、これを合めて六割というパーセンテージが出されておりました。例えば、更に高度な業務情報共有システムだとか、いわゆるコミュニケーション、社内コミュニケーションのための高度なシステムになりますと、大体二・三割が導入をしているという状況だそうでありまして。

要するに、何が言いたいのかといいますと、ITシステムの導入状況というのは、先ほど大臣は、データ収集に取り組まれている企業が六割近くあるというふうにおっしゃってございました。それはそれで事実かもしれませんが、業務の効率化に資するITシステムという視点で見ると、まだまだ水準が低い。六割導入しているといっても、それは極めて基本的なシステムにとどまっている、これが今の現状であります。

先日、私の地元茨城県の日立市で企業の支援をされている方のお話を伺ったところ、今、第四次産業革命時代を迎えるに当たって一番大きな悩みは何ですかと聞きましたら、やはり経営者の意識だということにおっしゃってございました。

具体的に申し上げますと、その方は、日立市内、地域の中で大体五百社を対象に支援をしているんですが、IoTという単語を聞いたときにピンとくる経営者はほとんどいないんだそうですね。ちょっと大げさかもしれませんが、一割いるかないかだということにおっしゃってございました。IoTがどういふものなのか、それはどういふ食べ物だとか、そういうことを返す方もいるということなんですが、やはり経営者の意識をもっと上げていくというのが必要になっていくと思っております。

これに関連して、昨日の参考人の方のお話では、商工会の方が、こういったIoTの施策を横展開してほしいという御意見がありました。私も

調べてみたところ、私の地元茨城でも、IoT推進ラポの茨城版というのがありまして、事例集をこうやってつくっております。各社ごとになんか事例があるかというのを横展開するためにつくっているということなんですけれども、先ほど答弁の中にもありました、IoTを推進するに当たっては、講座を設けて、そこに経営者あるいは関連する方に来ていただいて、どんどんリテラシーを向上させるんだということもありませんが、やはりもっと直接的に、経営者の方にこういう意識改革を促していくような、あるいは、日々、その人たちに寄り添って、IoTの普及を推進していくような仕組みも必要なのではないかと思っております。

今、各地域における支援の仕組みというふうなお話があったかと思っております。

一つは、今、まさにおっしゃっていただきました地方版IoT推進ラポという取組を進めております。現時点で全国で七十四地域が選定をされておまして、IPA、情報処理振興機構によりまして、専門家をメンターとして派遣をしたり、あるいはシテックなどのイベントへの出席を通じて参加や連携を促すといったような形で、それぞれ地域で支援をしているところでございます。

あと、また、個々の中小企業のIT化に対するアドバイスカンファレンスというところにつきましては、まず一つは、最近クラウド型のサービスが大分普及をしておりますので、今回、補正予算の方でIT導入補助金というのを五百億円確保させていただきます。これで十三万社を直接支援したいと考えております。

この補助金を活用していただく際には、IT導入支援事業者という形で、いろいろなITベンダーが中小企業のために提供しているアプリケー

調べてみたところ、私の地元茨城でも、IoT推進ラポの茨城版というのがありまして、事例集をこうやってつくっております。各社ごとになんか事例があるかというのを横展開するためにつくっているということなんですけれども、先ほど答弁の中にもありました、IoTを推進するに当たっては、講座を設けて、そこに経営者あるいは関連する方に来ていただいて、どんどんリテラシーを向上させるんだということもありませんが、やはりもっと直接的に、経営者の方にこういう意識改革を促していくような、あるいは、日々、その人たちに寄り添って、IoTの普及を推進していくような仕組みも必要なのではないかと思っております。

今、各地域における支援の仕組みというふうなお話があったかと思っております。

ションその他を取りまとめ、こういうのはどうですかというように形でもらうような、そういう仕組みを取り入れていくところではないかと。また、ちよつと別の仕組みでございませうけれども、今回の法案の中におきまして、情報処理支援機関という制度を創設することにしております。これは、中小企業の方々から見ると、どういったITツールにどういった効果があるか、安全なのかどうかといったようなことが大変わかりにくいというふうなお声が多いものですから、中小企業の方がITベンダーやITツールを選びやすくなるように、そういった仕組みを導入するにう予定にいたしております。

○浅野委員 ありがとうございます。伴走型の支援体制を地方版IoT推進ラボという形で今整備を進めていただいていますし、また、今おっしゃっていただいたように、ITベンダー、専門知識を持っている方々が、その地域において、それぞれの地域において支援体制を構築していく、こういった動きもしているということなんですけれども、これに関して一つ、これもまた未だ投資戦略二〇一七の資料にあつたものですけれども、中小企業のデータ活用やIoT、ロボットの導入を支援するスマートものづくり応援隊に相談できる拠点を二年以内に全国四十カ所程度設置をする、そういう方針がこの二〇一七戦略の中に記載がされておりました。

これらを進めていただきたい施策だと私は理解をしておりますけれども、ここでちよつと気になるのが、支援する枠組みがこれからどんどんと多様化して、複雑化していかないかという懸念であります。中小企業の方々の事業承継やあるいは経営支援、これに関しては、今既による支援窓口というものが各都道府県に設置をされて、活用されております。これに加えて、IoTの投資促進、設備

導入を普及させるために、今のような地方版IoT推進ラボですとかITベンダーの支援体制、そしてスマートものづくり応援隊、こういったものがどんどん出てくるわけですね。そうすると、やはりまた、企業経営者の方からしたら、一体どこに相談すればいいんだというふうになりかねませんので、ぜひ、この法案の実効性を高めたいために、そういったインターフェースをできるだけシンプルに、そしてユーザフレンドリーな仕組みにしたいなと思っております。これに関して何かありましたら、よろしくお願ひします。

○世耕国務大臣 御指摘のとおり、経産省で中小・小規模事業者向けのいろいろな新しい施策をやると、そのたびに相談窓口みたいなものができていくわけでありまして。これはどうしても、地方までしっかりと施策を浸透させて、身近なところで御相談に乗るといふ意味では仕方のない面もあるわけですので、窓口が混乱しないようにその辺はよく運用上工夫をしていきたいと思ひますし、今度はまたそれだけのその相談に乗る人材がいるのかどうか、全国津々浦々に配置できるぐらいのですね、そういう問題点も出てきますから、例えば、中央で、それこそテレビ会議システムを使つて対応するとか、そういう工夫も今後やっていく必要があるだろうなというふうに思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。この中小企業の支援に関して最後に一つだけ、新たな課題提起といひますが、一つ提案をさせていただきます。今、この質疑の中でお話しさせていただいたのは、主にIoTに対する理解の促進と、あとは伴走型支援によつてしっかりとそれを普及していく、この仕組みをどうつくっていくかという議論でありました。どちらの構図も経営者の方からいって、それを国があるいは行政が下支えするというような構図の中で動く施策であります。今、地方において新しく生まれ

て、そこでお互いに、共助といひますか助け合ひながら会社を發展させていくという、そういう新しい試みであります。また私の地元の話になりますけれども、茨城県日立市には、中小企業の若手経営者の方たちが、これからの産業を活性化、企業の發展のために集まつて、勉強会やいろいろな取組をしている立志塾というグループがあるんですね。その方たちの話を聞いたところ、これは、お互いに足りない部分を補ひ合つて、生産性が高まるだけでなく、先日起こつた地震ですとか、いわゆる自然災害時にも非常に有効な取組であるということをお聞ひしました。

例えば、この日立の立志塾は柏崎にある同じようなグループと友好関係があるようなんですが、柏崎は新潟で地震が起きた際にいろいろな御苦労をされて、そのときに、地震の直後に製造装置がずれるわけですね。それを、ずれをいち早く修正するために、実は水準器というのを各事業所に置いておくよといふことをそのとき学んで、それ以来常備をしているそうなんです。そして、二〇一一年の東日本大震災のとき、私の地元も震災の被害を受けましたが、そのとき、いろいろな皆さんの製造装置がずれて製造能力が一時落ちてしまいましたが、そのノウハウをあらかじめ聞いていましたので、水準器がそれぞれ

の会社にあつた。そのため、一日、二日のうちに全ての製造装置、ほとんどの装置の位置をもとに戻して、いつもどおりの稼働状況に戻すことができた。それが今度、熊本地震が起きたときに、日立市のグループ、また柏崎市のグループもそうだったかもしませんが、熊本の方に行つてそのお手伝いをして、熊本の方での製造活動が迅速に復旧できた、そういった事例がございまして。

言いたいのは、行政の支援によつて中小企業がしっかりと元気を盛り返す、こういった仕組みも重点的に行つていかなければいけません。と同時に、企業同士が連携をして、そしてともに

成長していけるようなエコシステムをつくつていく責任も行政にはあると思ひます。ですので、この法案の範囲の中にはないかもしれませんが、今後、生産性の向上ということを考えていくのであれば、ぜひとも、こういった企業間の新しい連携、協調のあり方というの、これからこの委員会の中で議論させていただきたいということを申し上げさせていただきます。時間がなりましたので、私の質問は終了とさせていただきます。

ありがとうございます。○稲津委員長 次に、菊田真紀子君。○菊田委員 無所属の会の菊田真紀子です。大臣、長時間、御苦労さまでございます。早速質問に入ります。情報処理認証制度について伺いたいと思ひます。各企業が認証を受ける際には認証に係る料金が必要になりますが、この料金はどの程度の水準になると想定していますか。数万円程度で済むものなのか、あるいは百万円単位の費用が必要になるのか。イメージだけでも教えていただきたいと思います。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。認証を受ける際の費用でございますけれども、公共料金とは異なりまして、その費用につきましては、国として定めることは考えてございません。実際、例えば情報セキュリティマネジメントサービス、いわゆるISMSといった既存の民間の認証サービスにおきましても、費用はそれぞれの機関によつて異なるものと承知をいたしております。今お尋ねがございました、何万円ぐらいのオーダーなのか。これは予断を持って申し上げますが、今先生がおっしゃつた中でいきますと、百万円オーダーというふうな申し上げたら適切かと思ひます。ただこれも、申請される企業の規模、従業員の数がどのぐらいなのかということによつて大き

主な質疑内容

1. 投資に関わる高いレベルの人材確保を求める

これから第4次産業革命で世界にリードしていかうとしている中で、投資に関わる高いレベルの人材の確保が非常に重要だと考える。

また、3年間に限定した集中的施策であることから、報酬体系などにおいてメリハリのつけた機動的で柔軟な運用を求める。

2. 労働組合への必要な配慮を求める

経営判断の円滑化の必要があるとは言え、働いている人の理解を得なければ現場に混乱が生じる。

労使協議などを通じて日常的に現場の理解浸透を図っていく必要性があると考えため、各民間企業への十分な周知を求める。



政府に見解を求める、浅野議員

3. PDCAをしっかりと回した目標設定を求める

今回の「生産性向上特別措置法案」及び「産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」の効果を評価するためのKPIについて政府の見解を求める。

回答

1. 産業革新機構が担うべき役割を果たすためには、これまで以上に優秀な人材の獲得が不可欠である。このため、社会的意義の高さなど、共感を得られるミッションを投資基準において明確化するとともに、現場においても投資のプロジェクトシヨナルとして機動的に責任を持った意思決定ができるよう、ガバナンスのあり方を見直していく。

報酬体系のあり方についても、より良い人材が確保できるように検討する。

2. スピンオフの手続きにおける詳細については、非常に技術的な面もあることは事実。

労働組合などとの協議による十分な話し合いや雇用安定に十分配慮することなどをしっかりと周知していく。

3. 最終的な目標は、生産性を倍増させて2%にするということ、そして2020年度までに設備投資額を10%増加させ、2018年度以降の3%以上の真上げにつなげることである。

今後、施策ごとにKPIと設定し、PDCAをしっかりと回した体制を進めていく。



世耕経済産業大臣

衆議院 第九十六回国会 經濟産業委員会 會議録 第八号

平成三十年四月十三日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 稲津 久君

理事 城内 実君 理事 平 将明君

理事 辻 清人君 理事 富樫 博之君

理事 吉川 貴盛君 理事 落合 貴之君

理事 田嶋 要君 理事 富田 茂之君

理事 穴見 陽一君 理事 石川 昭政君

上野 宏史君 尾身 朝子君

大串 正樹君 大見 正君

岡下 昌平君 勝俣 孝明君

門 博文君 神山 佐市君

神田 裕君 小林 鷹之君

國場幸之助君 佐々木 紀君

佐藤ゆかり君 田畑 毅君

武井 俊輔君 中曾根康隆君

穂坂 泰君 星野 剛士君

堀内 詔子君 松本 洋平君

三原 朝彦君 八木 哲也君

中谷 一馬君 松平 浩一君

山崎 誠君 浅野 哲君

吉良 州司君 齊木 武志君

山岡 達九君 國重 徹君

菊田真紀子君 笠井 亮君

谷畑 孝君

經濟産業大臣 世耕 弘成君

經濟産業副大臣 武藤 容治君

經濟産業大臣政務官 大串 正樹君

政府参考人 八山 幸司君

(内閣官房情報通信技術(I

T)総合戦略室内閣参事官

政府参考人 宇野 雅夫君

(内閣官房日本經濟再生総

合事務局長)

政府参考人 林 幸宏君

(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人 福浦 裕介君

(個人情報保護委員会事務

局長)

政府参考人 中石 齊孝君

(經濟産業省大臣官房審議

官)

政府参考人 佐藤 文一君

(經濟産業省大臣官房審議

官)

政府参考人 積谷 敏秀君

(經濟産業省經濟産業政策

局長)

政府参考人 多田 明弘君

(經濟産業省製造産業局長)

政府参考人 寺澤 達也君

(經濟産業省商務情報政策

局長)

政府参考人 吉本 豊君

(經濟産業省商務情報政策

局商務情報政策統括調整

官)

政府参考人 小野 洋太君

(資源エネルギー庁資源・

燃料部長)

政府参考人 村瀬 佳史君

(資源エネルギー庁電力・

ガス事業部長)

政府参考人 安藤 久佳君

(中小企業庁長官)

政府参考人 吉野 恭司君

(中小企業庁次長)

政府参考人 吾郷 進平君

(中小企業庁事業環境部長)

政府参考人 高島 竜祐君

(中小企業庁経営支援部長)

經濟産業委員会専門員 佐野圭以子君

委員の異動

四月十三日

辞任

補欠選任

勝俣 孝明君 中曾根康隆君

神山 佐市君 堀内 詔子君

小林 鷹之君 門 博文君

國場幸之助君 武井 俊輔君

同日

補欠選任

門 博文君 小林 鷹之君

武井 俊輔君 國場幸之助君

中曾根康隆君 勝俣 孝明君

堀内 詔子君 神山 佐市君

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

生産性向上特別措置法案(内閣提出第二二二号)

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二二号)

○稲津委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房情報通信技術(I

T)総合戦略室内閣参事官

八山幸司君、内閣官房日本經濟再生総合事務局長

長野野雅夫君、内閣府大臣官房審議官林幸宏君、

個人情報保護委員会事務局長長福浦裕介君、經濟産業省大臣官房審議官中石齊孝君、經濟産業省大臣官房審議官佐藤文一君、經濟産業省經濟産業政策局長積谷敏秀君、經濟産業省製造産業局長多田明弘君、經濟産業省商務情報政策局長寺澤達也君、經濟産業省商務情報政策局商務情報政策統括調整官吉本豊君、資源エネルギー庁資源・燃料部長小野洋太君、資源エネルギー庁電力・ガス事業

部長村瀬佳史君、中小企業庁長官安藤久佳君、中小企業庁次長吉野恭司君、中小企業庁事業環境部長高島竜祐君及び中小企業庁経営支援部長高島竜祐君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○稲津委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山崎委員 おはようございます。ありがとうございます。立憲民主党、山崎誠でございます。きょうもお時間いただきました。前回に引き続き生産性革命について議論をさせていただきたいと思うんですが、朝早くからまたこの話をしなきゃいけないかと思うととても残念なんです。でも、これは実はこの法案に深く深く関係する部分ですので、冒頭、触れさせていただきます。

今いろいろな新しい展開があります。加計学園の問題です。

この問題、要するに、煎じ詰めれば、安倍総理がどういふふうにごこの案件に関与したか、それが今問われています。そんなことはないはずと強弁をされていますが、少しずつ、でも確実に証拠が挙がってきています。

柳瀬首相秘書官がこれは首相案件だということをおっしゃると、そういうものが愛媛県の方から上がってきた。それは、証拠に基づいて、ある種、証拠があつて言つてきている。柳瀬首相秘書官は、参考人としてこちらにもお呼びをしています。なかなか来ていただけではない。これは、この法案でいくならば、この規制のサンドボックスで、まさに、内閣総理大臣が評価委員を任命し、内閣総理大臣を通じて勧告を出していくという、

るといふことも踏まえた上で、大臣、企業に對しての思いと申しますか考え方、ぜひ伺ひさせていたければと思います。

○世耕國務大臣 やはり大企業の工場の閉鎖や撤退というのが立地地域の雇用や経済に大きな影響を及ぼすということは、本當に強く認識をしております。まさに、この間もお話ししましたが、和歌山から室蘭かみたいところがあつて、和歌山の方が助かつて、あのときも、相当、もし万が一閉鎖になったら大変なことになると思つていましたから、室蘭にとつての影響は本當にいかばかりかと私も推測するわけであります。

企業は、やはり今、社会的責任といふのを非常に強く求められており、今回、いろいろ制度変更も背景にはあるんですけども、やはりJXTG自身が、CSR、企業の社会責任といふことも意識していかなければいけない。それはもちろん、製品の安全とか社員の規律とかいろいろあるわけですが、一方で、やはり地域との関係、自分が都合が悪くなつて工場を閉めて終わりといふわけにはいかない。

特に、室蘭のこの製油所は、まさにエネルギーの安定供給に貢献をしてきた。ただ物をつくつて売つてゐるというだけではなくて、やはり日本全体のエネルギーの安定供給に貢献をしてきた。それを地域住民が理解をして、立地を認めてやつてきた。そのことに對しては、やはり感謝と敬意を持つて対応しなければいけないと思ひますし、今回縮小するに当たつては、室蘭の経済や雇用への影響を少しでも緩和するよう、企業自身も努力することが非常に重要だといふふうに思つています。

こうした観点から、JXTGにおいても、今、自治体等と協力をして、どのような対応ができるか真摯に検討しているといふふうに向つております。経産省としても、地域経済政策などさまざまな支援メニューがありますので、こういった自治体と企業の話合ひの状況もよく見ながら、室蘭市をしっかりと応援をしてまいりたいと思ひます。

○山岡委員 大変心温まる御答弁を、本當に心から感謝申し上げます。

経済産業省はとかく経済のバイを大きくすることを考えるわけでありませうけれども、その大臣から、やはりそういう痛みが出るころ、都合が悪くなつたらさうならじゃいけないんだという御発言をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。使つて、これからもまた御相談しながらという思ひでありますので、そのことをあわせてお伝えし、そしてまた、この法案について、もつともつと審議を深めたいと思つております。

きようは採決ということでありませうけれども、これは理事会で判断したことであらうかと思ひますけれども、このことは大変残念に思つております。そのことも最後に申し添えながら、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○種津委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 希望の党の浅野哲でございます。本日も、前回に引き続きまして、生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案について質疑をさせていただきます。まず、早速質問に入らせていただきますけれども、前回の質疑の中で聞けなかつた部分から本日は始めさせていただきます。まず、第一問目は、産業革新機構の組織運営の見直しについてであります。

今回のこの産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の中では、産業革新機構の投資機能を強化するといふ一環で、投資基準の設定あるいは事後評価の徹底といったことが記載をされております。まず最初に、産業革新機構の直近の投資、回収実績について、まずは状況を御報告願ひます。○精谷政府参考人 産業革新機構におきましては、二〇〇九年七月の設立以来、本年三月末までは、LP出資を通じたものも含め、計三百六十二

件、一兆四百九十三億円の支援決定を行つております。

回収につきましては、本年一月末までに、株式売却を行つた案件の実投資額は三千六十九億円、回収額は六千八百七十五億円、収支は三千八百六億円の赤字で、投資額の二・二倍のパフォーマンスを上げております。うち、ベンチャー投資につきましては、本年三月末までに、LP出資を通じたものも含め、計三百三十五件、二千三百十二億円の支援決定を行つております。

回収については、本年一月末までに、株式売却を行つた案件の実投資額は七百二十一億円、回収額は六百三十六億円、収支は八十五億円の赤字で、投資額の〇・九倍のパフォーマンスとなっております。

○浅野委員 ありがとうございます。今御報告をいただきました内容ですと、特にベンチャー分野においては、投資に對して回収できている金額が〇・九という割合になつていてというのが最新の値だといふことでもあります。全体の投資規模を考えますと、今この段階での投資、全体としてうまくいつてゐるのか、うまくいつてゐないのか、それを評価するのは時期尚早であるといふふうを考へておりますけれども、この〇・九倍といふのを、少なくとも一倍以上、できることならもつと桁を上げていきたい、そういうふうにするのが産業革新機構の本来の役目であらうかと思ひます。

そのために、今回の法案では、評価基準の見直しですとか事後評価の徹底を行うといふことなんですけど、ちょっと具体的な中身について、これまでの議論の中では少し私はまだ十分な理解をできていないところもございますので、この投資基準の内容と事後評価の徹底をどのように行つていくのか、具体的な説明をお願いいたします。○精谷政府参考人 今回の改正におきましては、産業革新機構の投資機能を強化するために、第一に明確なミッション設定、第二に投資に適したガ

バナンスの実現、この二つの見直しを行うこととしております。

明確なミッション設定のため、政府が投資基準を策定することとしております。具体的には、コネクテッド・インダストリーズ及びソサエティ5・0の実現に向けた投資など、国の政策として重要な領域への対応などを定めることを予定しております。

投資に適したガバナンスの実現のためには、方針を策定し、評価を行う機関と、投資実現を行う機関を分離をし、事後評価と成果主義を徹底すること、適切な規律と現場の迅速かつ柔軟な意思決定を両立させることとしております。

事後評価の徹底につきましては、これまで、産業革新機構においては、産業革新委員会が個々の案件の投資決定を行い、経済産業大臣が毎年機構の投資活動全体に對する評価を行つてまいりました。今後は、経産大臣が評価を行う仕組みを残しつつ、第三者による評価機能を強化いたします。具体的には、産業革新投資委員会につきまして、社外取締役が過半を占める旨を新たに法定いたします。また、産業革新投資委員会は、機構のもとに置かれる認可ファンドの個別の投資決定には関与しないこととし、第三者的な立場から、認可ファンドの投資業務について事後的に徹底した評価を行うといふ機能を持たせることとしております。

○浅野委員 具体的な御答弁をありがとうございます。ちょっと、これを聞いてゐる方々にもわかりやすく少し要約をさせていただきますと、私の理解では、これまで投資判断をする人たちがそれを事後評価する人たちが、一部同じ人たちがそれを担つていたものを、これからは、投資判断をする人と事後評価をする人を分けて、事後評価をする人たちは第三者的な立場の方々にかかわつていただくことでより効果的なPDCAを回せるようになる、こういう理解でよろしかったでしょうか。

か。

○糶谷政府参考人 そのような御理解で結構でございます。

そうした評価に基づいて、厳格な成果主義を適用してまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

本日お配りをしております資料の図一をごらんください。

これは、ちよつと古いデータにはなつてしまひますけれども、二〇一五年のベンチャー投資実行額の国際比較であります。これは産業革新機構に限定したものでなく、国単位の比較でございます。

二〇一五年が一番右側に書いておりますけれども、投資金額と投資件数というのがそれぞれ棒グラフと折れ線グラフで示されております。これは、日本に対してアメリカの投資額というのが、大体ですが約五十五倍、投資件数は三・八倍、二〇一五年時点となります。同じく中国は、投資額が十九倍、投資件数は約三倍という状況になっております。

こういう状態で、これから第四次産業革命時代を日本が世界をリードしていくんだ、そういう状況をつくり出さなければいけないわけですから、そういう状況をつくり出すためには、投資の量よりも投資の質で我々は勝負をしていかないとはいかないかということとが言えると思ひます。

それを、誰がその鍵を握つていられるかといひますと、いろいろな要素があると思ひますが、私は、投資を担当している人材だと思つております。

先日の参考人質疑の中でも、富山参考人が、投資にかかわる人材のクオリティーをいかに高いレベルを確保するか、そういう人材を確保するか、そして、そうした人材をいかにしっかりとガバナンスをするか、これが大変重要だということをおつしやつておりました。

これからの人材の確保、育成やそのガバナンス、先日も御答弁をいただきましたけれども、改めて、課題認識と今後の対応方針について教えて

ください。

○糶谷政府参考人 産業革新機構が担うべき役割を果たすためには、これまで以上に、政策的意義のある投資案件の発掘や的確な投資判断、充実した経営支援などを行える優秀な人材の獲得が不可欠であります。

このため、第一に、社会的意義の高さなど、共感を得られるミッションを投資基準において明確化するともに、第二に、現場において、投資のプロフェッショナルとして機動的に責任を持った意思決定ができるよう、ガバナンスのあり方を見直すこととしております。

また、待遇についても、改正法案では、専ら出資を行う業務に従事する職員の給与その他の処遇について、優秀な人材の確保並びに若年の出資専従者の育成及び活躍の推進に配慮すると新たに規定をしております。民間ファンドと比較し得る報酬水準を確保したいと考えております。

産業革新投資機構においては、こういった措置を講じることにより、これまで以上に優秀な人材の確保に努めるよう、経済産業省としても必要な指導を行つてまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

社会的な役割、そして自由度、ガバナンス、またさらには、最後に待遇面について触れていただきましたが、この最後の待遇面というの、これは非常にセンシティブ、デリケートな問題ではあります。重要だといふふうに思つております。

私、先日、GPIFの公開情報の中から、こういった情報を見つめました。公的金融機関の長の平均年収、平成二十七年の平均年収は、具体的な数字を申し上げますと、二千二百七十七万円だそうでありまして、これは公開情報でございます。また、じゃ、民間の資産運用業界の長の報酬水準はどうかといひますと、いわゆる日系の企業と外資系の企業というのがありますが、日系企業ですと、ざつくり八千万円強。外資系になりますと、すごいですね、一億二千五百万円程度という報酬水準なんだそうです。

これはあくまでその組織の長の水準でありまして、これがそこで働いている人々の、皆さんの水準にそのまま直結するものとは考えにくいと思ひますが、こういった現状を見ると、これから世界に量ではなく質で勝とうとしている、そしてそれに見合った人材を確保しようとしたときに、またそれが国策として非常に重要な分野であるといふことを考えたときに、グローバルトップ人材を確保するための一つの重要な視点と言えるのではないかと思ふんですね。

この点に関して、事前の通告はないんですが、大臣の御所見があれば伺いたいと思ひます。

○世耕国務大臣 全くおつしやるとおりだと思ひまして、特に投資業務のプロフェッショナルで世界に通用する人材となると、まさに相場観はこういうところなんです。場合によってはCEOよりも投資業務の若い人の方が給料が高い、成果主義のところなんかは年収が高いというケースもたくさんあるわけでありまして、やはり、ある程度の報酬を約束しないとかなかなかいい人材は採れないという面はあるんだらうと思ひます。

ただ、やはりここは日本でありまして、しかも産業機構というのは基本的には公的資金の入つてくる株式会社でありますから、そういう意味では、やはり、ある程度の水準、相場観というものもあるんだらうというふうに思ひます。

これはもう既にGPIFでは、投資のプロフェッショナルに関しては、いわゆる独法一般のお給料ではない水準というの導入し始めていますから、そういう少し横のことも見ながら、できるだけいい人材を採れる報酬体系を考えていきたいというふうに思つております。

○浅野委員 ありがとうございます。

少し細かな各論に入つてしまつたところはありますが、言いたいのは、これは、国策としてこれからこういう分野を強化していきたいという明確な方針があつて、それに対して我々は、国は三年間という比較的短い時間、あるいは、それ以降も続くとしたつて五年も十年も待つていられるもの

ではないわけですから。そういうところ国のお金を入れるわけですから、めり張りをつけた、使つたところには使つて、抑えるところは抑える、そういった機動的な柔軟な運用をぜひ御検討いただきたいと思ひます。

続いて二問目、会社法の特例措置について伺ひます。

本日はスピンオフに絞つてお伺ひをしたいと思ひますが、まず最初に、会社法のもとで過去に行われたスピンオフ件数について説明を求めます。

○糶谷政府参考人 会社法が制定されましたのが二〇〇五年でありまして、M&Aに関する民間のデータベースにトムソン・ワンというのがございます。これによりまして、我が国において二〇〇五年以降、スピンオフとされている取引は、日本においては一件もないというふうに承知をしております。

○浅野委員 一件もないということでありまして。

であるならば、このスピンオフの円滑化の措置を今回の法律の中に盛り込もうとしていられるわけですから、これまで実績が一回もない、でも法律としてはつくりかたとしていられることは、どこかにそのニーズあるいは必要性があるんじゃないかと思ふんですね。ただ、それがこれまでは明確に示されてきておりません。なので、スピンオフの円滑化の必要性、どこにあるんでしょうか。これを具体的な根拠、そしてまた、スピンオフが導入された場合どのくらいの適用見込みがあるのか、お答えください。

○糶谷政府参考人 スピンオフには、対象事業の経営を独立させることで迅速かつ柔軟な意思決定ができた、また、独自の資金調達が可能になつたりするメリットがございます。スピンオフする側、される側双方の企業価値の向上を図る事業再編の有効な手法として、欧米では積極的に活用されていられるわけでありまして、実際に、米国の例を見ますと、スピンオフされた会社の株価の指数は市場全体のパフォーマンスを大きく上回つておりま

す。
実際に、我が国でも、日本経済団体連合会を
始め産業界から、スピノフの円滑化に対する要
望もなされてきたところがございます。
また、政府といたしまして、昨年の未来投資
戦略二〇一七において、第四次産業革命の進展と
いうグローバルな環境変化の中、稼働力を高める
ための施策として、事業ポートフォリオの迅速な
転換など大胆な事業再編を促進するための方策に
ついて広く関係制度の検討を行い、必要な制度的
対応を講じるというふうにしてきたところであり
ます。

こうしたことを踏まえて、今回の改正法案にお
いて会社法の特例措置をお願いをしているところ
であります。
日本では、これまでスピノフ、基本的に二〇
〇五年以降は実施をされてきていないわけであり
ますが、平成二十九年年度の税制改正で、スピノフ
により移転する資産に対する譲渡損益等の課税
について繰延べが可能となっております。こうし
た制度面での環境整備が進んだことによりまし
て、今後、実際の活用事例が出てくることを期待
をしております。

過去の例が二〇〇五年以降は少なくともありま
せんので、今後どの程度の件数が見込まれるか、
具体的な見込みを申し上げることは難しゅうござ
いますけれども、企業の価値を向上する事業再編
の有効な手法だというふうに考えておりまして、
その活用を促してまいりたいと思っております。
ちなみに、欧米主要国でのスピノフの実施件
数がどれくらいあるかということを見てみます
と、過去十年間の平均で、米国では毎年三十から
四十件程度、イギリスでは毎年数件程度、ドイ
ツ、フランスでは毎年一件程度というふうに承知
をしております。

○浅野委員 これまでの国内での日本における適
用実績は当然ゼロだと。また、今言っていただ
い海外の事例を見ますと、アメリカは年に三十件
ほどというところなんです、イギリス、ドイツで

は一件とか二件とかということですから、これは
恐らくですが、国内においても、この制度、適用
件数というのが今後いきなりどんとはね上がる
というのではないと思うんですね。なので、しっか
り、P D C Aの今Pをしていて、次Dに行くわけ
ですから、その後のC、チェックをぜひしっか
り行っていたらどういかにお願いいたします。
この会社法の特例に関連して、通常、会社を分
割、スピノフするときには、そこで働いている
人たちの理解をしっかりと得なければいけませ
ん。でなければ、かなり現場に混乱が生じます。
ですので、事前の労使協議というのは非常に重
要だとされておりますが、今回、スピノフ、この
措置が適用されることによつて、一体、現場の労
使協議などのプロセスにどういった影響が及ぶと
想定されておりますでしょうか。説明を求めま
す。

○糟谷政府参考人 今回の改正法案において導入
をお願いしておりますスピノフに関する会社法
特例の適用に当たりましては、従業員の地位を不
当に害するものでないということを法律上の要件
としております。具体的には、労働組合などの
協議による十分な話し合いを行うとともに、雇用の
安定に十分な配慮を行うことなどを求めることと
しております。

また、計画の認定を受けた事業者の責務とい
たしまして、労働者の理解と協力を得ることや、雇
用の安定を図るため必要な措置を講ずることを求
めているところでございます。
○浅野委員 ありがとうございます。
今回のこのスピノフ、経営判断の迅速化とい
うのが本来の目的であると思っております。そのた
めに、この措置を適用した場合、その企業は株主
総会での議決をしなくても、取締役会でそれを決
めることができるようになるという中身となつて
います。

何が変わるかというと、意思決定の難易度がま
ず下がるのと、あとは、株主総会というのは、年
がら年じゅういつでも好きなときにできるわけ

はないんですね。年の決まった時期に行われる。
だからこそ、それに備えて、現場はある程度この
時期に準備をしなければいけないとか、そういう
ことができるようになるわけです。ただ、今回、
年じゅういつでも、まあ取締役会ですから、少
数招集すれば、あるいは今はテレビ会議等で遠隔
でもできてしまう世の中になりましたので、いつ
でも通年でこれが可能になります。そうすると、
こういった労使協議、現場の理解浸透というの
は、通年で、日々、日常的に行っていく必要性が
求められていくだろうと思っております。

ですので、こうした部分にも配慮いただくよう
に、ぜひ行政から各民間企業にこうした必要性も
周知をしていただきたいと思います。いろいろ
しようか。

○糟谷政府参考人 スピノフの手続において今
回簡略化されますのは、簡略化といえますのは、
株主総会の決議を経ずに取締役会だけで決定でき
るようになります。独立する会社の資産が一
定規模、具体的には、分割を行う会社の総資産額
の五分の一を超えない場合であります。これは、
会社法上、既に株主総会決議を省略することがで
きるようになっていくわけでありまして、
今回の特例は、この場合において、分割された
会社の株式をもとの会社の株主に交付する手続に
ついて、会社法上、剰余金の現物配当に該当する
ため、株主総会の特別決議が必要とされていると
ころを、これを、金銭配当を取締役会限りで決議
できるよう定款で定めている会社については、取
締役会での決議ができるようにするというもので
ございます。

いずれにしても、そういう手続の詳細、非
常に技術的な面もござります。また、労使の関係
にも必要な配慮はしなければいけない。こうした
ことをしっかりと周知してまいりたいと考えて
おります。
○浅野委員 ありがとうございます。
ぜひ、行政の方から適切な助言を行っていただ
けますように、お願いを申し上げます。

ちよつと時間も少なくなつてまいりましたの
で、通告していた質問の順番を変えまして、就業
構造転換について伺わせていただきます。
第四次産業革命が実現された場合、国内の就業
構造に大きな影響が与えられるというふうに言わ
れております。

本日お配りをさせていただきます資料の二枚
目の図四をごらんください。こちらは「技術革新
が労働に与える影響について」、厚生労働省がま
とめた先行研究の比較表であります。いろいろな
団体あるいは省庁がこの先行研究をしております
が、左から二列目、「技術革新の労働への影響」
という列をごらんいただきますと、いろいろなこ
とが書いてあります。

例えば、労働人口の約四九%がかわる可能性が
高いですとか、従業者数七百三十五万人が減少す
るシナリオや、百六十一万人が減少するシナリオ
もある。あるいは、その更に下を見ていただくと、
直ちに今働いている人の失業を意味するわけ
ではないとか、いろいろな見解が書かれてありま
す。

一体、今、この就業構造に与える影響、もう
ちよつと整理して説明をしていただかないと、国
民はしっかりとした現状認識ができませんので、
改めて、ここで国の認識について説明を求めま
す。
○中石政府参考人 お答えします。
経済産業省では、二〇一六年四月に、先ほど御
紹介ありました新産業構造ビジョンにおいて、今
後の第四次産業革命を受けた変革の方向性を見き
わめる一助として、どのような職業分野が拡大な
いし縮小する可能性を有しているかを検討するた
め、二〇三〇年度の就業構造の姿を示す試算を行
いました。

試算は、低成長トレンドで推移し、望ましい就
業構造への転換が実行されない現状放置ケース、
そしてもう一つは、第四次産業革命による生産性
の飛躍的な向上、成長産業への経済資源の円滑な
移動、ビジネスプロセスの変化に対応し、就業構

道の転換などが実現した改革ケースの二つのケースというので試算をいたしました。

一つ目の現状放置ケースでは、人口減少の中で現状放置しますと、労働力人口が年率〇・八％で減少し、ほぼ全ての職業で従業員数が減少するとの結果になりました。

他方、改革ケースでは、産業、就業構造の変革を進めていけば、労働力人口の減少は年率〇・二％程度にとどまり、職業別で見ると、間接部門の事務処理業務など、従業員数を減らす分野がある一方で、人工知能やビッグデータを活用した製品開発業務やIoTシステム管理業務など、従業員数をふやす分野もあると予測しているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今見解を伺いましたが、今の話を聞いても、とにかく大規模な就業構造の変革がこれから起こるんだということでもあります。

これに対して、国はいろいろな施策を今講じられようとしておりますが、この未来投資戦略二〇一七を見ますと、これからの教育、人材力の抜本強化の方策として、日本で働く全ての人がIT力を備え、全ての企業人が、それぞれのニーズに応じたIT力を身につけ、IT力を活用した付加価値の創造を絶え間なく行うようになる、そんな社会を目指していかねければいけない、そういうふうに書いてあります。

ここで改めてお聞きします。IT力とは何でしょうか。

○寺澤政府参考人 お答えします。

第四次産業革命になっていきますと、IoTを通じてさまざまな主体がデータを通じてつながっていく。そうしますと、ITの利用とかデータの利用というのは、特定の一部の業種に限定されるわけではなくて、さまざまな主体がビッグデータとかAIを使いながらデータを分析し、付加価値を上げるということが必要になってくるわけです。そういうことに対応するためには、より多くの

人たちが最新のIT技術を理解し、使いこなせるということが不可欠になってくるわけでございます。このように、ITを知り、ITを活用できる力、これを私どもとしては、御質問があったIT力だと考えている次第でございます。

では、具体的に、このIT力をどう高めるのかということになるわけですが、まずはAIとかビッグデータとかそうした最新の技術、第四次産業革命を牽引する、そういう技術をまず知っていただくことが不可欠でございます。その上で、こうしたデータ活用を支える基盤となるセキュリティについての理解を深めることも不可欠でございます。このように、IT技術を知っていただいた上で、製造業とか小売業とかそれぞれの分野で、どのように競争力を高めるか、それに向けてITを生かし活用できる、そうした力を身につけること、これがとても重要だと考えている次第でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

ITを知り、ITを使うところまでしっかりと人を育てていかねばいけないということではありますが、これはちょっと時間がもうないので、質問は省略させていただきますが、そのためにも、全国規模でやはりこうした取組をしていかねばいけないと思います。その一つの例が、地方大学を活用した産学連携の取組であります。きょうその状況も聞こうと思つたんですが、時間がありません。私が今調べた情報ですと、もう既に日本全国、地方大学の幾つかでこうした動きが出ております。

例えば、福井県の方では、地場産業を中心とする、機械や繊維業が盛んですが、こうした企業が連携して、医療機器の開発に挑んでいる事例があるそうです。

また、こうしたものづくりの成長分野に大学が関与して、若い人材を在学中からそういった業界に紹介をさせて、そのまま、専門知識あるいはIT技術、そしてその先の就職まで見通した活動をしていく、こういった活動が起きているように

すし、滋賀県の滋賀大では、データサイエンス教育に取り組み、データサイエンス学部というのをつくりまして、まさに、ビッグデータや人工知能、生産性向上やサービス創出に関連した教育というのをこれからどんどん推進していくようにしている。

また、徳島大の方でも産学連携で共同研究を進める取組をふやしているということでもあります。そのほかにもいろいろな事例が多分あると思うんです。国の方も、ぜひこうしたところにもアンテナを立てていただいて、今後のこうした活動を後押しをしていただきたいと思います。

これが最後の質問になります。今回、生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案、この法案の効果を評価するためのKPIって何なんですか。政府の見解をお伺いいたします。

○世耕国務大臣 最終的な目標の数字としては、やはり生産性を、これまでの、二〇一五年までの五年間の平均値である〇・九％の伸びから倍増させて二％にするということ、そして、二〇二〇年度までに対二〇一六年度比で設備投資額を一〇％増加させる、そして、二〇一八年度以降三％以上の質上げ、これが目標になっているわけであります。

私も、いろいろな皆さんと質疑をやっている中で、もう少しブレイクダウンしたKPIを幾つかつくっておかないと、この目標だけでやっていたのでは、ちょっとなかなか途中のコントロールがしにくいなと思ひ始めておりまして、これも今、省内に指示をしていますけれども、今回の法案の実行計画で各施策の目標を設定することになっているわけですが、主な施策に関してはきちっとKPIを設定して、そして、ある種ダッシュボードのような形で進捗状況を一刻と見られるようにして、そして、必要があればPDCAをしっかりと回していくという体制をとりたいと考えています。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、生産性向上と賃金を上げていくということをおっしゃっていただきました。これは最後、意見になりますが、世界を見ると、生産性が上がっている国、例えば、エストニア、イスラエル、韓国、こういうITを導入して生産性が上がっているという国の賃金上昇率というのを期間で区切つて見ますと、近年低下しているんです。賃金の上がり方が緩やかになっている、だんだん横ばいになってきている、こういう現実があります。

要するに、安い賃金で人を雇えるのであれば、コストをかけてそういう最新設備を導入しなくても安い人が雇えるんだからそれでやってしまおうということが、企業者の、経営者の心にあつて、なかなか賃金上昇と生産性向上が同時に進んでいかないと現実もあります。

ぜひ、今後は、これを更に深掘りして議論させていただきます。ありがとうございます。

ありがとうございます。

○稲津委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。フェイスブックの利用者八千七百万人分の個人データが不正流出していたことが、今、世界じゅうに大きな衝撃と波紋を広げております。一昨年の米大統領選挙で、トランプ陣営の選挙対策にも使われていたとされております。ザッカーバーグCEOは、四月十日に米議会上院委員会で証言で、対応の不備を認めて謝罪をいたしました。

英国政府は、同国百十万人分の個人情報が含まれていたことを受けて、ハンコック・デジタルITメディア担当大臣がフェイスブックに対して、不正流用に至った経緯や情報管理体制について説明を求めるとされております。

日本でも十万人分が流出したともされておりますけれども、一体、それでどままるのか。ゆゆしき事態であります。

そこで、世耕大臣、日本政府としても、事態を把握して、国民に明確な対策を示す必要があるの

値の適正な評価及び当該評価を踏まえた待遇の確保に関する施策の充実、正規労働者として雇用される環境の整備等を追加することとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、雇用対策法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要です。

何とぞ、速やかに御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○高鳥委員長 次に、白石洋一君。

労働基準法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○白石議員 たいだいま議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案、通称長時間労働規制法案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

我が国において大きな社会問題となっている過労死については、二〇一四年に超党派で過労死等防止対策推進法を制定し、その防止のための取組を行ってきました。しかし、過労死や過重労働が原因の精神疾患等、健康被害が後を絶ちません。この状況を変えるためには、実質的に無制限となつていく労働時間の上限に罰則つきの法規制で歯止めをかけることとともに、この上限規制を有効性あるものとするための規制強化が必要不可欠です。労働基準法改正案には、これらを盛り込んでいます。

以下、具体的な内容を申し上げます。

第一に、時間外労働の上限規制を罰則つきで行うこととしております。時間外労働の上限は、月四十五時間、年三百六十時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも、年七百二十時間、一カ月では、休日労働を含んで百時間未満、複数月では、休日労働を含んで月平均八十時間を限度とすることとしております。

第二に、勤務間インターバルを罰則つきで義務

づけることとしております。始業後二十四時間を経過するまでに、省令で定める時間以上の継続した休息時間を与えなければならないこととしております。

第三に、新たに労働時間管理簿の調製を罰則つきで使用者に義務づけることとしております。各労働者の日ごとの始業及び終業時間並びに労働時間等を記録しなければならぬこととするともに、労働者本人等が情報の開示を請求できることとしております。

第四に、厚生労働大臣は、適正な労働条件の確保及び労働者保護の観点から、労働基準法又はこれに基づく命令に違反する行為を行った者の氏名等を一般に公表することができることとしております。また、違法な時間外労働をさせた者に対する現行の罰則規定を強化することとしております。

これらの実効的な労働時間規制に加えて、長時間労働の温床となつていく現行の裁量労働制の問題点を是正することも必要です。裁量労働制は、何時間働いてもあらかじめ定めた時間しか働いたとみなされない制度であり、悪用されれば、定額働かせ放題となつてしまします。現に、過労死や健康被害が発生しています。私たちは、安倍政権が目指してきた裁量労働制の対象業務拡大は行わず、裁量労働制が働く者のためになる働き方となるよう、現行の裁量労働制の適正化を図るための規制強化策を労働基準法改正案に盛り込んでいます。時間管理の徹底や、本人同意手続の強化などを図って、この制度を働く者のための制度としてつくり直していきます。

私たちは、安倍政権に対し、裁量労働制の対象業務拡大を政府の法案から削除するよう求めてきましたが、安倍政権は、対象業務拡大のみならず、現行制度の問題を解決するために必要な改善策まで一緒に削除してしまいました。そこで、私たちの労働基準法改正案には、安倍政権が削除してしまった、裁量労働制対象者の健康確保措置の充実等も盛り込んでいます。

以下、具体的な内容を申し上げます。

第一に、裁量労働制の導入に当たっては、健康管理時間として、事業場内にいた時間と事業場外で労働した時間の合計時間を把握、記録し、健康管理時間を省令で定める上限時間内とする措置を講ずることを要件とすることとしております。

第二に、裁量労働制の対象労働者に対し、健康管理時間の状況に応じて、有給休暇の付与、健康診断の実施その他の厚生労働省令で定める健康確保措置のいずれかを講ずることを使用者に義務づけることとしております。また、裁量労働制において、始業、終業時刻が労働者に委ねられることを明確化することとしております。

第三に、専門業務型裁量労働制の対象労働者への事前通知の法定化、企画業務型裁量労働制における対象労働者の要件の厳格化、同意手続の適正化、同意の撤回の法定化、企画業務型裁量労働制に係る決議事項の違反等に対して制度の利用を一定期間中止させる制度の導入等を行うこととしております。

安倍政権は、裁量労働制に係る改正項目を政府提出法案から全面削除しましたが、裁量労働制よりも更に問題のある高度プロフェッショナル制度を法案に盛り込んだままです。高度プロフェッショナル制度は、労働基準法の労働時間規制を適用除外とし、過重な長時間労働を合法的に課すことができる制度です。過労死ゼロを切望する国民の要請に反する政策であり、断じて認めるわけにはいきません。私たちは、過労死促進、定額働かせ放題につながる制度の創設は行いません。

さらに、私たちの労働基準法改正案には、働く人を守る法規制を強化していくため、施行後三年での新法全体の見直しのほか、さまざまな課題に対し、検討や措置を講ずることを政府に義務づける規定を附則に置いていきます。以下、具体的な内容を申し上げます。法人重科制度の導入も含めた労働時間等に関する規定に違反する行為に対する罰則のあり方、管理監督者等に係る労働時間等に関する規定の適用

除外、建設業に係る特例の廃止、教育職員の長時間労働規制、労働基準法上の債権に係る消滅時効の期間、労働者の過半数を代表する者の民主的な選出方法、副業、兼業に関する労働者の保護、フリーランスに関する労働者に準じた保護について検討し、必要な措置を講ずることとしております。

なお、この法律の施行期日は、一部の規定を除き、平成三十年四月一日としております。

以上が、労働基準法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要です。

何とぞ、速やかに御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○高鳥委員長 次に、浅野哲君。

労働契約法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○浅野議員 たいだいま議題となりました労働契約法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

男女間や職種間の賃金格差など、同じ価値の仕事であるにもかかわらず、非正規雇用など雇用形態の違いを理由に不当に賃金などの労働条件が低く抑えられている問題があり、これが格差拡大や貧困化の原因となっております。そのため、業種や勤務内容が違う仕事でも、その職務の価値を評価して同一と判断されれば同一の待遇が保障される仕組み、同一価値労働同一賃金を推進していく必要があります。

このような問題意識から、労働契約法改正案には以下の規定を盛り込むこととしていきます。労働契約は、労働者及び使用者が、労働者の職務の価値の適正な評価を踏まえ、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとするとしております。なお、この法律は、平成三十一年四月一日から施行することとしております。

以上が、労働契約法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要です。

最後に、私たちが参議院に提出した労働安全衛生法改正案、通称パワハラ規制法案についても御説明いたします。

今、さまざまな職場で、パワーハラスメントや、お客さんやユーザーからの行き過ぎた言動による健康被害が多発しています。パワハラは、大手広告代理店の新入社員の間で自殺の要因の一つと言われています。法的な規制が喫緊の課題であるにもかかわらず、政府提出法案には対策が盛り込まれていません。

そこで、私たちは、誰もが安心して働き続けることができる職場環境の確保を図るため、職場のパワハラや過剰なクレームなどから労働者を保護するための措置を事業者に義務づけるパワハラ規制法案を参議院に提出いたしました。

国民民主党提出法案の提案理由説明の締めくくりに当たり、一言申し述べます。

五年前、第二次安倍政権が発足したときに、安倍総理は、世界で一番企業が活躍しやすい国を目指すと言いました。私たちは、安心労働社会実現法案に盛り込んだ改革によって、政府提出法案よりも働く者が安心して働いて安心して暮らしていける国にすると言言したいと思えます。

何とぞ、速やかに御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○高島委員長 この際、白石君から発言を求められております。白石洋一君。

○白石議員 先ほど説明申し上げた中で誤りがありましたので、訂正申し上げます。

労働基準法の一部を改正する法律の施行期日は、一部の規定を除き、平成三十一年四月一日としております。

以上でございます。申しわけありませんでした。

○高島委員長 以上で各案の趣旨の説明は終わりました。

○高島委員長 次に、内閣提出、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案、西村智奈美君外二名提出、労働基準法等の一部を改正する法律案、岡本充功君外四名提出、雇用対策法の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び労働契約法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省労働基準局長山越敏一君、労働基準局安全衛生部長田中誠二君、雇用環境・均等局長宮川晃君、子ども家庭局長吉田学君、保険局長鈴木俊彦君、年金局長木下賢志君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高島委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。西村智奈美君。

○西村(智)委員 立憲民主党の西村智奈美です。まず冒頭、厚生労働委員会が再開し、私たち野党もきょうから質疑をさせていただきますが、委員長、この間の委員会開催経過について、私たちは強く抗議したいと思っております。

政府・与党が大変不誠実に、私たちの問題点解明に向けて何ら努力をすることなく委員会開会を強行し、そして質疑時間を十時間五十分も空回しをして、その上、一般質疑までも一時間五十六分空回しました。あり得ないことです。

柳瀬元秘書官の参考人招致、予算委員会での出席がようやく認められるということ、今週から私たちが復帰いたしますけれども、ぜひ今後はこのようなことが決まらないように、そして、私たちの質問時間が……(発言する者あり)

○高島委員長 御静粛にお願いします。

○西村(智)委員 大切な質問時間が削られてしまいましたので、生活困窮者自立支援法と生活保護

法に関する補充質疑もしっかりとやっていた方がいい……(発言する者あり)

○高島委員長 発言中ですから、御静粛にお願いします。

○西村(智)委員 そのことを強く要望いたします。委員長、いかがですか。

○高島委員長 この際、一言申し上げます。

四月十八日以降、委員会の運営が円満にならなかったことにつきましては、まことに遺憾に存じます。

当委員会は国民生活に直結した重要な課題が数多くございますので、充実した審議が行われるよう、委員長としても引き続き努力をしてみたいです。理事、委員の皆様は御協力をよろしくお願いたします。

○西村(智)委員 今回のことは、厚生労働委員会に確かに、それ以外にも野村不動産の特別指導のことですとかいろいろありました。しかし、全委員会がとまっている中で、厚生労働委員会だけが単独で開催されて、しかも空回しです。これは本当におかしい。厚生労働委員会の質疑時間がこんな形で浪費されるということは、あってはならないことだと思います。

改めて強く抗議をし、そして補充質疑も時間をしっかりとっていただきますように、改めて、重ねてお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

働き方改革ということですが、閣法に入る前に、やはり野村不動産の特別指導に関する件についてはしっかりと確認をしなければならぬ。政府・与党がこの働き方改革に関連する法案を提出する資格があるのかどうか、そのところが問われる問題であるというふうに思うからでございます。

私、きょう、資料で、新聞の切り抜きを配付させていただきます。この後質問する我が党の委員、それから他党の委員からも同じような質問があると思いますが、厚生労働省は、野村不動産の社員の方が過労死をしていたということを労働

災認定する方針を、既に昨年の十月三日に固めていたということでありました。

なおかつ、この十月三日に労災認定をするという方針を固めたというその件については、調査復命書というものが作成されている。その調査復命書は、朝日新聞の情報公開請求によれば、ほぼ黒塗りだったということなんですけれども、それが十月三日だったということ、これが厚生労働省関係者への取材でわかったということでございます。

そして、その後、記事にもこういうふうにならされていきます。通常であれば、復命年月日から遅くても二週間ほどで労災認定がされるはずであると。しかし、この件、野村不動産の特別指導については三月月近くもかかっているわけですね。十月三日から、なされたのが十二月の二十六日でありましたので、こんなに長くかかるのは異例で、聞いたことがないということでありました。

加藤大臣、加藤大臣は、十一月の十七日から十二月の二十二日にかけて、特別指導について厚労省から説明を受けておられます、三回。この中で、既に過労死の認定がされるということ、三回は知っていたのではないですか。

○加藤國務大臣 今の御質問は、要するに、その三回にわたる資料の中に過労死に関する記述があったのかどうか、こういう御質問なんだろうというふうに思います。

これについては、従前から申し上げておりますように、こうした端緒等あるいは経過等については、監督指導、あるいは、更にそこから特別指導につながるわけでありまして、それについては控えさせていただきます。申し上げます。

それからもう一つは、やはり、この本件の、ある意味では、この過労死ということについて、御遺族からそれは認めてくださいというお話がありましたけれども、具体的にどういう、内容については、これまでの私どもの知っている例では、御遺族ないしその代理人の方がこういうふうなこ

主な質疑内容

【不正競争防止法：データの不正取得に対する差止め請求の創設】

1. 丁寧なガイドラインの作成と不断の見直しを求める

法令違反の該否判断は非常に難しく、今後、法律の抜け穴が次々と発見される可能性が懸念されることから、丁寧なガイドラインの作成および、ユーザーの確実な積み上げと不断の見直しを求める。

【JIS法：JIS制定の迅速化】

2. 国際標準化に向けて迅速な対応を求める

産業界では技術革新のスピードよりも、法整備・ルールの整備のスピード感がどうしてもネックになってしまっている現状がある。

また、国内標準化だけを迅速化しても不十分であり、国際標準化の迅速化につながるような対応を求める。



政府に見解を求める、淺野議員

【特許法：中小企業の特許料一律半減】

3. 中小企業に対する周知活動の徹底を求める

国内の知財活動状況で中小企業の出願件数は大企業と比べると非常に少ない状況が続いている。そのような中、今回の出願費用の半減措置は中小企業の知財活動活性化に対して効果が期待できる。周知活動の徹底を求める。

回答

1. 本法案によりデータを利用する側が委縮するようにならないように、具体的な事例を含めてガイドラインを作成し、その中でわかりやすく示していく。
また、改正法施工後の侵害事例などの状況を見極めながら適時、内容見直しの検討を行っていく。

2. 世界市場においてルール形成を有利に進め、市場を幅広く獲得していくためには、日本として市場獲得を目指すべき重要分野について、世界各国と連携して日本が国際標準を主導することが重要である。

今後の国際標準獲得に向け、内閣官房を中心として関係府省や経済団体が参画する官民連携会議において、戦略的に取り組んでいく。

3. 国内からの特許出願件数に占める中小企業の割合は2017年時点で15.3%であり、年々増加傾向にある。

今回の改正措置は第4次産業革命への対応を後押しするものであり、中小企業を含めた事業者の理解や適切な対応を促していく。



世耕経済産業大臣

第九十六回国会 衆議院 經濟産業委員会 會議録 第十号

平成三十年五月十一日(金曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 稲津 久君	理事 城内 実君	理事 清人君	理事 吉川 貴盛君	理事 浅野 哲君	理事 穴見 陽一君	理事 上野 宏史君	理事 大串 正樹君	理事 岡下 昌平君	理事 神山 佐市君	理事 小林 鷹之君	理事 佐藤ゆかり君	理事 田畑 毅君	理事 穂坂 泰君	理事 松本 洋平君	理事 八木 哲也君	理事 松田 功君	理事 山崎 誠君	理事 青木 武志君	理事 國重 徹君	理事 笠井 亮君	理事 菊田真紀子君
	理事 平 将明君	理事 富樫 博之君	理事 落合 貴之君	理事 富田 茂之君	理事 石川 昭政君	理事 尾身 朝子君	理事 大見 正君	理事 勝俣 孝明君	理事 神田 裕君	理事 佐々木 紀君	理事 杉田 水脈君	理事 福田 守君	理事 星野 剛士君	理事 三原 朝彦君	理事 中谷 一馬君	理事 松平 浩一君	理事 吉良 州司君	理事 山岡 達丸君	理事 田嶋 要君	理事 谷畑 孝君	

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 佐藤 文一君

政府参考人 (經濟産業省經濟産業政策局長) 糟谷 敏秀君

政府参考人 (經濟産業省産業技術環境局長) 末松 広行君

政府参考人 (經濟産業省製造産業局長) 多田 明弘君

政府参考人 (特許庁長官) 宗像 直子君

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 高島 竜祐君

政府参考人 (經濟産業委員会専門員) 佐野圭以子君

委員の異動
五月七日
田嶋 要君 補欠選任 泉 健太君
同日
田嶋 要君 補欠選任 泉 健太君

同日
泉 健太君 補欠選任 田嶋 要君
同日
泉 健太君 補欠選任 田嶋 要君

同日
泉 健太君 補欠選任 田嶋 要君
同日
泉 健太君 補欠選任 田嶋 要君

同日
泉 健太君 補欠選任 田嶋 要君
同日
泉 健太君 補欠選任 田嶋 要君

同日
泉 健太君 補欠選任 田嶋 要君
同日
泉 健太君 補欠選任 田嶋 要君

同日
泉 健太君 補欠選任 田嶋 要君
同日
泉 健太君 補欠選任 田嶋 要君

同日
泉 健太君 補欠選任 田嶋 要君
同日
泉 健太君 補欠選任 田嶋 要君

四月十九日
原案からの撤退を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第一〇〇一号)

小規模事業者に対する社会保険料負担軽減支援策等に関する請願(志位和夫君紹介)(第一〇五四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

○稲津委員長 これより會議を開きます。

この際、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。

その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲津委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○稲津委員長 内閣提出、不正競争防止法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として個人情報保護委員会事務局次長福浦裕介君、文化庁長官官房審議官水山裕二君、經濟産業省大臣官房審議官木村聡君、經濟産業省大臣官房審議官佐藤文

一君、經濟産業省經濟産業政策局長糟谷敏秀君、經濟産業省産業技術環境局長末松広行君、經濟産業省製造産業局長多田明弘君、特許庁長官宗像直子君及び中小企業庁経営支援部長高島竜祐君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲津委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○稲津委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。上野宏史君。

○上野委員 おはようございます。自由民主党の上野宏史でございます。

それでは、早速、不正競争防止法等の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

今回の改正法案は、大きく三つの改正事項から成るということだと思います。順次質問をさせていただきます。

まず、不正競争防止法であります。

価値あるデータの取得、また、それが適正に使用、提供されるような環境の整備ということは、コネクテッド・インダストリーズの実現であったり、また、我が国の經濟の発展のために必要であるということであると思います。その意味で、本法案ですけれども、我が国の喫緊の課題を解決する大変重要な法律であるというふうに思っています。

その内容について、順次確認をさせていただきます。

まず、今般の改正では、データの不正取得それから使用等に対する民事上の救済措置を新たに設けるということでありまして、具体的にどのようなデータが対象になって、また、現状、我が国の經

を使って独自のデータをつくる、そして契約関係にある外部に提供する。その新しいデータを生み出す技術は特許をとった。そのときに、でき上がったデータの限定提供データとしての保護についてもまとめて助言を受けたいといったような意見がありました。

標準につきましても、標準の専門人材が不足している企業に対して、弁理士の助言が欲しいという御意見が複数の中小企業や関係機関からございました。

○國重委員 データや標準に関して弁理士からアドバイスを受けたいという要望、期待が産業界、とりわけ中小・ベンチャー企業にあるということでありました。これは、第四次産業革命が進むに伴って、その期待はより高まっていくだろうというふうに思います。その意味でも、今回の弁理士法改正でデータ、標準に関する相談業務を追加したことは評価をいたします。

もともと、こういったアドバイスは、法の定めがないとできないものなのかどうか、そもそも論についてお伺いいたします。

○宗像政府参考人 アドバイス自体は法律に規定がなくても可能でございます。

○國重委員 法の定めがなくてもデータや標準に関するアドバイスはできるということであります。これらのアドバイスは弁理士が独占的に行うものではないということでもあります。

では、それにもかかわらず、あえて弁理士法にデータや標準に関する相談業務を追加する意義は何なのか、お伺いいたします。

○宗像政府参考人 法律に規定をする意味は、弁理士がこれらの業務を行うに当たりまして、弁理士法上の秘密保持義務あるいは利益相反に該当する業務を行ってはいけないという義務、こういった義務がかかることがはつきりするということでございます。

非常に戦略的な意味を持つ標準やデータなどについて、ライバル企業に情報が漏れたりしない、あるいは利益相反が起きないということがはつき

りしますと、安心して相談しやすくなると考えております。

○國重委員 これまでの御説明で、今般のこの弁理士法改正の背景、またこういった趣旨というのは一定程度理解をいたしました。今後、データの利活用や標準の戦略的な活用が重要となってくる中で、人的資源に乏しい中小・ベンチャー企業にとっては、弁理士が果たすべき役割は非常に大きいというふうに思いますので、今般の弁理士法改正は意義があるものだと思います。

他方で、今後ますます高まると思われる産業界の弁理士に対する期待にこたえるためには、弁理士がこれらの業務を適切に遂行できる能力を確保していくこともまた重要なことでありまして、そのため取組を進めていくことが必要だと思っております。これについての見解、今後の取組についてお伺いいたします。

○大串大臣政務官 データや標準に係る業務が法律に追加されたとしても、弁理士の能力が相應のものにならないければ、産業界の期待にこたえられないのは御指摘のとおりでございます。

個々の弁理士に自己研さんが求められることは当然でありますけれども、政府といたしましては、日本弁理士会と協力しつつ、二つの点に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

一つは、全ての弁理士に対し、データや標準に関する基礎知識を習得するための研修を義務づけることとしたいと考えております。これによりまして、中小企業を始めとする事業者が、データや標準を組み合わせた知財戦略の重要性についての確かな助言を受けられるようにしたいと考えております。

二つ目が、データや標準に関する専門知識を持ち、これを得意分野とする弁理士を育成するために、日本弁理士会が行っている任意受講の研修カリキュラムを充実させるとともに、日本規格協会の提供する標準化人材育成プログラムの活用等を奨励していきたいと考えております。

これらによりまして、データや標準の利活用に

関する産業界のさまざまなニーズに応じ、複数の弁理士が連携して適切に助言できるような環境を整えていきたいと考えております。

○國重委員 ぜひしっかりとした取組をよろしくお願いたします。

今、JIS法、弁理士法関連について質問をさせていただきます。

後回しにしました不正競争防止法について、松平委員とほぼ重複いたしますので、松平委員の質問を受けて大臣が答弁されたこと、こういったことを踏まえて、最後に質問をさせていただきます。

先ほど松平委員の質問の大臣答弁にありまして、どおり、どのようなデータが限定提供データに該当して、どのような行為が不正競争行為に該当するのかなどについて、わかりやすいガイドラインを策定されるということでありました。

このデータの分野というのは、技術進展も速い、ビジネスモデルもどんどん変わっていく。こういったことから、制度自体やガイドラインをつくってこれで終わりということではなくて、産業界の声をきちんと踏まえながら、状況の変化に応じて対応していくことが必要だと思っております。これに関する大臣の意気込みをお伺いいたします。

○世耕國務大臣 まさに、データを利活用したビジネスモデルというのはここから本格化をしていくわけでありまして、そもそも我々も、どういったビジネスモデルが出てくるか自体もまだ明確に見通せていないわけでありまして、これが日進月歩でいろいろなビジネスモデルが出てくるだろうと思っております。また、データサイエンスの分野あるいはIoTの分野での技術自身もどんどん進んでいくというふうな思っております。

ですので、改正法の施行後においても、技術革新や社会状況に応じて制度やガイドラインを不断に見直ししていくことは非常に重要だということに思っております。

そのために、中小企業も含む産業界や有識者の

御意見もしっかりと集めながら、どういうデータ取引の実態が出てきているか、技術がどういうふうに進展しているか、あるいは、侵害の実例がどんなものが出始めているかといったことをしっかりと把握をし、また、諸外国でもある意味手探りで進めていく分野だということに思っております。諸外国の動向なども踏まえて、必要に応じて適切な見直しを行ってまいりたいというふうに思っております。

○國重委員 現場の声、また諸外国の状況を見ながら、不断の見直しをしていく、適切な見直しをしていくというふうな答弁でありました。ぜひよろしくお願いたします。

以上で、本日の私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○稲津委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲君でございます。私どもは、今週の月曜日、五月七日の日に、新しい政党、国民民主党という政党を設立をさせていただきますました。新しい次の時代の政権選択版となれるように、正々堂々と、そして未来志向で、現実的な政策論争を展開をさせていただきます。ぜひよろしくお願い申し上げます。

また、本日冒頭、この委員会の理事として拝命をいただきました。その職責を全うできるように、精いっぱい務めさせていただきます。(発言する者あり)はい。

それでは、質問の方に入らせていただきます。本日は、不正競争防止法等の一部を改正する法律案に対する質問、一時間のお時間をいただいておりますので、じっくりと細かく質問をさせていただきます。

基本的な姿勢としましては、この法案、中身、これまでの議論にもありましたように、幾つかの、今後定期的な、不断の見直しの必要性があるながらも、これからの日本産業界を迎える第四次産業革命、ソサエティー5.0、この時代をしっかりと乗り越えていくために必要性のある法案というふうな認識をしております。ただ、やはり何点

かの懸念がございますので、よりよい中身となるように提案型で質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず冒頭なんですが、今回、この法案審議、不競争法、JIS法、特許法、弁理士法と、複数の法案を束ねての審査となっております。それぞれ共通項が見受けられるものの、本来、法律というのは一つ一つ丁寧に審査をして中身を充実させていくべきものという考えを持っておりまして、まずは冒頭、今回東証法案として審査をしたその理由について御説明を求めます。

○糺谷政府参考人 まず、この法案を御提出させていただきますました背景といたしまして、第四次産業革命のもとで、競争力の源泉が、データやそれを活用したサービスへと移りつつある中、データの活用やIoT関連技術の開発、導入を促進する上で、中小企業も含めて、企業の知的財産の保護や標準化を戦略的に推進することが必要になっていくという認識がございます。

このために、今回の法改正では、関連する制度を一体的に整備をして、こうした環境整備を図りたいということでございます。

具体的には、まず第一に、知的財産を適切に保護しつつ、データの流通を円滑化するために、不正競争防止法及び工業標準化法を同時に改正いたしました。その不正取得等に対する差止めを可能とすることとともに、データの仕様などをJISの対象とする。また、さらに、あらゆる中小企業がイノベーションに取り組みやすくなるよう、中小企業の特許料等を一律に引き下げる。こうした内容を提案申し上げているわけでございます。

また、第二に、弁理士法を改正をいたしまして、特許出願等の業務を行う弁理士が、不正競争防止法に新たに位置づけるデータの取扱いに関する支援や、工業標準化法で対象範囲が拡大される規格案の作成に関する支援、こうしたことも行えるようにするというのが二点目でございます。

三点目に、さらに、IoT技術の普及に伴いまして、複雑化すると想定される知財紛争の処理を

円滑化するために、特許法、不正競争防止法などにつきましまして、いわゆるインカメラ手続を充実させる。こうした内容の御提案を申し上げているわけでございます。

こうした改正措置は、いずれも、データやIoTを活用した第四次産業革命への対応を後押しするものとして、相互に密接不可分の関係にあるわけでありまして、全体の改正措置を、総合的かつ一体的に講ずる東証法案として提出をさせていただいたものでございます。

なお、今回の法案における一連の改正措置の趣旨とか内容などにつきましては、全体として御説明することにより理解いただけるのではないかと考えております。施行までの間に、きめ細かく周知、広報活動を行い、またその際には、こうした改正内容を一体的に御説明をすることで、中小企業を含めた多くの事業者の皆様の理解や適切な対応を促してまいりたいというふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。今回の法案の中身としては、今後訪れる第四次産業革命、データ利活用社会、これを、その産業のビジネスを生み出す側、そしてそれをサポートする側、そしてそれぞれの分野における人材の確保、そういった部分をしっかりと支えるものであるというふうに理解をいたしました。

そういう点では、やはり全体のバランス感、そして全体がある程度のスピード感を持って一体的にこの施策を進めていく必要があると思っております。これ以降の質疑に対しては、そのスピード感というの少し強調させていただきながら質問させていただきますかと思っております。

それでは、まず不正競争防止法の改正内容について質問をさせていただきます。

今回、不正競争防止法の中身の特徴といたしましては、限定データを対象として、その不正流通を抑止する、また差止め請求権を与える、こうした内容というふうに理解をしております。そもそもなんですけれども、この限定データの

差止め、そしてその不正流通に対して、今このタイミングでこれだけの警戒感を示し、そして法案を整備する、そういう必要性があるものというふうに推察をするわけですが、具体的にそういったトラブルや市場の中での不都合、こういったものは生じているのでしょうか。答弁を求めます。

○糺谷政府参考人 第四次産業革命が進む中で、データやそれを活用したビジネスモデルが企業の競争力の源泉となっているわけでありまして、一方で、データは複製や転送が容易でありまして、一旦不正に取得されると、その後の不正な流通がとめられず、データの提供者が甚大な被害をこうむるおそれがございます。

過去の裁判例では、相手方を限定して提供されているデータベースが無断で複製されて、部外者に販売された事案がございました。データの提供者は、訴訟において損害賠償とともに複製、販売の差止めを求めたわけでありまして、判決では民法の不法行為に基づく損害賠償しか認められなかったわけでありまして、つまり、差止め請求は認められなかったということでございます。

こうした現状がありますので、産業界構造審議会の不正競争防止小委員会におきましては、例えば、自動走行用の地図のデータや化学素材のデータを取り扱う事業者などから、データの不正流通に対する差止めなどの対抗手段がないと安心して外部にデータを提供できない、第四次産業革命で必要性が高まっているデータの利活用を安心して進められない、こうした懸念が示されたところでございます。また、私どもが行いましたアンケート調査においても、回答企業の六割が差止めといった措置が必要だというふうに答えているわけでございます。

こうした現行法制度の制約を踏まえ、他方で、一方でこういうニーズがあることを踏まえて、データを安心して取引でき、利活用できるように事業環境を整備するために、今回の改正法案をお願いをしております。

○浅野委員 ありがとうございます。これまでのいろいろな市場の中での事例を踏まえて、今回、差止め請求権の必要性というのを今御説明いただいたわけですが、私も、不正に流通した以上は、しっかりとその不正流通をとめなければいけないというふうに思います。

しかし、今回は、対象がデータであるということとあります。以前も委員会の中で申し上げましたけれども、データというのは実体を持ちませんので、実際に流通してしまつたら、今の瞬間に一体どこに流通しているのか、そして、それを差し止める物理的手段がないという、差止めをするといったときに大変難しい対象であることもまた事実であろうかと思っております。

また、今回、不正競争行為に該当する行為そのものの定義が非常に理解が難しい内容となっております。このあたり、しっかりと明確化をしていかなければいけない、こういう課題もあると思っております。

そこで、質問ですけれども、この不正競争行為の該当判断、そして差止めの具体的措置、これを実際どのように行っていくのか、その中身について説明を求めます。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。今回の改正法によりまして保護対象となります。限定提供データの範囲でありますとか要件、あるいは、差止めの対象となります。不正競争行為の具体的な内容などにつきましては、産業界構造審議会の不正競争防止小委員会のもとに設置しておりますガイドライン案策定ワーキンググループ、こちらは産業界の実務者でありますとか、あるいは学識者で構成しているところでございますけれども、このワーキンググループにおきまして、現場の実務に即した検討を行っているところでございます。

今後、国会での御審議も踏まえまして、改正法の施行までに、データの提供者、利用者の両方にとって明確かつわかりやすいガイドラインを策定、公表してまいりたい、このように考えてござ

います。

また、独立行政法人工業所有権情報・研修館、通称INPIと申しておりますけれども、この相談窓口でございますか、あるいは、全国四十七都道府県に設置しております知財総合支援窓口におきまして、法制度や実務に関して、弁護士、弁理士といった専門家に御相談いただけるような体制も整備してまいりたいということで考えてございます。

○浅野委員 済みません、今の答弁の中で、差止め措置自体をどのように実行していくのか、その部分についての内容が含まれていたので、どうかちよつとわかりかねましたので、改めてその部分について御説明をいただきたいと思ひます。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

今回導入させていただきましては、民事的な措置でございます。個別の事案における具体的な行為が、法定いたしております不正競争行為に該当するか否か、あるいは当該行為が差止めの対象になるか否かにつきましては、データを不正に取得、使用された者が提起する訴訟において裁判所が判断をするということに相なります。

次に、差止めについてでございますけれども、不正競争防止法では、不正使用、提供等の停止に加えまして、そうした侵害の行為を組成したデータや物の廃棄も請求できるということになってございます。今回の法改正によって保護対象といえます。限定提供データにつきましては、不正に取得されたデータの使用の停止やその廃棄などを求めることが可能になります。

また、その前提として、裁判を行つていながら被害が拡大することを防止いたしますために、仮処分申立てなどの保全手続を行うことも可能になります。

他方、これらの措置によりましてデータの不正流通を完全に停止するというところは困難でございます。ですから、価値あるデータにつきましては、不正に取得されることのないよう、データ提

供者において適切なセキュリティ対策を講じていただくことも期待されている、このように考えてございます。

経済産業省といたしましては、みずからのデータであることを確認し、あるいは、データの流出経路を把握することが可能となる電子透かしなどをトレースサビリティ技術を活用することを含めまして、データを保有する者に期待される自己防衛策につきましても、わかりやすいガイドラインを策定、公表する中で周知してまいりたい、このように考えてございます。

○浅野委員 詳細な御説明ありがとうございます。今、最後の方に出てきましたデータのトレースサビリティの確保、これがこれからのデータ利活用社会においては非常に重要な要素技術となると私は考えております。

ただ、このトレースサビリティ技術、追跡技術ですね、現段階の技術水準ではまだ十分とは言えないという認識を持っておりまして、ぜひ、こういった国策で進めていくこの第四次産業革命、ソサエティ五・〇、コネクテッド・インダストリーズの実現に向けては、しっかりと国がリーダーシップをとって取り組んでいかれるようにお願いをさせていただきたいと思ひます。

では、次の質問ですが、本日お配りした資料のページ目をごらんください。このページには、今回、不正競争行為とする範囲として、赤い部分に、赤く色が塗られている部分がある不正競争行為ですという解説がされておりまして、一番下の部分を見ていただくと、今回、不正競争行為の対象とならないものがあるということ、いわゆる成果物、データの不正使用により生じた成果物については、今回、不正競争行為の対象としないということでありまして、

これまでの質疑の中でも説明がありましたので、その大きな理由については理解をしております。データベースなどというのがここに含まれていることについては、やはり、いまだその懸念

を払拭できておりません。

その次のページの図二をごらんいただきたいと思ひます。

上から二つ目の部分に赤枠で囲った表現がございます。これは図利加害目的の例として示されているものであります。あるC社がA社から提供を受けたデータについて、第三者提供禁止を認識しながら、当該データに自社のデータを追加して新しいデータベースを作成し販売する行為、これは図利加害目的で不正競争行為になるということでありまして、もともと入手したデータに新しいデータを追加して、これは全く新しいデータベースなんですという主張をして、これは成果物だから不正競争行為の対象となりませんと主張される場合もあるわけです。

こういったケースに対して今回のこの法律がどの程度効力を持つのかどうか、この部分は一度御説明をいただきたいと思ひますので、今申し上げたような成果物に対する取扱い、また、こういう法律の抜け穴が今後次々と発見される可能性も御説明をいただきたいと思ひます。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおりでございますけれども、限定提供データの不正使用によって生じた成果物の譲渡などの行為を、今回は不正競争行為とは位置づけられないこととさせていただいたところでございます。

これは、審議会におきまして、個別のデータがAIプログラムの性能向上に寄与する程度には幅があります中で、成果物でありますAIプログラムの流通を差止めの対象とすることは取引の安全性を阻害するおそれがある、こういう意見が大勢を占めたことによりまして、

一方、そうした成果物におきまして、仮に、不正に取得されたデータが確認できます場合には、当該データ自体の取得や使用は不正競争行為に該当し得るものと考えてございます。

こうした取扱いや解釈につきましては、現在検

討中のガイドラインにおきまして、具体的な事例を含め、できるだけわかりやすくお示ししていきたい、このように考えてございます。

なお、将来的に、成果物の譲渡などを不正競争行為に位置づけることを含めた制度の見直しにつきましては、今後のデータの取引実態でありますとか、あるいは改正法施行後の侵害事例などの状況を見きわめながら、適時に検討を行つてまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

ぜひ、ガイドラインの中でしっかりと入れていくということなので、お願いしたいと思ひます。また、これまで質問してきた中でも、私、非常に感じる点となんぞすけれども、いわゆる限定データの取扱い、ここまではオーケー、ここからはNGという、その線引きが、これだけ議論してもなかなかはっきりと、国民の皆様には伝わっていないかというところ、それは大変難しい、技術的な話だと感じております。

今、情報産業が国内外においてどんどん拡大していく中で、データを取り扱うということが日常的に起こる、そういう立場にある国民の方々、今後どんどんふえていくと思ひます。ただ、そういう方々全員がこの法律の詳細までを理解して業務に当たるといって、そういうことは恐らく難しいと思ひます。

やはり、悪意のない働く人々が過つてこの法律に抵触するような行為を行わないように、現場に対する周知、理解浸透活動というのは一定程度必要なんじゃないかというふうな思ひしております。これに対する政府の方針についてお伺いをいたします。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘ございましたように、産業の現場で不測の混乱が生じないようにすることは大変重要な課題だというふうな思ひでございます。そこで、経済産業省といたしましては、中小企業あるいは現場の従業員の方々を含めた多くの皆

様に、新たな制度をきちんと御理解をいただき、有効に御活用いただくために、改正法施行までに、不正競争行為の外縁を始めとして、制度、運用の詳細について、具体例に即したわかりやすい実践的なガイドラインを策定、公表したいというふうに考えてございます。

また、独立行政法人工業所有権情報・研修館や関係団体との連携のもとで、実務者を対象とした全全国の各地での説明会の開催、あるいは相談体制の整備など、きめ細かい周知、広報活動を行いまして、制度全体の理解促進に努めてまいりたい、こういうふうに考えてございます。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、一点だけ、お願ひといひますか、ぜひ御配慮をいただきたいこと。

以前、この委員会の中で、中小企業支援策について議論するときも申し上げさせていただいたんですが、今、国が設けようとしているさまざまな窓口、これが非常に多種多様化して、現場はどこに相談していいかわからないという声も聞かれています。したがって、そういった現場の相談したいと思う方たちに対して、簡単に、どこに行けばいいんだ、ユーザーフレンドリーな窓口のあり方、そしてその体制のあり方というものを経産省の中でもぜひ御議論をいただいで、現場に寄り添う、そういう政府支援のあり方、これに近づけていただければ、お願ひをしたいと思います。

次に、不正競争防止法についてはこれが最後の質問になります。最後は大臣の御見解を伺いたいと思っておりますが、これまでの議論の中で、これまでの産業界というのは、もともと価値あるデータをつくって、それを売って、そのデータを活用する、そういうビジネスモデルが主流だったのに対して、これからは、本当にありとあらゆるものからデータが生み出される時代がやってくる。そうなる、

このデータに価値があるのかないのか、その場では判断ができない、つくる側は判断できないんですね。データを使う立場にある方がそのデータに価値を見出すかどうか、そういう世の中になっていくと思ひます。

大抵の場合、私も、国会議員になる前、民間企業でこういうデータを取り扱うような仕事をしておりましたので、その経験から言わせていただくと、データが価値を出すときというのは、大抵にして複数のデータが組み合わさったときに新しい価値が生まれるということでありまして、

そうなるまいかと、やはり、このデータが不正競争行為に該当するものなのか、データベースが不正競争行為に該当するものなのかどうか、このあたりの判断が非常に難しくなっておりますが、しっかりとその分、ガイドラインを決めていただくことは重要なんですけれども、今そういう、このデータをこの範囲で使っている、この範囲から逸脱してはだめだというのは、実際は企業間の契約で取決めがされております。

ですので、これからのデータ活用社会になってきますと、契約時の使用可能範囲の取決めというのが非常に重要となってきますので、ぜひ、丁寧なガイドライン、そして、政府の方でも、ユーザーの確実な積み上げと、それを踏まえた不審の見直しというのを行っていただきたいということをおからは申し上げさせていただきます。最後に大臣の御見解を伺えればというふうに思っております。

○世耕國務大臣 今の御要望にお応えするという意味で、まず、知財については、四十七都道府県に、知財支援センターというのを今つくっております。中小企業等がいろいろと相談に駆け込むような、よろず支援拠点とかそういったところは、知財に関するものについてはこの知財センターにしっかりと取り次いでほしいということをお徹底しております。そういった意味で、地域における中小企業に対する知財、また、あるいは今

回導入していくこの法律ですとかガイドラインに関する相談も、しっかりと対応していくようにしていきたいというふうに思ひます。

今、契約が大切だとおっしゃったことも全くおっしゃるとおりでありまして、例えば、工作機械を導入した場合に、その工作機械を納入した側と購入した側のどちらがデータの所有権があるのかとか、そういったことは契約で明らかにしていかなければいけないということで、これは、コネクテッド・インダストリーズの場合には、この契約ガイドラインというものも我々はつくり始めておりまして、これは更に今後ともブラッシュアップをしていく必要があるというふうに思っております。

その上で、今回の不競法の改正でありますけれども、やはり、コネクテッド・インダストリーズを実現していくに当たっては、協調領域に属するデータを始めとするさまざまなデータを企業を超えて共有して、そして活用してもらおうということが重要であります。そういう中で、データを掘り出す側から見ると、データは非常に複製や転送が容易ですので、不正取得や不正利用に対する対処手段がないと安心してデータが提供できないという指摘がありましたので、今回、不正競争防止法を改正して、この差止め制度といったことを創設することにしました。

ただ、一方で、この保護制度を創設したことによって、今度はデータを利用する側が萎縮をするようなことがあってはならないというふうに思っております。この保護と利用の円滑なバランスをとるために、不正競争行為の対象を悪質性の高い行為に限定するというのもやらせていただいております。

この制度によって、特にものづくりを中心とした日本の強みであります現場力を生かしたりリアルデータの活用によってコネクテッド・インダストリーズの取組を進めて、第四次産業革命のもとでの日本の競争力を高めるべく、経産省としても全力で取り組んでまいりたいと思ひます。

○浅野委員 ありがとうございます。それでは続いて、工業標準化法について質問をさせていただきます。本日お配りした資料の図の三をごらんいただきたいと思ひます。

こちらの資料は、これまでの日本の標準化政策の変遷を一覧表にまとめてあるものであります。工業標準化法が施行されたのは一九四九年、当時の社会的な産業界における主な課題としては、さまざまな規格が乱立を繰り返して粗悪品も横行していた。そういった産業界の現状を改善するために、乱立した規格の整理や粗悪品の排除を目的とした標準化が主流であったということになります。

そして、時間が流れて一九八〇年代ころになりますと、そのころは、貿易の促進や国際社会との協調を目的とした、グローバルスタンダードを意識した標準化施策が主流になってきた。

そして、二〇一〇年代、最近では、この標準化というのを一つのツールとして新しい市場をつくるということ、これが主流になりつつあるということになります。

ただ、これは国内の話であって、海外に目を向けてみますと、海外では一九九〇年代、今から既にもう三十年近く前にそろそろなりすまされども、IT分野の急発展に伴って、標準化を通じた市場獲得の推進という活動が既に始まっています。もう三十年近く前にこういう動きが世界にあつたということでもあります。それに対して、今、日本の国内標準化政策はこれから新分野創出をしていくというスタンスであるというのがこの表から読み取れることでもあります。

まず、改めて、日本の標準化政策の現状認識と今政府が捉えている課題認識について御説明を求めます。○末松政府参考人 お答え申し上げます。日本の標準化政策についての概要、先生がお話しされたとおりでございますが、戦後で申し上げますと、昭和二十四年に制定された工業標準化法

が基本となつていろいろな政策が進められてきたということでございます。そこで、JISを活用することで製造業の品質改善、生産性向上及び国民生活の改善に大きく貢献していくということが進められたというふうに考えております。

その後、一九九五年にWTO・TBT協定、そういったものが動き出しまして、世界市場獲得における国際標準の重要性が高まったことから、これらの状況への対応を進めてきたということでございます。二〇〇六年以降、国際標準提案数の倍増ですとか、欧米並みの、国際標準をつくるときの幹事国の引受数といった国際標準化戦略目標を掲げているような政策を進めてきたところでございます。一応、どちらも達成してきたところでございます。

そういう中で、近年になりますと、これも先生御指摘のとおりでございますが、製品やサービスの市場が形成される前から世界各国の企業が自社に有利な標準を制定する動きが進むとともに、中国、韓国といった新興国が積極的に標準化活動を行っており、こうした中で、日本の標準化活動のスピード不足ですとか、日本企業が標準化についての認識が若干不足しているですとか、標準化を支える人材の不足といった課題が生じているというふうに認識しております。

このため、今回御提案させていただきましたJIS法改正によりまして、対象拡大とか制定の迅速化により、国際標準に見合った分野の国家標準を早く制定できるようにすることが重要だと思っております。また、これにあわせて、企業向けの啓発活動ですとか、人材育成等の政策を強化するといったことも進めてまいりたいというふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。
とにかく今、我が国の産業界が標準化という分野において、全世界的な視点から見た場合、一歩どころではなく二歩三歩とおくれている現状があつて、その中で我々はこれからしっかりと追いついていこうとしているわけですから、相当なス

ピード感を持つてやっつけていかなきゃいけない。それが、今回、この工業標準化法の改正内容に盛り込まれていなければいけないと思うんですね。そういう観点で、これから何点が質問させていただきたいと思つております。

お配りした資料の図の四をごらんいただきたいと思つております。
こちらには、日本工業標準調査会、通称JISCの組織図を掲載しております。一番上位の意思決定機関に総会というのがあります。その下に三つの部会がございます。それぞれ担当分野が定められているわけですが、基本政策部会の所屬委員の方は今十八名、そして標準第一部会が二十七名、そして標準第二部会十四名という人数だと思つております。

このそれぞれの委員の人選自体は非常に専門性の高い優秀な方々を選ばれているということと伺つておりますけれども、これは、これまで工業標準化という工業に限定した分野の話として、これからこれをデータ、サービス分野に拡大をしていこうとしているわけでありまして、そう考えたときに、率直な所感として、これで十分なのかどうかと言われると、非常に強い不安を覚えています。

そこで、改めてお聞きをしますが、今後、データ、サービスなどを対象に追加できるだけの実力を既にJISCは持っているとお考えでしょうか。
○末松政府参考人 お答え申し上げます。
国際標準化機構や国際電気標準会議といった国際標準化機関は、産業構造の変化などを受けて、その活動を鉱工業分野からデータやサービスなどへと徐々に拡大してまいりました。こうした状況に対して、日本工業標準調査会、今御指摘あつたJISCも、これまでの日本の審議団体の代表として業界団体とか学識経験者の方々をそういうところに派遣して、審議に参画してまいりました。

例えば、データ関連の規格として、一九六七年以降、約千七百の国際標準が制定されており、Q

Rコードやデジカメの画像ファイルフォーマットなどの国際標準の審議に日本工業標準調査会として主体的に参加してまいりました。また、サービス分野では、二〇〇〇年代以降、約七百件の国際標準が制定されており、金融、飲料水、下水、市場調査などの分野の審議に日本工業標準調査会として参加してまいりました。よつて、こうした新しい分野の標準化にも一定程度の知識の蓄積はされているものというふうには考えております。

他方、データやサービスの分野については、鉱工業分野と比較して、そもそも国内の業界団体において標準化の知見が豊富な団体が少ないことは事実だと思つております。今後、これらの分野のJIS原案の審議は、日本工業標準調査会が中心的な役割を果たし、新しい分野の専門家の発掘、育成を進めて、将来的には鉱工業分野のように民間団体が標準化を担えるような体制となるように、政府としても支援していきたいというふうに思つております。

ある程度の実績はあると我々は思つていますが、そういう専門家の方々も国際機関に行くなどして研さんを高めていただいておりますが、更にそれを進めていくことが重要だというのが認識でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。
これまでの積み上げも多少あるということではあります。これからやってくる第四次産業革命の、もう既に来ているとすけれども、その波というのは非常に大きな波だと思つております。これまでのペース、あるいはこれまでの量、質でよいかと言われると、決してそんなことはないと思つております。ぜひ、この体制の強化というのは不断の改善を求めてまいりたいと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次、続いて、四五の方をごらんいただきましたと思つております。
今回、工業標準化法の改正によって大きく変わるスキームの一つについて質問していきたいと思つております。

こちらの図は、上側に現行スキームというのがありまして、下側に今回の改正で追加されるスキームというのが線で描かれております。

現行スキームは、関係団体が標準化案を作成して、主務大臣の依頼によつて、今説明いただいたJISCが審議をするというものであります。ですので、このJISCの体制強化、スピードアップ、質と量の改善というのは、非常にこの現行スキームの中では重要なものと思つておりますけれども、その一方、今回の法改正によつて新しいスキームが追加されるということでもあります。

新しいスキームというのは、認定をあらかじめ受けている機関であれば、その機関が、JISCの審議を経ずに、ダイレクトに大臣の標準化の制定を受けられるというものであります。ですので、これまでは何段階かに分けて審査をして、中身をブラッシュアップをして標準化をつくらせていたものが、案をつくらせた団体が一発で標準化を制定できてしまう、できるようなことになる、そういう制度になっていくということでございますが、となると、この認定機関というのは相当な経験と知識、そしてリソースがなければいけないと思つております。

改めてお伺ひをしますが、この認定を受けようとする機関に求める認定要件について御説明をいただきたいと思います。

○末松政府参考人 先生おっしゃられたように、認定機関というのは、現在JISCがやつている業務の一部を担つていただくことになりまして、認定機関については中立公平な審議を行つていただく観点から、改正JIS法第二十二條第二項第二号及び三号に基づき、申請した者の産業標準の案の作成に係る知識や能力、業務の実施方法及び実施体制を求めるとしてあります。
特に実施方法及び実施体制については、これまで審議会で行つていたように、メーカー企業、ユーザー企業など業界団体の関係者に加え、消費者団体、学識経験者、国立研究開発法人の研究者など多くの利害関係者が審議に参加するような委

員会を設置することや、パブリックコメントを実施し、提出した意見をJIS案に反映することを求めることを検討しており、認定機関にもJIS案の作成段階で今までの業務負担が発生する可能性があり、こういうことができることを認定していきたいというふうに考えております。

○浅野委員 今、最後にお願いします。認定された機関は確実に業務量が増加する、負担が増加することになります。ただ、今、その認定機関となり得る要素を持った団体というのを幾つか私も以前教えていただいたんですが、それぞれの団体の方の話を聞くと、別に常人が何人か余裕があるわけじゃなくて、皆さんが皆さんそれぞれ毎日忙しい業務をごなされているわけですので、そういった部分については、ぜひ、その認定をするというだけじゃなくて、もちろん認定を求める機関自身の努力も必要なんです。要件を満たしやすくするよ

うな政府側の支援策というのにも必要性があるんじゃないかと課題提起をさせていただきたいと思

います。それで、次の質問なんです。これまでの現行スキームですと、もともと業界団体が案を作成して、JIS Cが審議をして、標準化として制定されるというプロセスでありました。実際、この一連のプロセス全体でどれくらいかかってたかと申しますと、まず原案を団体が作成するのに約一年、その後、JIS Cの審議などで更に一年程度かかりまして、更にそれが規制として引用されるまでには数カ月から数年かかる場合もあったという事です。平均的には、三年から三年強という期間がそれぞれの標準化制定にかかっていた期間ということになります。

これを今回、冒頭申し上げたように、ぐっと短縮をして、スピードアップしていかないといいな

いわけですけれども、追加したスキームによって、認定、制定までの期間がどれほど短縮されるのか、その見直しについてお伺いをいたします。

○末松政府参考人 お答え申し上げます。 昨今の国際標準化の状況を見ると、JISの制定もできるだけ迅速化することが重要だというふうに考えております。 今次の法改正に伴い、今後は、認定機関からJIS案が提出されれば、できる限り速やかにJISが制定できるようになる見込みでございます。 原案については、これは民間の認定機関なり業界団体の方々の努力をお願いしなくちゃいけないことではございますが、原案については早い例では半年程度のものもあるため、より多くの案件において、JIS制定まで、できれば半年程度でできるようなことを期待しているということでございます。

○浅野委員 半年程度ということ、もしそれが実現するのであれば、業界団体の皆さんにとつては非常にうれしいことだと思います。ぜひ、何としてもその目標期間を必達できるように、国としても最大限の支援をお願いしたいと思います。私もいろいろ業界の方から声を伺います。いろいろ、まさにこのコネクテッド・インダストリーズに直結する業界の方、あるいは日本の基幹産業である自動車関係者の皆さん、そのほかに

も多くの業界団体の方からヒアリングをしますと、やはり、技術革新のスピードよりも、法整備、ルール整備のスピードよりも、法整備はボトルネックになってしまっている現状があります。

これは、三年が半年になるといふのは、ビジネス界の時間軸でいったら相当な、民間電気製品のライフサイクルは、大体、短いものであれば半年、あるいは長くて二、三年と言われているんですね。本当に一代かわつてしまふ、ぐらゐの時間が稼げるわけですから、ぜひお願いをしたいと思

います。 一方で、これは国内の標準化の話であります、これまでの議論は、ただ、これからはグローバル社会、国内産業の皆さんは海外に打って出なければいけない、そして、そこで稼がなければいけないという時代ですので、国内標準化だけを

スピードアップしただけでは不十分だと思

すが、 したがって、今回の法改正が国際標準化のスピードアップにもつなげていかなければいけないと思

います。この国際標準化に向けて、今後は、認定機関からJIS案が提出されれば、できる限り速やかにJISが制定できるようになる見込みでございます。 原案については、これは民間の認定機関なり業界団体の方々の努力をお願いしなくちゃいけないことではございますが、原案については早い例では半年程度のものもあるため、より多くの案件において、JIS制定まで、できれば半年程度でできるようなことを期待しているということでございます。

○浅野委員 半年程度ということ、もしそれが実現するのであれば、業界団体の皆さんにとつては非常にうれしいことだと思います。ぜひ、何としてもその目標期間を必達できるように、国としても最大限の支援をお願いしたいと思います。私もいろいろ業界の方から声を伺います。いろいろ、まさにこのコネクテッド・インダストリーズに直結する業界の方、あるいは日本の基幹産業である自動車関係者の皆さん、そのほかに

も多くの業界団体の方からヒアリングをしますと、やはり、技術革新のスピードよりも、法整備、ルール整備のスピードよりも、法整備はボトルネックになってしまっている現状があります。

これは、三年が半年になるといふのは、ビジネス界の時間軸でいったら相当な、民間電気製品のライフサイクルは、大体、短いものであれば半年、あるいは長くて二、三年と言われているんですね。本当に一代かわつてしまふ、ぐらゐの時間が稼げるわけですから、ぜひお願いをしたいと思

います。 一方で、これは国内の標準化の話であります、これまでの議論は、ただ、これからはグローバル社会、国内産業の皆さんは海外に打って出なければいけない、そして、そこで稼がなければいけないという時代ですので、国内標準化だけを

スピードアップしただけでは不十分だと思

すが、 したがって、今回の法改正が国際標準化のスピードアップにもつなげていかなければいけないと思

います。この国際標準化に向けて、今後は、認定機関からJIS案が提出されれば、できる限り速やかにJISが制定できるようになる見込みでございます。 原案については、これは民間の認定機関なり業界団体の方々の努力をお願いしなくちゃいけないことではございますが、原案については早い例では半年程度のものもあるため、より多くの案件において、JIS制定まで、できれば半年程度でできるようなことを期待しているということでございます。

○浅野委員 半年程度ということ、もしそれが実現するのであれば、業界団体の皆さんにとつては非常にうれしいことだと思います。ぜひ、何としてもその目標期間を必達できるように、国としても最大限の支援をお願いしたいと思います。私もいろいろ業界の方から声を伺います。いろいろ、まさにこのコネクテッド・インダストリーズに直結する業界の方、あるいは日本の基幹産業である自動車関係者の皆さん、そのほかに

も多くの業界団体の方からヒアリングをしますと、やはり、技術革新のスピードよりも、法整備、ルール整備のスピードよりも、法整備はボトルネックになってしまっている現状があります。

準化法の見直しがどういふ存在、位置づけになっているのか、これをもうちょっと、産業界からしたら位置づけを明確にしてほしいという声が届いております。

ですので、あともう一つの問題は、アメリカの企業はアメリカ国内にとどまってくれていないんです。ほとんど日本や海外に出てきて、そこでプラントホームを根づけて、そこで、ビジネス、パリエューションを拡大しているというふうな、ほとんどほとんど海外に攻めてきている中において、日本はやはりスピード感を持ってこういう標準化施策を進めていかなければいけない。標準化と同時に社会実装が始まるようなスピード感を持っていかないと、これが産業界の率直な要望なんです。

ですので、冒頭の議論に戻りますけれども、この工業標準化法の見直しを通じて、データやサービス産業にまで範囲を拡大し、さらに、その標準化までのスピードを短縮する、これを何としても実現をしていただきたい、これが産業界の思いであります。

こうした思いを受けて、大臣の御見解をいただければと思います。

○世耕国務大臣 今おっしゃったように、アメリカ型としてドイツ型というのがあるとすれば、アメリカ型は、今、現実的に日本にそういう巨大プラントメーカーがないという中で、民間がもういきなりばつとマーケットを押さえてデファクトスタンダードをつくっていくというのは、非常に難しいんじゃないかというふうに思います。

ただ一方で、日本も、ドイツ的に、国がもう全部決めて、そこに民間が入りなさいという、そのアプローチも余り日本には向いていないんだらうというふうにも思っています。まさにコネクテッド・インダストリーズというのは、国がある程度方向性を示して、そこに民間が協調してやってもらう、そして、そのために、国がまたコネクテッド・インダストリーズを民間が展開しやすいようなルール整備とかそういうことを行っていく、こ

れがやはり日本に一番ふさわしいあり方ではないかというふうに思っております。今回、今御議論いただいている一連の法改正も、そういうルールを国が定めていくというところに該当するんじゃないかなというふうに思っています。

特に、コネクテッド・インダストリーズの実現に向けては、最終的に、技術の互換性とか、データがちゃんと互換性を持っていくということも重要なんです。これは、企業を超えるだけでなく、国境を越えていくということも非常に重要だということふうに思っています。そういう意味で、標準化、国際標準化といったことが極めて重要になってくるんじゃないか。

私は、去年のドイツのハノーバーでのCEBITに参加した際も、やはり、このIoTの非常に激しい競争の中でも、戦略的な標準化づくりというのは非常に重要だと思いましたが、アメリカよりは日本に近いドイツと連携をしていくことも国際標準化づくりで重要だということに思いました。特に、ドイツはEUとつながっているわけでありますから、特に標準化をするに当たっては国の票数も多いわけでありまして、そういう意味で、ドイツともハノーバー宣言というのに署名をしてきました。このIoT、第四次産業革命の分野で日独が国際標準化の分野で連携をしていくということも決めさせていただいたわけであります。

特に、今回のJIS法改正ということに絞りますと、標準化の対象に、サービスですか、データですか、経営管理を加えたということ、そして、認定産業標準作成機関制度を導入することによって認定期間を一気に短縮をしたこと、このことによつて、全ての分野においてスピーディーに標準化を進めて、円滑に国際標準を獲得できるようなことになって、世界市場における優位性を確保するためのルール形成もやりやすくなるというふうに考えております。

いずれにしても、日本型のスタイルで、官民で連携をしながら国際標準化に取り組んで、国際競

争力の強化に努めてまいりたいと考えています。○浅野委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

本日の工業標準化法に対する議論のポイント

は、私なりに三つあると感じております。一つ目は、やはり、データ、サービス分野への拡大、この標準化対象を拡大する、そのためのしつかりとした基盤を整備する必要性があるということ。

二つ目は、標準化のスピードアップ、これを必ず達成していただきたい。そして、スピードアップだけではなく、グローバル標準に対応する、そういう広い視点での取組の必要性、これを感じます。

最後に、三つ目なんです。今大臣もおっしゃっていただきましたけれども、ルールメーカーだけが頑張ってはだめだと思ふんですね。ルールメーカーとプレーヤーが一緒になってこの標準化政策というのを前に進めていかなければ、ルールはつくったけれども、そこでプレーヤーをするプレーヤーがいなければ何もしないわけで、しつかり、連携というのが非常に大事になっていくんじゃないか、早期の社会実装の実現に向けてはですね、大きなポイントになると思ふので、ぜひ、そういう意識で国には引き続きこの取組の加速を求めていきたいと思ふので、よろしくお願ひいたします。

続いて、特許法の改正内容に移っていきいたいと思ふます。今回、特許法の改正によって変更となるポイントは、大きく二つあると認識しております。一つは、出願費用が変わるとのこと、もう一つは、インカメラ手続というふうに表現されていますけれども、特許紛争が起きた場合に、情報開示をするかどうか、それを内々に審査をする、そういう手続が創設されるという、この二つのポイントがあるというふうに理解しております。その議論に移る前に、やはり、日本の特許、知財分野が置かれている状況をしっかりと認識したい

と思ふます。

なので、初めに、知財活動分野における日本の状況、あるいは海外との比較、また、大企業と中小企業で出願傾向も違いますから、その国内、国外の状況、そして大企業、中小企業の状況、それぞれについて説明を求めます。

○宗像政府参考人 お答えいたします。二〇一六年の資料をお配りいただいておりますけれども、足元で確認できた範囲で少しアップデートして申し上げますと、二〇一七年、わかっているところで、日本は約三十二万件。アメリカは、二〇一六年のままですけれども、約六十一万件。欧州は、十六万が一つふえて、十七万件。韓国は二十一万件。中国は、百三十四から四万件ほどふえて、百三十八万件となっております。

日本、アメリカ、欧州、韓国の特許出願件数は、ほぼ横ばいで推移しておりますけれども、中国につきましては、二〇一二年から約二倍に増加しております。中国では、特許に加えて、商標の出願件数も急増しております。

国内からの特許出願件数に占める中小企業の割合は、二〇一七年時点で、これは二〇一六年とほとんど変わっておりませんけれども、一五・三%であります。二〇一一年の一〇・八%から見れば、毎年着実に増加をしていることが挙げられます。

ただ、海外における中小企業の出願割合は、アメリカは、二〇一五年時点ですけれども、二六%、ヨーロッパでは、二〇一六年時点ですけれども、二八%となっております。

○浅野委員 ありがとうございます。今御説明いただいたような国内の知財活動状況ですが、一言で言ってしまうと、世界に対して、急速に伸びる中国と、いつまでたっても差が縮まらない欧米を追いかけている状況がずっと続いているわけがあります。国内においても、中小企業の出願件数は大企業と比べると非常に少ない、そんな状況が続いているわけであります。そういう状況が踏まえると、今回、出願費用

を約半分にする、中小企業に対しては出願費用を半分にするというのは、非常に中小企業の知財活動活性化に対しては効果があるんじゃないかと思う一方、じゃ、果たしてそれが中小企業の皆さんが喜ぶほどの規模なんだろうかというところが、ちょっと確認をさせていただきたいところがあります。

本日お配りした図の九をごらんください。最後のページになります。

こちらは、日本弁理士会が実施したアンケート、少し昔の平成二十一年のものになりますけれども、特許出願をしたときの報酬総額、要するに、弁理士の方にお支払いするお金の総額のアンケートをとりました。平均値としては二十六万円ということになります。

今回の施策によって出願費用が半額になるということなんです、それによってこの二十六万円が幾らになるのか、この部分についてまず答弁を求めたいと思います。

○宗像政府参考人 まず国内出願で申しますと、十年間権利を維持する標準的なケースを仮定しますと、出願料、審査請求料、特許料十年分を合わせて、一件当たり約四十万円と考えております。今回の改正によりまして、これが中小企業については一律約二十万円、二十万円安くなるということになります。

これに加えて、今御指摘の弁理士費用が一件当たり約二十六万円としますと、全体としては、四十万二千六百六十六円、それが二十万円減るといって約三割減の負担減となります。

国際出願の方は、あわせると、今、国を決めずに、特許庁、WIPOに支払う出願関係手数料が二件二十万円から約十万円に減る。その後、中国とかアメリカとか、国ごとに違いますが、それだけでも、例えば、アメリカと中国に両方出すとすれば、アメリカで八十五万、中国で四十五万、合計百五十万かかるところを、約十万円、こちらは軽くなっております。

○浅野委員 ありがとうございます。

中小企業の方々にこのあたりの肌感覚をしっかりと認識をいただければ、この制度はしっかりと活用していただけない可能性があるんじゃないかと思えます。ですので、ぜひ周知活動に注力をお願いしたいというふうに思います。

時間がちよつとなくなつてまいりましたので、弁理士法の改正について、一問質問させていただきます。

今回、弁理士法の改正について、これまでもありましたように、弁理士の方々の業務範囲の拡大が行われる予定であります。

そこで、私が本日聞きたいのは、業務範囲が拡大するということは、それだけ求められるスキルがふえるということであると思えます。それに対して人材確保の対策というのが必要んじゃないかということ、あとは、先ほど、もともと相談はできましたという答弁がありました。アドバイスはなかつたわけですね。これまでアドバイスとしてやっていたものに対して対価を求めることになるということは、報酬体系をしっかりと見直していかなければいけないということになると思えます。それに対して政府の考え及び対応方針を伺いたいと思えます。

○宗像政府参考人 まず一点目の専門的知見の確保でございますけれども、まず、全ての弁理士の方々に、基礎知識として標準制度であるとか種類であるとか、標準の手続あるいはデータなどについても基本的な研修を受講していただきたいと考えております。

特に、意欲のある、専門分野として、自分の得意分野としていきたいという方については、特に、優位のある、どんな規格をつくれれば経営上得なのかといった、そういう実例であるとか、あるいは標準と知財を組み合わせた経営戦略の実例であるとか、そういうことをわかりやすく御紹介する研修メニューを、任意で受講いただけるようなメニューを充実させていきたいと思っております。

で、それから、規格協会も標準化の専門家としての資格を持っておりまして、これを弁理士の方々に取得いただくように促していきたいと思っております。

それから、弁理士の対価についてでありますけれども、御指摘のように、特許の出願を前提とした一件当たり幾らという料金体系ではアドバイスに対する対価が得られにくいという議論がございますので、産権審の知財分科会の弁理士制度小委員会でも議論いたしました。出願一件当たり幾らではなくて、一時間当たり幾らというタイムチャージ、あるいは一定期間の報酬をあらかじめ定める顧問料など、コンサルティング業務の質を高めるインセンティブがきちんと働くような料金体系のあり方というものを検討すべきだという結論をいただいております。

弁理士の料金はお客様との契約で個別に決められるものでありますけれども、この報告書も受けまして、今後、弁理士会等において具体的な検討が行われるように促していきたいと思えます。

○浅野委員 時間が参りました。この法律案、やはりスピード感、そして現場に寄り添う姿勢、また不断の見直し、これを最後にお願ひして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○福津委員長 この際、暫時休憩いたします。午前十一時五十六分休憩。

午後二時三十八分開議

○福津委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。まず冒頭ですが、さきの生産性向上特措法案の審議で、EUの一般データ保護規則に規定されている忘れられる権利、データポータビリティ権、それからプロファイリングへの異議申立て権という三つの重要な権利が我が国の個人情報保護

法で明文規定されているか確認を求めました。

個人情報保護委員会は、答弁として、全く同一の規律ではないが同様の趣旨に沿った規定があると述べました。

そこで、後ほど資料を求めたところ、忘れられる権利は個人情報保護法三十条一項と十九条、データポータビリティ権は二十八条、プロファイリングへの異議申立て権は十八条と三十条一項だという回答がありました。

そこで、個人情報保護委員会に伺います。EUの忘れられる権利と同趣旨とした三十条一項の消去請求を行えるのは、保有個人データの内容が事実でないとき、あるいは、当該データが同法に違反して取り扱われて、又は取得されたときに限定される、限られるということではないんでしょうか。その点、確認を求めたいと思えます。

○福浦政府参考人 お答えいたします。議員御指摘の利用停止については個人情報保護法第三十条で規定されておりました、条文としまして、本人は、個人情報取扱事業者に対して、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているとき又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去を請求することができるというような条項になっております。

○笠井委員 まさにそのとおりだということでは、EUでは、オプトイン、あらかじめ本人同意が必要な制度で、一旦は同意したけれども撤回する場合、個人データが不法に処理された場合だけでなく、その収集目的に照らしてもは必要ない場合にも消去請求権を認めるものでありまして、趣旨は違うということだと思っております。EUのデータポータビリティ権と同じ趣旨だとした二十八条についても、これは開示請求権にすぎないということでもあります。

では、もう一点伺いますけれども、プロファイリング、人物像を描き出すということについて

主な質疑内容

【省エネ法：①企業連携による省エネ評価の創設】

1. 公正な省エネ評価を求める

企業同士が複雑に連携し合いながら省エネの取り組みを進めていくことが想定される中、省エネ化した分を分配して評価できるような制度にしたとき、適正にその評価ができるかが懸念される。公正な省エネ評価を求める。

【省エネ法：②「荷主」の定義見直しと「準荷主」の位置づけ】

2. 業界の変化に応じた、制度の見直しを求める

インターネット上での取引量が急速な勢いで増大していく中、今回の法案には盛り込まれていないものの、今後のインターネット上のシヨップピングモールやオークションの普及、拡大を受け、どのように対処していくのか見解を求める。



政府に見解を求める、浅野議員

【省エネ法：③生産性向上特措法と省エネ法の連携について】

3. 両制度を連携させ、事業者にとって使いやすい制度へ

新しい設備投資と省エネ化を同時に進めていくためにも、それぞれの制度を独立的に運用させるのではなく、ぜひ連携させた運用を求める。

回答

1. 連携省エネルギー計画は、事業者間での省エネ量の分配方法が国の定める指針に照らして適切な場合に認定されるものであり、毎年の定期報告によって確認を行っていく。

2. ネット通販業界において、今後、取引形態の多様化といったものが予想される中、業界の変化や省エネの進捗状況を踏まえながら必要な対応を検討していく。

3. 極めて真つ当なご指摘である。今回の省エネ法の改正法の運用に当たっては、データを利用する連携省エネ取り組みの認定案件の参加者に対して、生産性向上特措法の活用を促すなど、両法の連携を必要に応じて考えていきたい。



世耕経済産業大臣

衆議院 第九十六回国会 經濟産業委員会 會議録 第十二号

平成三十年五月十八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 稲津 久君

理事 城内 実君 理事 平 将明君

理事 辻 清人君 理事 富樫 博之君

理事 松本 洋平君 理事 落合 貴之君

理事 浅野 哲君 理事 富田 茂之君

理事 穴見 陽一君 理事 石川 昭政君

上杉謙太郎君 上野 宏史君

小田原 潔君 尾身 朝子君

大串 正樹君 大見 正君

岡下 昌平君 勝俣 孝明君

神山 佐市君 神田 裕君

小林 鷹之君 佐藤ゆかり君

白須賀貴樹君 田畑 毅君

谷川 とむ君 穂坂 泰君

星野 剛士君 牧島かれん君

三原 朝彦君 八木 哲也君

中谷 一馬君 松平 浩一君

山崎 誠君 吉良 州司君

芥木 武志君 山岡 達丸君

國重 徹君 田嶋 要君

笠井 亮君 森 夏枝君

菊田真紀子君

經濟産業大臣 世耕 弘成君

經濟産業大臣政務官 大串 正樹君

政府参考人(文部科学省大臣官房審議 増子 宏君)

政府参考人(經濟産業省大臣官房審議 岸本 道弘君)

政府参考人(經濟産業省大臣官房審議 及川 洋君)

政府参考人(資源エネルギー庁長官) 日下部 聡君

政府参考人(資源エネルギー庁次長) 保坂 伸君

政府参考人(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 高科 淳君

政府参考人(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君

政府参考人(国土交通省大臣官房審議 眞鍋 純君)

政府参考人(国土交通省大臣官房技術 官武 宜史君)

政府参考人(国土交通省大臣官房技術 審議官) 浅輪 宇充君

政府参考人(国土交通省総合政策局次長) 松本 年弘君

政府参考人(環境省地球環境局長) 森下 哲君

政府参考人(原子力規制庁長官官房審議 官) 青木 昌浩君

政府参考人(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事) 伊藤 肇君

政府参考人(経済産業委員会専門員 佐野圭子子君)

委員の異動 五月十八日

辞任 國場幸之助君 補欠選任 上杉謙太郎君

佐々木 紀君 白須賀貴樹君

谷畑 孝君 森 夏枝君

同日 辞任 補欠選任

同日 補欠選任

上杉謙太郎君 國場幸之助君

白須賀貴樹君 谷川 とむ君

森 夏枝君 谷畑 孝君

同日 補欠選任 小田原 潔君

眞鍋純君、国土交通省大臣官房技術審議官官武宜史君、国土交通省大臣官房技術参事官浅輪宇充君、国土交通省総合政策局長松本年弘君、環境省地球環境局長森下哲君及び原子力規制庁長官官房審議官青木昌浩君の出席を求め、説明を聴取いたしました。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲津委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○稲津委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。八木哲也君。

○八木委員 改めて、おはようございます。ただいま御指名いただきました自民党の八木哲也でございます。

私の地元は自動車産業が発達している愛知県豊田市でございます。中小企業を含め、大企業、たくさんあるわけでございまして、そういう中においても、エネルギーの問題は大きな問題でございます。そういう現場からの声を拾いながら質問にいたしたい、こういうふうにおっしゃるわけでございまして。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案、すなわち省エネ法、この省エネ法を改定するに当たっての背景といたしまして、エネルギーミックスの実現をどういうふうにしていかなければいけないのかというところをまず確認して質問に入りたい、こういうふうにおっしゃるわけでございまして。

実は、このエネルギーミックスにおける最終エネルギーの需要ということを考えますと、二〇一三年をベースにして、そのときの原油換算で三億六千百万キロワット、これをベースにして、二〇三〇年、それまでに経済成長を一・七にする、

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事伊藤肇君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として文部科学省大臣官房審議官増子宏君、経済産業省大臣官房審議官岸本道弘君、経済産業省大臣官房審議官及川洋君、資源エネルギー庁長官日下部聡君、資源エネルギー庁次長保坂伸君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長高科淳君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君、国土交通省大臣官房審議官

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

同日 補欠選任

にも来ていただいておりますので、今機構側がおつしやられた手順、ナトリウムが、ヒューマンエラーやデバイスの故障が起きても爆発、発火は起きないということだったんですけれども、規制庁もそのように廃炉の安全性を評価されているのでしょうか。

○青木政府参考人 お答えいたします。

原子力規制委員会としましては、「もんじゅ」の廃止措置計画、こちらを審査して、ことしの三月に認可を行いました。その審査におきまして、まず、放射線の影響からの安全性ということで、燃料体取扱い中の燃料体一体の落下によって、放射性物質であります希ガスや沃素が放出される事故を想定しまして、敷地境界外の公衆への影響が小さいことを確認しております。

その上で、核燃料物質を取り扱う設備の一つであります燃料洗浄設備についての先生からの御質問でございますけれども、まず、そもそも燃料体に残留付着しておりますナトリウムの量、こちらが、原子力機構の過去の実績から基づく想定する量が小さいこと、そもそも反応するナトリウムの量が小さいこと、それともう一つは、先ほどから指摘されておりますように、そもそも作業がアルゴンガスの雰囲気で行われる、この二つを考えると、沃素の燃焼といった可能性は小さいと考えております。

いずれにしても、機器の故障やヒューマンエラーの発生を低減して、燃料取り出しを安全かつ着実に進めることは事業者の責任でありますし、原子力規制委員会としても、現在までも、もんじゅ廃止措置安全監視チームにおきまして、設備の点検、運転員の訓練ですか、こういったものがしっかりと行われていることを確認しておりますので、こういった監視を続けてまいります。

○青木委員 審議官に重ねてお伺いしたいんですが、今、小さいとおっしゃいましたね。沃素が燃焼する可能性は小さいということなんです。起り得るということなんですか、化学的に。

○青木政府参考人 お答えいたします。

先ほどから福島第一原子力発電所の教訓という話がありましたけれども、規制当局としましては、絶対安全とか、リスクはゼロということは考えておりません。当然、そういった措置をとったことよって、もちろん、アルゴンガスが充填されるという状態が確保されているのであれば、これは化学的に起きません。ただし、それが何らかの要因によって可燃性のものに置きかわるといふことはありますので、そういうことも考えれば、私は、リスクはゼロとは言えないということ。可能性は小さいということで説明させていただきます。

○青木委員 ということは、やはりアルゴンガス、要するに、空気に触れないようにして、酸素、O₂がない状態で洗浄が始まり、終了する、これが重要だということですね。アルゴンガスがキーであると。

○青木政府参考人 お答えいたします。

アルゴンガスというのももちろん、不活性にするということも大事ですけれども、まずはナトリウムの量が十分少ないものであること、さらに、使われる水が水蒸気のように空気とまじることによって希釈されて反応を徐々にするものであること、こういったものが、一つ一つが行われることが大事だと考えております。

○青木委員 ありがとうございます。

やはり地元としては、ともかく安全に廃炉をしてほしいというのが最大にして唯一のというか、皆さんの願いです。

きのう更田委員長にもお聞きしましたが、何に着眼して「もんじゅ」の視察を行うのかという点がありましたけれども、やはり液体ナトリウムが充填されている炉心ですので、水と違って中は見えませんね。だから、そのどこにどういった燃料があるのか、しっかりと取り出せるのか、こういった論点も水と違います。液体ナトリウムの炉というのは、やはりそういった特殊な形状、性質がありますので、そういったところもぜひ注意をして

いただいて、しっかりとまず炉心からの、第一段階、取り出し、洗浄、これがしっかりと行われるように、規制庁としてもよく手順を検証していただきたいというふうに思います。

残余の質問につきましては、また次回以降に繰延べさせていただきますと思いますので、きょうはこの段階で終わります。

○稲津委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本日は二十五分という時間ですので、早速質問に入りたくはありますが、まず冒頭、ちよつと通告はしてありませんが、先ほどの本会議で採決が行われました環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について一言申し上げさせていただきます。ありがとうございます。まず大臣に簡単な質問をさせていただきます。

今回のTPP協定、農林水産分野のみならず、幅広い分野に影響のある、与える可能性のある協定だということに認識をしておりますけれども、今回の採決を受けて、今後に向けた大臣の所見と申しますか、現段階での認識をお聞かせいただければと思います。

○世耕国務大臣 TPPがきょう衆議院で可決をされたということは、歓迎すべきことだということに思っています。

保護主義の動きが世界的に強まる中で、やはりTPP11が、アメリカが離脱を表明したにもかかわらず、残りの十一カ国が気持ちに合わせて合意に持っていく、そしてまた、きょう衆議院でも御了解いただいたということは、非常に有意義なことだということに思っています。

経産大臣として申し上げられることは、今回のTPP11が特に日本の中小企業にとって大きく海外へ羽ばたくチャンスになるように、今、新輸出コンソーシアムなどを形成しておりますので、そ

ういったものを使いながら、中小企業でもアジア各国に進出ができる、そういう大きなチャンスにしていかねばいけないというふうに考えております。

○浅野委員 今大臣もおっしゃっていただきましたけれども、本当に中小企業の皆さんを始め、国内の多くの産業を営まれている方々が影響を受ける可能性のある重要な法案でありました。

今回、その議論の時間の不足というのを野党側からは主張をさせていただいておりますけれども、やはり国民の皆さんが安心をして、そして国の決定を信頼してこれから産業活動に全身全霊を込めていける、そんな環境を我々はつくつていかなければいけないというふうに思っております。

ぜひ、今回、審議時間が不十分であるということとは我々主張をさせていただきましたけれども、十分な審議時間を今後の全ての法案に対しても確保した上で真摯な議論をしていただきたいということとを申し上げます。質問に入りたいと思っております。

では、今回、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案に対して質問をさせていただきます。

まず冒頭なんです、本日お配りした資料をごらんいただきたいと思っております。

一枚目の図には、現在の国内の最終エネルギー消費の内訳と、その年間推移というのをまとめております。四つの分類がありまして、運輸部門と家庭部門、そして業務部門、産業部門ということでありまして、今回、この法案が対象としているのは主に運輸部門と産業部門ということで、この部分について本日は注目をしながら議論をさせていただきます。

まず、今申し上げた運輸と産業部門の二つの部門のエネルギー消費の推移の状況を受けて、今回、この二つの部門に対する省エネルギー化を進めていきたいという法律案の中身であります。それぞれの部門を別々に推移を見たものが二ページ目と三ページ目に記載しております。

産業部門については、これは一九七五年から継続的に推移をモニタリーしていきすけれども、東日本大震災あたりから微減傾向になっております。また、運輸部門についても、二〇〇〇年前後からはありますが、主に自動車の燃費性能の改善やハイブリッド自動車の普及、またEV自動車等の普及などの効果によりまして、年々最終エネルギー消費量が低減しているという状況が見てとれると思います。

そこで、質問なんですけれども、もともとここ数年エネルギー消費が低減している状況において、今回のこの法案の必要性が一体どこにあるのかというところをお答えいただきたいと思っております。

○世耕国務大臣 今御指摘のとおり、日本の産業部門、また運輸部門のエネルギー消費は、二〇三〇年度の長期エネルギー需給見通しを策定した二〇一三年度以降、減少しているわけでありましてけれども、この要因としては、まず一つは、長期エネルギー需給見通しが成長を前提としているにもかかわらず、産業部門に関しては、鉄鋼業などのエネルギー多消費産業の生産がこの間伸びていないということ、もう一点は、今もお話が少しありましたが、運輸部門については、これは長期エネルギー需給見通しでも織り込んでありますけれども、自動車の燃費改善などが着実に進んでいること、こういったことが主要因になってくるのかなというふうに思います。

ただ、一方で、経済成長を前提とする二〇三〇年度の長期エネルギー需給見通しを達成するには、二〇三〇年度までに、石油危機後の二十一年間に相当するエネルギー消費効率の改善、すなわち三五%の改善を着実に進めることが重要であります。そのために必要な省エネ対策の進捗に関しては、産業部門については、LEDの導入、普及は非常に進んでいるんですけども、モーターやヒートポンプ、エネルギーマネジメントシステムなどの省エネ設備投資の進捗、そして、運輸部門

については、乗用車はハイブリッドなどの効果で燃費改善が進んでいる一方で、旅客分野に比べてやはり貨物分野の交通流対策などの進捗にそれぞれ課題があるというふうに思っています。

今回の改正案によって、その課題の部分にスポットライトを当てて、産業部門については、従来の個社単位に加えて、企業連携も促進して省エネ設備投資を加速するとともに、貨物輸送分野については、ネット通販に係る増エネ懸念に対応するなどとしているわけでありまして。

○浅野委員 ありがとうございます。今回のこの法案の必要性については今御説明をいただきましたけれども、その中身について、私としても同じ認識を持っておりまして。

ただ、一つ懸念しておりますのは、もともと総エネルギー消費というのは減少傾向にある中で、今言っていたような分野でのさらなる省エネの推進というのを進める、その基本的な方向性はいいと思っておりますけれども、今回の施策によつてどの程度の効果が見通せるのか、定量的な評価というのがぜひ知りたいところであります。ですので、次の質問は、この施策によつて、産業部門そして輸送部門におけるエネルギー消費量の削減の見通しについて、答弁を求めます。

○高科政府参考人 お答えいたします。二〇三〇年度の長期エネルギー需給見通しにおきましては、徹底した省エネによりまして、原油換算で五千三百万キロワットのエネルギー需要の削減を見込んでいるところでございます。その一定の仮定のもとで試算いたしますと、法改正による省エネ効果の合計は、二〇三〇年度までに原油換算で約二百五十万キロワットでございます。

具体的には、産業部門におきまして、複数の事業者が連携する省エネ取組を認定し、各事業者の省エネ法上の評価の適正化を図るとともに、税制措置等で支援することによつて約百四十五万キロワット、運輸部門におきましては、荷主の定義を見直しまして、ネット小売業者に省エネ取組

を求め、再配達の削減を含めた小口輸送の効率化を進めることで約十萬キロワット、それから、貨物の荷受け側等を準荷主と位置づけて、荷主の省エネ取組への協力を求めることで約七十五万キロワット、それから、運輸部門におきまして、複数の事業者が連携する省エネ取組、それを認定することによりまして約二十万キロワットといった省エネ効果をそれぞれ見込んでいるところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。今御回答いただいた内容を少し復唱させていただきますと、産業部門では事業者間の連携などによつて百四十五万キロワット、そして輸送分野では合計百五十万キロワットでよかつたんでしょうかね、十と七十五と二十ということ。

そうしたときに、先ほどお配りをした図二と図三を見ていただきたいと思っております。この図二は、産業部門の最終エネルギー消費の量をあらわしておりまして、縦軸を見ていただくと、原油換算で百万キロワットというのが縦軸の単位であります。今もお答えいただいた、推定される効果として百四十五万キロワットでした。ということは、この縦のグラフの軸の見方でいいますと、これは百万キロワット単位ですから、一・四五目盛り分だけ、一・四五分だけ動くということになります。

今、産業部門全体のエネルギー消費量がおおよそ、これだと百六十掛ける百万ですので、一億六千万になるんでしょうか、非常に、効果としては極めて小さいのではないかと見方もできるわけですが、ちよつとその部分について懸念しております。

経産省の方でも、ぜひこの効果の見通しの量に對して、今の全体の使用量に對してどれぐらいの削減の幅があるのかというところを十分に御検討いただいて、今回の省エネ法案の改正をスタートラインにして、今後、より一層省エネの取組を加速化できるような検討をぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。法案の中身について、今回、主なポイントといましては、複数の事業者間が連携をして事業所の省エネルギー化を進めたり、あるいは荷主の輸送方法の合理化を進めて省エネルギー化を進めるといった中身だということに認識をしております。

私が今これからお聞きしたいのは、主に産業の事業者同士が連携をして省エネを進める場合のケースについてお聞きをしたいと思っておりますが、今回、法案の説明をいただいたときに、メーカーAとメーカーBがあつて、メーカーAの方の工程を一つ潰してメーカーBの方に集約をする、それによつて省エネ化を進めるといった場合が想定されるような説明をいただきました。

ただ、今既に世の中、産業界というのは、必ずしも製造行為を一對一、特定の企業とだけつき合いながらやっているわけではございません。例えば半導体製造産業を例に挙げたときに、昔は少量の品種を大量に生産して販売をしていました。ただ、最近では多品種を少量ずつ生産して販売するようになり、ビジネス形態が変わつております。とすると、取引をする相手の企業の数が非常にふえてきているという現状がある中で、今回のような、複数の事業者間で省エネ化した分を分配して評価をできるような制度にしたというときに、適正にその評価ができるのかという懸念があります。

非常に企業同士が複雑に連携をしながら省エネの取組を進めていくことが想定される中で、いかに公正な省エネの評価をしていくのか、この部分に對する課題認識と對策についてお伺いをいたします。

○高科政府参考人 お答えいたします。企業の数が二であるか、複数であるか、それ以上であるかということにかかわらず、その考え方に對しては、御説明させていただければと思っておりますけれども、連携省エネルギー計画は、その取組の目標、内容、実施期間、それから連携に参加する事業者間で省エネ量の分配方法が、国の定め

る指針に照らして適切な場合に認定されるものである。

その際、具体的には、その認定を受けようとする事業者から、まず一つ目は、集約される設備側におきまして、集約前後のエネルギー使用量、集約後の生産量、その集約後の生産量のうち、設備を廃止した事業者が引き受ける割合、それから、廃止される設備側におきまして、廃止前のエネルギー使用量、これを申請していただくことによりまして、設備を集約する事業者と設備を廃止した事業者の連携による省エネの総量が算定できるため、省エネ量の分配が適正であることを評価することは可能になると考えております。

それからまた、それぞれの事業者が連携省エネルギー計画における分配方法に従っているかどうかについては、毎年の定期報告によって確認を行うこととしたいと考えております。

こうしたことによつて、連携に参加する事業者の省エネ量を適切に評価して、連携省エネ取組を促進してまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。
続いての質問に移りたいと思いますが、今回の省エネ、特に荷主の定義の見直しの部分についてお伺いをしたいと思います。

今回、インターネット通信販売のような業態の普及に伴つて、インターネットで物を販売しているような業者の皆さんも、実質的に輸送方法を決定しているような業者であれば荷主というふううに定義をするという見直しがありました。

ただ、その一方で、インターネット上の取引をする環境だけを提供している業者に対しては、その対象からは外しているということであり、その部分について質問したいと思いますが、今、御存じのように、インターネット上の通信販売が急速な勢いで普及をしております。これからの取引量というのは継続的に増大をしていくだろうというふうに見受けられておりますし、こ

れまでのように、例えば、インターネット上の特定の店舗から個人が購入する場合だけでなく、個人から個人に、いわゆるフリーマーケットであったり個人のオークションのような、従来からありますけれども、こういった業態がどんどん普及していき、拡大していく可能性もあると思っております。そういった場合に、こういう環境を提供している事業者に対して、何の協力もしないのかと言われると、それは、私としては、ぜひこういう省エネの取組に対しても一定程度の協力をいただくべきなのではないかというふうな思っております。

そこで、質問ですが、今回の法案には盛り込まれていないものの、今後のインターネット上のショッピングモールやオークションの普及拡大を受けて、この省エネ法案の中身についてどのように対応していくおつもりなのか、見解を求めます。

○高科政府参考人 お答えいたします。
先ほど委員から御指摘ありましたように、今回の改正法案におきましては、モール事業者は、一般的には、貨物輸送事業者との契約がないために、輸送の方法等を決定していないために、規制の対象外としております。

また、個人対個人のような取引ですけれども、これにつきましては、事業者を規制対象といたします。荷主規制の範囲外ということになってございます。

ただ、御指摘ありましたように、ネット通販業界におきまして、今後、取引形態の多様化といったものが予想される中で、業界の変化ですとか省エネの進捗状況、そういったものを踏まえながら、必要な状況ということになれば、また対応を検討してまいりたいと考えてございます。
○浅野委員 ありがとうございます。
対応を検討していきたいということですので、よく市場の状況を経済産業省としても見ていただいて、かなりの勢いで今取引量が拡大しておりますし、流通の仕方も多種多様化しているという

現実がありますので、これから集約をしにくい環境にどんどんどんどん行くと思うんですね。でするので、よく市場を見ていただいて、それにふさわしい制度の見直しというのを今後とも議論させていただきたいと思っております。

それでは、次に移りたいと思いますが、次に、少し提案をさせていただきたいと思っております。今回、企業同士の連携による省エネルギーの取組というのをどんどん推進していこうということになりますけれども、更にそれを普及させていくための提案を一つさせていただきたいと思っております。

その前に、ちよつと二、三、確認をさせていただきたいことがございます。

まず、今回、連携省エネルギー化というものがありますけれども、この連携というものの定義なんですけれども、物理的な手段の集約あるいは統合というものは今回この連携の範囲内に含まれているという認識を持っておりますが、仮想的な、具体的に言いますと、デジタル技術あるいはIoT技術を駆使した上での仮想的な集約あるいは仮想的な統合というのは、この連携という範囲に含まれるのでしょうか。

○高科政府参考人 おっしゃる通りに、物理的な集約はもちろん入りますけれども、例えば、サブライチエーションの上と下の関係にある事業者さんが共同で需要の予測のシステムみたいなものを購入するということのような場合にも、今回の連携の対象になると考えてございます。

続いて、大臣の方に午前中のやりとりの中身を少し確認をさせていただきたいんですが、午前中に、八木委員の質問に対して、大臣は、新しいものを入ればそれは省エネ性能もいはずだというふうな御見解をおっしゃってございました。また、国重委員の質問に対する答弁の中でも、ものづくり補助金やIT補助金は必ず省エネ効果が出てくるはずだ、そんな御見解を示されたというふうには記憶しておりますが、この認識はお持ち

でしようか。
○世耕国務大臣 認識と言うまでもなく、割と常識的な感覚ではないかなというふうな思っていますけれども。

○浅野委員 ありがとうございます。
今確認させていただいた二点なんですが、仮想空間上での集約、統合というの、全てではないけれども、先ほどおっしゃっていただいたような事例であれば連携という言葉の中に入ってくる。また、大臣も、新しい設備の導入、あるいは、ものづくり補助金、IT補助金によって入れたそういう設備であれば省エネ効果上がるだろうという認識をお持ちであるということであります。

今回、私が気にしておりますのは、今回審議している省エネ法で計画認定を受けた場合に受けられる税制優遇と、先般この委員会でも議論をさせていただいた生産性革命法の認定を受けた場合に受けられる税制優遇というのは、別の制度として運用がされているということであります。

ただ、どちらも、今お話の中にある生産性革命法の方では、IT設備投資に対して生産性を高めるということで税制優遇を受けられるような支援制度が創設をされましたが、IT導入をすることで、例えば、きょうお配りした資料の図の五を見ていただきたいんですけれども、図の五を見ていただくと、左側の例二、「データ連携」ということで生産性を高めるような、こういう設備投資をした場合に税制優遇が受けられるというものであります。例えばこれなんかは、まさに省エネ法で言っている事業者間の連携省エネルギー化の対象になるのじゃないかと思うんですね。

ですので、ぜひ検討をお願いしたいのは、この省エネ法案の中で計画認定を受けた場合に、生産性革命法の方の支援制度を受ける、これをぜひリンクさせて運用していただきたい。例えばですが、加算対象にするとか、新しい設備投資と省エネ化を同時に進めていくためにも、それぞれの制

度を独立的に運用させるのではなく、ぜひ連携させて運用させていただきたい。

これは提案であります、ぜひ、これに対して大臣の御見解を伺えればと思います。

○世耕国務大臣 極めて真つ当な御指摘だと思いません。

例えば、メーカーと販売店でデータをリンクさせて需要に応じて生産をきちつとやってみると、そのことによって、在庫を持たないようにして、倉庫代とか倉庫にかかる電気代とか、そういうのを抑えていって省エネをやるという取組、これはまさにデータを利用した連携省エネになるわけですが、これは同時に、御指摘の生産性向上特別措置法の革新的データ産業活用計画の認定と支援措置の適用によって、さらなる取組、発展ができるのではないかと考えています。

今回のこの省エネ法の改正法の運用に当たっては、データを利用する連携省エネ取組の認定案件の参加事業者に対して、生産性向上特措法の活用をしっかりと促すなど、両法の連携を必要に応じて考えていきたいと考えております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いします。

事業者の皆さんからしてみたら、全ての法律を理解されて使いこなせるというわけではありませぬ。ぜひ、国の方から、事業者の方にとって使いやすい制度運用をお願いしたいと思います。

終わります。

○稲津委員長 次に、山岡達丸君。

○山岡委員 御質問の機会をいただきました、ありがとうございます。山岡達丸と申します。

省エネということが、今回、法案の審議でございます。

省エネということ、私たちの暮らしも含めて、今大臣もクールビズの御格好をされておられますけれども、ちなみに、北海道は、一般には六月一日から北海道庁も始まりました、少しづれてはおるんですけれども、きょうは気温が二十八度ということで、大変五月にもかかわらず暑いという日であります。

非常に暑い中ではありますけれども、大臣はきょうもまた御質疑に精力を注がれていること、そのことに敬意を表させていただきながら、質問に移らせていただきたいと思います。

あわせて、気温のことで申し上げれば、北海道、特に私が活動している胆振と日高のエリアは、今、雨が降っていることもあるんですけども、七度ということだそうでございます。五月で二十八度の地域もあれば七度の地域もありまして、本当に全国、委員長も北海道でございますから恐らく近い気温かもしれませんけれども、本当にこれから北海道はいい季節になってきますので、委員の皆様におかれまして、暑くなられたら北海道ということもまた御紹介させていただきながら、今回は省エネの議論に入らせていただきたいと思っております。

省エネというところで、法案の中身の話からちょっと、広い意味でまず一点、この法案の自身の前に大臣に伺いたいことがございます。自動車の、ガソリン車からハイブリッド車、今こういうふうには日本は、技術をそうした方向に導きながら、メーカーはそれぞれ頑張っておられるわけでありまして、この自動車をめぐる動きの中で、フランスで、昨年七月六日に、二〇四〇年にガソリン、ディーゼル車を販売禁止にするという方針を発表されて、イギリスも、昨年の七月の、同じ月ですね、二十六日に同じ内容を発表されました。

この中で、日本の自動車メーカー、特に電力とガソリンを同時に使うハイブリッド車というのは、その中でどういう位置づけになるかというのが非常に不明確な、去年の七月の状況ではあったんですけども、ただ、最近、報道によれば、この五月になって、イギリスのエネルギー省の大臣が、このハイブリッド車を更に飛び越えて、プラグインハイブリッド、電気を使って走らせるハイブリッド車についてのことと言及した上で、しかもこれを、八十キロは電力で走る車じゃないと販売をするべきじゃない、そうした趣

旨の発言をされたという報道もございました。

これはまだ政府内の議論のようでありまして、政府内でもいろいろ議論はあるようでありまして、けれども、ただ、プラグインハイブリッドの話までもう二〇四〇年に行くことになれば、これまで不明確だった、通常のハイブリッド車については販売禁止になるんじゃないかというふうなおそれといえますか見通しというのか、そうしたことも非常に示唆されるような中身でもございまして。

あわせて、オランダの一部銀行の予測では、二〇三五年ごろにはEVでは全て電気自動車化するんじゃないかと、そうしたさまざまな観測が飛び交っておるわけでありまして。

世耕大臣は、EVのこれからの情勢も含めて、二十二年後ということでありまして、先々のことの中で、技術革新の中で日本はちゃんとそれはクリアできるという考えの中で今自動車の位置づけを考えたいと考えておられるか、それとも、非常に危機的な、そうした考えを持たねばならないか。このEVの、今、幾つかの国のこうしたハイブリッド車、ディーゼル車の二〇四〇年の販売停止をしようという動きについて大臣はどのようにお考えか、伺わせてください。

○世耕国務大臣 イギリス、フランス、それぞれの政府から、ガソリン車について販売禁止の方針の発表があったということ、これは事実でありますけれども、これは、どうやって二〇四〇年までにガソリン車販売禁止に持っていくのかという、その道筋ははっきり言って明らかではありません。

また、先日、報道で、イギリス政府が二〇四〇年までにハイブリッド車も販売を規制していくという報道もありましたけれども、これも、イギリス政府の正式発表ではなくて、関係の間でも賛否いろいろ議論もあるというふう聞いています。いずれにしても、間違いない、EVを含めて世界的に電動化が進んでいくことは確かだと思えますが、いきなりEVだけになるのかどうかという

うのは、私はやや疑問を持っています。私も、先日、テスラを持っている友人が家族で高速道路でドライブに出かけて、充電がなくなってきたので充電しようと思つて、ちゃんと地図でどのサービスエリアに充電ステーションがあるというのがわかるので、そこへ入って、さあ充電しようと思つたら、前に二台並んでいて、それで一時間待ちです。こういふ、やはり充電に時間がかかるのか、充電ステーションをどう充実させるのかとか、いろいろ問題があるわけでありまして、やはり現実を考えると、ハイブリッド車、あるいは更にそこから進んだプラグインハイブリッド車が、CO₂排出量を削減していく上で、やはり現実問題としては大きな役割を果たしていくのではないかと、いふふうに思っています。

ただ、日本もやはりフルラインナップはしっかりそろえていく。EVを欲しい人にはEVもしっかりとラインナップとして用意をする。しかし、何か特定の技術に一本足打法で依存するのではなくて、どんな状況が起こっても日本の自動車産業は常にメニューが全部そろっていて、また、本当にもうこれだけになりますよということになれば、それにさつと対応できるという体制を組んでおくことが重要ではないかというふうに思っています。

そういう問題意識も含めて、ことしの四月、私自身が主宰する形で、有識者また自動車メーカーのトップが集まってもらつて、日本としての戦略を検討する自動車新時代戦略会議をスタートさせたところでもあります。会議の中でも、真の意味で世界の問題を解決する自動車産業としての取組は何なのかということ議論を始めていただいております。いずれその結果はしっかりと世界に発信をしていきたいと思っております。

○山岡委員 御答弁ありがとうございます。大臣からお話ありましたとおり、EVというのは、そもそもその電源をどうするのかとか、充電の時間も今お話ししましたし、技術的なことも

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第二十号

平成三十年五月十八日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 高鳥 修一君
理事 後藤 茂之君
理事 橋本 岳君
理事 渡辺 孝一君
理事 岡本 充功君
理事 赤澤 亮正君
理事 穴見 陽一君
理事 井野 俊郎君
理事 大西 英男君
理事 木村 弥生君
理事 小泉進次郎君
理事 後藤田正純君
理事 塩崎 恭久君
理事 白須賀實樹君
理事 高橋ひなこ君
理事 船橋 利実君
理事 山田 美樹君
理事 尾辻かな子君
理事 初鹿 明博君
理事 大西 健介君
理事 山井 和則君
理事 伊佐 進一君
理事 高橋千鶴子君
理事 柿沢 未途君

議員 西村智奈美君
議員 岡本 充功君
議員 浅野 哲君
議員 加藤 勝信君
議員 牧原 秀樹君
議員 小倉 將信君
議員 田畑 裕明君
厚生労働大臣 西村智奈美君
厚生労働副大臣 加藤 勝信君
総務大臣政務官 小倉 將信君
厚生労働大臣政務官 田畑 裕明君

政府参考人 原 邦彰君
(内閣官房内閣審議官)
政府参考人 金子 修君
(法務省大臣官房政策立案 総括審議官)
政府参考人 武田 俊彦君
(厚生労働省医政局長)
政府参考人 山越 敬一君
(厚生労働省労働基準局長)
政府参考人 田中 誠二君
(厚生労働省労働基準局安 全衛生部長)
政府参考人 小川 誠君
(厚生労働省職業安定局長)
政府参考人 宮川 晃君
(厚生労働省雇用環境・均 等局長)
政府参考人 藤澤 勝博君
(厚生労働省政策統括官)
厚生労働委員会専門員 中村 実君

委員の異動
五月十七日
補欠選任
足立 康史君 浦野 靖人君
同日
補欠選任
浦野 靖人君 足立 康史君
五月十八日
補欠選任
三ツ林裕巳君 大西 英男君
同日
補欠選任
浦野 靖人君 足立 康史君

五月十七日
高度プロフェッショナル制度の創設に反対しよ

り厳格な時間外労働の上限規制を求めることに 関する陳情書(新潟市中央区学校町通一番町一 小泉一樹)(第一二二二号)
高度プロフェッショナル制度を創設するいわゆ る働き方改革法案の廃案を求めることに関する 陳情書(仙台市青葉区一番町二の九の一八 及 川雄介)(第一二三号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
働き方改革を推進するための関係法律の整備に 関する法律案(内閣提出第六三三号)
労働基準法等の一部を改正する法律案(西村智 奈美君外二名提出、衆法第一七号)
雇用対策法の一部を改正する法律案(岡本充功 君外四名提出、衆法第一四号)
労働基準法の一部を改正する法律案(岡本充功 君外四名提出、衆法第一五号)
労働契約法の一部を改正する法律案(岡本充功 君外四名提出、衆法第一六号)

○高鳥委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、働き方改革を推進するための関係法 律の整備に関する法律案、西村智奈美君外二名提 出、労働基準法等の一部を改正する法律案、岡本 充功君外四名提出、雇用対策法の一部を改正する 法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び 労働契約法の一部を改正する法律案の各案を一括 して議題といたします。
この際、お諮りいたします。
各案審査のため、本日、政府参考人として内閣 官房内閣審議官原邦彰君、法務省大臣官房政策立 案総括審議官金子修君、厚生労働省医政局長武田

俊彦君、労働基準局長山越敬一君、労働基準局安 全衛生部長田中誠二君、職業安定局長小川誠君、 雇用環境・均等局長宮川晃君、政策統括官藤澤勝 博君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じ ますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○高鳥委員長 御異議なしと認めます。よって、 そのように決しました。

○高鳥委員長 質疑の申出がありますので、順次 これを許します。安藤高夫君。
○安藤(室)委員 安藤でございます。
本日は、御質問の機会をいただきまして、本当 にありがとうございます。
前半は、働き方改革のさまざまな問題点につい てお話をさせていただいて、後半は、私も医師で ありますので、医師の働き方改革についてお話を させていただきたい、そう思っております。
最初の質問ですけれども、生産性向上に関する 支援策でございます。
生産年齢人口の急減が予想される中、限られた 人材で経済活動を維持、成長していくためには、 生産性の向上が欠かせません。今般の働き方改革 が契機となり、我が国の産業の生産性が大幅に向 上することを期待しております。

私の友人が社長をしている、世界でも有名な大 手のコンサルティング会社がありますけれども、そ の日本支社の話ですけれども、残業をやめて、残 業代を基本給の上に乗せたところ、会社自体の経 常利益が上がったということ、これは本当に成 功事例だと思います。これは本当に、大企業だか らできたことかもしれません。
そうであれば、中小企業の、医療機関もそうで すけれども、中小企業と医療機関というのは、経 営ノウハウがまだ十分に加味されていない組織が

ました、中小企業における割増し賃金率の猶予の廃止や時間外労働の上限規制が必要だ、そういう結論だったわけでございますけれども、そういう結論は変わるものではないというふうに考えておりました、労働政策審議会の議論をやり直す必要はないと考えているところでございます。

○伊佐委員 この調査を見ていただくと、ここに書いてあるのは何かというと、残業時間がどれくらいかとか、あるいは大企業と中小企業はそれぞれどうだったか、こういうこと。つまり、さっき局長が言われたように、このデータを使って長時間労働の是正とかあるいは中小企業の割増し賃金という議論をした。その結果、やはり長時間労働の是正というのは必要ですねという結論に至った、だから上限規制を設けようということになった。あるいは、中小企業についても、六十時間を超えたら普通五割増しの賃金になるんだけれども、それが中小企業に適用されていないのはやはりあんまりだ、中小企業にも割増し賃金適用しましょう、これがこのデータを使った議論の結論だったわけだ。

そういう意味では、私は、この実態調査が結論をゆがめたと言えるのかどうかというと、ちょっと疑問、どうなんだろう、そこまで言えるのかなと。じゃ、もう一個聞きます。端的に答えてください、局長。私、時間がそんなにありませんので。この調査した後、調査して、一回再集計して精査し直した後は、これまでのデータ、つまり、例えば平均残業時間が、何時間だったものが何時間に変わったんでしょうか。お答えください。

○山越政府参考人 まず、精査前のデータにおける一般労働者の一日の時間外労働の平均である一時間三十七分につきましては、復元処理を行う前の実数に基づく数値でございます、今回の精査後、一時間二分ということでございますけれども、これは復元後の数でございます、実数に基づく精査後の数値は一時間三十三分となっております。

○伊佐委員 つまり、手法がいろいろ、さまざまあったとしても、この一時間三十七分だったものをしっかりと見直して、結果、この法定外労働は一時間三十三分が正しい答えでしたということ、異常値を除いたらこうなった。つまり、四分しか違わないわけです。この四分の違いが果たして、さっき申し上げたような、じゃ、上限規制を設けましょう、この必要性が疑義が生じるかどうか、あるいは中小企業の割増し賃金の必要性、こういったものの結論は、私は変わらないというふうに思っております。

じゃ、野党の皆さん、きょう、法案提出していただいている先生方にもお越しいただいておりますので伺いますが、野党の法案でも同じように残業規制が盛り込まれている。立憲民主党の案では、上限規制が毎月八十時間、平均六十時間。国民は政府と同じです、百時間、八十時間。じゃ、この数字を導き出した際に、どのようなデータをもとにしたのか。そのデータの根拠を伺います。

○西村(智)議員 お答えいたします。時間外労働の上限時間の設定に当たって参考になるものとしては、私も、過労死の実態をあらわしたデータがあると考えております。具体的には、厚生労働省が公表している平成二十八年年度過労死等の労災補償状況によると、脳・心臓疾患により労働者が亡くなった事案で労災補償が認められたケースについては、次のようなことが明らかになっております。

まず、発症前二カ月の時間外労働時間が百時間以上百二十時間未満のケースについては、平成二十七年年度、平成二十八年年度ともに十二人の方が亡くなっておられます。また、八十時間以上百時間未満のケースでは、両年度ともに三人の方が亡くなっておりますが、これが八十時間未満のケースとなりますと、両年度ともにゼロ人となっております。また、発症前二カ月から六カ月の間における一カ月平均の時間外労働時間が八十時間以上百時間未満のケースについては、平成二十七年年度で四十

六人の方が、そして平成二十八年年度では四十八人の方が亡くなっておられます。また、六十時間以上八十時間未満のケースについては、平成二十七年年度で四人、平成二十八年年度では九人の方が亡くなってますが、これが六十時間未満のケースになりますと、平成二十七年年度に一人で、平成二十八年年度はゼロ人となっております。

このような過労死の実態を踏まえて、人間らしい質の高い働き方を実現するためには、時間外労働の上限時間について、主な過労死認定基準とされている毎月百時間と、二カ月から六カ月の平均八十時間という数字を十分に下回るように設定すべきであると私も考えております。

そこで、立憲民主党案においては、過労死をなくすという強い決意のもとで、単月の上限については、産業界の面接等が努力義務とされる基準を参考に休日労働を含めて八十時間未満とし、複数月平均の上限については、割増し賃金率の引上げの基準を参考に休日労働を含めて六十時間以下と設定したところであります。この上限時間の合理性については、先ほど御説明した過労死の実態からも明らかになっているものと考えております。

○浅野議員 お答え申し上げます。本法案では、時間外労働の上限を、現行の限度基準告示を参考に、原則として四十五時間、かつ年三百六十時間とした上で、臨時的な特別の事情がある場合でも、時間外労働の上限を毎月百時間未満、複数月平均では八十時間としたところであります。

この数字については、まずは過重な長時間労働を一刻も早く是正するため、時間外労働について、早急に罰則つきの上限規制を導入すべきであるという考えから、二〇一七年三月十三日に連合の神津会長と経団連の橋原会長によって労使合意された数字を実現可能性が高いものとして尊重して、設定をしたものであります。

以上です。

○伊佐委員 今お話を伺っていますと、立憲の案については、これは過労死のデータというものをとにしたということでした。国民の案については、私は、ちょっといまいち、しっかりと実態を把握したデータというものがどこに根拠を置いたのかというのは、なかなか理解ができなかったわけです。

いずれにしても、これは実態をしっかりと把握するというのが大事なわけですが、ちょっと再度伺いたいと思うんですが、今回、厚労省のデータを出し直したわけですが、では、これがいいかげんな数字だった、いかげんな数字なので、例えば、上限規制の必要性もなくなつたし、中小企業の割増し賃金の適用の必要性もなくなつたんだ、こういうお考えなんですか。

○西村(智)議員 お答えいたします。時間外労働の上限規制、それから割増し賃金の引上げ、私たちは必要であるというふうに考えております。

ただ、今回の労働時間等実態調査については、政府が閣議決定を行って、働き方改革の前提とする基礎的な調査であるという位置づけを、わざわざ確認して行っているものであります。ですから、そのデータは信頼性があるという前提でなければ、働き方改革関連法の議論はできないはずだということに私は思います。

また、この労働時間等実態調査の結果いかによっては、今よりも、今出されている政府提案案、ないしは、私どもも盛り込んでおりますが、その内容も、もっと強化をしなければいけないという中身に、もしかしたらなるかもしれない。そういうことも含めて考えますと、やはりデータというものは信頼性があるものが大前提である、それを今回は担保していないということが大変大きな問題であると思っております。

○岡本(元)議員 私どもも、時間外労働の上限規制、それから割増し賃金の必要性は引き続きあるというふうに考えていますし、このデータがどういふものだったのかということ、働き方改革のキックオフとまで労働政策で当時の担当課長が発言

主な質疑内容

〔エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案〕
 (省エネ法案) 参考人質疑

1. 輸送部門における積載効率について

輸送部門では積載効率が悪化(58%→40%)しているが、この要因と都市部と過疎地におけるエネルギー消費の比較について伺う。

2. 複数事業者間での連携した省エネの取組みについて

本法案で産業部門においては、複数事業者間で連携した省エネの取組みを評価する見直しが予定されているが、

- ①複数事業者で連携する難しさ
- ②地域における課題認識

の2点について伺う。



参考人から見解を伺う、浅野議員

3. 省エネにおけるデータ利活用の位置づけについて

ビッグデータやIoT投資、データの利活用による省エネ取組みの重要性について伺う。

回答

1. 積載効率悪化の要因としてリードタイムの短

さと商品の多様化が考えられ、消費者にとつては便利な生活が、物流にとつては非常に負荷をかけている。また、エネルギー消費については都市部のほうが多いと考えられる。過疎地では客貨混載など全体として効率化を図ることが省エネという観点でも重要と考える。



矢野参考人
 (流通経済大学流通情報学部教授)

2. 連携について、大小さまざまな企業が存在し、

かつ取り扱っている商品にも違いがあるため、なかなか連携が進まないことが危惧される。



万場参考人
 (日本通信販売協会専務理事)

地域においては空間的な難しさ、つまり広いところにさまざまな施設や供給すべき先があるという点に難しさはある。物流インフラを地域で保持していくことも考慮されるべきだと考える。



田中参考人
 (地域政策子ザインオンス代表理事)

4. 省エネを進める上で実態を把握することは重

要であり、AI・IoTの普及が進めば容易にビッグデータの収集が可能になる。ただし、プライバシーに関わるデータの秘守性の問題があるため、同時並行的に対策を詰めておく必要があると考える。



中上参考人
 (住環境計画研究所代表取締役会長)

衆議院 第九十六回国会 経済産業委員会 議 録 第十 三 号

平成三十年五月二十二日(火曜日) 午前九時開議

出席委員

- 委員長 稲津 久君
- 理事 城内 実君 理事 平 将明君
- 理事 辻 清人君 理事 富樫 博之君
- 理事 松本 洋平君 理事 落合 貴之君
- 理事 浅野 哲君 理事 富田 茂之君
- 理事 穴見 陽一君 理事 石川 昭政君
- 理事 上野 宏史君 理事 尾身 朝子君
- 理事 大見 正君 理事 岡下 昌平君
- 理事 勝俣 孝明君 理事 神山 佐市君
- 理事 神田 裕君 理事 黄川田仁志君
- 理事 小林 鷹之君 理事 佐々木 紀君
- 理事 田畑 毅君 理事 津島 淳君
- 理事 福山 守君 理事 穂坂 泰君
- 理事 星野 剛士君 理事 三原 朝彦君
- 理事 宮内 秀樹君 理事 務台 俊介君
- 理事 八木 哲也君 理事 中谷 一馬君
- 理事 松平 浩一君 理事 宮川 伸君
- 理事 山崎 誠君 理事 吉良 州司君
- 理事 斉木 武志君 理事 山岡 達丸君
- 理事 田嶋 要君 理事 笠井 亮君
- 理事 杉本 和巳君 理事 菊田真紀子君

委員の異動

- 五月二十二日
- 委員の異動
- 國場幸之助君 務台 俊介君
- 佐々木 紀君 黄川田仁志君
- 津島 淳君 津島 淳君
- 佐藤ゆかり君 宮内 秀樹君
- 星野 剛士君 宮内 秀樹君
- 中谷 一馬君 宮川 伸君
- 谷畑 孝君 杉本 和巳君

同日

- 同日
- 補欠選任
- 黄川田仁志君 佐々木 紀君
- 津島 淳君 佐藤ゆかり君
- 宮内 秀樹君 星野 剛士君
- 務台 俊介君 福山 守君
- 宮川 伸君 中谷 一馬君
- 杉本 和巳君 谷畑 孝君

同日

- 同日
- 補欠選任
- 福山 守君 國場幸之助君

本日の会議に付した案件

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

○稲津委員長 これより会議を開きます。内閣提出、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、株式会社社住環境計画研究所代表取締役会長中上英俊君、一般社団法人地域政策デザインオフィス代表理事田中新一郎君、公益社団法人日本通信販売協会専務理事、事務局長万場徹君、流通経済大学流通情報学部教授矢野裕児君、認定特定非営利活動法人気候ネットワーク東京事務所長桃井貴子君、以上五名の方々に御出席をいただいております。この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと思っております。次に、議事の順序について申し上げます。まず、参考人各位からお一人十五分程度で御意見を述べたいと思っております。その後、委員からの質疑にお答え願いたいと思っております。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言ください。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。 それでは、まず中上参考人をお願いいたします。

○中上参考人 おはようございます。御紹介いただきました中上でございます。本日は、この参考人にお呼びいただきまして、お時間を頂戴しまして、ありがとうございます。 それでは、お配りしてあります資料に基づきまして、十五分ほどお話をさせていただきますと思います。 まず、めくっていただきました、これは、よく、必ず出てくる最初の図でございますけれども、

も、我が国の最終エネルギー消費はいかに推移してきたかでございます。なぜか、一九七三年の第一次オイルショックから、相当昔から記載されておりまして、ここ十数年とは七三年では大分時代が違わんですけれども、オイルショックというのが一つのエポックメイキングな時代でございますので、そこを起点にしている図でございます。

ここにもありますように、この間、約五十年弱ぐらいでGDPは二・六倍になったけれども、実質の最終エネルギー消費は一・二倍にとどまっている。ところが、世界でも非常にエネルギー消費、少なくて経済成長を遂げたということで、我が国が高く評価されている一因だろうと思えます。部門によって若干違うわけでございますが、近年、二〇〇〇年前後をピークにしまして、ほとんどのところで需要が横ばいしないし減少に転じています。

その下の図を見ていただきますと、また少し書き込んであるわけですが、私は、これは総合エネルギー資料でつくった図でございますけれども、私ならば、我々がいろいろ議論してきた、いろいろな省エネ法であるとかエコポイントであるとか、そういう施策とはどういふふうなつながりになるんだらうかというのをプロットしてみたわけがあります。

これは、二〇〇五年に長期需給見通しが出されたときの図をもとにしてありまして、二〇三〇年で、一番上にあります濃いブルーの線がありますが、これが二〇三〇年には四百二十五、すなわち四億二千五百万キロリットルまでいくだろうと。ただ、二〇二一年にはピークを打って下がり始めるけれども、それでもそのぐらいいくらだろうと見通しが出ていたわけがあります。 起点は、四一三と書いてある二〇〇〇年の

熱気密化ということが一番重要だろうと考えております。やはり使うエネルギーの総量を減らす。

この点、実は、私よりも中上先生が一番の専門家でございます。詳しいことは中上先生にお聞きいただければと思うんですが、こうした住宅の熱効率を高めていく、建物の熱効率を高めていくことが一番、極めて重要だろうと考えております。

○山崎委員 済みません、中上先生、お聞きしてよろしいでしょうか。失礼いたしました。

○中上参考人 いつも熱の話題になるんですが、私、非常に残念に思っておりますのは、先進国の中で、住宅の中に暖かいところと寒いところがあるというような住宅を持っているのは日本だけでありまして、欧米諸国は全館セントラルです。しかし、日本人は、全館セントラルはぜいたくであるというふうに来ていまして、それが今までずっと尾を引いておりまして、一例を申し上げますと、ドイツ、フランスと日本の暖房エネルギー消費の差は、五倍ぐらいい差があるんです。ですから、彼らにとっては、熱をいかに省エネするかどうかというのは一番大きな目的なわけです。

それがあつたんですから、なかなか建物の断熱化が進まないんですが、先ほど先生からのお話がありましたように、住宅の断熱性能を義務化するということで進んでおりますので、これからは新しく建つうちがそうしないと建てられないということになりますので、これからは時代が変わってくると思います。

本当に、そういう意味では、我々の責任でもあつるんですけども、もう少し、より早く住宅の性能を上げておけば、今はとり代が逆にあつて、十分いろいろな政策が打たれたと思うんですが、今、俺やんでも悔やみ切れないう状態でありまして、ちよつとお答えになりませぬけれども。

○山崎委員 ありがとうございます。
続きまして、桃井参考人にお尋ねをしたいと思

御指摘がありました、国民的議論が足りていないのではないかとのお話をいただいたと思

省エネに関しては、特に国民全体の協力があつて、特に家計部門とか、今ある配送などもまさにそうだと思うんですが、協力が必要だと思

そういう意味で、桃井参考人は、いろいろな消費者団体の皆様のところへ講演をなさつたり、国民の皆様あるいは主婦の皆様とか、接点もあつたと思うんですが、そういう感覚ではやはり国民的議論が足りていないというお話をひとつお聞きしたいのと、あと、国の中でも、経産省が今エネルギー基本計画をやり、外務省が再エネについての有識者会合の提言などをまとめたついでにすよね。環境省も同じだと思います。そういう国でもいろいろな意見が出てきているという状況に關して、御所見があればお伺いしたいんです。

○桃井参考人 どうもありがとうございます。

国民的議論が足りていないという御指摘なんですけれども、足りていないというのは、政府の場としてしっかりと国民の意見を聞いて政策に反映するプロセスが、もう決定的に欠けているというふうに考えています。

例えば、震災以降に、民主党政権時代にエネルギー革新戦略というのがつくられるに当たつては、国民的な議論を踏まえた上でということ、さまざまな手法がとられました。そのときには、選取版を示して、原発の割合、どれぐらいがいいのか、それを国民に問ひながら、これからのエネルギー政策を決定していくというようなプロセスを踏んでいたと思

これが最善だったかというところ、そうではないかもしれませんけれども、もつとやり方がさまざまあつたかもしれませんけれども、少なくとも、そういういろいろな人の意見を聞くこと、それが、当初は十万人近くに及ぶような人たちが意見を政府に対してパブコメでも出して

るということだったと思

こうした意見をしっかりと踏まえた形でのエネルギー政策を決定していくということが必要だと思つていますし、省エネにおいても、今、先ほど私申し上げたように、なぜか家庭部門に対しては非常に高い目標を課せられているというようなことがあ

産業部門はわずかな削減率だということなんですけれども、むしろ、家庭部門で一生懸命一人一人頑張らなさいというだけでは対応できないことがあつて、それを求めていくというようなやり方を、もうちよつと議論を活発にさせるためには、今の状況を、しっかりと情報を共有し、それをもとに議論をしていくということが必要だと思

もつと積極的に公開されて、そういう社会的評価を上げていくことに非常に役に立つと思うので、もちろん開示の方法はいろいろあるにしても、もつと積極的にデータを開示すべきだと思

ちよつと突然の御質問なのであれなんですけど、例えば海外の事例などで、日本と海外と比較して、開示の仕方が違うとか、日本のやり方と比べている部分がおありだったので指摘されたんだと思

○桃井参考人 御質問ありがとうございます。

海外の事例ということなんですが、ちよつと省エネ全体というよりは、今、私が、特に石炭の問題なので、やってることが多いということもあつて、例えば、石炭火力発電所のレベルでのさまざまな情報開示について、アメリカではどのようにやっているかといいますと、アメリカでは、工場単位で、ほぼリアルタイムに近い状態で、CO₂の排出量、それからSO_xの排出量、NO_xの排出量、こうしたものが全て公開されている、ネットで誰でも見れるというような状況になっています。

こうしたことと比較すると、今の日本のこの省エネ法のもとに集めているデータが余りにも出されていなさ過ぎて、比べ物にならないくらいひどい状況だということに思つています。

○山崎委員 ありがとうございます。

時間ですので、終わります。今後ともよろしくお願

○稲津委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、五名の参考人の皆様、お忙しい中お時間を割いていただきまして、ありがとうございます。先ほどお話をいただいた中身を聞いておりまして、大変示唆に富んだ、またデータベースの情報提供していただきまして、感謝を申し上げます。

これから限られた時間ですので、早速質問に入りたいと思いますけれども、まず初めに、矢野参事の方にお伺いをさせていただきますかと思ひます。

先ほど提示していただいたデータの中に、トラック輸送の効率化が重要な課題であるという御意見をいただきました。実際のデータといたしましては、一九八八年度は、トラックの積載効率、五七・九％であったのが、二〇一五年度は四〇・五％まで低下をしましておられるということでありまして、空っぽの状態であるトラックは少なくなつたけれども、一台当たりに載っている量が少ないんだということについて、課題意識を共有させていただきます。

非常に、こういうデータを示していただくと、今後の輸送部門での省エネ化を進めるに当たっては、いわゆる連携を通じた合理化というのが重要だというのが認識できるわけですが、そもそも、このように、昔積載効率が約五八％だったものが今四〇％まで落ち込んでしまった、その原因というのがどういったところにあったのか、御所見を伺いたいと思ひます。

○矢野参事 御質問ありがとうございます。まず、若干、この数字で、途中で調査方法が変わつたということがあって、単純に、ここまで落ち込んだかというのはちよつと比較できないところがあります。

ただ、いずれにせよ、積載効率が悪くなつていくことは間違いありません。これは、いろいろ背景があります。実際に、この十年間あるいは二十年間の間に、非常に多頻度小口の動き、そして、その背景には、リードタイムを短く、つまり、注文してすぐ持つてこいとか、あるいは商品の種類が非常に多くなつたとか、いろいろな背景があります。

これは、言ってみれば、消費者にとっては結構便利な生活なんですけれども、これが物流に非常に負荷をかけているというのが現実です。非常に短い時間で持つてこい、すぐ持つてこい、時間どおりに

持つてこい、少量で持つてこい、こういうことが輸送効率に非常に大きな影響をもたらして、それに、要求があるので、それを全部のらしてきたというのが今の物流の状況かと思ひます。

そういう意味では、これはドライバー不足でもそうなんですけれども、こういう状況が非常に物流に全部、今まで負荷を与えて、それが効率性を悪くしてきた、こういうのが現実だと思ひます。

これは省エネの方もそうなんです、ドライバー不足ということも含めて、今までの物流のやり方がもう限界に来ておる。それに対して、もうちよつとやり方を変える。これは、もしかすると消費者の消費のあり方も少し影響してくると思ふんですが、やはり全体で効率をよくする、こういうことをやはりみんなで考えなければいけないというふうに私は思つております。

○浅野委員 ありがとうございます。もう一問だけ、矢野参事の方にお伺いをさせていただきますかと思ひますが、同じく先ほどの資料の中で、過疎地におけるトラックの走行状況と都市部における状況の差を御説明いただけますか。

やはり、これから、地方においては特に高齢化が進む世の中になつてまいりますと、いわゆる通信販売等を活用した購買というのがもつとふえていくのではないかと見通されておられますけれども、やはり、国の省エネの施策を考へるに当たっては、空間的な状況、違いということも意識しなければいけないというふうに思つております。

そこで、お伺いしたいのが、もし御存じであればいいんですけども、今、輸送分野でエネルギーが消費されている、その内訳を見たときに、都市部での消費が多いのか、地方のこういう過疎地での消費が多いのか、感覚的にも、もし御存じの範囲でお答えいただければと思ひます。

○矢野参事 今の御質問は、すぐにちよつと答えられないのですが、量的にはやはり都市部での

物の動きが多いので、トータルでは都市部の方が圧倒的に多いかと思ひます。ただ、先ほど申し上げたように、一個当たりということになると、あるいは荷動き一件当たりということになると、地方部の方が圧倒的にエネルギー消費は大きいかなというふうに思ひます。

ちよつと御質問に関連するんですが、こういう過疎地において、この宅配という動きだけではなくて、例えばバスと一緒に動かす客貨混載とか、あるいは見守りサービスと一緒にやる、こういういろいろなラストワンマイルサービスをくつつけて、全体として効率的にやつていく。これは、サービスをよくするというにもなりませんが、省エネということでも非常に効果があると思ひます。その辺の施策が、今後非常に過疎地域において重要かと思つております。

○浅野委員 ありがとうございます。それでは、続きまして、万場参事と田中参事の方に御質問させていただきますかと思ひます。今回の法案の本身は、輸送部門と産業部門と、二つの部門についての見直しが見られる予定でして、産業部門では、特にバリエーション全体を通じて複数の事業者間での連携した省エネの取組というのに対しても評価をしていくということのように見直しがされていく予定であります。

ただ、そこちよつと難しさを感じておりますのは、これまで一つ一つの会社が単独で申請をして評価を受ければよかつたものが、連携をするということになりますと、全く資本が別の会社さんと一緒にこういう作業をしなければいけないかというところで、この連携そのものに対して難しさなどがどこで発生するんじゃないかというふうに見通しが持てます。

そこで、お伺いしたいのは、万場参事に関しましては、複数の業者で連携をする実際の難しさというのがあると思ひます。どういったところにあるのか。また、田中参事に対しては、こうした取組を地域レベルでやるうとしたときの難しさ、こう

いったところの課題を御提起いただければと思ひます。

○万場参事 省エネに関する具体的な連携ということでしょうか。

まず、連携につきましては、大中小さまざまな企業が協会の中にもありまして、大きさによる違いというものもありますし、また、取り扱っている商品によつても違いがあります。いろいろな通販の形態もございまして、そういう意味で、なかなか連携が進まないということもあるうかと思ひます。

ただ、共同配送の試みとか、その辺については、先ほど申し上げました物流委員会等についても課題の一つとしていろいろな情報交換してまいつておりますので、具体的な取組は、まだ実際にここそこが共同配送していませんというところまではいつておりませんが、できる限りそういった形の共同の取組を検討していきたいというふうな考えをしております。

○田中参事 地域での難しさについての御お尋ねでした。地域におきましては、大都市よりもやりやすい面が一つあるというのと、もう一つ逆に、大都市より難しい面があるということについて御指摘をさせていただきます。

一つは、大都市よりも有利な点は、もともと地域、例えば地方都市とかの事業者さんというのは、皆さん、横で、違う業種でも顔の見える関係を構築しています。ですので、今までも、例えば運送会社と荷主さんとかでも、日ごろから結構密接にコミュニケーションをとっている例が非常に多くございます。特に商工会議所とか商工会、そういう場が、本当に実のあるといひますか中身のあるつながりをつくつていて、これは有利に働くというかやりやすさに働くんだろうと思ひます。

もう一方、やりにくい点、難しい点というのは、先ほど矢野参事への御質問にもありましたが、やはり空間的な難しさ。つまり、広いところ

にまばらにさまざまな施設とか供給すべき先があるというのが難しいところはございます。こうしたところは、やはり、例えば、先ほど富田委員からの御質問にあったシユタットベルケのような、インフラを地域で保持していく仕組みの中に物流インフラというのものが一つ入れていくということも考慮されてしかるべきだろうと考えております。

特に、農山村の町や村におきましては、その物流インフラというのは非常に、恐らく実際、現在でも、民間事業者においてもコストが高い部分だろうと思います。そうしたところは、例えば、そうした地域のインフラ会社が一手に引き受けて、複数会社のもを同時に供給していく、そういうようなやり方もこれからは考えられてしかるべきで、この法案がそうしたことを後押しする一つの力になればいいのではないかと考えております。以上です。

○浅野委員 ありがとうございます。
それでは、続きまして、中上参考人の方にお伺いをさせていただきたいと思っております。

中上参考人は、これまで、経産省資源エネルギー庁の総合資源エネルギー調査会の省エネルギー小委員会の委員長もされておられて、これまで、政府の中さまざまな議論を見てこられたというふうにご認識をしております。

昨年の七月にこの省エネルギー小委員会ですされた省エネルギーに対する意見書の柱は、三つあったというふうにご記憶をしております。一つ目が省エネ投資の促進、二つ目が運輸部門の取組の強化、そして三つ目が電気需要の平準化対策というふうになっております。

この二つ目の省エネ投資の促進というところについてちょっとお伺いをしたいんですが、中上参考人は、これまでも、委員会の中などの発言をちょっとと議事録を見せていただきますと、ビッグデータですとかIoT投資、データの活用による省エネの取組の重要性について、幾度となく触

れられておりました。

そこで、お伺いしたいんですけれども、この省エネの取組の中におけるビッグデータ、データの利活用の位置づけというのについての御所見をお伺いできればと思っております。

○中上参考人 ありがとうございます。

非常に的確な御指摘でございます。これからは、AI、IoTが間違いなくあらゆる場面で普及して行くと思っておりますけれども、省エネで一番難しいのは、今どうやってどのぐらいエネルギーが使われているかという、この実態をきちっと把握しておかないと、省エネの計算ができません。新エネルギーはつくった分だけ足し算でいいんですけれども、省エネは引き算ですから、どこから引いているか。すなわち、現状がきちっと精査できなきゃならない。

ところが、その現状のデータをどうとすると、膨大な人と物と金がかかります。今の手法では、ところが、AIとかIoTというのが普及してくれば、これは恐らく相当、簡便にと言ってはなんですけれども、ビッグデータの取集が可能になります。

そこで、そういったものに期待したいというコメントを幾つかしてきただけでございますが、ただ、最近、その問題につき合っておりますと、一番難しいのは、今度はプライバシーにかかわるデータの秘密性といいますが、この問題が絡んできますので、これを同時並行的に先にきちっと詰めておかないと、せっかくデータがあっても、今度は利活用するときにストップがかかってしまう。

先ほどと桃井参考人の方からもデータの開示のお話がありました。必す通らなさいいけない壁なものですから、この辺につきましまして、ぜひ先生方に御支援を賜りたいと思っております。

先ほどの田中参考人のことによつと私が補足しますと、そういう連携をする場合には、コールドインーターといいますが、やはりそういう立場の方がいらつしやらないと、企業だけではなかな

かいかないと思っております。恐らく大量のエネルギーを何らかの形で使うような場面になると思っております。そうすると、電力会社であったり、ガス事業者であったり、石油事業者であったり、そういうプロが入って、それでコールドインーターしながら進めていくという形ではないと、企業対企業だけでは、あるいは役所だけじゃなかなか難しいんじゃないかと私は思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

次が最後の質問になります。引き続き中上参考人の方にお伺いをできればと思っております。省エネルギー化というのは今回で終わりではなくて、今後もずっと続く取組だと思っております。やはり、今回のこの連携を中心とした施策もどこかで限界がやってくると思っております。そうなってきたときに、次のステップというのを常に見越しておかなければいけないと思っております。そこで鍵になるのが消費者行動になっていくと思っております。

この省エネ関連法案のこの先も不断の見直しをしていくという前提でお伺いをしたいと思っております。消費者行動による省エネの取組について、中上参考人は行動経済学の視点からさまざまな御発言をされておられますけれども、その部分について、省エネの取組の今後に向けた御見解を最後にお伺いして、終わりにしたいと思います。

○中上参考人 ありがとうございます。

消費者行動が最後の決め手だと私も常々思っております。ただ、日本もそうではないかと懸念するわけでございますが、海外に行ってお話を聞きました。一般の消費者の方々の約八割はほとんど積極的に働きかけても、二割の方は非常にきめ細かな対応があるけれども、あと二割の方はほとんど反応がなくて苦労しているとおっしゃいました。むしろ、そういう形が、一般の方々がほとんどエネルギーに関心がなくても社会が動いていく方が本当はいい社会だと私は思いますので、それ

もあり得るかなと思っております。

そういう意味では、消費者にどうやってきつかけを与えてエネルギーのことをもう少し考えていただくか、興味を持っていただいて、省エネ、省CO₂に努めていただくかということ、その行動経済学というのは、ある意味で一つの突破口になるんじゃないか。それで罪が少しでも開けば、そこから進んで、より細かい情報、丁寧な情報をアクセスしていけば、きつと消費者行動は大きく変わってこれると思っております。まさに、今まで余り手がつけられてきませんでしたけれども、消費者行動とエネルギーに関しては、やはりもう少し深掘りしてみたいと思っております。

私ども、経産省と一緒に北陸電力の管内でやってみましたが、請求書とともに、おたくと同じような御家庭と比べると、おたくはちょっとエネルギー消費が多いですねというのを出示すると、翌月からすぐ一%、二%下がってくるんですね。もちろんほとんど行動で変わっているわけですから、それをもう少し深掘りしていくと、かなりな可能性があると思っておりますので、ぜひ、先生方にも後でバックアップしていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○浅野委員 ありがとうございます。終わります。

○稲津委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋委員 無所属の会の田嶋要でございます。きょうは、五人の委員の先生方、ありがとうございます。大変示唆に富んだ、いろんなヒントをいただいたというふうに思います。

経済産業省の審議する法案というのは、ほかの委員会と若干性格が違うようございまして、よく、かつて誰かが言われたようにございまして、パイを分配することを考える役所が多いのに比べて、パイをふやすことを考える唯一の役所だというふうな話も聞いたことがありますが、違う言い方をすれば、経産省の法案というのは、意外と反

主な質疑内容

1. 電力多消費産業に対する支援強化を求める

東日本震災以降、電力料金は家庭用・産業用ともに上昇し続け、特に電力多消費産業においては電気料金の上昇が国際競争上の大きなインデキとなり、各企業は厳しい経営環境に置かれている。電気料金の値下げ以外にも、省エネ設備投資に対する支援などこれまでの延長線上の施策のみならず意欲的な支援を求める。

2. 雇用創出数などをKPIに設定した取り組みを求める

第4次産業革命時代におけるIT技術の利活用、そして人材や設備投資の促進だけでなく、国内経済の好循環を実現するために、雇用の創出を主目的としてKPIに設定した取り組みを求める。



政府に見解を求める、浅野議員

3. 産業の現場で働いている皆さんの視点での対応を求める

産業界における元号改定への対応作業の円滑化とトラブリング抑制に向けた対応を問う。

回答

1. 電気料金の上昇分の価格がしっかりと転嫁できるように適正な価格の実現を図っていく。また、省エネ補助金や省エネ投資促進税制等の措置を講じてエネルギーコストの低減ができるように対策を講じていく。

2. ご指摘の通りであり、生産性革命を進めて、その結果として雇用が増えているようでは、元も子もない。

第4次産業革命に対応するスキルを身に着けるための人材育成や、多様なニーズを持った方が自分の希望で兼業や副業、フリーランスといった柔軟な働き方が選べるような取り組みを促進し、生産性の向上と賃金、雇用の拡大を図っていく。

3. 新元号の公表時期を改元の1カ月前と想定をして、作業上の便宜として準備を進めることとし、各府省庁の情報システムにおいては、改元日に間に合わせることを基本としている。

産業界と緊密に連絡をとり合いながら万全を期していきたいと考えている。



世耕経済産業大臣

經濟産業委員會會議錄 第十五号

平成三十年五月三十日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 稲津 久君

理事 城内 実君

理事 辻 清人君

理事 松本 洋平君

理事 落合 貞之君

理事 富田 茂之君

理事 大見 陽一君

理事 上野 宏史君

理事 大串 正樹君

理事 岡下 昌平君

理事 神山 佐市君

理事 木村 哲也君

理事 小林 鷹之君

理事 佐藤ゆかり君

理事 穂坂 泰君

理事 三原 朝彦君

理事 岡本あき子君

理事 中谷 一馬君

理事 松平 浩一君

理事 吉良 州司君

理事 山岡 達丸君

理事 田嶋 要君

理事 谷畑 孝君

平 将明君

富樫 博之君

吉川 貴盛君

浅野 哲君

石川 昭政君

尾身 朝子君

大見 正君

勝俣 孝明君

神田 裕君

小寺 裕雄君

佐々木 紀君

田畑 毅君

星野 剛士君

八木 哲也君

高木 練太郎君

長尾 秀樹君

山崎 誠君

斉木 武志君

國重 徹君

笠井 亮君

菊田真紀子君

世耕 弘成君

中根 一幸君

西銘恒三郎君

大串 正樹君

更田 豊志君

宇野 雅夫君

政府参考人
(公正取引委員会事務総局
官房総括審議官)
南部 利之君

政府参考人
(外務省大臣官房審議官)
川村 博司君

政府参考人
(財務省大臣官房審議官)
岸本 浩君

政府参考人
(文部科学省生涯学習政策
局生涯学習総括官)
塩見みづ枝君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議
官)
井上 真君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議
官)
小林 洋司君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議
官)
成田 裕紀君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議
官)
中石 齊孝君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議
官)
木村 隆君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議
官)
中川 勉君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議
官)
上田 洋二君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議
官)
前田 泰宏君

政府参考人
(経済産業省製造産業局長)
糟谷 敏秀君

政府参考人
(資源エネルギー庁長官官
房資源エネルギー政策統括
調整官)
多田 明弘君

政府参考人
(資源エネルギー庁長官官
房資源エネルギー政策統括
調整官)
小澤 典明君

委員の異動

五月三十日
委員の異動
同日

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ
ルギー・新エネルギー部
長)
高科 淳君

政府参考人
(資源エネルギー庁電力・
ガス事業部長)
村瀬 佳史君

政府参考人
(中小企業庁次長)
吉野 恭司君

政府参考人
(中小企業庁経営支援部長)
高島 竜祐君

政府参考人
(経済産業委員会専門員)
佐野圭以子君

補欠選任
同日
穴見 陽一君
木村 哲也君

同日
田畑 毅君
小寺 裕雄君

同日
中谷 一馬君
岡本あき子君

同日
木村 哲也君
穴見 陽一君

同日
小寺 裕雄君
田畑 毅君

同日
岡本あき子君
高木練太郎君

同日
高木練太郎君
長尾 秀樹君

同日
長尾 秀樹君
中谷 一馬君

同日
理事松本洋平君同日理事辞任につき、その補欠
として吉川貴盛君が理事に当選した。

同日
五月二十九日
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に關す
る法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四

同日
同日
同日

て、この航空機産業の成長を地域経済の活性化につなげることが極めて重要だと思っております。もちろん、完成機もつくりたいというふうにも思っています。日本が取りまとめる完成機であります三菱のリージョナルジェットが今開発中です。いろいろ苦心していますよね。これはやはり、YS11以来全然つくってこなかったというところで、やはり、一旦技術が断絶するとういうこととなるのか、原発もすっかり続けていかなければいけないという思いも持っているわけでありますけれども、将来的には、こうした国産航空機の部品をより多く国内で担う観点からも、地域の航空機産業の競争力強化は非常に重要だと思っております。

今、各地で航空機産業のクラスターのようなものができつつあります。北海道もそうでしょう、長野県の飯田市あたりもそうですし、各地方地方にちよつと隠れた、航空機の部品をつくっている産業がいろいろあるわけでありまして、経産省としては、地域における航空機産業の中核となる企業を集約的に支援をしたいと思っております。地域未来投資促進法ですとか生産性向上特別措置法による税制優遇措置などを通じて、地域企業の競争力を強化していきたいと思っております。また、昨年十二月には、全国航空機クラスター・ネットワークというのを創設いたしました。各地域の航空機産業のクラスターをつなぐことによつて、航空機産業への参入ですとか国内外からの受注獲得をしつかりと支援をしてまいりたいと思っております。

○山岡委員 ありがとうございます。
大臣にも、さまざまお話しもございましたけれども、支援をしていくんだということを含めて、強いお話もいただきました。
航空機産業は引き続き地域としても取り組んでいきますので、これはまたいろいろ課題があれば、ここでいろいろ見解も伺いたいと思っておりますけれども、ぜひまた引き続き強く御支援いただければと思います。

残りの時間で、最後、また産業のことで、ちよつと製紙業界といいますが、紙のことについて、これも伺いたいと思っております。

北海道苫小牧という場所、私も活動しているエリアなんですけれども、これは北海道の南側の太平洋沿いでありまして、山と海に挟まれたエリアでありまして、川が多く流れている中で、木材も水も大変多量に手に入るといって、紙をつくるのが非常に適性な土地だったということ、昔から非常にそういう産業が盛んに行われた場所でもありまして、今でも市の中核の産業でもあります。

そうした中で、五月二十八日ですからつい最近でありますけれども、苫小牧市の中にある日本製紙という会社が、勇払工場というのがあるんですけれども、この数年のうちに勇払工場の紙生産を停止するというのを発表されました。
企業の産業転換はこれからは全国的にはあることだと思っておりますし、この間、JXTGのさまざまなことも大臣にいろいろ、温かいお言葉も含めていただいたわけでありまして、苫小牧としては、まさに基幹産業と考えていた苫小牧として、また、この発表がされたばかりですから、全容は見えていくわけではありませぬけれども、ただ、やはり大きな不安といえますか、今後どういうふうにかが転換していくのかということについて、今不安は広がっているということ、地元紙にも大きく取り上げられているところでございます。

この製紙業界ということ、もう時間も限られていますので、大臣にこれはお伺いしようかと思うんですけれども、製紙業界ということの先行き、この考え方もぜひ、経済産業省にもこれは質問通告させていたたいので、そのこともあわせて、個別の話で恐縮なんですけれども、苫小牧市における日本製紙の事業転換、このことについて大臣がどのように認識されているか、お伺いさせていただきます。

な問題に直面していると思えます。特にデジタル化推進、私の経産省でもパーパスをどんどん推進をしてくいてますし、私自身も最近、新聞は紙で読まないですね、もう完全にタブレットで読んでしまうという状況で、そういうことがどんどん広がっていくと、やはり紙の需要というのが減っていく。これは十年間で三割減少している。かなり構造的な問題に直面しているんだらう。それに対応するために、日本製紙が、二〇一九年から二〇二〇年にかけて、苫小牧にある勇払事業所を含む三方所の生産設備を停止する計画を公表したということなわけでありまして。

一方、勇払事業所においてはケミカル事業を継続していくということ、そして、新たにパイオマス発電事業を始めとする新規事業を展開する拠点としての検討を進めるといふふう聞いております。
こういうふうな生産体制を縮小するというようなときには、まずやはり、ずつとお世話になってきた地元経済とか雇用への影響を少しでも緩和するようにするというのは、これはもう企業の社会的責務だということも考えております。
経済産業省としても、企業の検討状況を注視をして、必要があれば適切に対応してまいりたいと思っております。

○山岡委員 ありがとうございます。
お世話になった地元に対してきちんと取り組むのが企業の社会的な責務だということも、経済産業省としても必要なことは対応していくんだというお話もいただきました。
本日に、時間ももう終了なんですけれども、大臣には、これまで、北海道のこのものづくりのエリアに対して、北海道に限らずなのかもしれないけれども、ものづくりのこれまで歴史を紡いできたところに対して非常に温かく心を寄せていただいていというところを理解させていただいて、このことは本日に感謝申し上げます。
ただ、本日に、これは、これからどうしていくかということが、まさにこの問題を地域として乗

り越えていく中で、全国同じように起こっていく問題にも同じように乗り越えていく一つのモデルとして、我々の地域も頑張っていかなきゃいけないと思っております。

JXTGの話は、これはもう質問はしませんけれども、非常に、経産省の皆様にも、わざわざ本省から現地に足を運んでいただいて、いろいろ取り組んでいただいたり、御相談に乗っていただいたり、このことも本日にありがたい限りでありまして、今、JXTGが何かを考えるんだというお話のまま、これはタイムスケジュールはいつまでなんだというところはなかなか明示できなくても、やはり地域住民は、一日も早い発表がないと、設備がとまってしまつたら、老朽化が進んでどうにも手が打てなくなるんじゃないかと、いろいろな心配が起きているというのも現実として起こっていることでもあります。

ぜひ、こうしたこともお伝えをさせていただきながら、本日に、産業転換、そして新たな地域の特性を利用した産業の発展と後押しについては、また皆様のお知恵をかりながら、私も質問を引き続きさせていただければと思っておりますので、きょうは時間も来ましたので、ここで質問を終了させていただきます。
ありがとうございます。
○稲津委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後二時四十二分休憩

午後三時五十二分開議
○稲津委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。浅野哲君。
○浅野委員 国民民主党の浅野哲です。
本日は、質疑の時間をいただきました、ありがとうございます。
また、本日、この前段で党首討論が入つた関係で、再スタートのトップバッターということで、気を入れ直して質疑に臨ませていただきましたと思

いすが、ちよつと冒頭一つだけ、大臣の方にお聞かせいただきたいことがございます。

先ほど、党首討論、大臣もすぐ近くでござらんになつていたかと思ひます。国民民主党の玉木代表の方から安倍総裁に対して、今まさに起こつております日米の貿易の問題、鉄鋼、アルミに関する輸入制限や、今、自動車に関連した関税の引上げも視野に入れた動きが見られる中で、こういった動き、アメリカ側から事前の通告があつたのかという質問が玉木代表の方から安倍総裁の方にございました。先ほどのやりとりの内容では、あつたかなかつたか、その部分については明確な答弁をいただかなかつたというふうな理解をしておりますが、改めて大臣の方から、認識をされている範囲で、この点について御答弁をいただければと思ひます。

○世耕國務大臣 先ほどの玉木代表との党首討論については、まさに、日口、日米の首脳間のやりとりについて議論が行われたということ、党首討論にふさわしい議論だつたのではないかなというふうに思つております。

ただ、大変申しわけないんですけども、やはり、逆に、首脳間の議論、これは、日口もそうでした、日米についてもそうでありまして。首脳間で事前に通告があつたのかどうかというものは、これはまさに交渉の細部にわたることでありまして、なかなかそこは総理もお答えになれなかつたんだらう。私だって、首脳同士で何をやっていられるかというのにはわからない部分もあるわけでございますから、その点は御理解をいただきたいながら、総理としては、お答えできる範囲で誠心誠意お答えしたんでないかというふうな思つております。

○浅野委員 ありがとうございます。
外交交渉、戦略上の問題もあり、安倍総裁も、あの場所では、戦略上の観点から明確にお答えできないというふうにおつしやつておられました。我々も、外交戦略上の情報のある一定の制限、この必要性を全て否定するものではありません。ただ、これからこの日米、日口間の貿易問題、その

結果が出てくるのは、まさに国民生活、産業活動であります。ですから、外交戦略上の必要に応じた情報のコントロール、その必要性も認めつつ、ぜひ、国民、産業の現場に対する適時適切な情報の提供、これを改めて申し上げさせていただいて、質問に入らせていただきます。

本日は、まさに今、日米間で起こつております鉄鋼、アルミに関連した電力多消費産業について、冒頭取り上げさせていただきたいと思ひます。まず、本日お配りしてある資料の一枚目をご覧いただきますと、近年の国内電力料金の推移というのが記載をされております。家庭用と産業用を別々に記載をしておりますが、どちらも、ここ数年、特に二〇一一年以降、平均化すれば上昇傾向にあるという状況にございます。

また、その次の、裏面を見ていただきたいんですけども、これは、エネルギーコストの外国との比較になります。アメリカ、ドイツ、韓国、中国と比較をしたものでありますけれども、経済産業省の調査結果であります。この調査結果によれば、二〇一六年における我が国の大口電力料金を一とした場合に、アメリカは〇・三六、韓国は〇・三一、中国は〇・六二という水準だそうでありまして。電力多消費産業にとつて、まさに国際競争上の大きなハンディとなつていっているのではないかと見方もできるわけでありまして。

またさらに、こういった現在の状況が産業現場にどのような影響を与えているのかというのを図の三の方に整理をさせていただきます。
これは、電力多消費産業における電力使用額、事業所数、従業員数の変化というものを、二〇一一年と二〇一五年、若しくは二〇一二年と二〇一六年でそれぞれ比較をしたものになつてございまして、例えば、製鋼・製鋼圧延業という産業分野を見ますと、生産額全体に占める電力使用額の比率が、この比較期間の間で一・九%増加をしたということでありまして。また、事業所数に關しては、この間、一六・九%減少、また従業員数も

八・九%減少しているという状況だそうでありまして。

また、その下の方に書いてございます亜鉛第一次製錬・精製業という産業分野では、電力使用額が二・九%ふえた結果、事業所数は三七・五%減、従業員数は二二・八%減、同じく、まさにこれはアルミの分野であります。アルミニウム・同合金プレス製品製造業という分野ですと、電力使用額が一・六%増加、事業所数は一九%減少、従業員数が一七・八%減少、これが今の電力多消費産業の現場の実態であります。

これは、必ずしもエネルギーコストの増加が、そのまま事業所数の減少であつたり、従業員数の減少に直結するわけではありません。その間には、恐らく経営上のさまざまな要因が絡んでいいると思われまふけれども、ただ事実として、こういった事実があるということでございます。

これからしますと、この電気料金の上昇というのが、電力多消費産業にある一定程度の打撃を与えている可能性というのがこのデータからは示唆されるものであります。こういうデータををらんだいた上で、電力多消費産業の現状に対する今の政府の認識、そして今後の見通しといったものをまずは答弁をいただきたいと思ひます。

○世耕國務大臣 電力多消費産業の中には、鉄鋼、非鉄金属製錬、金属加工を始めさまざまな業種があるわけでありまして、例えば代表的な普通鋼電炉業について申し上げますと、これはアベノミクスの影響もあると思ひますが、非常に需要が旺盛でありまして、それを受けて生産数量は非常に堅調である、しかし一方で、人件費や今御指摘の電気代を始め多くのコストアップ要因を抱えておりまして、企業の業績にはやばらつきが出ていいるというのが実情だというふうな思つております。

見ますと、普通鋼電炉メーカーの主要十三社の中で、二〇一八年三月期の経常利益については、増益になつたのが五社、減益が五社、赤字が三社という、やや厳しい状況になつていいるというふうな思つております。

各社からは、主原料である鉄スクラップ価格の上昇のほか、その他の原材料費ですとかあるいは電気料金など、多くのコスト高要因が存在すると聞いております。特に電炉メーカーは、電気代が東日本大震災以降非常に上がつておりますので、私の地元でも、不本意な廃業に追い込まれたというふうな会社も複数ありました。

一方、そういう中で、五月二十八日に、大阪原発三号機、四号機の再稼働に伴つて、関西電力が電気料金値下げの届出を行つてまいりました。この電気料金の値下げが実現をすれば、関西エリアだけではなくて、ほかのエリアにも波及効果が出て、普通鋼電炉メーカーの経営にとつては大きなプラスの影響があるというふうな思つております。

例えば、売上高に占める電気料金の割合が一〇%、そして営業利益率が二%の普通鋼電炉メーカーを想定しますと、機械的に計算をすると、今回の関西電力の値下げは営業利益が約三割ふえるインパクトがあるというふうな考へていられるところでありまして。

いずれにしても、素材産業は製造業全体を支える基幹産業でありまして、経産省としては、しっかりと、この上がつた分の価格がしつかり転嫁できるよ様に、適正な取引の実現を図っていくことも必要だというふうな思つております。

○浅野委員 ありがとうございます。
今、電気料金の値下げというところにも言及をさせていただきましたが、図四の方をちよつとご覧いただきます。先ほどの表を別の視点から整理したものなんです。電力多消費産業における電力使用額の増加率と従業員数の増減率の相関をとつたものなんです。これを見てみますと、電力多消費産業においては、電力使用額がふえた産業ほど

従業者数が減少しているという、先ほども少し触れさせていたと思いますが、統計的にもこういう傾向がはつきりと出ているのではないかと、いろいろと考えております。

こういった現状を踏まえると、電力使用額あるいは電力消費量をいかに抑制をしていけるかというものがこれから大きなポイントになっていくというふうなふうに思っております。今まさに大臣がおっしゃっていた電気料金の値下げというのも有力な対策の一つだと思いますが、私からはもう一つ提案をさせていただきたいと思っております。

電力多消費産業が、今後も、国内操業、こういう雇用の安定、安定した操業を維持するために、電力にかかわる大幅なコスト負担増加を軽減するための施策というのが必要になってくるのではないかと考えております。一つの選択肢としては、先ほどおっしゃっていたような電気料金の値下げがあると思っております。また、もう一つの選択肢としては、省エネ設備投資に対する支援の拡充強化、こういった方法もあるのではないかと、いろいろ考えておりますが、改めて、こういった支援の必要性、また支援のあり方について、政府の現段階での考えを伺います。

○高科政府参考人 お答え申し上げます。
電力多消費産業におきましては、大臣からもありましたけれども、やはり電気料金がコスト上昇の一因となっております。そういう意味で、経済産業省といたしましても適切な対策を講じていく必要があると考えてございます。

御指摘の、電力多消費産業におきますエネルギーコストの低減にも資する省エネ投資の促進のために、いわゆる省エネ補助金等と、あるいは省エネ投資促進税制等の措置を講じているところでございまして、こうした措置を通じてエネルギーコストの低減ができるように対策を講じてまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。
一部支援は既に行われているということであり、まずけれども、今、これまでデータを示しながら

言わせていたのだと、ここ数年のトレンドとしては、電力料金がこれまで増加傾向にある中で、電力多消費産業の現場の皆様がさまざまな経営努力をされた結果、今かなり厳しい状況に置かれておられるということでございます。これまでの延長線上の施策のみならず、さらなる意欲的な支援策の検討についても引き続きお願いをさせていただきたいと思っております。

また、支援策の一つとして今既に行われているものの中にFIT賦課金の減免措置というものがあります。
図の五をまず見てください。これは、近年のFIT賦課金の推移と今後の見通しをグラフで示したものであります。二〇一二年から年々、FIT賦課金というものは増加しております。二〇三〇年度には総額三・七兆から四兆円に達するという見通しが持たれている状況でございます。

これは、一般の御家庭であったり、あるいは産業の現場、それぞれが負担をしているものであります。当然ながら、電気を多量に消費するこうした電力多消費産業は、それ相当の負担をしているわけでありまして、

そういったことを受けて、今、FIT賦課金の減免措置というのが既に行われているわけですが、これも、実はこの減免措置は、最近、平成二十八年度の五月に改正をされて、電力使用量をより少なくするという改善を続けなければ減免措置の減免率が下がってしまうというようにな形に変更がされました。

ただ、多消費産業の皆さんの声を聞いておられると、必ずしも事業者の責任ではない部分でどうしても消費電力がふえてしまっているという現実もあるところでございます。

例えば、稼働率が低下して、どうしても単位生産高当たりにかける電力量が上がってしまう、一製品当たり、どうしても効率率が下がって、エネルギー消費量が上がってしまった、あるいは、頻繁な製造品種の変更によって、そのために、やは

り一度とめたり、あるいは少し手間を加えて製造しますので、どうしても単位生産高当たりのエネルギー消費量がふえてしまう、これは必ずしも産業現場の皆さんの責任ではないのではないかと、う声をいただいております。

こういった部分で、FITの賦課金制度あるいは減免措置も含めた今後のあり方の見直しの必要性やそのあり方そのものについて、今後の見直しを政府にお伺いしたいと思います。

○高科政府参考人 お答え申し上げます。
まず、今後の見込みなんですけれども、今御指摘ありましたが、エネルギーミックスにおきましては、固定価格買取制度により買取費用総額が二〇三〇年度に三・七から四兆円ということですが、それを単純計算した場合、国民負担であります賦課金総額は大体三・一兆円程度と見込んでおるところでございます。

国民負担であります賦課金、全体の再エネコストの低減、国民負担の抑制、そういったことは非常に重要だと考えておられて、そういう中で、FITにおきましては、中期の価格目標の設定ですとか、その目標に向けたトップランナー方式による太陽光発電や風力の価格低減、あるいは競争を通じてコスト低減を図る入札制度の活用、あるいは低コスト化に向けた研究開発などを総合的に進めているところでございます。

それから、賦課金減免制度でございますけれども、電力多消費事業者に対しまして賦課金減免制度におきましては、御指摘ありましたけれども、その改正FIT法におきまして、国際競争力維持強化の趣旨を徹底いたしまして、製造業等の国際競争にさらされている事業者のみ最大減免率を八割とするともに、省エネ取組状況に応じた減免率を設定するということになってございます。

この結果といたしまして、現在、二〇一八年度におきましては、千七十の事業者に御活用いただいているところでございます。
こうした取組を進めまして、再エネの最大導入を図りながら、国民負担もしっかりと抑制すると

いうことに努めてまいりたいと考えております。
○浅野委員 ありがとうございます。
このFIT制度に関しては、本当に、これから再生可能エネルギーのさらなる普及を控える中で、国民負担が増大の一途をたどっております。

今の制度がある程度の成果を上げておられるということも事実だと思っておりますけれども、これから青天井でどこまでも伸びていくわけでもないと思っておりますので、これも継続的な改善の検討をお願いしたいと思っております。

それでは、続いて、テーマをかえまして、第四次産業革命における国内経済の好循環に向けた課題について質疑をさせていただきたいと思っております。
それを議論するに当たっては、まず、本日お配りした資料の図の六をこらういたしたいと思います。こちらは、ちよつと聞きなれない言葉ではあるかもしれませんが、単位労働コストの推移というのを日本とアメリカや中国などの諸外国と比較したものであります。

この単位労働コストというのは、ざっくり言いますと、平均賃金掛ける従業者数を国内総生産で割った数値でありまして、言いかえれば、国内で一定の生産高を上げるために必要な労働コストのことを示しています。これが下がれば、生産するために必要なコストが低いということ、コスト競争力があるということ、これをみていただくと、日本というのは、二〇〇〇年から近年にかけてゆつくりゆつくりとコストが下がっている状況にありまして、それに対して、意外だっただんですが、中国が物すごい勢いで単位労働コストが上がっている。アメリカやドイツなどはほぼ横ばいが続いている、こういう現状があります。

二〇一四年の段階では大体どの国も同じような水準だということですが、これを日本の産業の競争力という観点から見ると、どのよう認識をすればいいのか、まずはこのグラフについて政府の認識を伺いたいと思っております。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。
委員御指摘の、二〇一六年版ものづくり白書で分析に用いております単位労働コストでございますが、すけれども、今御紹介がございましたように、この平均賃金掛ける就業人数、私ども名目雇用者報酬と申しておりますが、これを、国内総生産、すなわちGDPで割って算出したものでございませう。この白書の中では、生産拠点としての日本の事業環境という文脈の中で分析用に用いまして各回の比較をしたものでございませう。

当該白書の中におきましては、欧米、新興国における単位労働コストが、このグラフにございませうように、二〇〇〇年以降上昇傾向にあるけれども、一方で、日本は二〇一〇年ころまでに下落した後に、製造業における名目賃金の上昇などによりまして横ばいとなつておること、その結果、近年では、この単位労働コストにつきまして、新興国が日本を上回つており、事業環境の観点から見れば、日本の製造業のコスト競争力が改善しているといつたことなどを分析しております。

なお、日本が二〇〇〇年からずっと下がつてきていること背景には、各国比較をする際には購買力平価レートによるドル換算というものをしていることの影響もあるかと思つてございませう。以上です。

○浅野委員 ありがとうございます。
私は、ここで重要なのは、やはり、中国やアメリカ、そのほか外国と比べても、今、日本の労働コストがもはや決して高くはない水準に達しているという、この事実が最も重要なんだと思つております。

これから第四次産業革命の時代を迎えるに当たつては、これを更に生産性を向上させていくことで海外に勝つていく、それが大きな方向性だと理解をしておるんですけれども、それによつて企業の収益力を高めて、それが最終的には、賃金の押し上げ圧力になり、国民の所得がふえて、国内経済も好循環になる、こんなストーリーを描いておるのではないかとこのように思つております。

た、しかし、きょう私が指摘させていただきたいのは、最近では、生産性が高まれば企業は労働者の賃金をふやす、このロジックというのが必ずしも通用しなくなつてきているんじゃないか、そういうお話もさせていただきたいと思つておる。これは、イギリスの経済誌の「エコノミスト」でも論じられていた内容ですので、それをちょっと紹介したいと思つておるが、そもそも、グローバル経済のもとでは、新興国や途上国も含めた熾烈な国際競争を繰り広げていることによる賃金の押し下げ圧力というのが日本には当然ながらあるわけでありまして、こういった中で活動している日本の企業というのは、やはりどうしてもその賃金を抑制しようという姿勢が出てきてしまつておる。

こういう状況で、何とか企業の生産性を高め、賃金も上げられるような環境をつくつていくこと、今取り組もうとしておるわけでありませうけれども、こうした、テクノロジーが進化をして生産性が高まるほど、実際には、雇用する側は、利益をふやすために労働者を減らす、いわゆる省人化をするという選択も増えてくるわけでありませう。まして、経営状況が苦しい事業者の場合は、その選択肢を選ぶ可能性はより高まるというふうにも思つておる。

一方で、労働者にも生活がありますから、失業すると、大抵別の仕事を探し始めます。求職者の数がふえれば賃金は停滞若しくは低下をする。これは市場原理ですので、そうなると思つておる。これを實際にちよつと調べてデータとしてお示ししたのが図の八になります。一番最後のものになるんですけれども、これは、二〇一二年から一七年の間、有効求人数の増減とそれに伴う賃金の増減というのの相関をとつたものであります。これを見ると、有効求人数が二〇一二年の三月を一〇〇とした場合に、二〇一七年三月に、一四〇ですとか一六〇、二〇〇あたりまでいっている業態もありますけれども、全体としては、有効求人数がふえればそれに伴つて賃金も上がつておる。

このように、はつきりと、雇用が賃金にどう影響を与えるかというのは、もう既にデータであらわれているわけでありませう。つまり、生産性の向上が雇用を生めばいいんですけれども、それが産業現場の省人化という方向に働いてしまつておると、国内の賃金水準の低下要因となる場合があるといふことをここで申し上げたいと思つておる。

つまり、日本において、国内経済の好循環を達成するためにはやはり生産性の向上が必要なんですけれども、生産性の向上をすれば、すなわち賃金が必ず上がるわけではなくて、その生産性の向上と賃金の向上の間には必ず雇用創出というものがなければいけないことでもあります。間違つても、省人化という方向に働いておるわけがない。これをきょうは申し上げたい。これが重要なポイントでございます。

そこで提案をさせていただきたいと思つておるが、これから、第四次産業革命時代におけるIT技術の利活用、そして人材や設備投資の促進を進めていく国の方針であります。産業現場の省人化ではなくて、国内雇用の維持あるいは創出という方向に力が働くように、ぜひ、例えばコネクテッド・インダストリーズの重点五分野、あると思つておるけれども、ああいう分野で取り組まれる施策においては、雇用の創出数などといったものをKPIに置いて取り組んでいただきたいといふふうに思つておる。

これに関する政府の考えをお聞かせいただきたいと思つておる。
○世耕国務大臣 全くおっしゃるとおりでありまして、生産性革命を進めて、その結果として雇用が減つておるようでは、元も子もないといふふうに思つておる。

一方で、これから第四次産業革命などが進んでいく、生産性革命が進んでいく中で、今まで人がやっていた仕事をAIとかが代替していくといふケースはいろいろ出てくるんだらうと思つておるが、その分、その人材をしつかりとリカレント教育を行つて、AI、ビッグデータの世界になつてくれば、必ず、例えばデータサイエンティストといふような職種も必要になつてくる、AIを使いこなして新たなビジネスを生み出していくということも必要になつてくるので、そういったことに、きつちり新たなスキルを身につけられるよう、これは会社の取組も重要ですし、社会全体の取組も重要だといふふうに思つておる。

そういう意味で、我々は、第四次産業革命に対応するスキルを身につけるための人材育成ですとか、あるいは多様なニーズを持った方が、自分の希望で兼業や副業、フリーランスといった柔軟な働き方が選べるようにできるなどを促進をして、生産性の向上と賃金、雇用の拡大のこの二兎をしっかりと追つて、得ていきたいといふふうに考えておるわけでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。
ちよつと時間がなくなつてしまつたので、最後の質問に移りたいと思つておる。
最後の質問は、またちよつと毛色を変えまして、来年に控えております元号の改定に向けた産業の準備についてであります。

産業界においては、いろいろな今情報化が進んでおる中で、元号改定に対していろいろな準備を進められているところでありませう。
ただ、元号がまだ公開されておられません。昭和から平成にかわる時は、前日に、昭和の最後の日に、一月七日だったでしょうか、公表されたといふことであります。ただ、今はこれだけ情報化が進んで、いろいろなものがシステム上でつながつておる世の中ですので、しつかりとそれを対応させる準備期間も必要だと思つておる。

しかしながら、五月十七日に行われた関係省庁の連絡会議では、作業上の便宜として、新元号の公表日を改元の一月前と想定するといふ方針が決まつたのであります。
これが十分な期間をとつておるかどうか、これ

はさておき、産業界の対応作業の円滑化あるいはトラブル抑制に向けて、経済産業省としての考え方を最後に伺って、終わりたいと思います。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。
今御指摘のとおり、五月十七日に連絡会議が開かれました。

その中では、おっしゃったように、新元号の公表時期を改元の一カ月前と想定をして、作業上の便宜として準備を進めるといことになっておりますが、その中で、各府省庁の情報システムにおいては、改元日に間に合わせることを基本とし、すけれども、仮に間に合わないことが想定される場合には、システム間でやりとりする和暦情報新元号へ切りかえる時期等の調整や、あるいは新旧元号のどちらでもやりとりできるようにするため調整を行うとなっております。また、各府省庁は、所管の法人や業界等に対して、政府において新元号の公表時期を一カ月前と想定して準備作業を進めることについて情報提供するとともに、法人等においてもこれを踏まえた適切な対応を行うように要請しております。

私も経済産業省は、情報システムあるいはソフトウェア産業を所管しております。その苦労はよくわかってはいるつもりでございますので、できる限り緊密に連絡をとり合いながら、万全を期していきたいというふうに思っております。

以上です。

○浅野委員 これまで終わりますが、やはり産業の現場で働いている皆様の立場に立つて、ぜひ経産省としてもリーダシップを発揮していただきたいということを最後に申し上げて、質問を終わります。

○稲津委員長 次に、笠井亮君。
○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。
世耕大臣に冒頭伺います。
日本の原発の平均稼働率でありますけれども、二〇一一年の東京電力福島第一原発事故直前と、それから、今からの直近を比べて、それぞれ何割

というふうになっているのでしょうか。

○世耕国務大臣 電力事業者の公開データによりますと、震災前の二〇一〇年度は原発五十四基が稼働しておりまして、その平均稼働率は六七・三％でありました。

震災後の二〇一六年度は三基のみが稼働しておりまして、その平均稼働率は七七・二％でありました。○笠井委員「七七」と呼ぶ。七七・二％。三基稼働している、その稼働している三基の稼働率が七七・二％ということになります。

○笠井委員 稼働している三基では、ちよつとそれは違うんじゃないですか。二〇一〇年は全体の中での平均稼働率でしょう。今というところ何基の稼働率ですか、四十三基かな、そのうちの稼働率ですか、そんなにないですね。

○世耕国務大臣 二〇一〇年は稼働しているのが五十四基ですから、その五十四基の平均稼働率が六七・三。二〇一六年度は三基しか稼働していませんが、その三基の平均稼働率が七七・二％。稼働しているものの稼働率ははからないと意味がないと思います。

○笠井委員 ここに資料がありますけれども、これは出されている資料ですね、ありますよ。

二〇一六年度は、これは本当に、一桁ですよ。だつて、全体四十三基ある中での稼働率ですから。そこはちよつと、数字、変なことを言ったらだめですよ。(世耕国務大臣「それは」と呼ぶ)いや、それはだめですよ、大臣。だつて、そんなに動いていないですよ、稼働率でいって。三百六十五日の中で動いている原発の平均稼働率ですから、だめですよ、そんなことは。ちよつとはつきりそれを言ってください。

経産省、だつて、ちよつとそれは言っているはずですよ。ちよつとレクでもそのことを言っているはずですからね、一桁に対して。だめですよ、ごまかしたりするのは。○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。稼働率では、通常、稼働することができている状態になっているものがどのぐらい動いているかとい

うことでございますので、先ほど大臣が御答弁されたとおりでございます。

○笠井委員 ほとんど動いていないわけですよ。では、原発がある中で動いているのは何％ですか。そこを言ってください、稼働率。そんなこと、だめですよ。こんなところでひつかかっています。全然エネルギー基本計画も何もありませんよ、本当に。だめですよ。

○世耕国務大臣 全く、余り意味のある数字ではないと思えますけれども、では、あえて稼働していない原発も足したら、当然、四十三基の原発が、今、廃炉が決まっていれば、廃炉を決めているもの四十三基が存在しておりますので、それも入れた稼働率というのは余り意味はありませんが、平均稼働率は五％ということになります。

○笠井委員 リアルに見なきゃだめなんです。政府の第五次エネルギー基本計画の案が言う、事業者の自主的な安全性向上の取組というのは、前回やりとりもしましたけれども、全体を八割稼働するという話があつて、それを前提に、全ての原発稼働だ、それから運転延長だという話、前提だという話をされたわけでしょう、大臣。そういう中で、安全性向上の取組というのは、現在一桁の稼働率を八〇％にするための体制をつくって再稼働を進めるといこと、この間、大臣自身

が答弁したわけですよ。しかし、これまでも、事業者の自主的な取組を言いつつ、事故やトラブルが相次いできたというのには現実であります。そして、実際に、四十三基のうちわずか五％という話になるわけです。

そこで、原子力規制委員会、お越しいただいてると思うんですが、規制委員会は、二〇一七年十二月に、東京電力の柏崎刈羽原発六、七号機を新規制基準適合として、そして設置変更を許可いたしました。ところが、半年もたないうちに、空調ダクトに腐食、穴が発見をされて、東電に是正要求をすることになりました。新潟県民は、とりわけ怒りと不安でいっぱいあります。

中国電力の島根原発二号機で二〇一六年度に巨大な腐食穴が見つかったことを受けて、各社が中央制御室の空調ダクトを調査した結果、全国の七原発十二機で腐食穴が見つかったもので、柏崎刈羽原発では三、四、六、七号機、更に二号機でも発見されたということでもあります。

そこで、更田委員長に伺います。
新規制基準適合とした柏崎刈羽七号機でも腐食による穴があつたのは大問題だと思ふんです。しかし、規制庁は、柏崎刈羽を含めていずれの施設においても被曝条件を下回っている、事業者による点検結果報告というのは妥当と判断しているという立場であります。

東京電力はダクトの外観や性能を定期的に点検しているというが、なぜ発見できなかったのか、どのように見ていらつしやるのでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。
東京電力は、この中央制御室換気空調系ダクトにつきまして、みずから定める保全計画に基づいて、全体の外観検査を行うこととしております。今回の、その発見できなかった一つの原因として、この外観点検というのは、ダクトというものは、結露を防ぐために保温材料で巻かれておりますけれども、この外観点検は、保温材料を取り外すのではなくて、保温材料の上から見るという形になつていたということ、それから、内部を見るという形になつておりませんでしたので、この外観点検によつて、腐食を確認できなかったというふうに考えております。

○笠井委員 配管の腐食や穴を放置して事故が起こつたら、中央制御室に放射性物質が流入してきて、運転員が避難を余儀なくされる。結果、原発は全ての制御を失うという大変な事態にもつながるという問題であります。

そこで、更に伺いますが、この七号機に設置変更許可を出した審査書はどのような状態になっているんですか。腐食や穴について確認をしていたのかどうか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。
許可を与えた設置変更ですが、設置変更許可と

主な質疑内容

1. 実労働時間の把握状況の調査を求める（働き方改革）

労働時間を正確に把握することは残業時間の抑制、あるいはメンタルヘルス環境の改善につながる。労働基準法上、「使用者は労働者の労働時間を把握、管理する義務を負っている」との規定があるにも関わらず、実際の職場において労働時間の把握状況の実態調査を行った実績は少ない。長時間労働は正に最も寄与するということが調査で分かっている以上、国内の事業場に対する調査を行うべきと考ええる。

2. 組織横断的な取り組みの強化を求める（医師不足対策）

地方における医師不足は非常に深刻な問題であり、待ったなしの状況である。国として医療機関のIT設備投資に対する財政支援措置の強化と、省庁をまたがるそれぞれの施策について積極的な横展開と情報共有を求める。



政府に見解を求める、浅野議員

回答

1. 国内の事業場全数というのは非常に大きい数であるため、労働基準監督官が実施する監督指導において、労働時間管理状況を確認し、適正な管理が行われていない場合には必要な指導を行うことで、対応していきたい。

2. 医療機関のIT設備については、その機関の資産となるために、一義的には自己資金によって整備することが基本となるが、一部においては医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保する観点から、補助事業が実施されている。

一方、経済産業省において中小企業向けのIT導入補助事業が実施をされており、医療機関はこれを活用することも可能となっている。こうした支援、補助金又は税制の支援を活用しながら医療機関に対する支援に努めていく。



加藤厚生労働大臣

(第一類 第七号)

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第二十七号

平成三十年六月八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

- 委員長 高島 修一君
- 理事 後藤 茂之君
- 理事 橋本 岳君
- 理事 渡辺 孝一君
- 理事 岡本 充功君
- 理事 赤澤 亮正君
- 理事 穴見 陽一君
- 理事 井野 俊郎君
- 理事 上野 宏史君
- 理事 大岡 敏孝君
- 理事 金子 俊平君
- 理事 木村 弥生君
- 理事 小泉進次郎君
- 理事 佐々木 紀君
- 理事 塩崎 恭久君
- 理事 田畑 裕明君
- 理事 土屋 品子君
- 理事 船橋 利実君
- 理事 山田 賢司君
- 理事 池田 真紀君
- 理事 長谷川嘉一君
- 理事 吉田 統彦君
- 理事 大西 健介君
- 理事 山井 和則君
- 理事 伊佐 進一君
- 理事 高橋千鶴子君
- 理事 森 夏枝君

- 厚生労働大臣 加藤 勝信君
- 厚生労働副大臣 高木美智代君
- 厚生労働副大臣 牧原 秀樹君
- 厚生労働大臣政務官 田畑 裕明君

厚生労働大臣政務官

衆議院庶務部長

政府参考人

(内閣官房人生100年時代構想推進室次長)

政府参考人

(内閣府子ども・子育て本部審議官)

政府参考人

(警察庁長官官房審議官)

政府参考人

(金融庁総務企画局参事官)

政府参考人

(法務省大臣官房審議官)

政府参考人

(文部科学省大臣官房審議官)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房年金管理審議官)

政府参考人

(厚生労働省医政局長)

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省労働基準局長)

政府参考人

(厚生労働省職業安定局長)

政府参考人

(厚生労働省職業安定局長)

政府参考人

(厚生労働省職業安定局長)

政府参考人

(厚生労働省職業安定局長)

政府参考人

(厚生労働省職業安定局長)

政府参考人

- 大沼みずほ君
- 岡田 憲治君
- 大島 一博君
- 川又 竹男君
- 小田部耕治君
- 栗田 照久君
- 佐々木聖子君
- 白間竜一郎君
- 宇都宮 啓君
- 高橋 俊之君
- 武田 俊彦君
- 福田 祐典君
- 山越 敬一君
- 小川 誠君
- 坂根 工博君
- 宮川 晃君
- 吉田 学君
- 定塚由美子君

政府参考人

(厚生労働省社会・援護局 障害者保健福祉部長)

政府参考人

(厚生労働省老健局長)

政府参考人

(厚生労働省保険局長)

政府参考人

(国土交通省大臣官房審議官)

厚生労働委員会専門員

中村 実君

委員の異動

六月七日

辞任

足立 康史君

同日

辞任

串田 誠一君

同日

辞任

木村 弥生君

同日

辞任

国光あやの君

同日

辞任

小林 鷹之君

同日

辞任

塩崎 恭久君

同日

辞任

白須賀貴樹君

同日

辞任

山井 和則君

- 宮嵜 雅則君
- 濱谷 浩樹君
- 鈴木 俊彦君
- 山口 敏彦君
- 補欠選任
- 串田 誠一君
- 補欠選任
- 足立 康史君
- 補欠選任
- 大隈 和英君
- 金子 俊平君
- 小田原 潔君
- 上杉謙太郎君
- 上野 宏史君
- 佐々木 紀君
- 浅野 哲君
- 森 夏枝君
- 補欠選任
- 土屋 品子君
- 山田 賢司君
- 木村 弥生君
- 国光あやの君
- 上野 宏史君
- 山井 和則君
- 浦野 靖人君

同日

辞任

上野 宏史君

同日

辞任

土屋 品子君

同日

辞任

山田 賢司君

同日

辞任

浦野 靖人君

六月八日

健康増進法の一部を改正する法律案(内閣提出 第四七号)

同日

旧優生保護法に基づく不妊手術を施行された被害者に対する早期の政治的救済制度確立に関する請願(西村智奈美君紹介)(第一八七〇号)

介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保に関する請願(白石洋一君紹介)(第一八七一号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一九四三三号)

同(篠原孝君紹介)(第一九四四四号)

同(本村伸子君紹介)(第一九八〇号)

過労死と職場における差別的根絶に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一八七二二号)

同(笠井亮君紹介)(第一八七三三号)

同(穀田憲二君紹介)(第一八七四四号)

同(志位和夫君紹介)(第一八七五五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一八七六六号)

同(田村貴昭君紹介)(第一八七七七号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一八七八八号)

同(畑野若枝君紹介)(第一八七九九号)

同(藤野保史君紹介)(第一八八〇〇号)

同(宮本岳志君紹介)(第一八八一一号)

同(宮本徹君紹介)(第一八八二二号)

同(本村伸子君紹介)(第一八八三三号)

同(小川洋也君紹介)(第一九八三三三号)

全国一律最低賃金制度の実現を求めることに関

する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一八八四号)
 同(笠井亮君紹介)(第一八八五号)
 同(穀田恵二君紹介)(第一八八六号)
 同(志位和夫君紹介)(第一八八七号)
 同(塩川鉄也君紹介)(第一八八八号)
 同(田村貴昭君紹介)(第一八八九号)
 同(高橋千鶴子君紹介)(第一八九〇号)
 同(畑野君枝君紹介)(第一八九一号)
 同(藤野保史君紹介)(第一八九二号)
 同(宮本岳志君紹介)(第一八九三号)
 同(宮本徹君紹介)(第一八九四号)
 同(本村伸子君紹介)(第一八九五号)
 障害福祉についての法制度の拡充に関する請願
 (赤嶺政賢君紹介)(第一八九六号)
 同(池田真紀君紹介)(第一八九七号)
 同(神山佐市君紹介)(第一八九八号)
 同(熊田裕通君紹介)(第一八九九号)
 同(小島敏文君紹介)(第一九〇〇号)
 同(小寺裕雄君紹介)(第一九〇一号)
 同(白石洋一君紹介)(第一九〇二号)
 同(武内則男君紹介)(第一九〇三号)
 同(中野洋昌君紹介)(第一九〇四号)
 同(西村智奈美君紹介)(第一九〇五号)
 同(野田毅君紹介)(第一九〇六号)
 同(御法川信英君紹介)(第一九〇七号)
 同(山川百合子君紹介)(第一九〇八号)
 同(泉健太郎君紹介)(第一九四八号)
 同(小倉慎司君紹介)(第一九四九号)
 同(木原誠二君紹介)(第一九五〇号)
 同(齊藤鉄夫君紹介)(第一九五一号)
 同(坂本哲志君紹介)(第一九五二号)
 同(塩川鉄也君紹介)(第一九五三号)
 同(篠原孝君紹介)(第一九五四号)
 同(谷川とむ君紹介)(第一九五五号)
 同(玉木雄一郎君紹介)(第一九五六号)
 同(中野洋昌君紹介)(第一九五七号)
 同(中山展宏君紹介)(第一九五八号)
 同(長妻昭君紹介)(第一九五九号)
 同(藤原崇君紹介)(第一九六〇号)

同(三浦靖君紹介)(第一九六一号)
 同(秋葉賢也君紹介)(第一九八五号)
 同(岩田和親君紹介)(第一九八六号)
 同(江田憲司君紹介)(第一九八七号)
 同(小川淳也君紹介)(第一九八八号)
 同(神山佐市君紹介)(第一九八九号)
 同(工藤彰三君紹介)(第一九九〇号)
 同(黒岩宇洋君紹介)(第一九九一号)
 同(小宮山泰子君紹介)(第一九九二号)
 同(根本匠君紹介)(第一九九三号)
 同(船橋利実君紹介)(第一九九四号)
 同(古川元久君紹介)(第一九九五号)
 同(本村伸子君紹介)(第一九九六号)
 公正な賃金・労働条件に関する請願(白石洋一君紹介)(第一九〇九号)
 同(小川淳也君紹介)(第一九九七号)
 同(黒岩宇洋君紹介)(第一九九八号)
 同(塩川鉄也君紹介)(第一九九九号)
 同(本村伸子君紹介)(第二〇〇〇号)
 難病・長期慢性疾患・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(池田真紀君紹介)(第一九一〇号)
 同(石田真敏君紹介)(第一九一一号)
 同(白石洋一君紹介)(第一九一二号)
 同(武田良太郎君紹介)(第一九一三号)
 同(津島淳君紹介)(第一九一四号)
 同(宮内秀樹君紹介)(第一九一五号)
 同(小倉慎司君紹介)(第一九一六号)
 同(高橋ひなこ君紹介)(第一九一七号)
 同(橋本岳君紹介)(第一九一八号)
 同(藤原崇君紹介)(第一九一九号)
 同(根本匠君紹介)(第二〇〇一号)
 同(本村伸子君紹介)(第二〇〇二号)
 現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化を目指すことに関する請願(小川淳也君紹介)(第一九一六号)
 同(西村智奈美君紹介)(第一九一七号)
 同(篠原孝君紹介)(第一九一八号)
 同(稲富修二君紹介)(第二〇〇三号)

同(玉城テニ君紹介)(第二〇〇四号)
 国の責任でお金の心配なく誰もが必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第一九四五号)
 国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第一九四六号)
 同(篠原孝君紹介)(第一九四七号)
 同(本村伸子君紹介)(第一九四八号)
 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求めることに関する請願(本村伸子君紹介)(第一九七八号)
 保険でよい歯科医療の実現を求めることに関する請願(本村伸子君紹介)(第一九七九号)
 さらなる患者負担増計画の中止に関する請願(本村伸子君紹介)(第一九八一号)
 医療・介護の負担増の中止に関する請願(本村伸子君紹介)(第一九八二号)
 は本委員会に付託された。
 本日の会議に付した案件
 政府参考人出席要求に関する件
 健康増進法の一部を改正する法律案(内閣提出 第四七号)
 厚生労働関係の基本施策に関する件

長官寄雅則君、老健局長濱谷浩樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
 ○高島委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。池田真紀君。
 ○池田(真)委員 おはようございます。立憲民主党の池田真紀です。
 本日は、幼児教育の無償化について質問をさせていただこうと考えておりますが、冒頭に、昨今、連日ですけれども、報道がされています。目黒区で起きました、五歳のお子さんが両親から虐待を受けて亡くなられたという報道が幾つもあるかと思えます。これにつきまして、香川県の児相から、東京都に引越した際の児相の手だてがどうであったかと。
 この間ずっと、児相の運営方針については、平成二年の運営指針に基づいて、ケース移管については、転居が確認されてから遅くとも一カ月以内にケース移管をする、あるいは、その後の法改正においても、さまざま、児童福祉法、さらには児童虐待防止法、通称ですけれども、改正がなされたところでもあります。第十次報告の平成二十六年の九月においても、地方公共団体への提言といったものも示されておりますが、しかし、こういった非常に痛ましい事件といえますか事故が後を絶たない状況にあります。
 このことにつきまして、本日は丁寧に質問をさせていただきたいのでありますが、私も、児童虐待につきまして、非常に多くの事例もありまして、研究もさせていただきました。政府で行っております、子ども虐待による死亡事例等の検証結果につきましても、多くの数字、データからも、いろいろな評価あるいは分析をしなければいけないと考えております。
 取り急ぎ、私がいま申し上げたいのは、ま

いと思っておりますし、また、委員御指摘のように、医師の働き方改革にも絡んでくる問題であります。検討会における緊急的な取組ということもなされたわけでありまして、そういったものにおいてタスクシフトがどう進んでいるか、その状況も調査をしていきたいと思っております。

○榎木委員 短く、最後、看護師さん。

一つはハラスメント対策です。

ILOの総会でも国際基準が初めて討議をされて、来年の総会で条約採択を目指す、こういうこともありますから、これから開かれる労政審の中で、このILOの流れも踏まえて、労政審の動きの加速をお願いしたいのが一点。

それから、夜勤の改善。

これも、最大の離職の理由でございます。資料にもつけておりますので。ぜひ、夜勤の、離職率低下を阻むというか防ぐための、これもまさに今回の改定に向けて評価、検証をぜひしっかりとお願いをし、女性活躍、一番多い職種である看護師さんたちの働き方改革もお願いしたいと思っております。また、御答弁を申し上げます。

○加藤国務大臣 まず、パワハラについては、有識者、労使関係者にも参加していただいた検討会において、対策のあり方や論点等に関する報告書を本年三月に取りまとめるところでありますので、この報告書を踏まえて、労働政策審議会において具体的な対策について議論を進めさせていただきたいというふうに思います。

それから、看護職の夜勤等の負担軽減、これは大変重要な課題であります。

診療報酬においては、看護職員や看護補助者を夜間にも手厚く配置し、交代制勤務のシフトの適正な編成や医療機関内における業務量の平準化といった取組を行った場合に算定できる看護職員夜間配置加算、これを設けておりまして、平成三十年度の診療改定においても、この加算を引上げ、また地域包括ケア病棟でも同様の加算を新設をしたところでございます。

いずれにしても、この改定の影響を調査、検証し、その結果を踏まえながら、また関係者の御意見ももしっかりお聞きをして、看護職員の方々の夜勤の負担の軽減、これに対して必要な対応を考えたいと思っております。

○榎木委員 ぜひ、次回以降、虐待対策、虐待死対策の集中審議、参考人の取組をお願いをして、質疑を終わります。

○高島委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、二十分という時間をいただきまして、ありがとうございます。

早速質問に入らせていただきますが、本日、皆様のお手元には参考資料をお配りさせていただきました。一枚目には、長時間労働対策、過労死対策に関する政府の調査結果の資料を掲載しております。

厚生労働省が平成二十八年度に実施した過労死等に関する事態把握のための労働・社会面の調査研究事業という調査の中に、労働時間を正確に把握することが残業時間の減少や年休取得日数の増加、メンタルヘルスの状態の良好化に資する、こういう調査結果があるんですね。

下の方に書いてございますグラフを見ていただいても、労働時間の把握の正確性が、一週間当たりの残業時間、あるいは年間の年休取得日数、メンタルヘルスの状況に対してポジティブな効果を示しているということが明快に示されております。

まず、第一問目に伺いたいんですけども、労働時間を正確に把握すること、これが残業時間の長さあるいは労働者のメンタルヘルスにどのような効果をもたらすのか、政府の事実認識と政府の見解をお伺いをいたします。

○山越政府参考人 厚生労働省が平成二十八年度に委託事業で実施いたしました過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究にお

きまして、把握されている労働時間の正確性が残業時間の長さなどにどのように影響を及ぼすかについて分析した結果を見ますと、労働時間を正確に把握されていない場合に比べて労働時間を正確に把握されている方が、週の残業時間は短く、また、メンタルヘルスの状況が良好になるといふ傾向が見られたところでございます。

こうした分析結果から、労働時間を正確に把握することは、残業時間の抑制でございますとかメンタルヘルスの良好な確保に資するものと認識をしております。労働時間の正確な把握を引き続き促していく必要があると考えております。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕

○浅野委員 ありがとうございます。労働時間を正確に把握することが残業時間の抑制あるいはメンタルヘルス環境の改善につながる、政府も同じ見解を持っているということ。この資料のページを見ていただきますと、この

厚生労働省が行った調査、実にさまざまな項目に対して残業時間との相関を調査をしております。この調査は非常に、私個人的には、定量的でよい調査なのではないかというふうに考えているんですけれども。

ここで改めて、政府としては、これ以外にも、ひよつとしたら労働時間の短縮につながるさまざまな要因を分析されているというふうに推察をしておりますが、残業時間の長さという観点で見るときに、労働時間を正確に把握すること以上に、残業時間、労働時間の抑制に対する効果がある、そんな策はあるのかどうか、政府の見解をお伺いをいたします。

○山越政府参考人 この調査におきましては、把握されている労働時間の正確性ととも、残業手当の支払の有無などが残業時間の長さにとどのような影響を及ぼすかについて分析した結果でございます。労働時間の把握の正確性が週の残業時間あるいはメンタルヘルスの状況に、良好になる傾向という影響を及ぼすものと認識をしております。

また、厚生労働省におきましては、施策といったしましては、労働時間の正確な把握を徹底するために、労働時間の適正な把握のためのガイドラインを定めておりまして、これは平成二十九年一月二十日に策定したところでございますけれども、その周知や指導を行っているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

労働時間の把握の正確性を改善するためにガイドラインの周知徹底を行っているということでありまして、やはり私も、時間外労働、長時間労働を抑制するためには、まずは、労働者一人一人が、自分がどれくらい働いたのか、これを正確に把握することが第一歩だと思っております。

そこで、改めてお伺いをしたいんですが、今回周知を徹底しているというガイドラインあるいは労働基準法の中において、使用者というのが労働者の実労働時間、これを把握、管理する責を負っているのかどうか、ガイドラインあるいは労働基準法の中においてその責任が明確に示されているか、あるいは責任を示しているという政府の見解があるのか、ここについて答弁を求めます。

○山越政府参考人 労働基準法におきましては、労働時間、休日、深夜業などにつきまして規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握することなど、労働時間を適切に管理する責を負っているものです。

この場合の労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいうものでございまして、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たりますのでございます。

労働基準法第八八条では、使用者は労働者の労働時間を記入した賃金台帳を調製することとされておりまして、使用者が賃金台帳に労働時間を記入していない場合、故意に虚偽の労働時間数を記入した場合には、罰則の対象になるものでございます。また、労働時間を把握していないために、実際

の労働時間が法定労働時間又は三六協定上の上限時間を超えた場合には労働基準法第三十二条違反、時間外労働時間に応じた割増賃金が支払われていない場合には労働基準法第三十七条違反となり、罰則の対象となるものでございます。

○浅野委員 使用者は労働者の労働時間を把握、管理する責務を負っているという部分、回答の中にあつたと思ひます。

であるならば、現在、参議院の方では働き方改革関連法案が引き続き審議をされておりますし、これまでも多くの時間を割いてこの委員会の中で議論をされておりましたが、今回の改正案の中では、時間外労働の上限を設けるということで、月四十五時間、あるいは臨時的な特別な場合でも、単月百時間未満、複数月平均八十時間未満、こういうのを限度に設定するですとか、あるいは高プロに關しても、健康管理時間と言われるものを把握しなければならぬ、こういう責務を設けていくわけでございます。

そういう中身になつていくからには、使用者というのは労働者の実労働時間を正確に把握する責任を有している、今の政府の答弁は至極真つ当なものであると思つておられますけれども、問題は、実際の産業界、各職場において、実労働時間が本當に把握されているのかというところであり

ます。そこで、お伺いしますけれども、使用者が労働者の実労働時間を把握しているか否かについて実態調査を行った実績はあるんでしょうか。また、もしあるのであれば、その際の調査範囲や結果の概要について教えていただきたいと思ひます。

○山越政府参考人 実態調査ではございませんけれども、平成二十八年度に長時間労働が疑われる事業場に対して実施いたしました監督指導におきまして、労働時間の管理方法を確認いたしました結果、これは対象事業場が二万三千九百十五事業場でございますけれども、そのうちの二千五百四十七事業場で使用者がみずから現認する、六千五百九十九事業場でタイムカードを基礎とする、三

千六百七十一事業場でICカード、IDカードを基礎とするということになっておりました。

この監督指導に限りませんが、一般的に、労働基準監督機関が実施する監督指導におきましては、労働時間管理の状況を確認し、適正な管理が行われていない場合には、必要な指導を行つていくところでございます。

○浅野委員 実態調査ではありませんというのが冒頭についておりましたけれども、今御紹介いただいた調査も、対象は二万数千社ということで、今、日本全国に四百十萬事業場というのがあります。それに対する二万という比率は、どう考えても少ないというふうに言わざるを得ませんけれども。

今、国が、長時間労働を是正しよう、過労死を撲滅しよう、そういうふうな動いている中で、実際に職場の長時間労働は正に最も寄与するというのが調査でわかつている労働時間把握の正確性をもつと高めていく必要があると思ふんですね。

そこで大臣にお伺いしたいんですが、実態調査がこれまでされていなかったという現状を踏まえて、これから国内の事業場に対して実労働時間の把握状況を調査すべきというふうな考えを思ふんですけれども、これに対する御見解をいただけますでしょうか。

○加藤国務大臣 今こちら側から御説明いたしましたように、労働基準法では労働時間等の規定を設け、三六協定の締結の有無にかかわらず、使用者は、労働時間を適正に把握するなど、労働時間を適正に管理する責務がある。そして、労働時間の正確な把握を徹底するためガイドラインを策定し、このガイドラインを周知して、それにのっとりやかつてほしいということ指導をさせていただいておられるわけでありまして、今委員御指摘のように、事業所数が非常に大きい数でありますから、それを全数ということ、これはなかなか難しいのではないかとおもうに思ひます。したがって、労働基準監督官が実施する監督指導において、労働時間管理の状況を確認し、適正

な管理が行われていない場合には必要な指導を行う、こういう姿勢で、それぞれの地域において管理が徹底されて、そして適正な管理がなされていくように対応させていただきたいというふうに思ひます。

○浅野委員 ガイドラインを周知徹底するということなんですけれども、やはり、民間でもそうですけれども、PDCAをしつかり行政の取組についても回すべきだと思ふんですね。

今PDCAのうちの、Dをやつていこうということだと思ひます、ガイドラインの周知。それによつてどれだけ実労働時間を把握できている事業場がふえるのか、こうしたことをしつかり把握していかなければ、次の手が打てないと思ひます。

アイデアはいろいろあると思ひますけれども、やはり実態把握なくしてすぐれた施策は生まれてこないと思ひますので、ぜひそういう姿勢で、今後、実態把握、一気に四百萬事業所全てをやつてほしいというわけではございません。少なくとも、今二万数千社しかやつていない、しかもちゃんとした調査ではないという現状を踏まえて、ぜひ行政には実態をよりよく知ろうという姿勢を持つていただくことをお願いしたいと思ひます。

では、時間も少なくなつてきましたので、地方における医師不足対策についてお伺いしたいと思います。

本日の資料の図の六、最終ページになりますけれども、今、地方では医師不足対策、あるいは地域医療体制の強化に向けて、さまざまなIT機器の導入が進んでおります。

ただ、医療関係の機器は非常に高額で、経営状況のいい医療機関でなければ導入が難しかったり、あるいは行政からの多額の補助金が必要な状況となっております。しかし、地方における少子高齢化、医師不足問題、これは待つてはくれませんので、国として、医療機関のIT設備投資に対する財政支援事業の課題について、お伺いをさせていただきたいと思ひます。

○武田政府参考人 お答えいたします。医療機関のIT設備に関する投資でございますけれども、これは医療機関の資産となるために、一義的には医療機関の自己資金によつて整備するのが基本と考えているところでございますけれども、一定の政策目的、例えば遠隔医療の実施に必要なコンピュータ機器、通信機器等の整備につきましては、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保する観点から補助事業が実施されているところでございます。

一方、経済産業省におきましては、中小企業向けのIT導入補助事業が実施をされておりますので、医療機関はこれを活用することも可能となっております。

こういった支援、補助金又は税制の支援もございまして、こういったことを活用しながら、IT設備を導入する医療機関が必要な支援を受けられるように、私どもとしても努めてまいりたいと思つております。

○浅野委員 ありがとうございます。まさに今御紹介いただきましたけれども、今国会で、経済産業委員会では、生産性向上特別措置法ですとか産業競争力強化法の改正の中において、事業者のIT設備投資に対するさまざまな税制優遇もされたようでございます。

ただ、厚労省の職員の方々と経産省の職員の方々、こういった省をまたがるそれぞれの施策に對しては、若干情報共有がされていないところもあるというふうな認識をしております。厚労省が課題として取り組んでいるものに対して経産省の施策が適用できるとか、こういった横展開をぜひ積極的に進めていただきたいということを最後にお願い申し上げます。

ありがとうございます。○橋本委員長代理 次に、浦野靖人君。○浦野委員 日本維新の会の浦野靖人です。本日、最後の質疑になります。よろしくお願ひいたします。

主な質疑内容

1. 原子力規制委員長としての現在の所感を伺う

委員長に就任されてから約1年が経過したが、これまでの活動内容や取組みの中から見えてきた課題認識等について伺う。

2. 事業者に配慮したバックアップルールの明確化を求める

実際、現場で働く職員はかなりの繁忙感の中でバックアップルールの対応にあたらなければならぬ。

昨年の4月に参議院環境委員会においてルールの明確化を求める附帯決議がなされているが、単に文書や議事録を公開するだけでなく、公開された情報を使う側の立場に立った取組みの推進を求める。



政府に見解を求める、浅野議員

3. 使用済み核燃料の低害化・減容化に向けた取組みについて

原子炉で発生した使用済み核燃料の有害度を短期間で低減する※1「マイナーアクチノイド分離技術」。この最新の研究状況と方針について伺う。あわせて、国として研究の促進を求める。

※1 使用済み燃料の中から、長期にわたる強い放射線を出し続ける核種を取り出し、核分裂反応により安定核種や短寿命核種に変換する技術。

回答

1. 1つ目は新検査制度に向けた取組みを着実に進めること、2つ目は審査の厳正さ、厳格さをきちんと守ること。
科学的・技術的な知見のみに基づいた厳正厳格な審査を進めるということを規制委員会、規制庁の職員全体で今一度意識を改め、常に高みを目指して安全追及をしてまいりたいと考えている。



原子力規制委員会
更田委員長

2. バックアップルールの運用については基本的な考え方を規制委員会において審議し、文書として公表することによりその明確化を図っている。
明確化については被規制者側より提案があり、原子力規制委員会から今後何かできることがあれば更に改善を図っていく旨を回答している。
ご指摘のあった附帯決議については趣旨を十分尊重し努力していく。



原子力規制委員会
山田原子力規制部長

3. この技術は放射性廃棄物の長期的リスクを低減し、原子力利用に伴う廃棄物の問題に大きく貢献できると考えている。
文科省内においても作業部会を設置し平成25年に報告書をまとめた。今後も着実に核変換技術の研究開発を進めていく。



文部科学省
増子大臣官房審議官

衆議院 第九十七回国会 原子力問題調査特別委員会 議録 第二二二号

平成三十年十一月二十九日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

- 委員長 高木 敏君
- 理事 伊藤 忠彦君 理事 齋藤 洋明君
- 理事 津島 淳君 理事 細田 健一君
- 理事 吉野 正芳君 理事 阿部 知子君
- 理事 浅野 哲君 理事 富田 茂之君
- 井林 辰憲君 石崎 徹君
- 泉田 裕彦君 鬼木 誠君
- 金子 俊平君 木村 次郎君
- 北村 誠吾君 佐々木 紀君
- 齋藤 健君 高木 啓君
- 西田 昭二君 野中 厚君
- 百武 公親君 福山 守君
- 藤丸 敏君 古田 圭一君
- 星野 剛士君 堀井 学君
- 松本 剛明君 三原 朝彦君
- 官澤 博行君 官路 拓馬君
- 宗清 皇一君 築 和生君
- 渡辺 孝一君 生方 幸夫君
- 逢坂 誠二君 菅 直人君
- 宮川 伸君 伊藤 俊輔君
- 芥木 武志君 牧 義夫君
- 佐藤 茂樹君 中野 洋昌君
- 田嶋 要君 藤野 保史君
- 足立 康史君

- 経済産業副大臣 磯崎 仁彦君
- 内閣府副大臣 あきもと司君
- 政府特別補佐人 更田 豊志君
- (原子力規制委員会委員長) 荒木 真一君
- 政府参考人 (内閣府大臣官房審議官)

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 増子 宏君

政府参考人 (経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官) 新川 達也君

政府参考人 (経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長) 松永 明君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君

政府参考人 (環境省大臣官房審議官) 上田 康治君

政府参考人 (原子力規制庁次長) 荻野 徹君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房緊急性事態対策監) 山形 浩史君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官) 片山 啓君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 片岡 洋君

政府参考人 (東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長) 山田 知穂君

参考人 (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構副理事) 文挾 誠一君

参考人 (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構副理事) 田口 康君

衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長 関 武志君

委員の異動 十一月二十九日 辞任 岩田 和親君 補欠選任 藤丸 敏君

同日 宮澤 博行君 木村 次郎君

同日 山際大志郎君 官路 拓馬君

同日 辞任 木村 次郎君 宮澤 博行君

同日 藤丸 敏君 石崎 徹君

同日 官路 拓馬君 金子 俊平君

同日 辞任 石崎 徹君 補欠選任 鬼木 誠君

同日 金子 俊平君 高木 啓君

同日 辞任 鬼木 誠君 補欠選任 岩田 和親君

同日 高木 啓君 百武 公親君

同日 辞任 百武 公親君 補欠選任 山際大志郎君

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

○高木委員長 これより会議を開きます。この際、御報告いたします。第九十三回国会、原子力問題調査特別委員会理事会の決定により、本委員会の活動等について専門的見地から助言を求めため、会員七名から成る衆議院原子力問題調査特別委員会アドバイザリー・ボードを設置いたしました。本アドバイザリー・ボードにつきましては、各会派の理事等の協議により、今国会においても設置することとなりました。

以上、御報告申し上げます。

○高木委員長 原子力問題に関する件について調査を進めます。

この際、原子力規制委員会の活動状況について説明を聴取いたします。更田原子力規制委員長委員長。

○更田政府特別補佐人 原子力規制委員会委員長の更田豊志でございます。

衆議院原子力問題調査特別委員会における御審議に先立ち、原子力規制委員会の業務について御説明申し上げます。

原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、さまざまな課題に取り組んでおります。

まず第一に、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施について申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ制定した新しい規制基準への適合性審査については、これまで、発電用原子炉について十一の事業者から二十七基の原子炉に係る申請が、核燃料施設等について九つの事業者から二十一の施設に係る申請がなされております。

これまでに、九州電力川内原子力発電所一、二、三号炉及び二、四号炉、玄海原子力発電所三、四号炉及び二、四号炉、関西電力高浜発電所一、二、三、四号炉及び四号炉、美浜発電所三、四号炉、大飯発電所三、四号炉及び四号炉、四国電力伊方発電所三、四号炉、東京電力柏崎刈羽原子力発電所六、七号炉及び七、八号炉並びに日本原子力発電東海第二発電所の計十五基に対して設置変更許可を行いました。

また、関西電力高浜発電所一、二号炉及び二、三号炉、美浜発電所三、四号炉並びに日本原子力発電東海第二発電所について運転期間延長の認可を行いました。

また、関西電力高浜発電所一、二号炉及び二、三号炉、美浜発電所三、四号炉並びに日本原子力発電東海第二発電所について運転期間延長の認可を行いました。

また、関西電力高浜発電所一、二号炉及び二、三号炉、美浜発電所三、四号炉並びに日本原子力発電東海第二発電所について運転期間延長の認可を行いました。

また、関西電力高浜発電所一、二号炉及び二、三号炉、美浜発電所三、四号炉並びに日本原子力発電東海第二発電所について運転期間延長の認可を行いました。

また、関西電力高浜発電所一、二号炉及び二、三号炉、美浜発電所三、四号炉並びに日本原子力発電東海第二発電所について運転期間延長の認可を行いました。

また、関西電力高浜発電所一、二号炉及び二、三号炉、美浜発電所三、四号炉並びに日本原子力発電東海第二発電所について運転期間延長の認可を行いました。

また、関西電力高浜発電所一、二号炉及び二、三号炉、美浜発電所三、四号炉並びに日本原子力発電東海第二発電所について運転期間延長の認可を行いました。

閣官房副長官をチーム長とする「もんじゅ」廃止措置推進チームで決定いたしました基本方針、これにおいて、使用済み燃料については、安全に炉外に取り出した上で、この使用済み燃料の再処理を行うために県外に搬出することとする、再処理に向けた搬出の方法あるいは期限などの計画につきましては、燃料の炉心から燃料池までの取り出しの作業が終了するまでの間、おおむね五年半を予定しておりますが、それまでに検討を行って結論を得て、速やかに搬出することになっております。

したがって、二〇二二年の十一月までには搬出先を含む計画を策定し、地元にお示しするというのが大筋でございます。

加えて、昨年の十一月に開催いたしました「もんじゅ」関連協議会、地元に対しまして、技術的に再処理が可能な施設、搬出までに解決すべき技術課題等の検討をこししの十二月末までにお示しすること、文科大臣から福井県知事、敦賀市長にお話ししております。

現在、文科省と原子力機構におきまして、これらの搬出計画の策定に向けた検討を進めておりまして、検討の詳細につきまして、またここで具体的にお話しするような状況になっておりませんが、十二月末までには地元にて御説明したいと考えております。

引き続き、この基本方針に基づきまして、搬出先を含む計画策定に向けて責任を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○青木委員 今まだ御説明できる段階にないという御意見でしたけれども、私が知り得ている範囲では、六ヶ所村にしても東海にしても、またフランスにしても、この世界、地球上に「もんじゅ」の燃料をそのまま再処理できるような施設は現状ないというふうに思っておりますが、どうなんでしょうか。あるんでしょうか、ないんでしょうか。

○増子政府参考人 お答え申し上げます。まず、国内には「もんじゅ」の使用済み燃料を

再処理できる施設はございません。

海外には、高速炉の再処理をやったフランス、ラ・アーグの工場がございます。ただ、これにつきまして、すでに、「もんじゅ」の使用済み燃料の形態、いろいろフランスの高速炉と違いますが、技術的な検討を今しているところでございます。

そのほかにも世界には再処理できる工場がございますが、その辺も含めて、現在検討しているところでございます。

○青木委員 もちろん、これは国の税金で行われる再処理ですので、コストの問題もあると思えます。ですので、現段階で、ここに絞りましたよというふうな発言ができないというのは私も承知をしておりますが、やはりそうした現状を、フランスであろうと日本であろうと、要するに地球上にこの「もんじゅ」の燃料を持つていける、再処理できる場所はないというのは地元も知っておる情報ですので、やはり、本当に県外に持っていけるんだらうかという非常に疑心暗鬼というかは先行きがちなんですね。

ですので、ぜひここは地元とよく、年内に、十二月末までにやりたいということなんですが、ぜひ丁寧なコミュニケーションをとっていただきたいと思っておりますが、最後に、その御意見、いただきますでしょうか。

○増子政府参考人 お答え申し上げます。現在、先ほど申しましたように、詳細については検討中ということで、ここでお答えできないということをお願いしましたが、できるだけ懇切丁寧に今後の再処理の計画について御説明をしたいと思いますと考えているところでございます。

○高木委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、質疑の時間をいただきましたが、ありがとうございます。

時間も限られておりますので早速質問に入りたいと思っておりますが、冒頭、更田委員長の方にお伺い

をしたいと思っております。

委員長は、委員長に御就任をされてから一年が経過をしたということでございますけれども、冒頭に取組内容の御説明をいただきましたが、この就任後、これまでの活動内容、取組内容を踏まえて、主な成果についてお伺いしたいと思っておりますけれども、冒頭、おおむね概略についてはお話をいただきましたので、その中から見えてきた課題認識等について、まずはお感じになつていられる部分についてお答えをいただければと思っております。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。個別の取組組んできた作業については本委員会

の冒頭で申し上げましたので、特に私が着任をして以来意識を割いている部分についてお答えいたしますと、これは、まず一つは、新検査制度に向けた取組を着実に進めること。

それからもう一つは、審査の厳正さ、厳格さをきちんと守ること。これは、やはり時間がたつてまいりましたので、緩むことが懸念をされるので、初心を忘れずに、きちんと厳正厳格、何物にもとらわれず、科学的、技術的な知見のみに基づいた厳正厳格な審査を進めるといふことに関して、いま一度、規制委員会、規制庁職員の意識をもう一回改めるといふようなところがポイントであるというふうに考えております。

それから、地方自治体の皆さんと関係者などの皆さんとの意見交換については、これは取り組み始めたところの、試みでございますので、今後ともこれらを、効果的な意見交換ができるよう進めていきたいと思っております。

安全の追求に終わりはないという初心を忘れずに、今後も常に高みを目指して努力を続けてまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。厳正厳格な審査の実行、それに伴って職員の方々の意識改革というところに触れていただきましたけれども、本日、これまでの質疑の中でもありましたが、厳正さ、正確さ、決して再び事

故を起こさないというためのオペレーションをしっかりと実行していくのはもちろんでありまして、やはり、予見可能性についての不安、また、なかなか進まない作業に対する不安といった声も聞かれますので、正確さ、厳正さに加えて、やはり、行政の行う業務ですから、国民に対して不利益にならないような範疇での厳正さというのは、常に意識としては持っていたら必要があるのかなと思っております。

続いての質問ですけれども、バックフィットルールについてお伺いしたいと思います。

平成二十七年の十一月十三日に規制委員会が取りまとめた「新たな規制基準のいわゆるバックフィットの運用に関する基本的考え方」という文書がございすけれども、これに基づいてこれまで適用されてきたバックフィットの実績等について、まずは政府にお伺いしたいと思います。

○山田政府参考人 新規制基準の施行後、許可基準規則等とその解釈の改正に伴い、新たな規制基準の既存の施設等への適用、いわゆるバックフィットでございますけれども、この件数につきましては、数え方によるところはございますけれども、七件であるというふうに認識をしております。

○浅野委員 七件の実績があるということですが、その内容について簡単に御紹介をいただけますでしょうか。

○山田政府参考人 まず一つは、有毒ガスに対する防護ということでございます。原子力発電所の中にはいろいろなガスがございます。例えば塩素ですとか水素ですとかがございます。こういうものも漏れ出した場合に、中央制御室にその有毒ガスがもし入つてくるとすると、中央制御室にとどまれないというようなことがございますので、これに対して適切な防護をとれという規制要求を新たにかけたというのがございます。

それから、もう一件だけ例を申し上げます。それから、電気設備で短絡とか地絡、いわゆる

委員会議録

89

るシヨートが発生しますと、アークという、電気が空中に飛ぶという現象がございませう。この現象によつて火災が発生するという現象が新たに、東京電力福島第一原子力発電所の事故が起きたのと同じ、あの地震の際に女川原子力発電所で火災が起きました、その火災でございませうが、そういった事象があったということで、そういったアーク火災、アークが発生することによる火災を防止するための措置をとれといったような基準をつくつてございまして、それらについてはバックフィットをしているところでございませう。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、幾つかの事例について御紹介をいただきましたけれども、私も内容を確認させていただきましたら、この七件については、しっかりと納得性のある内容であるという理解をしております。火災の防止あるいは健康被害の防止、事故の未然防止という観点からいへば、その必要性は、事業者も含めて、関係者が認めるべきであります。

ただ、先ほども少し触れましたけれども、こうした事故の未然防止に向けて必要な措置、どんな措置をとればいいのか、とる可能性が出てくるのか、この予見可能性については引き続き高めていかなければいけないという声がかかっているのもまた事実であります。

そこで、次の質問ですけれども、このバックフィットについては、昨年の四月六日に参議院の環境委員会の附帯決議がなされましたが、バックフィットの運用に関するルールや判断基準を明確化して、規制化するためのプロセスを整備することというような中身でありました。

この附帯決議がなされたことを踏まえて、それ以降、今日までの対応状況、具体的事例等ありましたら、ここで御報告をいただければと思ひます。

○山田政府参考人 原子力規制委員会におきましては、予見可能性を高めることを目的といたしまして、科学的、技術的な最新知見の規制への反映プロセスや、バックフィットの運用に関する基本

的な考え方を規制委員会において審議し、文書として公表することにより、その明確化を図っております。

また、基準を新たに定める場合は、事業者から意見聴取を行つており、最近の取組としては、火山灰に関する基準の改定に際して、被規制者を交えた降下火砕物濃度の評価に関する検討チームを公開で開催し、その上で、パブリックコメントを経て、基準の改定を実施するといったプロセスを行つているところでございませう。

なお、バックフィットの明確化については、昨年四月に開催した主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換においても、被規制者側より提案があり、原子力規制委員会から、今後何かできることがあれば更に改善を図っていく旨を回答しているところでございませう。

今後とも、御指摘のありました附帯決議につきまして、その趣旨を十分に尊重して努力してまいりたいというふうに考えてございませう。

○浅野委員 先ほどもご質問の中で更田委員長も少し言及をされておりましたが、この予見可能性を高めるための対応として、これまでガイド類の充実や先行審査関連資料の公開といったものを進めてきているという御発言がございました。

それはぜひ進めていただきたいと思つておるんですけれども、現実問題として、私もその現場の中で職員の方々が対応に当たつていらつしやる。その中で正確さを求められる作業であります。

そして、予見可能性をしっかりと踏まえて効率的に、ある種効率的に、ただし正確に作業を進めるためには、こうした先行審査資料の確認というのは非常に有用なんですけれども、ただ、議事録を公開したり、生の、ありのままのものを公開するだけではなくて、ぜひ、それを見る者の見やすさに配慮してこういう取組を今後推進していただければと思ひます。

残り時間もわずかとなってききましたので、次の質問に移らせていただきます。

実は、本日付の日経新聞でこんな報道がございました。フランスの話でありますけれども、フランス政府は、二〇二〇年以降、次世代原子炉開発計画を凍結する方針を日本側に伝えていたことがわかつたと。フランス政府は、一九年で研究を中断、二〇年以降は予算をつけない意向だとされておるようであります。この次世代炉の名称は、いわゆるASTRID計画でございまして、その凍結の方針がフランス政府から知らされていたという内容であります。

高速炉の開発過程においては、本日はこの高速炉の開発の是非というのを論じるつもりはありませぬけれども、高速炉の開発過程においては、放射性物質からマイナーアクチノイドと言われる比較的高レベルの放射性物質を分離する技術開発も行われているということでありませう。それによつて物質中に含まれる有害物質を分離すること、残された物質は低毒化、そして放射能は早期減衰するという効果を生み出せる可能性があるものなんですけれども、こうした技術開発が行われていると認識をしております。

そこで、今、現段階、最新のこのマイナーアクチノイド分離技術の開発の現状というのを、本日、JAEAの副理事長さんに来ていただいたりしておりますので伺いたいということ、こうした報道を受けて、今後の使用済み燃料の低毒化に向けた研究の方針というのを政府にお伺いをしたいと思います。

○田口参考人 お答え申し上げます。

当該研究開発の現状でございますが、先生おっしゃつたとおり、高レベル放射性廃棄物中の、ウランより重く半減期が長いマイナーアクチノイド、これはMAと我々言つていますが、これを分離することによつて高レベル放射性廃棄物の減容化あるいは有害度などの低減ができるということ、原子力機構としては、エネルギー基本計画にのっとりまして、これらの研究開発を進めているところでございませう。

具体的に申し上げますと、まず、マイナーアクチノイドを高レベル放射性廃棄物から分離する研究開発、それから、分離したマイナーアクチノイド、これを高速炉あるいは加速器を使つてより短半減期の物質に核変換する、こういった研究開発を進めているわけでございませう。

マイナーアクチノイドの分離につきましては、これは実験室レベルではございませうが、高レベルの廃液から九九%以上の高い効率で回収できる見込みを得て、そのような成果を得てございませう。

○増子政府参考人 お答え申し上げます。

文科省といたしましては、この核変換技術の確立によりまして、高レベル放射性廃棄物の長期的なリスクを低減し、原子力利用に伴う重要課題でございませう廃棄物の問題に大きく貢献できるというふうに考えております。

このため、文科省におきましては、核変換技術の研究開発のあり方について議論するため、作業部会を設置いたしました。平成二十五年に報告書を取りまとめさせていただきます。現在、この報告書をもとにいたしまして研究開発をしておりますので、着実に今後も進めていきたいというふうに考えているところでございませう。

○浅野委員 ありがとうございます。

今の、作業部会の中で報告取りまとめをされたということですが、冒頭申し上げたこのフランス政府の方針転換というのは、ごくごく最近の話であります。しかも、「もんじゅ」の廃炉が決まつて以降、日本政府としては、高速炉に関する技術開発あるいは今の有害物質の分離技術開発というのは、このASTRID計画と強く関係する中で進めていくという方針だったように認識をしておりますので、ぜひ、この方針については、国としても早急にもう一度再検討を行つていただきたいということをお願いいたします。

○高木委員長 次に、藤野保史君。

それでは、時間がやつてまいりましたので、本日の質疑はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございます。

主な質疑内容

回答

1. 医療法人等への設備投資支援を求める

地方における医師不足・看護師不足といった医療環境の水準低下が課題となっている。この情勢を鑑み、生産性向上特措法における中小企業の設備投資支援の対象に医療法人のような非営利団体も含めるべきと考える。

2. 安全性とリスク対策など目の前の課題にしっかりと取り組むよう求める

今、原子力行政においては将来のエネルギー安全保障の観点からも様々な選択肢を検討していく責任がある。原子力発電所の安全性やリスク対策に対してコミットをしていくことが最優先。
目の前の課題にしっかりと経産省として取り組むよう求める。



政府に見解を求める、浅野議員

3. 来年に迫る元号改定に関して、進捗状況を伺う

新元号の公表時期については改元の1カ月前を想定し、各府省庁の情報システムにおいては「和暦情報を新元号へ切り替える時期の調整」や「新旧元号のどちらでもやりとりできるような調整」を行うと半年前に回答があったが、現在の進捗状況を伺う。

1. 生産性向上特措法は労働生産性を3年間という短期間のうちに向上させることを目的とし、中小企業の設備投資支援については限られた政策資源を有効に活用する観点から対象を営利を目的として事業する会社又は個人としている。

非営利団体については政策資源の有効活用の観点から支援対象に含めていないが、今後の対象の追加については慎重に検討していく。

2. ご指摘の通り、目の前の課題については規制委員会にしっかりと新規制基準に基づいて審査してもらい、それをバーストものを地元の理解を得ながら、着実に再稼働させていくことが重要と考える。

電力事業者と連携しながら、目の前の課題に対応しつつ、原子力分野でのイノベーションにもしっかりと目を向けていきたい。

3. 政府全体の方針として、新元号の公表時期を改元の1カ月前を想定し準備を進めることとしている。

前回、浅野委員からのご指摘以降、所管業界の約750の団体に情報提供を行うとともに、個別にヒアリングを実施し、適切な対応を要請している。産業界における取組状況の把握に努めた上で、必要に応じて周知の強化などを講じて万全を期していく。



吉野 中小企業庁
統括調整官



世耕 経済産業大臣



成田 大臣官房審議官

衆議院 第九十七回国会 經濟産業委員会 會議録 第三号

平成三十年十二月五日(水曜日)

午前九時四分開議

出席委員

委員長 赤羽 一嘉君

理事 穴見 陽一君

理事 小林 鷹之君

理事 西村 明宏君

理事 齊木 武志君

理事 安藤 高夫君

理事 石崎 徹君

理事 尾身 朝子君

理事 岡下 昌平君

理事 木村 哲也君

理事 田畑 毅君

理事 野中 厚君

理事 藤丸 敏君

理事 星野 剛士君

理事 三原 朝彦君

理事 宮澤 博行君

理事 八木 哲也君

理事 菅 直人君

理事 宮川 伸君

理事 浅野 哲君

理事 山岡 達丸君

理事 田嶋 要君

理事 谷畑 孝君

堀山 弘志君

國場幸之助君

落合 貴之君

富田 茂之君

石川 昭政君

岩田 和親君

大見 正君

神山 佐市君

佐々木 紀君

富樫 博之君

百武 公親君

穂坂 泰君

細田 健一君

宮川 典子君

務台 俊介君

築 和生君

松平 浩一君

山崎 誠君

泉 健太君

太田 昌孝君

笠井 亮君

笠 浩史君

政府参考人 (農林水産省大臣官房審議官) 小野 稔君

政府参考人 (林野庁森林整備部長) 織田 央君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房技術総括・保安審議官) 福島 洋君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官) 藤木 俊光君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 成田 達治君

政府参考人 (資源エネルギー庁省工ネルギー・新エネルギー部長) 松山 泰浩君

政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 南 亮君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君

政府参考人 (中小企業庁長官官房中小企業政策統括調整官) 吉野 恭司君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 木村 聡君

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 奈須野 太君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 小林 靖君

政府参考人 (環境省大臣官房政策立案総括審議官) 和田 篤也君

政府参考人 (經濟産業委員会専門員) 佐野圭以子君

委員の異動
十二月五日
石川 昭政君 補欠選任
木村 哲也君

岩田 和親君 藤丸 敏君
神田 裕君 百武 公親君
山際大志郎君 宮川 典子君
泉 健太君 山岡 達丸君

同日 補欠選任

原案からの撤退を決定しエネルギー政策の転換を求めるとに関する請願(穀田恵二君紹介)(第三六一号)

小規模事業者に対する社会保険料負担軽減支援策等に関する請願(本村伸子君紹介)(第三六二号)

即時原案ゼロを求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第三八九号)

脱原発を実現し、自然エネルギー中心の社会を求めるとに関する請願(志位和夫君紹介)(第三九〇号)

原案再稼働をやめ、エネルギー基本計画を見直し、再生可能エネルギーの比率を大幅に増加させることに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第四五〇号)

は本委員会に付託された。

十二月四日

中小企業の生産性向上等に関する陳情書(大阪府中央区本町橋二の八 尾崎裕)(第一三四号)

二〇二五日本万国博覧会の大坂誘致等に関する陳情書(大阪府摂津市三島一の一の二 嶋野浩一朗)(第一三五号)

同日

事業終了後の太陽光発電設備が確実に撤去・処分される制度の実現を求める意見書(茨城県議会)(第一五八七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

經濟産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○世耕國務大臣 私は、物資の供給については、今回のツイートはそんなに間違っていないかと思っております。

あと、特に電力に関しては、やはり北海道電力自体の情報発信が非常に遅かったというふうに思っております。

これは、この間も電力会社の社長を全部集めて、ふだんからSNSにちゃんと習熟をして、そして、こういう災害が起こったときにはしっかりと迅速な情報発信をできるようにしておいてほしい。これは、必ず改善をしなければいけない大きなポイントだというふうに考えております。

物資については、これは豪雨災害のときとかでもそうなんですけれども、なかなかうまくはいきません。どうしても、これはコンビ二の能力の問題なんです。コンビ二の機能そのものの本質の問題でして、災害に備えて在庫を大量に抱えるというところができないのですから、どうしても品薄な状態が続きます。その品薄状態を見ると、また今度、心理に拍車をかけて余計、本当はペットボトル一本でもいいんだけれども、もうちょっと、五、六本買っておこうという心理になって、ぱつと店頭から物が消えるということになるんです。

ここは落ちついてください、供給はしっかりとやっております、あるいは、この間の北海道のときもやりましたけれども、例えば、今コンビ二は指定公共機関になってますから、優先車両の指定をして今配送を急がせていますとか、そういう情報提供をするのは、私は逆に、心理を落ちつかせるという意味では有効ではないかなというふうに思っています。まだ改善すべき点はあるかと思いますが、これは山岡議員は今回御自身で体験をされたわけですから、また御意見もいただきたが、改善すべき点があるのであれば改善はしていきたいというふうに思います。

○山岡委員 誰のためのSNSなのかということの視点を持って、これはぜひ、改善について、これからまたいろいろ機会でも私も申し上げていき

たいと思います。

時間がちよつと限られているので、いろいろ伺いたかつたんですが、最後に政府に伺います。

今回の震災、北海道の室蘭という町は、港も製油所も一つの被害もありませんでした。非常に震災に強い地域だということが結果的にはわかつたわけですね。

JXTGという会社が事業を縮小して、大臣からは、非常に、地域経済への影響を最小化するべきだという大変温かい御意見も、お話をいただいております。お答えを伺います。

このJXTG室蘭との話は、今進んでおられることも伝え聞いておるところでありますけれども、さまざま支援もしていただきたいと思いますし、経過もきちんと見守っていただきたいと思います。どういふふうに今受けとめて、どう考えておられるのか、伺います。

○南政府参考人 お答えいたします。

昨年九月、JXTGエネルギーが室蘭製造所を油槽所へ転換するとの発表を行って以降、同社と室蘭市との間では、跡地を用いた新規事業について複数回にわたり意見交換が行われていると承知しております。

その中で、室蘭市が提案した新たな発電事業や水素の実証事業などについても議論され、それらの事業性も含めた実現可能性について検討が進められていると聞いておるところでございます。

本件につきましても、経済産業省としても、室蘭市長を始めとする地元の方々と意見交換を実施するなど、北海道のエネルギー供給を長年にわたって支えていただいた室蘭市や地域住民に対し、できる限りサポートしていくことが重要と考えております。

そのため、室蘭市とJXTGエネルギーにおける検討状況を踏まえながら、室蘭市の今後の取組をしっかりとサポートしていきたいというふうに考えております。

○山岡委員 話も大分、少し踏み込んだ話にも

なっているようでありますので、ぜひ支援すべきところは支援していただきたいという思いをお伝えさせていただきます。時間が来ましたので、私の質疑を終わらせていただきます。

○赤羽委員長 次に、浅野哲さん。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、経済産業に関する諸施策に対する質問というところでやらせていただきますけれども、時間も限られておりますので、早速質問に入りたいと思っております。

きょうは皆様のお手元に資料をお配りをさせていただきます。そちらを拝見いただきながら質疑を進めさせていただきます。

先般、世耕経済産業大臣の方から所信演説がございましたけれども、その中でも今回もまた触れられていたテーマの一つが、ソサエティー五・〇でありました。

言うまでもなく、この経済産業委員会は、このソサエティー五・〇をしっかりと国内で浸透させて、着実に日本の経済、産業を成長軌道に乗せていくというのが一つの大きな使命であろうかと認識しておりますけれども、まずは、このソサエティー五・〇に関連して、ことしの通常国会で成立をいたしました生産性向上特別措置法について質問させていただきます。

皆さんのお手元の資料の一を、一ページ目をごらんいただきたいと思います。こちらは生産性向上特別措置法の中に含まれている、概略資料になります。

図の左から、規制のサンドボックスについての説明、あるいは、データの共有、連携のためのIoT投資に対する減税のもの、また、一番右には、中小企業の生産性向上のための設備投資の促進というところで、三つの大きな取組が含まれているわけでありまして、このそれぞれの取組の対象とされている法人について確認をしたところ、左側の二つにつきましては、非営利団体を含

んでいるということでありまして、例えば医療法人ですとか、そういった非営利団体もこの制度を活用できるということでありまして。

その一方で、中小企業の生産性向上のための設備投資促進、具体的には、固定資産税の課税標準を三年間ゼロから二分の一に軽減することのできるような中身になっておりますけれども、こちらの制度については、実は非営利団体は対象となっておりません、営利を目的とした中小企業のみが対象になっていくことでもあります。

そこで、一問目の質問なんです。昨今、日本の国内の情勢としては、特に、地方におけるお医者さん不足あるいは介護士、看護師の不足といった医療環境の水準低下が課題になっておりますけれども、これに向けて医療業界もさまざまな努力を重ねております。その中に、人手を補うための設備投資というものも当然ながら行われているんですけれども、今回、こういう固定資産税の軽減措置というのの対象になっていないということ、これが一つの大きな営利団体との違いになっております。

そこで、質問ですけれども、なぜ非営利団体が含まれていないのか、その背景についてお伺いしたいのと、今の日本が抱える課題を考えれば、医療法人のような非営利団体もこの措置の対象に含めるべきではないかというふうに考えますが、政府の見解をお伺いいたします。

○吉野政府参考人 お答えいたします。

生産性向上特別措置法につきましては、労働生産性を三年間という短期間のうちに向上させるという法目的を達成する観点から、規制のサンドボックス、データ共有、連携促進、中小企業の生産性向上のための設備投資促進を措置するものになります。

このうち、御指摘の中小企業の設備投資支援につきましては、限られた政策資源、この場合には、各自自治体に固定資産税の減免を賜る部分でございますけれども、これを有効に活用する観点から、生産性向上特別措置法第三十六条におきまし

て、支援対象となる中小企業者を、営利を目的として事業を反復継続して行う会社又は個人としておりませぬ。

御指摘の医療法人それから非営利法人に関しましては、政策資源の有効活用の観点から、生産性向上特別措置法の制定時に支援対象に含めなかつたところございまして、支援対象の追加につきましては慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○浅野委員 今の答弁を伺うと、極めて限られた資源の中でこの措置を行うということで、すぐの適用が難しいような印象を受けましたけれども、医療法人といえますと厚生労働省の所管にもなりますので、省庁をまたいだ協議、連携が必要になるかと思ひますけれども、やはり、技術の力で日本が抱える課題を解決するという、そのために我々経済産業委員会として経済産業省の皆さんも働いていらつしやる、そういう側面もあると思ひますので、ぜひ今後前向きに検討していただきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

次は、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する質問をさせていただきます。

現在、国内では、将来的に放射性廃棄物を処分するための立地ですとか、あるいはその処分のための技術開発というのが行われているわけでありませぬ。その拠点となつておりますのが、日本原子力研究開発機構が持つている北海道の幌延町、そして岐阜県の瑞浪、また茨城県東海村にあるこういった地中処分のための技術開発をする研究拠点があつたわけでありませぬけれども、一部の施設については使用期限というのがそろそろ迫つてきている状況にあります。

期限までに埋め戻して自治体に返却するといふような協定が地元と結ばれているという状況でありませぬけれども、ただ、今、国内の状況を見れば、処分する地域ですとか処分方法についても未確定な部分が多く、実際に処分する段階になつた

ときに、例えば、処分する地域の地理的特性に合わせた処分の最終調整のようなものも必要になつてくるのではないかとと思ひますが、この研究開発分野を今後どのようにしていくおつもりなのか、政府の中長期的な視点での方針を伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

これまで、御指摘のような研究機関などを活用いたしまして、技術開発を行つてまいりました。これによりまして、地上から地下環境を推定する技術ですとか地下施設の施工技術など、地層処分を行う上で必要となります技術基盤は着実に確立してきていますと考えてございませぬ。他方、地層処分の技術的信頼性に対する国民の理解獲得のためにも、技術的信頼性、安全性の一層の向上のための対応は不可欠だと認識してございませぬ。

かかる認識に立ちまして、当省といたしましては、JAEAや処分実施主体でありますNUMOなどの研究機関と連携をいたしまして、五力年の研究開発全体計画を策定したところでございませぬ。この中で、例えば、処分場を閉鎖した後に坑道が水みちになることを防止するための技術開発ですとか、地下の断層の分布を把握するための技術開発などを実施するという方針にしているところでございませぬ。

今後とも、本計画に基づきまして、国民の皆様から信頼と安心を獲得、確保するべく、更にしっかりと取組を進めてまいりたいと思ひてございませぬ。

○浅野委員 五力年計画をつくり着実にやつていくということなんですけれども、目の前にある問題としては、その研究開発の拠点となる施設自体に使用期限が設けられているということでありませぬ。特に、地中の深いところどういった現象が起きていますのかですとか、具体的な処分、設置の方法、こういふところも細かな技術開発が必要だといふふう聞いております。

地上で検討できることはぜひ検討を継続していただければいいと思ひますが、地中でな

いと、現場でないと思ひませぬ、実証できない、検証できない、そういう事柄も必ずあると思ひますので、五力年計画をつくつて着実にやる、そのために今後の施設というのがどうあるべきかというところも含めて、ぜひ御検討を継続していただきたいと思ひます。

これは、非常に日本にとつても重要な課題です。使用済みの燃料をいつまでもサイトの中に置いておく、市民の皆様、国民の皆様のすぐそばに置いておくわけにはいきませぬので、しっかりと責任のある政策の策定と実行をお願いしたいと思ひます。

では、三問目に移らせていただきたいと思います。三問目は、つい先日、一部の新聞社で、フランスで計画が進行中であつた高速炉開発について、ちょっと方針の変更があつたというような報道がなされたので、その事実確認をさせていただきます。

資料の二ページ目、資料二というところをごらんください。

こちらは、十一月二十九日の日経新聞の朝刊の記事を抜粋したものであります。フランス、次世代原子炉凍結へという見出しであります。赤線の部分を讀ませていただきますと、フランス政府は一九九一年で研究を中断、二〇〇年以降は予算をつけない意向という、この次世代炉は高速炉実証炉、ASTRIDであるということでありませぬ。

日本の国内においては、先般「もんじゅ」が廃炉を決定いたしました。今後の高速炉については、ASTRID計画との連携といったものもかなり重要視をされてまいりました。

きょうは、この高速炉開発の是非というよりは、もしこれが事実であれば非常に大きな方針の転換が必要になるのではないかとということで、まずはこの事実確認をさせていただきますと思ひます。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

フランスは、高速炉開発についてさまざまな検討をしている状況にあるとは承知しておりますが

れども、報道にありますような、今後の高速炉開発を凍結するといったような方針がフランス側から伝えられた事実はございませぬ。

フランスとの高速炉をめぐる協力のあり方につきましては、現在、我が国は議論を継続しておりまして、何ら決定される状況にないというのが事実関係でございます。

○浅野委員 事実ではないということでありませぬけれども、これは、ほかの新聞でもかなり具体的な表現まで踏み込んで報道がされておりました。決まつたことは何もないということかもしれませんが、その可能性がゼロであるとは今言えない状況だと私は考えておりました。この件についてはぜひ、事実が発生した際には、円滑な情報展開をお願いしたいと思ひます。

もう一つ、資料三の方をごらんいただきましたが、資料三はまた別の原子力関係の内容になりますけれども、経済産業省が原子力ベンチャーを育成する、次世代炉の開発を支援するというような中身でありませぬ。この次世代炉というのは、記事の内容を讀んでいきますと、高速炉ではなく、小型モジュール炉、SMRであるということでありませぬ。

この記事の赤線部分を見ていただくと、この原子力ベンチャーを育成、支援していくためには、例えばJAEAの持つ施設や人材を提供することも検討しているですとか、あるいは、エネルギー基本計画、第五次のエネルギー基本計画で、SMRなど新型炉の開発を進める方針を示しているということも書いてございませぬ。

今、原子力行政、原子力政策においては、国内で非常にさまざまな意見が交錯している状況でありまして、まずは、その収束といひますか、しっかりと目の前の問題に着手して対応していくことが今政府に求められているのではないかとはいふふうにも思つておりますが、そういう中でどういふ報道がされたわけか、その分野の方々は、大変大きな衝撃を受けていらつしやる方もおります。そこで、こちらについてもまずは事実確認をさ

せてください。経産省として、こういう小型炉開発、原子力パンチャーを支援するといったような方針はあるのでしょうか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

基本的に、エネルギー基本計画で定められた方向性の中で、安全性、信頼性、効率性の一層の向上に向けて、原子力関連技術のイノベーションを促進するという方針がエネルギー基本計画で示されているわけでございます。

そういった方針に沿って今後取り組んでいくということでも臨まさせていただきますところでございます。小型モジュール炉を含む革新的な原子炉開発を進める欧米の取組を踏まえて、民間の創意工夫や知恵を生かしながらこういった検討を進めていく、これも、エネルギー基本計画の方針に沿ってこういった対応を進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

あと、報道にありました事実関係でございますけれども、十一月十四日にIFNEC及びNIC Eフューチャーイニシアチブ合同で国際会議が開催されました、その中で、エネルギー基本計画の方針に沿った趣旨でございますけれども、あらゆる選択肢の可能性を追求する一環として、原子力についてもイノベーションの推進に取り組むという趣旨の発言を出席した経済産業省の職員がしたというものと承知してございます。その例として、他国で開発が進む小型原子炉についても言及したもので、このように承知してございます。

○浅野委員 今の答弁の中で、経産省としても決して後ろ向きではないというような趣旨の中身があったと思えますけれども、今、国内では、皆様御存じだと思いますけれども、原子炉、原子力発電所の安全性ですとか、もしものときのリスク対策に対して、国民の方々の不安というのが決しておさまっているわけではないですね。しっかりとそういったところにコミットをしていくことが最優先なんだと私は思っています。

将来のエネルギー安全保障の観点からも、さまざまな選択肢というのは検討していく責任がある

ということばかりながらも、こういうもの以上に、目の前の課題にしっかりと経産省としては取り組んでいただきたいというふうに思いますが、これについて大臣の御所見をいただければと思います。

○世耕國務大臣 今おっしゃるように、目の前の課題、今ある原子力発電所については、これは規制委員会にしっかりと新規制基準に基づいて審査をいただけて、それで、その審査をパスしたものをしっかりと再稼働させていく、もちろん地元の御理解もいただきながらということになるんだらうというふうに思います。

ただ一方で、二〇五〇年に八〇%温室効果ガスを削減ということになると、これはやはり何らかのイノベーションが必要不可欠であります。ですから、我々は、水素とか蓄電池といったイノベーションにも取り組んでまいりますけれども、原子力分野でのイノベーションにもしっかりと目を向けて、今から目を向けておくということも重要ではないかというふうに考えております。

ただ、当然、目の前の課題についてもしっかりとこれは電力事業者に取り組んでもらう必要がある、我々もしっかりと取り組んでいく必要があると考えています。

○浅野委員 では、時間も迫ってきておりますので、最後の質問は、来年に迫る元号改定に関してであります。

資料の四、最終ページをごらんいただきたいと思いますが、これは、本年の経済産業委員会、五月三十日の経済産業委員会私が質問させていただいた内容であります、赤字の部分をごらんいただければと思います。

新元号の公表時期というのは改元の一カ月前と想定されているというのが、当時の参考人の答弁内容でありました。そして、しっかりと、各府省庁の情報システムにおいては、改元日に間に合わせることを基本としますが、間に合わないことが想定される場合には、システム間でやりとりする

和暦情報を新元号へ切りかえる時期等の調整、あるいは新旧元号のどちらでもやりとりできるような調整を行うと。さらに、できる限り緊密に連絡をとり合いながら万全を期するというものであります。

この質疑から半年がたっておりますので、今までのこの問題に対する進捗状況を最後にお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

新元号への移行に伴う情報システムの改修作業につきましては、御指摘ございましたように、政府におきましては、五月十七日に、新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議を開催いたしました。そこでは、今委員からも御指摘ありましたように、政府全体の方針として、情報システム改修等を円滑に進めるための作業上の便宜として、新元号の公表時期を改元の一カ月前と想定し、準備を進めることといたしております。

こうした方針を受けまして、経済産業省といたしましては、ちょうど、前回委員から御指摘いただいた以降、所管業界の約七百五十の団体それぞれに対して、情報提供を行うとともに適切な対応を要請してきていたところであります。

また、こうした中、各団体に要請を始めてからちょうど約半年が経過しているわけですが、直近におきましても、情報システムのベンダー企業を中心に、改元に向けた対応状況につきましてヒアリング等を行っております。

こうしたヒアリング等を通じて産業界における取組状況の把握に努めた上で、必要に応じて周知の強化など対応策を講じることによって、改元に向けて万全を期してまいりたいと考えております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。以上で終わります。

○赤羽委員長 次に、斉木武志さん。

○斉木委員 斉木武志です。世耕経産大臣、よろしくお願ひいたします。この十二月、もうそろそろ半ばも見えてまいり

ましたが、今まさに税の季節を政府・与党内は迎えていらつしやるというふうに思います。新聞紙上でも、自動車関連税制に関して、消費税と並んで、このところをどうしようふうに変えていくんだらうかというような報道が大分出てまいりましたので、本日は、その自動車関連税制についてどうしようふうに変えていくのか、あるべき、あらまほしき姿は何なのかということ、世耕経産大臣、そして総務省、財務省とちよつと議論をさせていただければというふうに考えております。

まず、皆様のお手元の配付資料をごらんいただきたいんですけども、この白黒で一枚で刷つてあるものです。これは、自動車総連がことしの七月に作成した、自動車関係税制の負担、国際比較と都道府県格差に関する資料になっております。

そこで一番目につくのが、資料七、この紙の下半分の部分なんですけれども、この自動車関連税制、地方が非常に負担、しわ寄せを受けているのではないかとこのように見えます。

これは、一世帯当たり何万円、自動車関連税制、自動車重量税とか自動車税とかを一世帯当たりどれぐらい負担をしているかを比較したものであります。四十七位は東京。東京は一世帯当たり〇・四台くらいしか自動車を保有しておりませんので、当然低くなります。一位が、私の地元であります福井県でございます。二十二万九千円。二位が富山県、二十二万三千円。地方は、東京に比べるとおよそ四倍、一世帯当たり税負担を受けているということになります。

これは、地方というのは車がなければ生活できませんので、実際、福井県の世帯保有台数というのは一世帯当たり一・七三台、ほぼ二台くらいは一世帯当たりで持っているという計算になります。

ですので、非常に、車を持たざるを得ない地方に、自動車重量税とか自動車税、毎年、そして二年ごとの車検ごとに随分たくさん税金を取られるなという声が強いのと思うんですけれども、こういった日本の自動車税制、まず現状、ちよつと地

国民民主党
党所属調査会資料

国民民主党 エネルギー調査会

● 役員構成 ●

顧問 増子 輝彦
吉良 州司

会長 大野 元裕

副会長 徳永 エリ
斉木 武志

事務局長 矢田 わか子

事務局次長 浅野 哲
森田 俊和

〈小委員会〉

原子力エネルギー小委員会委員長 斉木 武志

国民民主党 経済財政調査会

● 役員構成 ●

会 長	大塚 耕平	代表
副会長	吉良 州司	衆議院議員
	川合 孝典	参議院議員
事務局長	稲富 修二	衆議院議員
幹 事	浅野 哲	衆議院議員
	伊藤 俊輔	衆議院議員
	西岡 秀子	衆議院議員
	古賀 之士	参議院議員
	浜口 誠	参議院議員
	矢田 わか子	参議院議員

以上

国民民主党 税制調査会

● 役員会構成 ●

顧問 原口 一博

増子 輝彦

会長 古本 伸一郎

副会長 小林 正夫（筆頭）

前原 誠司

渡辺 周

足立 信也

岡本 充功

奥野 総一郎

森本 真治

古賀 之士

事務局長 稲富 修二

事務局次長 青山 大人

浅野 哲

伊藤 俊輔

源馬 謙太郎

矢田 わか子

スタッフ名簿

浅野哲事務所 スタッフ名簿

2018.12.31現在

No.	役職	氏名	備考
1	最高顧問	大畠章宏	
2	顧問	菊地孝義	
3	事務所長	渡辺正幸	
4	事務局長	平塚宣行	
5	政策秘書	小澤 弘	
6	第一秘書	佐藤嘉洋	
7	第二秘書	田中洋和	2018.4.1採用
8	秘書	大川一弘	
9	秘書	角田 孝	
10	秘書	関野正紀	2018.3.31退職
11	秘書	高山秀樹	
12	秘書	徳田敏夫	
13	秘書	助川忠光	
14	地域秘書	金子忠雄	北茨城市担当 2018.3.31退職
15	地域秘書	小松純一	高萩市担当 2018.3.31退職
16	アドバイザー	鈴木和夫	
17	事務員	阿部夏樹	
18	事務員	齋藤遊亀	
19	事務員	北沢さとみ	
20	事務員	田澤恵子	

国会質疑全集 1

二〇一七年十二月～二〇一八年十二月

発行 国民民主党

衆議院議員 浅野 哲 事務所

小澤 弘

齋藤 遊亀

〒一〇〇―八九八一

東京都千代田区永田町二―二―一

衆議院第一議員会館 四〇六号室

TEL 〇三―三五〇八―七三三一

FAX 〇三―三五〇八―三三三一

